

## 目 次

|  |     |
|--|-----|
| 「保育士養成のあり方に関する研究」について                                | 1   |
| 第1部 保育士資格取得段階における保育士の専門性（知識、技術、判断、倫理）の相違に関する比較<br>考察 | 3   |
| 第1章 養成校方式と試験方式に関する調査                                 | 3   |
| 第1節 はじめに（序論）   | 3   |
| 第2節 研究1：質問紙調査  | 4   |
| 第3節 研究2：ヒアリング調査                                      | 46  |
| 第4節 おわりに（まとめ・提言）                                     | 55  |
| 第2章 保育士試験の実施方式及び内容に関する検証                             | 57  |
| 第1節 研究目的と方法  | 57  |
| 第2節 結果と考察  | 60  |
| 第3節 事後アンケートの結果                                       | 96  |
| 第4節 総合考察   | 106 |
| 第2部 保育士養成課程と他の国家資格の養成課程に関する比較研究                      | 113 |
| 第1章 保育士養成課程制度に関する歴史、現状及び課題に関する考察                     | 113 |
| 第1節 保育士養成施設における保育士養成                                 | 113 |
| 第2節 保育士（保母）試験による保育士養成                                | 140 |
| 第3節 保育士養成課程制度の現状と課題に関するインタビュー調査                      | 149 |
| 第4節 研究結果のまとめと保育士養成のあり方の提案                            | 154 |
| 第2章 他の国家資格の養成課程制度に関する歴史、現状及び課題に関する考察                 | 157 |
| 第1節 各国家資格における養成の経緯、特色、動向、現状および課題について                 | 157 |
| 第2節 ヒアリング調査の概要                                       | 160 |
| 第3節 現状分析と提言  | 164 |
| 第3部 総合的考察  | 173 |
| 資 料  | 183 |



## 「保育士養成のあり方に関する研究」について

### 1 目的

保育士資格取得の2つの方法、すなわち指定保育士養成施設において必要な科目を履修して卒業することにより取得する方法（以下養成校方式と略）と、保育士試験に合格して取得する方法（以下試験方式と略）に関して多面的に比較検討を行うとともに、他の国家資格・国家試験との共通性や相違点について検討を加え、今後の保育士養成課程及び保育士試験のあり方を検討する素材を提供することを目的とする。

### 2 研究事業内容

I 保育士資格取得段階における保育士の専門性（知識、技術、判断、倫理）の相違に関する比較考察

1 養成校方式と試験方式に関する調査（I-1）

2 保育士試験の実施方式及び内容に関する検証（I-2）

II 保育士養成課程と他の国家資格の養成課程に関する比較研究

1 保育士養成課程制度に関する歴史、現状及び課題に関する考察（II-1）

2 他の国家資格の養成課程制度に関する歴史、現状及び課題に関する考察（II-2）

### 3 各研究事業の内容

I 保育士資格取得段階における保育士の専門性（知識、技術、判断、倫理）の相違に関する比較考察

#### (1) 養成校方式と試験方式に関する調査（I-1）

##### 【調査内容】

両方式に関わる教員、専門職者等を対象に、それぞれの方式における養成に関する状況、課題並びに保育実践現場におけるそれぞれの保育者の共通点、相違点や課題に関するアンケート調査、レクチャー・ヒアリング及び質的インタビューを実施し、養成課程の特色、共通点や相違点、今後の課題とあり方について検討した。

##### 【調査対象】

①保育所 2,000 カ所、乳児院 134 カ所、児童養護施設 601 カ所の施設長及び試験方式で保育士資格を取得した保育士 2 名、指定保育士養成施設のうち本会会員校 518 校の保育実習指導担当者 1 名

②レクチャー/養成校関係者（1名）、ヒアリング/保育現場・保育所団体等関係者（10名）、保育士養成課程を有する大学・短期大学教員（3名）、有識者（2名）計 15 名

##### 【調査方法】

①養成校方式と試験方式に関する質問紙調査（郵送）

②レクチャー・ヒアリング及び質的インタビュー

##### 【調査実施期間】

①2016年1月20日～2016年2月10日

②2015年12月13日（レクチャー）、2016年1月26日～3月9日

#### (2) 保育士試験の実施方式及び内容に関する検証（I-2）

##### 【調査内容】

保育士試験の実施方法並びにその内容（保育士試験の意義を踏まえた設問・出題の方式及び合格基準）に関して具体的に検証し、課題を提示してその実施体制について提言した。

##### 【調査対象】

4年制大学（3校27名）、短期大学（2校18名）、専修学校（1校9名）計54名

**【調査方法】**

- ①保育士試験体験：実際の保育士試験筆記科目9科目を、各科目について6名が試験体験をした。
- ②質的インタビュー調査：試験体験終了後4グループに分かれ半構造化された質問に従ってカードに意見・考えを記入、グループディスカッションの実施、カードを空間配置・構造図を作成した。

**【調査実施期間】**

第1回試験体験 2016年1月31日、第2回試験体験 2016年2月20日の計2回実施

Ⅱ 保育士養成課程と他の国家資格の養成課程に関する比較研究

(3) 保育士養成課程制度に関する歴史、現状及び課題に関する考察(Ⅱ-1)

**【調査内容】**

わが国における保育士養成の経緯、両方式の採用の背景と動向、現状及び課題に関する文献、資料の考察、ヒアリング及び質的インタビューを行うとともに、Ⅱ-2の研究を踏まえ、比較研究をした。

**【調査対象】**

- ①保育士養成施設教員(5名)、保育行政・現場関係者(4名)、保育所以外の児童福祉施設関係者(4名)計13名

**【調査方法】**

- ①ヒアリング調査
- ②文献、資料考察

**【調査実施期間】**

- ①2016年1月14日～2016年2月12日

(4) 他の国家資格の養成課程制度に関する歴史、現状及び課題に関する考察(Ⅱ-2)

**【調査内容】**

他の国家資格における養成の経緯、特色、動向、現状及び課題に関する文献、資料の考察、ヒアリング及び質的インタビューを実施した。

**【調査対象】**

- ①社会福祉士養成校教員・有識者(3名)、介護福祉士養成校教員(1名)、児童養護研究者・有識者(2名)、社会福祉団体有識者(1名)計7名

**【調査方法】**

- ①ヒアリング調査
- ②文献、資料考察

**【調査実施期間】**

- ①2015年11月13日～2016年2月18日

4 倫理的配慮

質問紙調査協力者に対しては、調査票に倫理的配慮について明記して協力を依頼した。

インタビュー対象者、試験体験学生に対しては、研究の目的と意義、研究方法、研究への参加協力の自由意思と拒否権、プライバシー及び個人情報の保護、グループインタビュー参加者の各プライバシー及び個人情報の取り扱い(試験体験学生のみ)、研究結果の公表方法、研究に関する質問、意見の連絡方法について文書等で説明し同意を得た。

## 第 1 部

保育士資格取得段階における保育士の専門性（知識、技術、判断、倫理）の  
相違に関する比較考察



## 第 1 部 保育士資格取得段階における保育士の専門性（知識、技術、判断、倫理）の相違に関する比較考察

### 第 1 章 養成校方式と試験方式に関する調査

#### 第 1 節 はじめに（序論）

本事業実施目的は、保育士資格取得の 2 つの方法、すなわち指定保育士養成施設において必要な科目を履修して卒業することにより取得する方法（以下養成校方式と略）と、保育士試験に合格して取得する方法（以下試験方式と略）に関して多面的に比較検討を行う。また、他の国家資格・国家試験との共通性や相違点について検討を加え、今後の保育士養成課程及び保育士試験のあり方を検討する素材を提供することを目的とする。

##### I. 調査目的

両方式に関わる保育実践者、養成校教員、有識者などを対象に、それぞれの方式における養成に関する状況、課題並びに保育実践現場におけるそれぞれの保育士の共通点、相違点や課題に関するアンケート調査（研究 1）、有識者によるレクチャー・ヒアリング及び保育実践者や有識者等へのヒアリング（研究 2）を実施し、養成課程の特色、共通点と相違点、保育者の成長プロセス等今後の課題とあり方について検討することを目的とした。

##### II. 調査方法

###### 1. 養成校方式と試験方式に関する質問紙調査による定量的評価（研究 1）

現在、保育士資格を取得する方法として、児童福祉法第 18 条の 6 に基づき、厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校（短期大学、専修学校、4 年制大学などの養成施設。以下、養成校とする）で所定の科目を履修して、卒業と同時に保育士資格を取得する養成校方式がある。また、一般社団法人全国保育士養成協議会が 47 都道府県知事から保育士試験の指定試験機関としての指定を受けて実施する試験方式がある。

これら両方式で取得した保育士の専門性等に違いがあるのかどうかを、「保育士の成長プロセス」「研修制度」「保育士資格の国家試験導入」「保育士養成カリキュラム」といった観点に着目した質問紙調査を実施することにより比較検討を行った。

###### 2. ヒアリング調査による定性的評価（研究 2）

少子高齢社会の中で、子どもの健全な成長発達を担う専門職である保育士とその養成システムを取り巻く環境について、学識経験者からレクチャーを受け、ヒアリングの内容を精査した。

また、保育現場・保育諸団体関係者をはじめ、保育士養成に造詣の深い養成校教員や有識者等に対するヒアリングでは、保育士養成のあり方に関する質問項目を用意しつつも、面接対象の専門性から示唆に富んだ意見を引き出すための半構造化面接により基礎的資料を収集した。

ここでのヒアリング実施の理由は、質問紙調査による定量的評価を補足し、今後の保育士養成のあり方と将来にわたる子ども・子育て環境の改善に資する知見が得られると判断したからである。

## 第2節 研究1：質問紙調査

### I. 調査の概要

#### 1. 調査の対象

全国の保育所の抽出にあたって、子ども子育ての実態を反映していると考えられる比較的人口規模の大きい都市を選出することとした。具体的には、東京都（1）と政令指定都市（全国 20）と中核市（四国 3、沖縄 1）を加えた全国 25 都市に限定し、各都市の保育所リストが掲載されているホームページから 90 名以上の定員を有する保育所 80 か所（公立：私立＝2：3）、合計 2,000 か所を選出した（表 I-1-1）。ただし、保育所数の地域性を考慮し、1 都市で 80 か所に満たない場合には、他の都市から補うこととした。

表 I-1-1 調査の対象となった都市別の保育所数の内訳。定員 90 名以上、公立と私立の割合 2：3 となるように抽出。

| 都市名   | 合計    | 公立  | 私立    | 備考                         |
|-------|-------|-----|-------|----------------------------|
| 札幌市   | 80    | 16  | 64    | 公立の不足分を私立で補充。              |
| 仙台市   | 80    | 32  | 48    |                            |
| 新潟市   | 80    | 32  | 48    |                            |
| さいたま市 | 80    | 33  | 47    | 私立の不足分を公立で補充。              |
| 千葉市   | 80    | 42  | 38    | 私立の不足分を公立で補充。              |
| 東京都   | 127   | 51  | 76    | 松山市の不足分 47 園を含む。           |
| 横浜市   | 80    | 32  | 48    |                            |
| 川崎市   | 80    | 32  | 48    |                            |
| 相模原市  | 54    | 16  | 38    | 80 園に満たない不足分 26 園は、大阪市で補充。 |
| 静岡市   | 80    | 39  | 41    | 私立の不足分を公立で補充。              |
| 浜松市   | 72    | 18  | 54    | 80 園に満たない不足分 8 園は、大阪市で補充。  |
| 名古屋市  | 80    | 32  | 48    |                            |
| 京都市   | 80    | 14  | 66    | 公立の不足分を私立で補充。              |
| 大阪市   | 114   | 55  | 59    | 相模原 26 園、浜松市 8 園の不足分を含む。   |
| 堺市    | 80    | 18  | 62    | 公立の不足分を私立で補充。              |
| 神戸市   | 80    | 48  | 32    | 私立の不足分を公立で補充。              |
| 岡山市   | 80    | 32  | 48    |                            |
| 広島市   | 80    | 32  | 48    |                            |
| 高松市   | 58    | 24  | 34    | 80 園に満たない不足分 22 園は、北九州で補充。 |
| 松山市   | 33    | 17  | 16    | 80 園に満たない不足分 47 園は、東京都で補充。 |
| 高知市   | 69    | 17  | 52    | 80 園に満たない不足分 11 園は、北九州で補充。 |
| 北九州市  | 113   | 23  | 90    | 高松市 22 園、高知市 11 園の不足分を含む。  |
| 福岡市   | 106   | 8   | 98    | 那覇市 26 園、公立の不足分を私立で補充。     |
| 熊本市   | 80    | 15  | 65    | 公立の不足分を私立で補充。              |
| 那覇市   | 54    | 5   | 49    | 80 園に満たない不足分 26 園は、福岡市で補充。 |
| 合計    | 2,000 | 683 | 1,317 |                            |

加えて、乳児院は全施設 134 か所、児童養護施設は全施設 601 か所、保育士養成施設は 518 か所の全数を調査対象とした。



## 2. 調査の方法

調査用紙は、施設長用（表 I-1-2）、試験保育士用（表 I-1-3）、養成校用（表 I-1-4）の 3 つを用意した。なお、保育所、乳児院、児童養護施設への質問紙の郵送は、1 施設に対して、施設長用 1 部と試験保育士 2 部を同封し、質問紙郵送法により実施した。

### (1) 施設長用調査用紙の内容

表 I-1-2 施設長用調査用紙の主な項目とその内容

| 質問項目       | 調査内容   |
|------------|--|
| Q1 から Q12  | 対象の属性（性別、年齢、勤務先、学歴、所有資格）                     |
| Q13 から Q15 | 保育士の成長プロセス（保育士の力量、試験保育士と養成校卒保育士の比較）          |
| Q15 から Q21 | 保育士試験内容と保育実践（一般教養の必要性、実技試験、現場実習の必要性、保育士試験制度） |
| Q22 から Q26 | 保育士の採用と保育士資格制度（採用時の現場実習の必要性、国家試験の導入）         |

### (2) 試験保育士用調査用紙の内容

表 I-1-3 試験保育士用調査用紙の主な項目とその内容

| 質問項目       | 調査内容  |
|------------|---|
| Q1 から Q9   | 対象の属性（性別、年齢、勤務先、学歴）                                       |
| Q10 から Q17 | 保育士試験の受験（受験時の状況、受験動機、取得年数、受験対策講座の受講、他に有する資格・免許）           |
| Q18 から Q20 | 保育士試験の受験科目（試験科目と養成校での学習科目の不一致、免除制度、保育士試験制度）               |
| Q21 から Q27 | 保育士試験の内容と保育実践（困ったこと、一般教養の必要性、実技試験、現場実習の必要性、保育の知識や技術、新任研修） |
| Q28 から Q29 | 保育士の成長プロセス（保育士の力量、試験保育士と養成校卒保育士の比較）                       |
| Q30 から Q31 | 養成校が果たす役割   |
| Q32 から Q33 | 保育士の処遇（採用時、給与と格付け）  |
| Q34 から Q35 | 保育士試験制度   |

### (3) 養成校用調査用紙の内容

表 I-1-4 養成校用調査用紙の主な項目とその内容

| 質問項目       | 調査内容   |
|------------|--|
| F1 から F9   | 対象の属性（性別、年齢、勤務先、専門領域、担当の実習科目）                    |
| F10 から F16 | 対象の所属先（設置主体、種別、ブロック、同時取得資格・免許、定員、教育方針、保育士試験対策講座） |
| Q1         | 保育士試験（二つの資格取得方法、試験の内容）                           |
| Q2 から Q6   | 保育士資格（領域別、養成年限、階層性、大学院での養成、他資格との関連）              |
| Q7 から Q11  | 保育士の専門性（保育士の成長プロセス、新任研修、処遇改善、国家試験の導入）            |

## 3. 調査の期間

2016 年 1 月 20 日から 2 月 10 日までの 22 日間。

## 4. 回収率

2,735 施設に対して質問紙を郵送した結果、1,836 票の有効回答を得た。回収率は 38.9%であった。各種別の回収

率は、表 I-1-5 の通りである。

表 I-1-5 調査対象となった施設の種別と調査票の送付数、回収数（回収率）

| 調査対象  | 種別     | 調査票の送付数 | 回収数(回収率)     |
|-------|--------|---------|--------------|
| 施設長   | 保育所    | 2,000   | 476(23.8%)   |
|       | 児童養護施設 | 601     | 209(34.8%)   |
|       | 乳児院    | 134     | 74(55.2%)    |
| 試験保育士 | 保育所    | 4,000   | 493(12.3%)   |
|       | 児童養護施設 | 1202    | 235(19.6%)   |
|       | 乳児院    | 268     | 69(25.7%)    |
| 養成校   |        | 518     | 280(54.1%)   |
|       | 合計     | 8,723   | 1,836(21.0%) |

## 5. 分析の方法

単純集計および属性別集計結果から見出せる項目ごとの特徴やその背景要因について、保育士養成のあり方への提言資料に関わるものを中心に記述統計分析を行い、データの特徴を把握することを目指した。

## II. 施設長への調査結果と考察

### 1. 回答者の属性

施設長を対象とした本調査では、表 I-1-5 のような調査票の配布数と回収数（回収率）であり、今回は、返信のあった 772 通を分析の対象とした。なお、回答者は、施設長 90.9%、副施設長 5.2%、その他 3.5%であった。

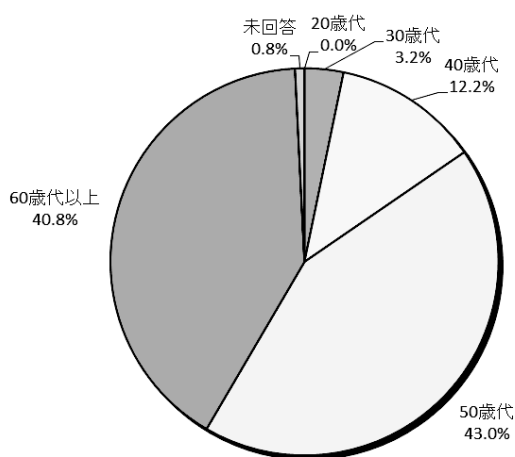


図 I-1-1 回答者の年齢 (n=722)

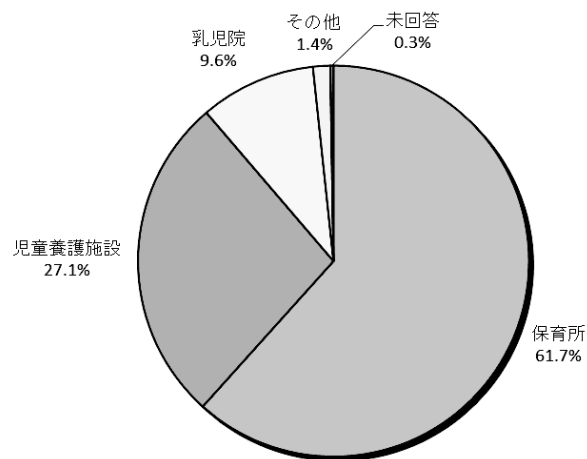


図 I-1-2 回答者が勤務する児童福祉施設 (n=722)

回答者の性別は、男性 35.2%、女性 64.5%であった。年齢は、20 歳代 0%、30 歳代 3.2%、40 歳代 12.2%、50 歳代 43.0%、60 歳代以上 40.8%であった（図 I-1-1）。また、回収数に伴い、施設長の所属は、保育所 61.7%、児童養護施設 27.1%、乳児院 9.6%であり（図 I-1-2）、回答者が勤務する施設・保育所の設置運営形態は、公立 21.4%、私立 77.1%であった（図 I-1-3）。

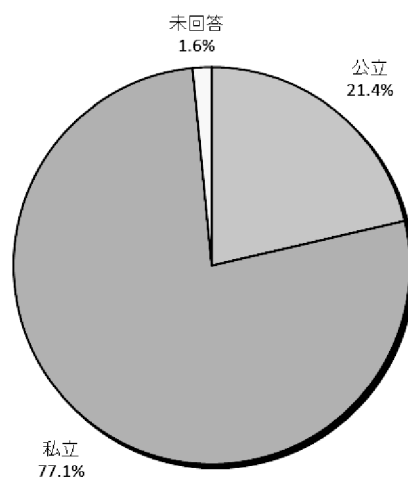


図 I-1-3 回答者が勤務する施設・保育所の運営形態 (n=722)

回答者は、「最初に就職したときに、保育士資格を持っていた」と回答した人は 55.0%、「現在持っている」と回答した人は 60.9%であり、5.9%の人は就職後に取得していた。また、保育士資格を持っている回答者の資格の取得方法は「保育士の養成校を卒業 (76.6%)」「保育士試験に合格 (21.5%)」で、5 分の 1 が保育士試験で資格を取得していた。

保育士資格以外の資格・免許を持っている人は、55.2%であり、それらの免許・資格 (複数回答可) は、幼稚園教諭免許状が 60.1%で最も多く、次いで中学・高等学校教諭免許状 17.5%、社会福祉士 10.3%、小学校教諭免許 8.5% などが見られた。

## 2. 調査結果の概要

試験保育士 (常勤・非常勤を含む) の勤務または採用 (過去 5 年間のうち) について、「ある (52.3%)」「ない (45.2%)」で、過去 5 年間のうちに、半数以上の施設で、試験保育士が勤務していたことがあるか、採用したことがあると回答した。

「ある」の回答のあった施設において、その保育士は「全員続けている (産休・育休を含む) (67.1%)」「一部退職している (20.3%)」「全員退職している (7.4%)」で、8 割以上の施設で試験保育士の勤務が続いていることがわかった。

## 3. 「保育士としての成長プロセス」について

「保育士としての成長プロセス」については、保育士が身につけてほしい 15 項目を設定し、それらがどの時期までに (4 区分) 育つことが求められると思うかについて尋ねた。図 I-1-4 は、それぞれの項目を年数ごとに帯グラフで示したものである。

15 項目のうち、12 項目については、「勤務年数 3 年までに求められる」と考えていることが明らかとなった。さらに分析を加えると、「保育士集団の中でリーダーシップを発揮することができる」「民生委員、児童委員、地域の専門機関などとの連携を図ることができる」は、「勤務年数 5 年までに求められる」項目として認識していることがわかった。

「勤務するまでに身に付けておく」というよりも、保育の実際の場面を一つ一つ経験して、あるいは、目の前に子どもを置いた現実から力量を形成し直していくという成長の姿として捉えられているように思われる。換言すれば、

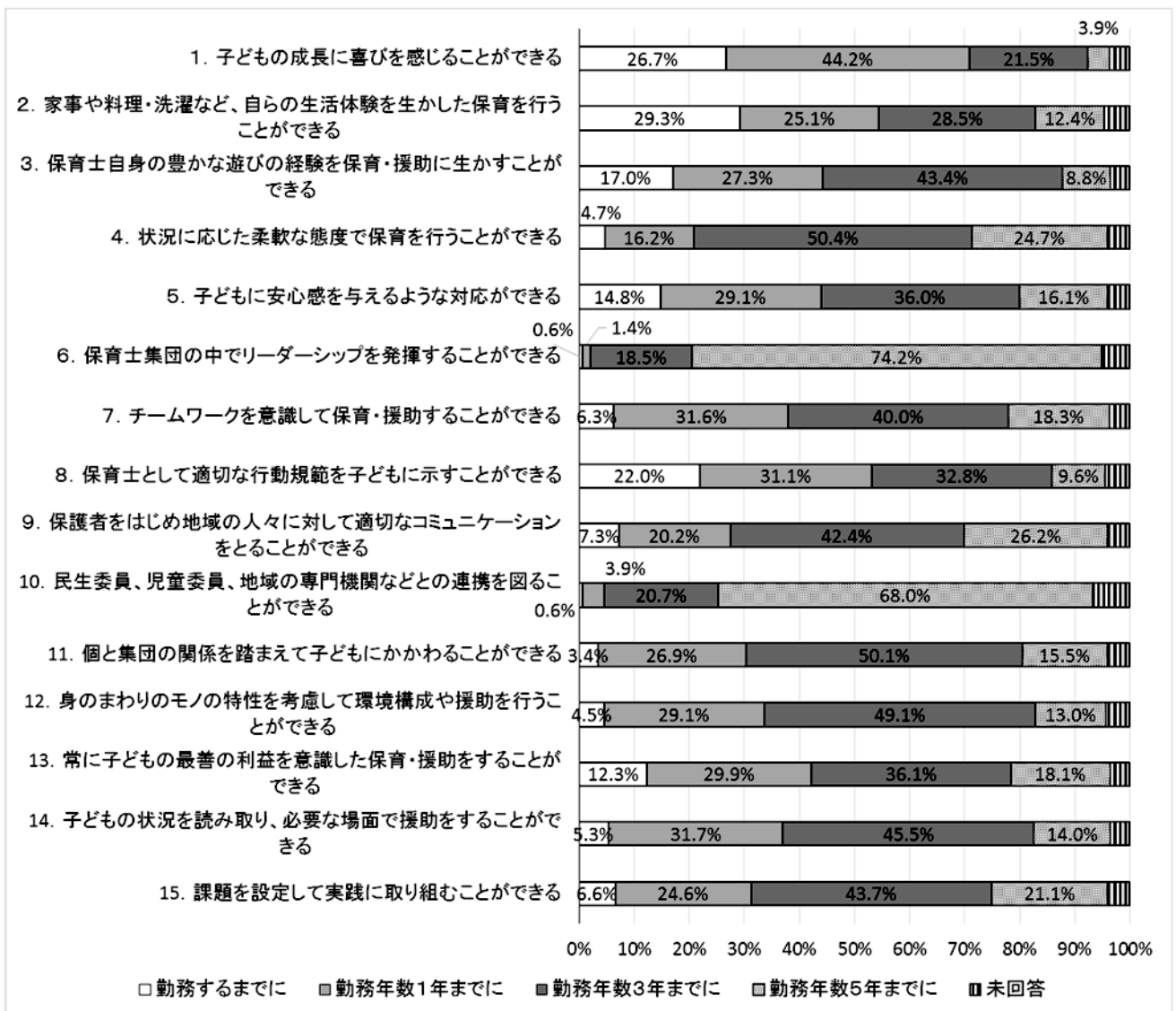


図 I-1-4 保育士の成長プロセス（4区分）

力量の形成にそれくらいの時間を要してしまうという回答者（施設長）の考え方が反映されているように思われる。

その一方で、「どの時期までに育つことが求められるか」の質問に対しては、回答者の年齢による特徴も幾分見受けられた。表 I-1-6 に示すように、「チームワークを意識して保育・援助することができる」など 3 つの力量については、「40 歳代」が「勤務するまでに」の回答率が上の世代の 2 倍近くになっている。40 歳代までの世代と 50 歳代以上の世代には違いがあることについて、この世代を前後して保育士養成カリキュラムの改定があり、組織論的考えや子どもの権利が強く意識されるようになったこと、第三者評価や保護者支援が盛り込まれるようになったことが影響を及ぼしたと推察される。なお、30 歳代の回答者（n=25）も、母数は少ないがほぼ同じ数値であり、若い世代の管理職が養成段階において求めている人材像ともいえる。

表 I-1-6 「勤務するまでに」求めている力量（世代別）

|                                | 40 歳代<br>(n=94) | 50 歳代<br>(n=332) | 60 歳代以上<br>(n=315) |
|--------------------------------|-----------------|------------------|--------------------|
| チームワークを意識して保育・援助することができる       | 10.6%           | 5.7%             | 5.1%               |
| 常に子どもの最善の利益を意識した保育・援助をすることができる | 20.2%           | 9.6%             | 11.7%              |
| 子どもの状況を読み取り、必要な場面で援助をすることができる  | 8.5%            | 5.4%             | 4.1%               |

#### 4. 研修の必要性〔勤務 1 年目の試験保育士と養成校卒保育士〕

表 I-1-7 研修の必要性〔勤務 1 年目の試験保育士と養成校卒保育士〕

|    |   | 試験<br>1 年目 | 養成校卒<br>1 年目 |
|----|---|------------|--------------|
| 1  | 子どもの福祉の考え方（社会的養護を含む）や制度についての理解              | 35.6%      | 33.4%        |
| 2  | 保育の理論（原理）についての理解                            | 18.5%      | 19.3%        |
| 3  | 子どもの発達についての理解                               | 62.0%      | 61.5%        |
| 4  | 保育の内容（養護・教育）についての理解                         | 31.6%      | 33.4%        |
| 5  | 保育の方法についての知識・技術                             | 38.6%      | 38.9%        |
| 6  | 音楽、造形、言語等の保育表現の技術                           | 17.5%      | 15.5%        |
| 7  | 乳児の保育についての理解                                | 36.1%      | 38.9%        |
| 8  | 障がいのある子どもの保育の理解                             | 21.4%      | 27.7%        |
| 9  | 子どもの食と栄養についての理解                             | 11.1%      | 14.5%        |
| 10 | 子どもの健康（保健）についての理解                           | 25.0%      | 28.1%        |
| 11 | 保育の計画の作成についての理解                             | 32.3%      | 35.6%        |
| 12 | 子どもの生活援助及び個別支援計画（アセスメント・プランニングなど）の作成についての理解 | 12.2%      | 15.8%        |
| 13 | 保護者に対する相談支援についての理解                          | 11.0%      | 16.2%        |
| 14 | 課題のある保護者への対応に関する理解                          | 5.6%       | 7.6%         |
| 15 | 虐待についての理解                                   | 30.1%      | 32.8%        |
| 16 | ソーシャルワーク及び地域連携に関する知識・技術                     | 2.3%       | 2.1%         |
| 17 | 民生委員、児童委員、地域の専門機関などとの連携に関する理解               | 1.2%       | 1.9%         |
| 18 | 退所後の子どもや家庭（親子関係）への支援についての理解                 | 1.8%       | 2.5%         |
| 19 | 対人援助職としての職業倫理についての理解                        | 17.1%      | 19.6%        |
| 20 | 未回答   | 16.8%      | 9.5%         |

勤務1年目の試験保育士と養成校卒保育士のそれぞれに対して、特に必要と思われる研修の内容を尋ねた（5つ以内選択）。

試験保育士と養成校卒保育士との間では、表I-1-7のように、研修内容に関して特に大きな違いは見られなかった。両者に共通して一番数値が大きかったのは、「子どもの発達についての理解」でともに60%を超えていた。

養成校卒保育士の方の数値が大きくなっている項目もある。特に、「障がいのある子どもの保育の理解」「保護者に対する相談支援についての理解」は5～6%の開きがあった。

試験保育士には“実習がない”と指摘されるものの、「音楽、造形、言語等の保育表現の技術」は、研修の必要性の認知度としてはさほど高くはなく（17.5%）、養成校卒と比べてもわずかに大きくなった程度である。

試験保育士1年目に求められる研修内容（上位4項目）について、施設の種別で比較すると次の表I-1-8のようになる。

表I-1-8 施設の種別ごとに求められる研修〔試験保育士1年目〕

|        | 1位                  | 2位                                   | 3位                                   | 4位                    |
|--------|---------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|
| 保育所    | 子どもの発達についての理解(63.9) | 乳児の保育についての理解(45.2)                   | 保育の内容(養護・教育)についての理解(44.7)            | 保育の計画の作成についての理解(41.4) |
| 児童養護施設 | 虐待についての理解(58.4)     | 子どもの発達についての理解(56.5)                  | 子どもの福祉の考え方(社会的養護を含む)や制度についての理解(50.2) | 障がいのある子どもの保育の理解(29.2) |
| 乳児院    | 子どもの発達についての理解(62.2) | 子どもの福祉の考え方(社会的養護を含む)や制度についての理解(52.7) | 乳児の保育についての理解(48.6)                   | 虐待についての理解(39.2)       |

養成校卒保育士1年目に求められる研修内容について、施設の種別で比較すると次の表I-1-9のようになる。

表I-1-9 施設の種別ごとに求められる研修〔養成校卒保育士1年目〕

|        | 1位                  | 2位                  | 3位                                   | 4位                    |
|--------|---------------------|---------------------|--------------------------------------|-----------------------|
| 保育所    | 子どもの発達についての理解(64.5) | 乳児の保育についての理解(48.5)  | 保育の方法についての理解(46.0)                   | 保育の計画の作成についての理解(45.2) |
| 児童養護施設 | 虐待についての理解(61.7)     | 子どもの発達についての理解(55.5) | 子どもの福祉の考え方(社会的養護を含む)や制度についての理解(46.4) | 障がいのある子どもの保育の理解(38.3) |
| 乳児院    | 乳児の保育についての理解(60.8)  | 子どもの発達についての理解(58.1) | 子どもの福祉の考え方(社会的養護を含む)や制度についての理解(55.4) | 虐待についての理解(45.9)       |

こうしてみると、試験保育士と養成校卒保育士との違いは見られるが、種別の特性を反映した研修の必要性が強く認識されており、特に、社会的養護の分野では、子どもの福祉の考え方、虐待、障がいに関する研修の必要性が認識されている。

## 5. 研修の必要性（勤務3年未満の試験保育士と養成校卒保育士）

次に、勤務3年未満の試験保育士と養成校卒保育士のそれぞれに対して、特に必要と思われる研修の内容を尋ねた（5つ以内選択）。

表I-1-10のように、こちらについても、試験保育士と養成校卒保育士との間で、顕著な違いは見られなかった。両者に共通して数値が大きかったのは、「障がいのある子どもの保育の理解」と「保護者に対する相談支援についての理解」で約40%であった。なお、1年未満の保育士について大きかった「子どもの発達についての理解」は20%前後と小さかった。

半数以上の項目で、試験保育士よりも養成校卒保育士の方の数値が大きくなっており、特に「課題のある保護者への対応に関する理解」の差が大きかった。

表I-1-10 研修の必要性（勤務3年未満の試験保育士と養成校卒保育士）

|    |   | 試験<br>3年目 | 養成校卒<br>3年目 |
|----|---|-----------|-------------|
| 1  | 子どもの福祉の考え方（社会的養護を含む）や制度についての理解              | 21.0%     | 21.0%       |
| 2  | 保育の理論（原理）についての理解                            | 8.3%      | 6.6%        |
| 3  | 子どもの発達についての理解                               | 19.8%     | 21.1%       |
| 4  | 保育の内容（養護・教育）についての理解                         | 17.4%     | 17.5%       |
| 5  | 保育の方法についての知識・技術                             | 24.6%     | 21.2%       |
| 6  | 音楽、造形、言語等の保育表現の技術                           | 14.0%     | 12.2%       |
| 7  | 乳児の保育についての理解                                | 18.9%     | 17.9%       |
| 8  | 障がいのある子どもの保育の理解                             | 41.3%     | 41.7%       |
| 9  | 子どもの食と栄養についての理解                             | 14.0%     | 14.6%       |
| 10 | 子どもの健康（保健）についての理解                           | 12.6%     | 12.0%       |
| 11 | 保育の計画の作成についての理解                             | 24.1%     | 23.7%       |
| 12 | 子どもの生活援助及び個別支援計画（アセスメント・プランニングなど）の作成についての理解 | 36.8%     | 42.7%       |
| 13 | 保護者に対する相談支援についての理解                          | 40.7%     | 45.9%       |
| 14 | 課題のある保護者への対応に関する理解                          | 31.1%     | 39.6%       |
| 15 | 虐待についての理解                                   | 22.4%     | 25.1%       |
| 16 | ソーシャルワーク及び地域連携に関する知識・技術                     | 16.2%     | 21.1%       |
| 17 | 民生委員、児童委員、地域の専門機関などとの連携に関する理解               | 12.0%     | 15.4%       |
| 18 | 退所後の子どもや家庭（親子関係）への支援についての理解                 | 16.7%     | 21.8%       |
| 19 | 対人援助職としての職業倫理についての理解                        | 16.6%     | 19.9%       |
| 20 | 未回答   | 17.0%     | 9.8%        |

## 6. 試験保育士と養成校卒保育士の専門性や資質の違いについて

「あまり感じなかった（20.2%）」「まったく感じなかった（7.6%）」であり、資質の違いを感じないとする者の割合が多かった。

一方、資質の違いを感じた（「非常に感じた」「かなり感じた」とする回答の理由（自由記述）をみると、試験保育士あるいは養成校卒保育士その人に対する評価も含めて多様な意見が書かれていた。例えば、記述の中には、「試験保育士は、他の仕事から入っているので養成校卒の保育士とは違った感性がある。専門性の部分では欠ける部分もあるが、（保育内容、原理など）それとは全く違うものがあるので、園に両方の先生がいるのはとてもよい。」「養成校卒業

者の方が実践的な保育技術を持っている。只し、5年以上になると、一概には言えない。」のようなものも見られ、両方の保育士がいることの組織上の意味について示唆を得るものである。

## 7. 保育士試験について

### (1) 保育士試験には一般教養に関する試験科目がないことについて

現行の保育士試験には一般教養に関する試験科目がないことについて、施設・保育所に就職するにあたって一般教養科目の重要性を「非常に感じる (14.4%)」「かなり感じる (24.1%)」で、約4割の施設長は一般教養科目の重要性を感じている (図 I-1-5)。

### (2) 保育士試験における「保育実習」という科目

保育士試験の「保育実習」では、実技試験は「音楽表現」「造形表現」「言語表現」の実技と筆記試験(「保育実習理論」)であることについて、「適当である (35.6%)」「適当でない (13.3%)」であった (図 I-1-6)。

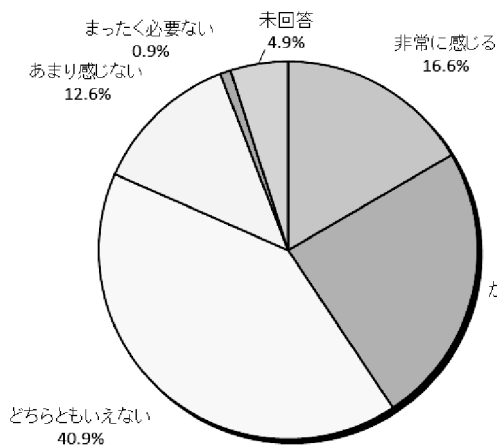


図 I-1-5 一般教養試験科目がないことについて (n=772)

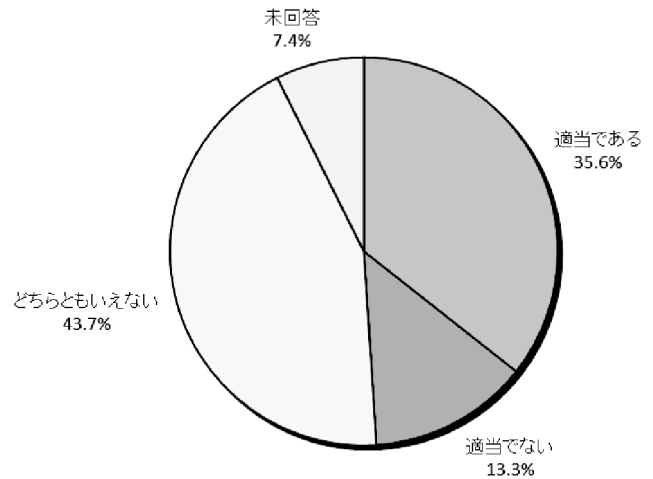


図 I-1-6 「保育実習理論」の試験について (n=772)

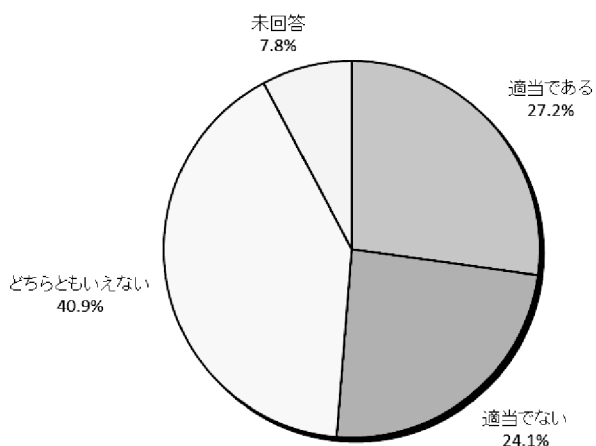


図 I-1-7 実技試験の選択方式について (n=772)

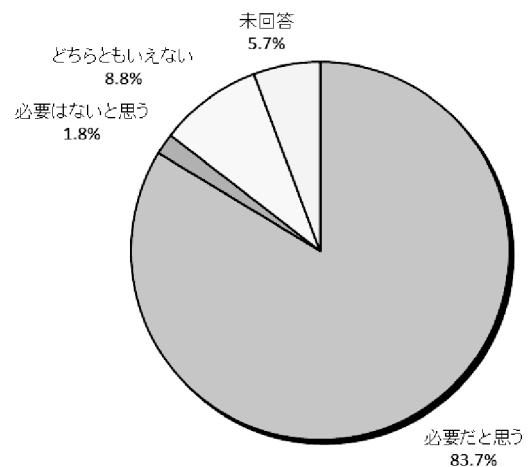


図 I-1-8 「保育実習理論」の試験について (n=772)



### (3) 保育士試験における実技試験について

保育士試験の実技試験は「音楽表現」「造形表現」「言語表現」の3分野から2分野を選択する方式について、「適当である(27.2%)」「適当でない(24.1%)」で意見が分かれた(図I-1-7)。

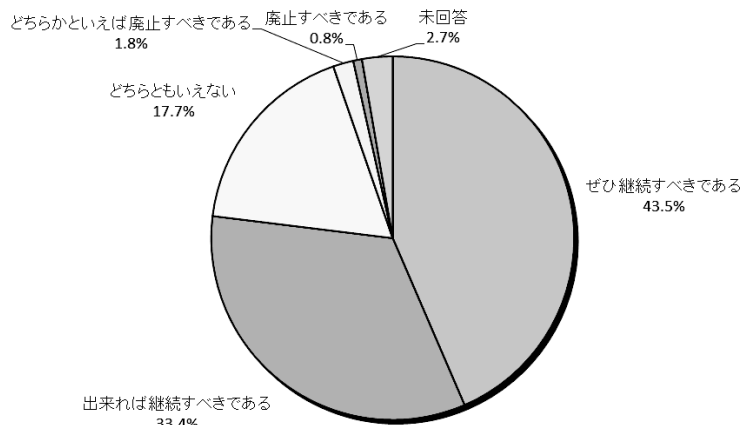
### (4) 保育士試験制度では現場での実習がないことについて

保育士試験制度では、施設・保育所における現場での実習がないことについて、その体験(保育現場の実習)が「必要だと思う(83.7%)」「必要はないと思う(1.8%)」であり、現場での実習を必要とする認識は大変大きい(図I-1-8)。

「必要だと思う」ことの具体的な実施については、「保育現場の実習をしていることを保育士試験の受験資格とする(30.0%)」「全科目合格後、一定期間内に保育現場の実習をする(29.1%)」「保育士試験に一部合格したら保育現場の実習をする(22.9%)」「全科目合格後、就職前までの都合のつくときに保育現場の実習をする(10.5%)」と、意見が分かれた。

### (5) 保育士試験制度の継続について

保育士試験制度について、「ぜひ継続すべきである(43.5%)」「出来れば継続すべきである(33.4%)」で、「どちらかといえば廃止すべきである(1.8%)」「廃止すべきである(0.8%)」で、施設長の約8割は継続した方がよいと考えている(図I-1-9)。



図I-1-9 保育士試験制度の継続について (n=772)

継続を支持する理由として、「学校に行けず、働きながら試験を受ける人もいる」「様々な社会的経験を積んだ人間性豊かで有能な人材にも転職や就職の機会の門戸は広げておくべき」という見解に代表されるように、資格取得のチャンスや職業選択の機会を確保した方がよいという考え方が大変多かった。一方で、「試験さえ合格すれば保育士になれる制度というのは知識偏重だ」とする見解も見られた。

大嶋恭二氏らの調査研究<sup>1)</sup>では、同様の趣旨の質問(児童福祉施設対象)をしており、それによれば、保育士試験制度について「今後、新たな条件を付ける(59.3%)」「現行どおり(26.8%)」「保育士試験は廃止(11.3%)」であった。この「新たな条件」については、「実習を課す」「実務経験」「スクーリング」が大きく支持されていた。

この10年前の調査においても、保育士試験自体を「廃止」とする意見は1割程度であり、今回の調査では「廃止」の意見はさらに小さくなったといえる。さらに、今回の調査において、保育現場の実習が「必要だと思う」が83.7%であったことから、実習等の「新たな条件を付ける」ことが要望されていた10年前よりも、むしろ実習要件への認識が強くなったようにも思える。

### (6) 保育士試験受験者に対する保育士養成校の役割について

<sup>1)</sup> 主任研究者大嶋恭二「厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業 保育サービスの質に関する調査研究 平成19年度総括研究報告書」p.20 平成20年3月。この調査では、分析の対象とした児童福祉施設(1,182票)の構成比は、養護系46.2%、障害児系25.8%、保育所が15.7%であった。

保育士養成校が、保育士試験受験者に対して何か役割を果たすとすればそれは何かとの質問に対して、表 I-1-11 のような結果が得られた（複数回答）。一番多かったのは、「保育現場の実習に関する機会を提供すること（64.6%）」であった。次いで、学習の援助を行ったり、研修の機会を提供したりする役割を求めている。「養成校の果たす役割は特でない（1.3%）」で、施設側は、養成校が何らかの役割を果たすことを求めている。

表 I-1-11 保育士試験受験者に対する保育士養成校の役割

|   |                                |       |
|---|--------------------------------|-------|
| 1 | 保育士試験についての学習の援助（講習会、試験対策など）をする | 54.3% |
| 2 | 音楽表現、造形表現、言語表現等の実技指導をする        | 45.5% |
| 3 | 保育現場の実習に関する機会を提供する             | 64.6% |
| 4 | 保育士試験についての相談にのる                | 17.9% |
| 5 | 試験保育士のための研修の機会を提供する            | 49.4% |
| 6 | 保育士試験に関して養成校の果たす役割は特でない        | 1.3%  |
| 7 | わからない                          | 5.2%  |
| 8 | その他                            | 2.2%  |

#### (7) 試験保育士を採用する際の就職前の現場実習について

試験保育士を採用する際には、施設・保育所における現場実習を就職前に課した方がよいと思う（思った）かどうかについては、「必ず課した方がよい（39.2%）」「できれば課した方がよい（44.8%）」で、施設長の8割以上は課した方がよいと考えている。

#### (8) 試験保育士と養成校卒保育士の処遇について

試験保育士を採用する際に、養成校卒保育士との処遇に違いがある（あった）かどうかについては、「ある（5.2%）」「ない（83.5%）」で、施設長の8割以上は処遇の違いを付けていない。

どのような処遇の違いがあるか（自由記述）では、「給料の基礎計算（前職換算）が幾分違いがある」「法人として最終学歴により給与表が決まっている」「年度途中の採用だったせいもあるが、臨時職員（保育士）として勤務させ、様子を見てから正規採用するか否かを決定する」などが見られ、採用時の年齢や学歴、前職換算によって違いを付けていることがうかがえる。

#### (9) 保育士を採用する際の配慮について

試験保育士を採用する際の配慮について、「配慮している（12.4%）」「特に配慮していない（73.6%）」であった。

配慮している（していた）ことの内容については、「採用前に現場体験の機会を設ける」「就職する前に実習をしてもらう」「試用期間を長く設ける」など採用に係る記述、また「複数担任のクラスに配置」「ベテラン保育士といっしょに配置」「メンターを付ける」など採用後の配置や研修に係る記述が多く見られた。

### 8. 保育士資格取得に国家試験を課すことについて

保育士資格取得に際して、養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて、「現行のままでよい（国家試験をしない）（50.5%）」「必要最低限のレベルを確認する程度为国家試験を課す（35.4%）」「難易度の高い国家試験を課す（4.3%）」で、国家試験については、意見がおおむね半数に分かれた。

「保育士の社会的認知度を上げ、保育士の質の底上げにもつながる」「保育士の資格の社会的評価が低く感じる。学校（養成校）のレベルも差がありすぎる」といった見解が見られた。保育の現場は、養成校（養成教育）のレベルの違いを感じ取っているのではないか。保育士の資質の一定のレベルを担保するという視点から国家試験を支持する見解が多かった。

大嶋恭二氏らの調査研究<sup>2)</sup>では、同じ質問（児童福祉施設対象）において、「現行のままでよい（国家試験をしない）（22.2%）」「必要最低限のレベルを確認する程度の国家試験を課す（61.9%）」「難易度の高い国家試験を課す（9.1%）」であった。10年前と比べると、「現行のままでよい」とする考え方は倍増していた。

## 9. 施設・保育所に勤務している（勤務していた）試験保育士のエピソード（採用の際の経緯・期待していること・課題）等

この記述には、回答者から見たその人への思い、思い出、評価が書かれていた。確かに記述は、その保育士に対する個別・具体的な事例ではあるが、一人の試験保育士としての成長の物語を思わせる記述も少なくなかった。以下に紹介する記述は、そのような観点を持つ記述であり、職業としての「保育士」のキャリア並びに資格を持つことの意味を考えさせる記述である。

「もう 20 年近く昔のこと。当園で働きながら、資格取得のために勉強していた。皆は資格があるのに、彼女のみ持っていないくてひけめを感じていた様子。園全員が応援しており、受かった時は、皆で大喜びした記憶がある。」

「事務職として採用した人が、保育士としての適性があるのではないかと思い、受験をすすめた。合格し、保育士として現在働いている。」

「園の地域活動に関わっておられた地域のお母さんが、世話役になり、そこで保育士の仕事の楽しさや職業に興味をもたれ、資格をとられました。その後当園の非常勤保育士として 10 年以上勤務し、50 才をすぎて思いきって今年度から正規職員として法人の採用試験を受け、今一緒に働いています。」

「看護師免許、保健師免許、衛生管理者免許、養護教諭免許の所持者が、保育士試験で資格を取得しました。幅広く業務に役立っています。」

## 10. 施設長調査の考察

施設長調査の概要をまとめると、次の 9 点に集約される。

1. 保育士試験制度について、「ぜひ継続すべきである（43.5%）」「出来れば継続すべきである（33.4%）」で、施設長の約 8 割は継続した方がよいと考えている。
2. 保育士試験制度では、施設・保育所における現場での実習がないことについて、その体験（保育現場の実習）が「必要だと思う（83.7%）」「必要はないと思う（1.8%）」であり、現場での実習を必要とする認識は大変大きい。
3. 試験保育士を採用する際には、施設・保育所における現場実習を就職前に課すことについて、「必ず課した方がよい（39.2%）」「できれば課した方がよい（44.8%）」で、施設長の 8 割以上は課した方がよいと考えている。
4. 保育士試験受験者に対する保育士養成校の役割について、「養成校の果たす役割は特でない（1.3%）」であり「保育現場の実習に関する機会を提供すること（64.6%）」をはじめ、施設側は、養成校が何らかの役割を果たすことを求めている。
5. 試験保育士と養成校卒保育士の専門性や資質の違いについては、さほど大きく認識されてはいない。
6. 保育士の成長プロセスについて、さまざまな力量は、「勤務年数 3 年までに」求められるものとして期待されていると考えられる。その中で、「勤務年数 5 年までに」求められる力量は、「保育士集団の中でリーダーシップを発揮することができる」と「民生委員、児童委員、地域の専門機関などとの連携を図ることができる」となっている。
7. 試験保育士と養成校卒保育士との間では、必要とされる研修内容に関して、1 年目は「子どもの発達についての理解」「保育の方法についての知識・技術」「乳児の保育についての理解」「子どもの福祉の考え方（社会的養護）」「虐待についての理解」、3 年目は「障害のある子どもの保育の理解」「保護者に対する相談支援」「子どもの生活援助及び個別支援計画の作成」の研修の必要性が認められた。

<sup>2)</sup> 前掲「厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業 保育サービスの質に関する調査研究 平成 19 年度総括研究報告書」

8. 保育士資格取得に際して、養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて、「現行のままでよい（国家試験をしない）（50.5%）」「必要最低限のレベルを確認する程度の国家試験を課す（35.4%）」「難易度の高い国家試験を課す（4.3%）」で、国家試験については、意見がおおむね半数に分かれた。

### III. 試験保育士への調査結果と考察

#### 1. 対象の属性（性別と年齢）

回答者の属性（性別と年齢）を表 I-1-12 に示す。全有効回答における女性の割合について、女性の回答者が 9 割を占めた。また、試験保育士には男女差があり、男性は比較的若い 20 歳代から 30 歳代の年齢層であるが、女性は 30 歳代から 50 歳代の年齢層に分布する結果となった。

表 I-1-12 試験保育士の属性（性別と年齢）

|     |        | 1     | 2     | 3     | 4     | 5       | 6      |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|---------|--------|
|     | 全体     | 20 歳代 | 30 歳代 | 40 歳代 | 50 歳代 | 60 歳代以上 | 未回答    |
| 全体  | 811    | 166   | 229   | 206   | 177   | 31      | 2      |
|     | 100.0% | 20.5% | 28.2% | 25.4% | 21.8% | 3.8%    | 0.2%   |
| 男   | 61     | 22    | 28    | 10    | -     | 1       | -      |
|     | 100.0% | 36.1% | 45.9% | 16.4% | -     | 1.6%    | -      |
| 女   | 748    | 144   | 201   | 196   | 177   | 30      | -      |
|     | 100.0% | 19.3% | 26.9% | 26.2% | 23.7% | 4.0%    | -      |
| 未回答 | 2      | -     | -     | -     | -     | -       | 2      |
|     | 100.0% | -     | -     | -     | -     | -       | 100.0% |

#### 2. 対象の属性（性別と勤務先）

回答者の属性（性別と勤務先）を表 I-1-13 に示す。保育所と乳児院は女性の回答割合が高いのに対して、児童養護施設は男性の回答割合が高い結果となった。全体的には、保育所勤務の保育士が 60.8%、児童養護施設 29.0%、乳児院 8.5%を占めた。

表 I-1-13 試験保育士の属性（性別と勤務先）

|     |        | 1     | 2      | 3    | 4    | 5      |
|-----|--------|-------|--------|------|------|--------|
|     | 全体     | 保育所   | 児童養護施設 | 乳児院  | その他  | 未回答    |
| 全体  | 811    | 493   | 235    | 69   | 12   | 2      |
|     | 100.0% | 60.8% | 29.0%  | 8.5% | 1.5% | 0.2%   |
| 男   | 61     | 22    | 36     | 3    | -    | -      |
|     | 100.0% | 36.1% | 59.0%  | 4.9% | -    | -      |
| 女   | 748    | 471   | 199    | 66   | 12   | -      |
|     | 100.0% | 63.0% | 26.6%  | 8.8% | 1.6% | -      |
| 未回答 | 2      | -     | -      | -    | -    | 2      |
|     | 100.0% | -     | -      | -    | -    | 100.0% |

### 3. 対象の属性（性別と設置主体）

回答者の属性（性別と設置主体）を表 I-1-14 に示す。勤務先の設置主体は、性差が見られなかった。また公立より私立勤務の試験保育士が多い結果となった。

表 I-1-14 試験保育士の属性（性別と設置主体）

|     | 1      | 2     | 3     |        |
|-----|--------|-------|-------|--------|
|     | 全体     | 公立    | 私立    | 未回答    |
| 全体  | 811    | 203   | 540   | 68     |
|     | 100.0% | 25.0% | 66.6% | 8.4%   |
| 男   | 61     | 13    | 39    | 9      |
|     | 100.0% | 21.3% | 63.9% | 14.8%  |
| 女   | 748    | 190   | 501   | 57     |
|     | 100.0% | 25.4% | 67.0% | 7.6%   |
| 未回答 | 2      | -     | -     | 2      |
|     | 100.0% | -     | -     | 100.0% |

### 4. 対象の属性（性別と現在の施設での立場）

回答者の属性（性別と現在の施設での立場）を表 I-1-15 に示す。現在の施設での立場は、保育士（常勤）として勤務している者が 6 割を占めた。男性に比べて女性は、主任保育士や保育士（非常勤）として勤務している者が多かった。また、最初に就職したのが、男性は昭和 1.6%に対して平成 93.4%、女性は昭和 19.3%に対して 71.9%となっており、平成以降は男性が保育士試験により資格を取得し、勤務している実態が明らかとなった（Q7-1×Q1）。

表 I-1-15 試験保育士の属性（性別と現在の施設での立場）

|     | 1      | 2           | 3             | 4     | 5           | 6            | 7    |        |
|-----|--------|-------------|---------------|-------|-------------|--------------|------|--------|
|     | 全体     | 施設長<br>(園長) | 副施設長<br>(副園長) | 主任保育士 | 保育士<br>(常勤) | 保育士<br>(非常勤) | その他  | 未回答    |
| 全体  | 811    | 8           | 16            | 122   | 497         | 97           | 64   | 7      |
|     | 100.0% | 1.0%        | 2.0%          | 15.0% | 61.3%       | 12.0%        | 7.9% | 0.9%   |
| 男   | 61     | -           | 2             | 2     | 50          | 2            | 5    | -      |
|     | 100.0% | -           | 3.3%          | 3.3%  | 82.0%       | 3.3%         | 8.2% | -      |
| 女   | 748    | 8           | 14            | 120   | 447         | 95           | 59   | 5      |
|     | 100.0% | 1.1%        | 1.9%          | 16.0% | 59.8%       | 12.7%        | 7.9% | 0.7%   |
| 未回答 | 2      | -           | -             | -     | -           | -            | -    | 2      |
|     | 100.0% | -           | -             | -     | -           | -            | -    | 100.0% |

5. 保育士試験の受験（性別と職業の有無）

Q10-3.保育士試験を受験したとき、職業に就いていましたか。【就いていた・就いていた職業は】(N=141)

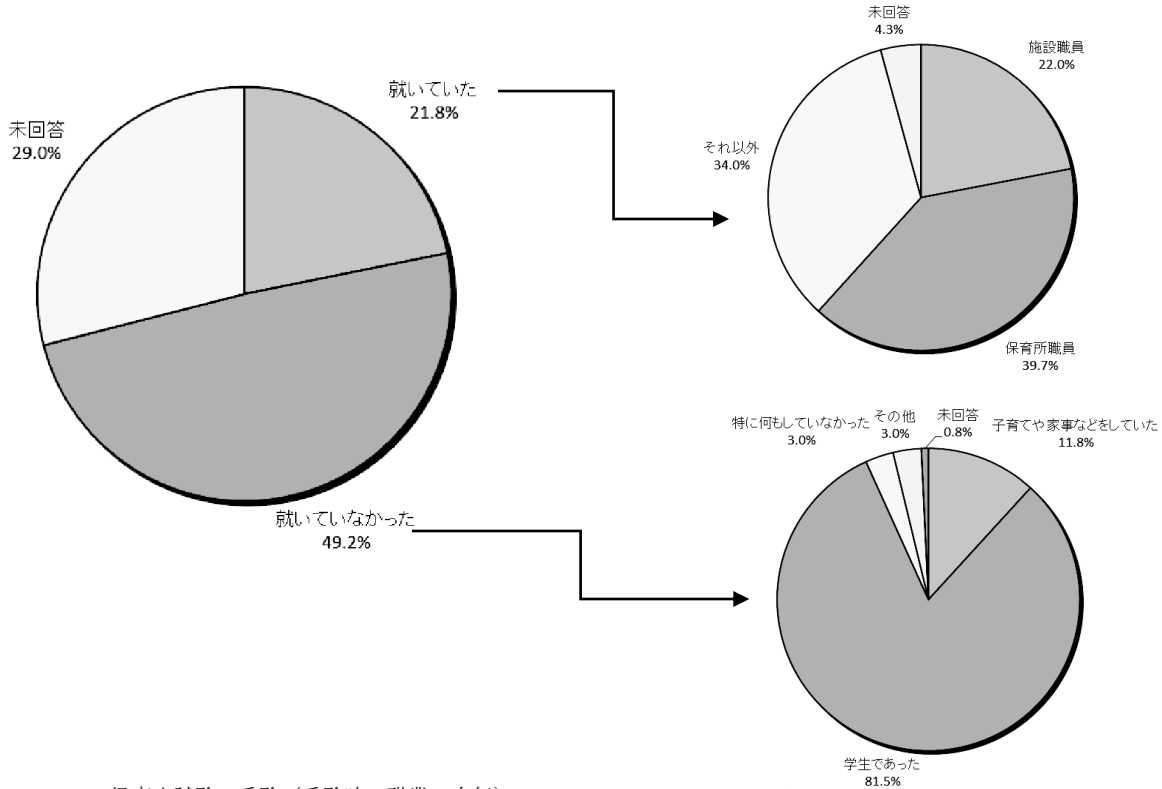


図 I-1-10 保育士試験の受験（受験時の職業の有無）

Q10-4.保育士試験を受験したとき、職業に就いていましたか。【就いていなかった】(n=399)

回答者の属性（職業の有無）を図 I-1-10 に示す。以下の分析は、必要に応じて性別の違いを示すこととした。試験保育士は、受験時に未就業の割合が 5 割程度となり高かった。その内訳(Q10-4)をみると、学生の受験(81.5%)が最も多く、次いで子育てや家事をしていた(11.8%)と回答する者もいた。

6. 保育士試験の受験（受験動機）

回答者の属性（受験動機）を図 I-1-11 に示す。保育士試験の受験動機は、職業選択の幅を広げたり、保育士への転職であったり、幼稚園免許取得者が保育士を取得したりと、他にも様々な受験動機があることがわかった(Q11)。

Q11.あなたが保育士試験を受験した動機あるいは理由は何ですか（3つまで複数回答可）。(n=811)

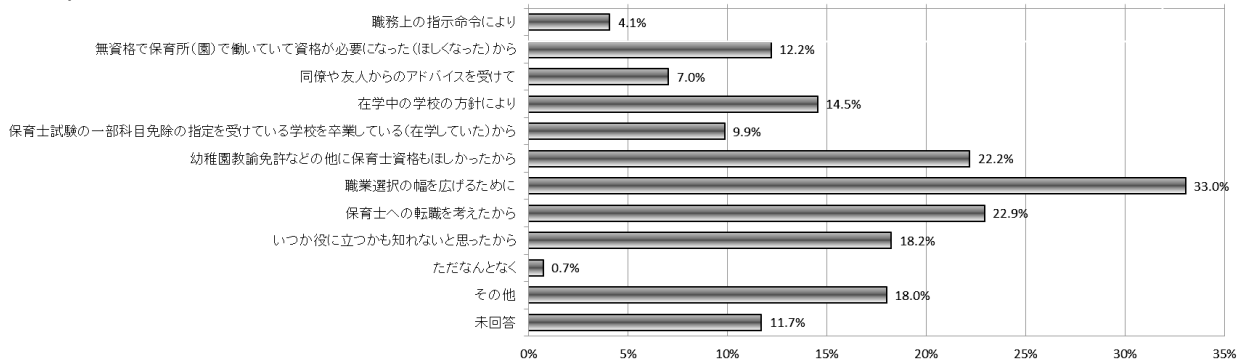
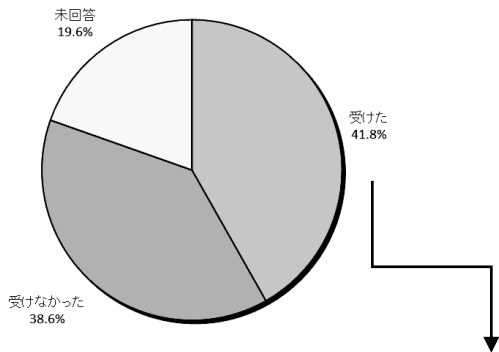


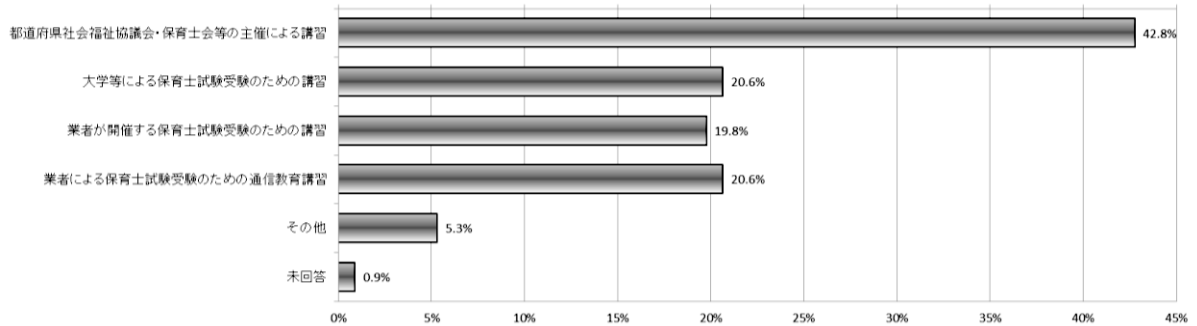
図 I-1-11 保育士試験の受験（受験動機）

7. 保育士試験の受験（事前講習受講の有無、講習の内容、実技科目対策）

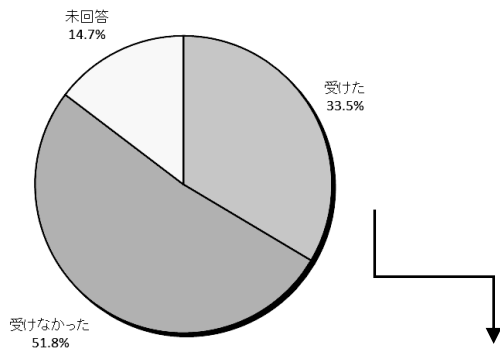
Q15-1.保育士試験の受験に際して、そのための事前の講習等を受けましたか。(n=811)



Q15-2.保育士試験の受験に際して、そのための事前の講習等を受けましたか。それはどのような講習（講座）でしたか。（複数回答可）【受けた】(n=339)



Q16-1.「音楽表現」、「造形表現」、「言語表現」など実技を伴う科目の受験勉強に個人として特別な指導（レッスン）を受けましたか。(n=811)



Q16-2.「音楽表現」、「造形表現」、「言語表現」など実技を伴う科目の受験勉強に個人として特別な指導（レッスン）を受けましたか。それはどのような内容ですか（複数回答可）【受けた】(n=272)

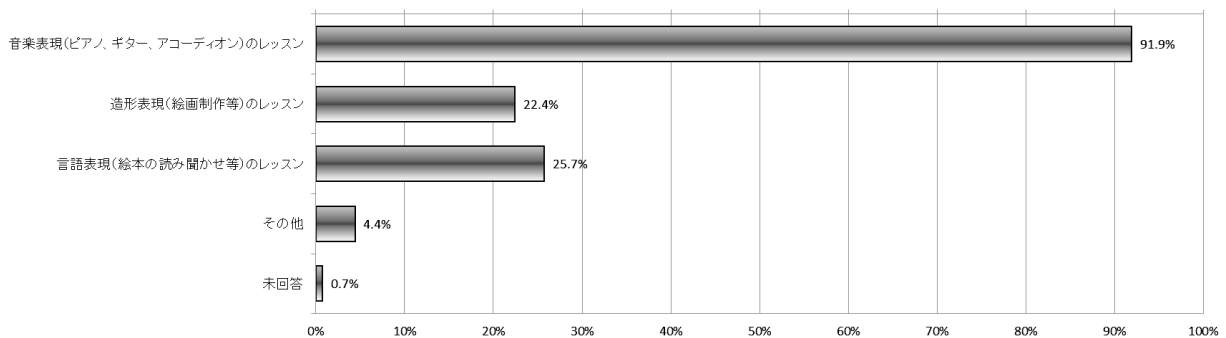


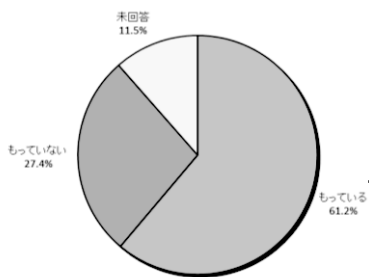
図 I-1-12 保育士試験の受験（事前講習の受講の有無とその内容）

回答者の回答パターン(事前講習の受講の有無)を図 I-1-12 に示す。事前の講習を受けてから受験する者(41.8%)と講習を受けずに受験する者(38.6%)がほぼ等しい割合となった(Q15-1)。さらに、その講習の内容について尋ねたところ、都道府県社会福祉協議会・保育士会などの主催による講習、大学や業者が主催する講習、通信教育講習などを利用して受験対策を講じている実態が明らかとなった。

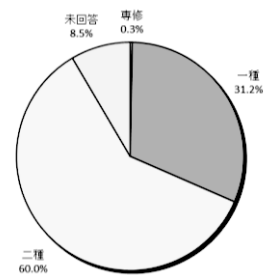
### 8. 保育士試験の受験(他に有する資格)

回答者の回答パターン(他に有する資格)を図 I-1-13 に示す。保育士資格のみを有する者が3割弱、他に資格を有している者は6割を超え、中でも幼稚園教諭免許状を併有する者は66.5%(811人中330人)、次いで小学校教諭免許状を併有している者は2割弱(811人中90名)であった。

Q17-1.現在あなたは保育士資格の他に資格・免許をお持ちですか。(n=811)



Q17-3-1.現在あなたは保育士資格の他に資格・免許をお持ちですか。該当する種類に○をして下さい【持っている】【幼稚園教諭免許状】(n=330)



Q17-2.現在あなたは保育士資格の他に資格・免許をお持ちですか。その資格・免許は何ですか(複数回答可)【持っている】(n=496)

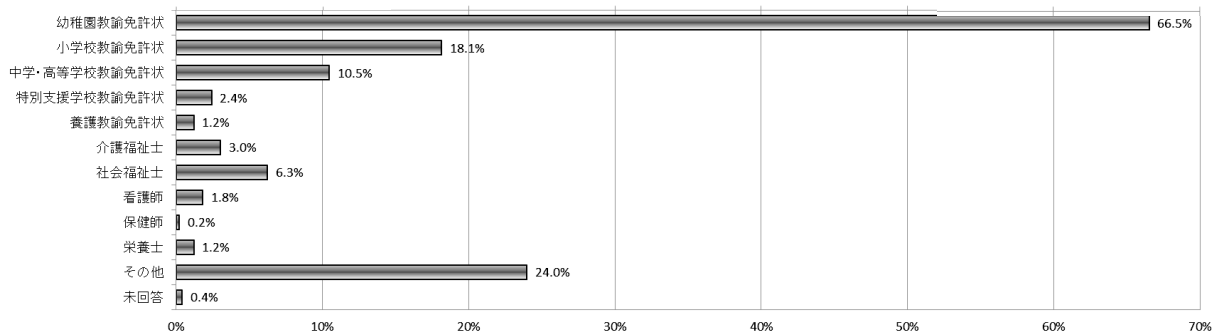


図 I-1-13 保育士試験の受験(他に有する資格)

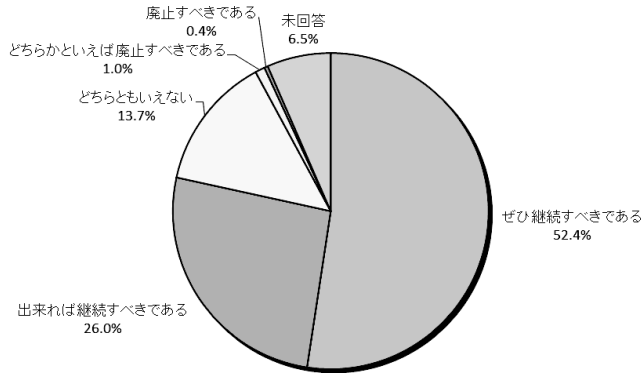
なお、保育士資格と幼稚園教諭免許状を併有する場合について、幼稚園教諭免許状の種類は、二種免許状の保有者が最も高く(60.0%)、次いで一種免許状となっている(31.2%)。専修免許状の保有者は1%を下回り(1名)、ほとんど例がない状況であった。

### 9. 保育士試験の受験(保育士試験制度と試験内容)

回答者の回答パターン(保育士試験制度と保育現場の実習)を図 I-1-14 に示す。保育士試験制度について、ぜひ継続すべきである(52.4%)、出来れば継続すべき重ある(26.0%)を合わせると、保育士試験制度の継続を希望する者が8割弱を占める結果となった。また、現行の保育士試験制度は、経済的・時間的余裕がない場合に、多様な人材を確保できる仕組みとなっている点で良かったとする報告が見られた(Q34 自由記述)。さらに、現制度上は保育現場の実習を課さない試験制度となっているが、保育現場の実習を必要だと思う意見が必要なかったとする意見(7.0%)と比較して多数を占める結果となった(62.6%)。



Q20-1.保育士試験制度は今後も継続した方がよいと思いますか。(n=811)



Q25-1.保育士試験制度では保育現場の実習はありませんが、保育現場の実習は必要だったと思いますか。(n=811)

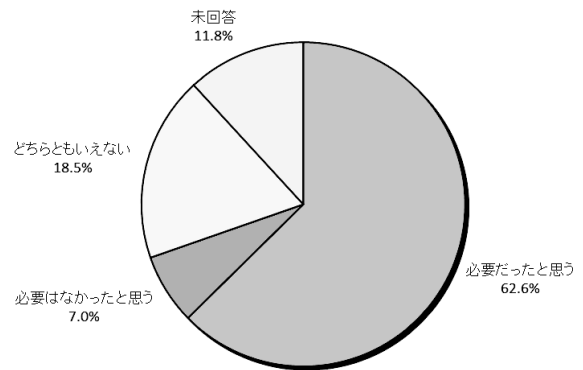


図 I-1-14 試験保育士の属性 (保育士試験制度と保育現場の実習)

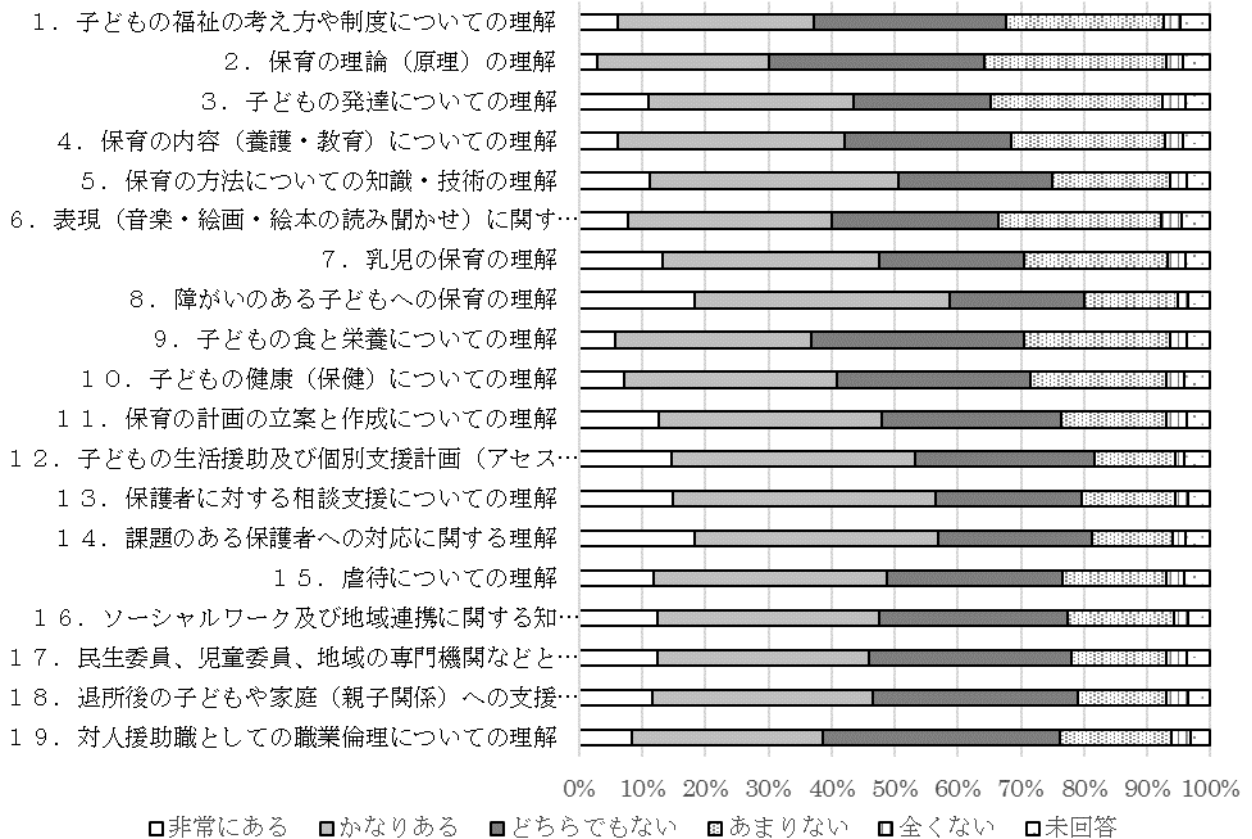


図 I-1-15 試験保育士の属性 (職務上の困難さを感じる点)

また、試験保育士が保育士として仕事をする上での知識や技術の不足を感じることで、上位 5 項目（「非常にある」「かなりある」の割合）「保育方法(50.5%)」「障害児保育(58.7%)」「個別支援計画(53.2%)」「保護者相談支援(56.5%)」「保護者対応(56.9%)」が挙げられた (図 I-1-15)。これらについては、研修の必要性を感じる試験保育士が 6 割に上ることから、職務上の研修等によって補うべき事項と考えられる (図 I-1-16)。

Q27-1.施設・保育所に保育士として就職した新任当初（3年未満）、研修を受ける必要を感じましたか。（n=811）

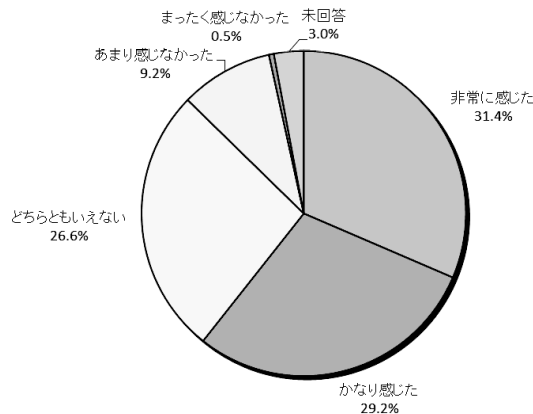


図 I-1-16 保育士試験の受験（保育士試験制度と保育現場の実習）

10. 試験保育士の成長プロセス

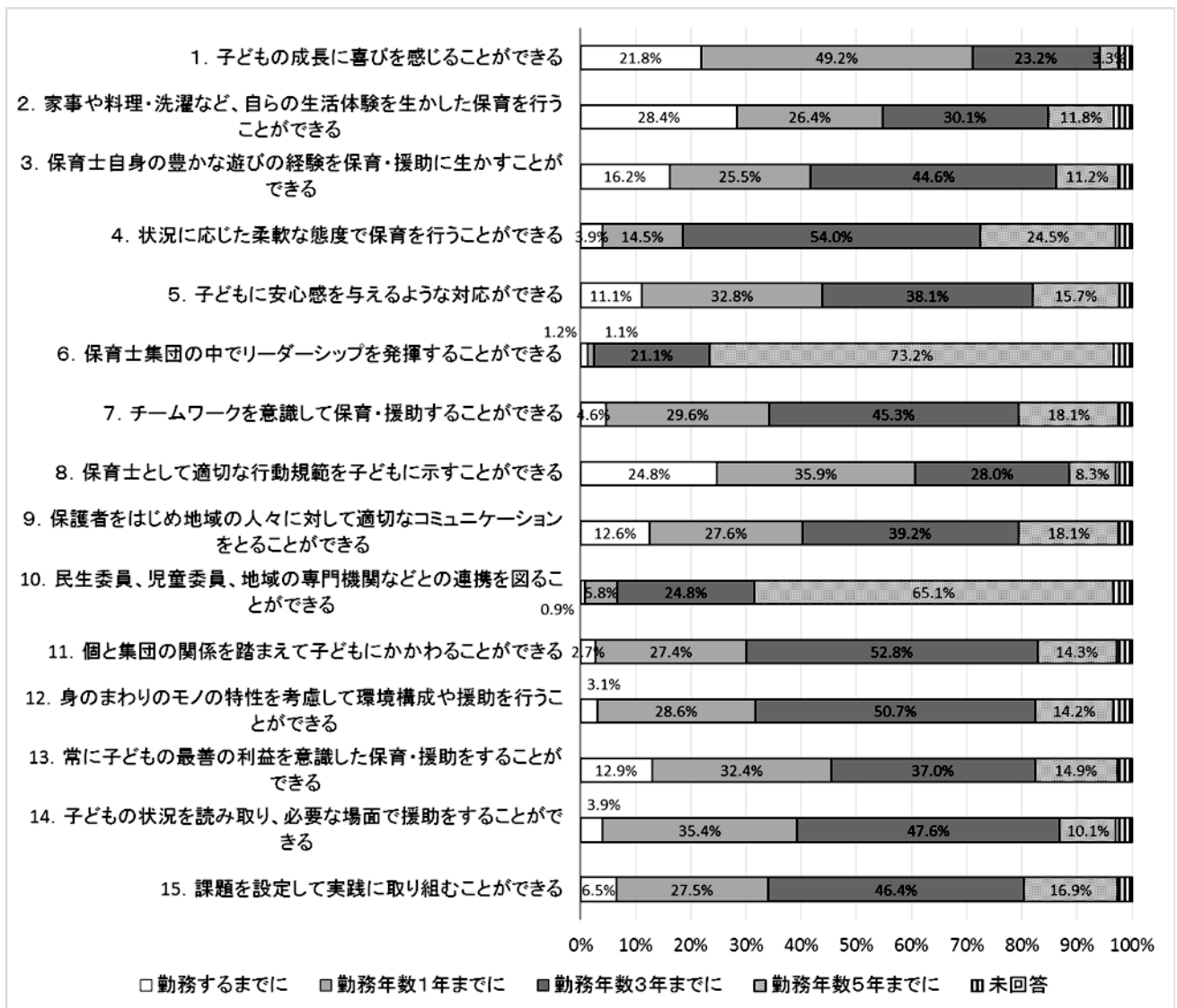


図 I-1-17 試験保育士の成長プロセス

回答者の回答パターン（保育士の成長プロセス）を図 I-1-17 に示す。「保育士としての成長プロセス」の中で、育つことが期待される項目として、15 項目中 11 項目が勤務年数 3 年までに専門性を身に付けることが期待されているという結果になった。また「子どもの成長に喜びを感じることができる」「保育士として適切な行動規範を子どもに示すことができる」という項目は、勤務年数 1 年までに身に付けることが期待されていることがわかった。「保育士集団の中でリーダーシップを発揮することができる」「民生委員、児童委員、地域の専門機関などとの連携を図ることができる」という項目は、勤務年数 5 年までに身に付けることが期待されていることが明らかとなった。

## 11. 試験保育士の処遇

回答者の回答パターン（試験保育士の処遇）を図 I-1-18 に示す。試験保育士であっても、採用時（Q32）、給与・格付け（Q33）において不利益を感じることはないという結果となった。

**Q32-1.あなたが保育士試験によって保育士資格を取得したということで、採用などの際に不利益を受けたと感じたことがありますか。(n=811)**

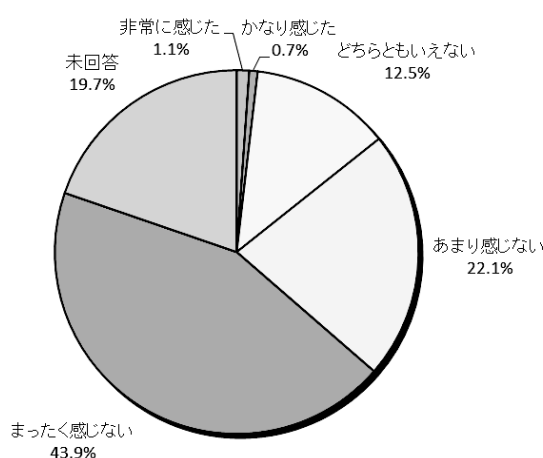


図 I-1-18 試験保育士の処遇

## 12. 試験保育士調査の考察

試験保育士調査の概要をまとめると、次の 6 点に集約される。

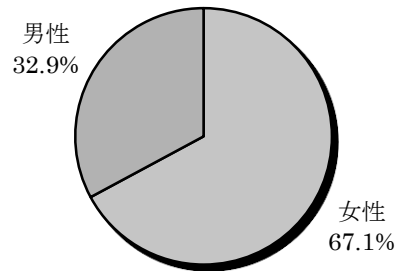
1. 調査対象は、受験時、未就業の者が半数（49.2%）であり、そのうちの 学生の占める割合が 81.5%と高かった。また、本調査時点で、保育士以外の資格を有している者は 6 割を超え、中でも幼稚園教諭免許状を併有する者は 66.5%と高かった。
2. 保育士試験制度について、「ぜひ継続すべきである（52.4%）」「出来れば継続すべきである（26.0%）」で、約 8 割は継続した方がよいと考えている。
3. 保育現場での実習が必要だと回答する者が 62.6%であり、試験保育士自身が実習の必要性を感じている。
4. 保育士の成長プロセスについて、さまざまな力量は、「勤務年数 3 年までに」修得するものとして認識されている。その中で、「勤務年数 5 年までに」修得するものとして、「保育士集団の中でリーダーシップを発揮することができる」と「民生委員と児童委員、地域の専門機関などとの連携を図ることができる」が認識されている。
5. 保育士としての仕事をする上で、「障害児保育」「保護者相談支援」「保育方法」「個別支援計画」についての知識や技術などに困難さを感じたことがあると回答し、研修が必要との意見もあった。
6. 試験保育士の処遇については、「採用時などで不利益を感じることはない」とする意見が多数を占めた。

#### IV. 養成校への調査結果と考察

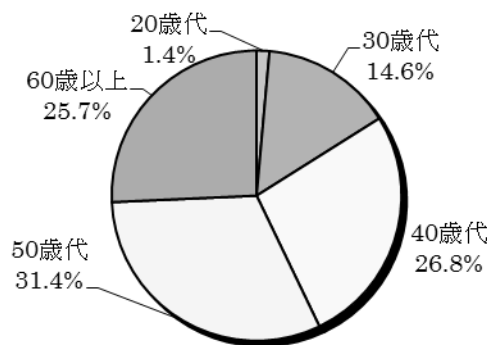
##### 1. 回答者の属性について（性別・年齢）

回答者全体（n=280）の中で、「女性」は67.1%、「男性」は32.9%であった（図I-1-19）。

年齢は、「50歳代」が最も多く、31.4%であった。以下、「40歳代」が26.8%、「60歳以上」が25.7%、「30歳代」が14.6%、「20歳代」が1.4%であった（図I-1-20）。



図I-1-19 回答者の性別（n=280）



図I-1-20 回答者の性別（n=280）

##### 2. 回答者の属性について（職位・勤務年数）

回答者の養成校での職位は、教授が33.6%と最も多く、次いで専任講師29.6%、准教授26.4%、助教6.1%となった（図I-1-21）。

また、養成校での通算の勤務年数は、「5～10年未満（31.1%）」が最も多く、次いで「10年～20年（28.6%）」「5年未満（23.6%）」「20年～30年（9.6%）」「30年以上（6.8%）」となった（図I-1-22）。

一方、「現在の養成校での勤務年数」は、「5年未満」の回答が最も多く全体の41.8%であった。次に多い「5年～10年」28.6%と合わせて、7割程度の教員が現養成校では10年未満であった（図I-1-23）。回答者の中で、80.7%の教員は期限のない雇用であった（図I-1-24）。

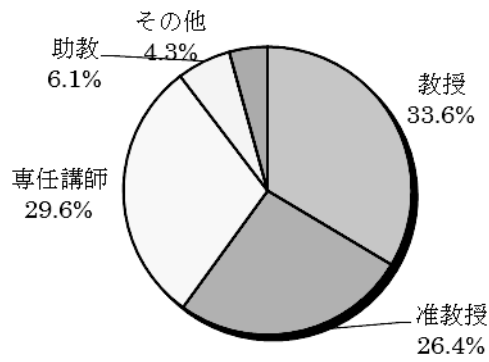


図 I-1-21 回答者の職位 (n=280)

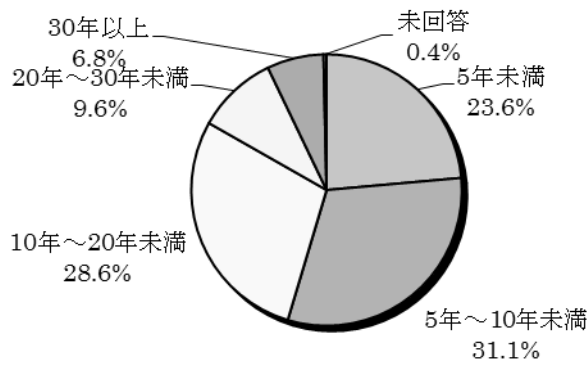


図 I-1-22 養成校での全勤務年数（非常勤を除く）の合計 (n=280)

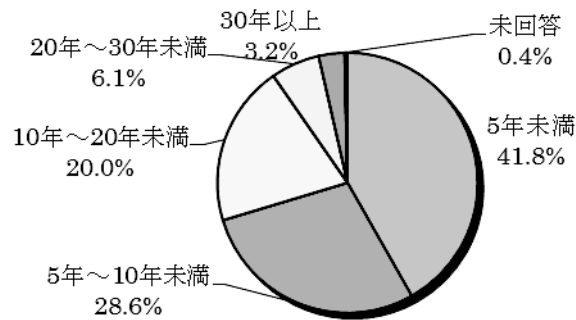


図 I-1-23 現在の養成校での勤務年数（非常勤を除く） (n=280)

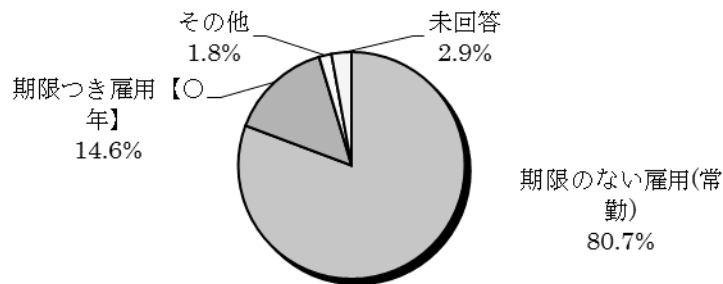


図 I-1-24 現在の養成校での雇用形態（非常勤を除く） (n=280)

### 3. 回答者の属性について（専門領域・所持する免許、資格）

回答者の専門領域は、「保育系」が最も多く 51.1%であり、次いで「福祉系」及び「教育系」がともに 12.9%、「心理系」が 8.9%であった（図 I-1-25）。

また、所持する資格・免許は、「保育士」が最も多く 55.4%であり、次いで「幼稚園教諭」48.2%、「中学校教諭」28.8%、「高等学校教諭」27.5%、「小学校教諭」20.0%であった（図 I-1-26）。

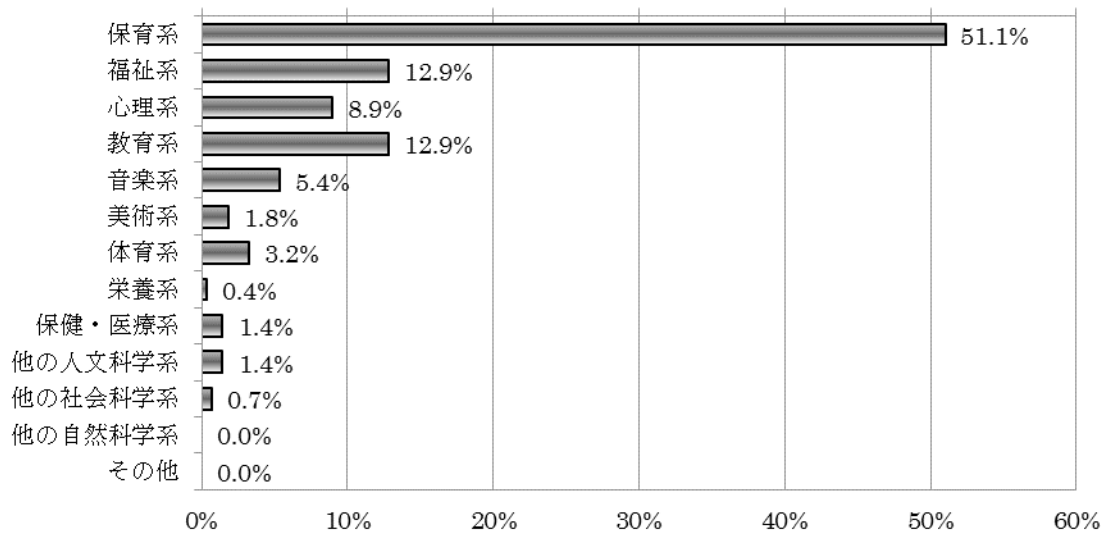


図 I-1-25 回答者の専門領域 (n=280)

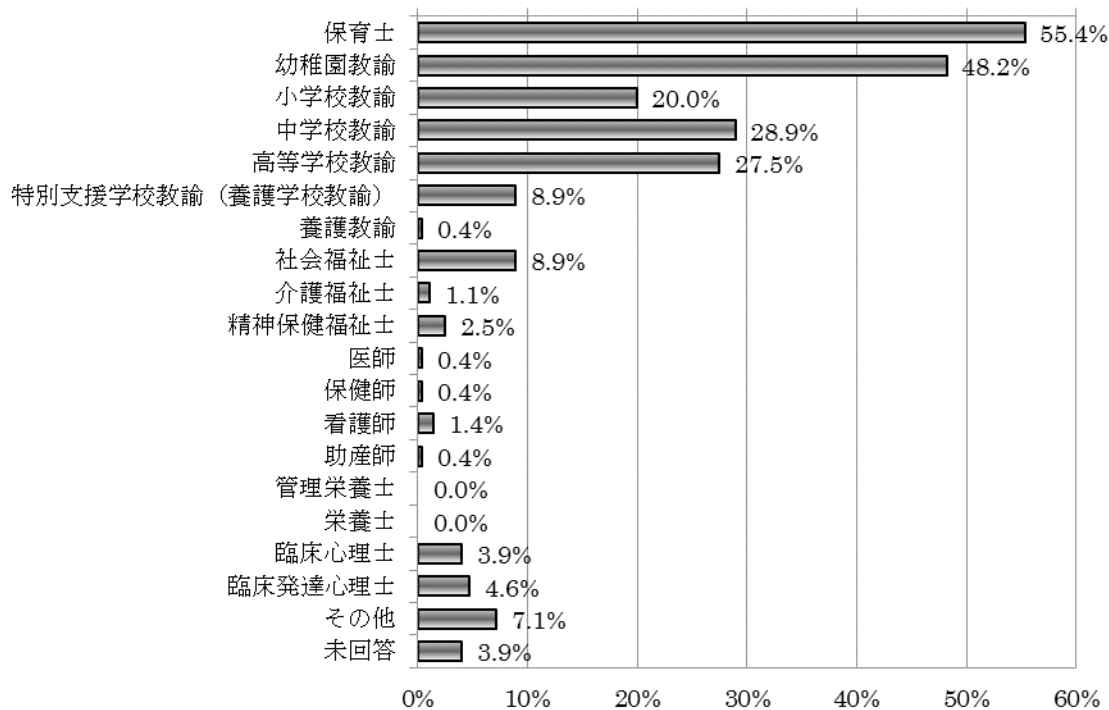
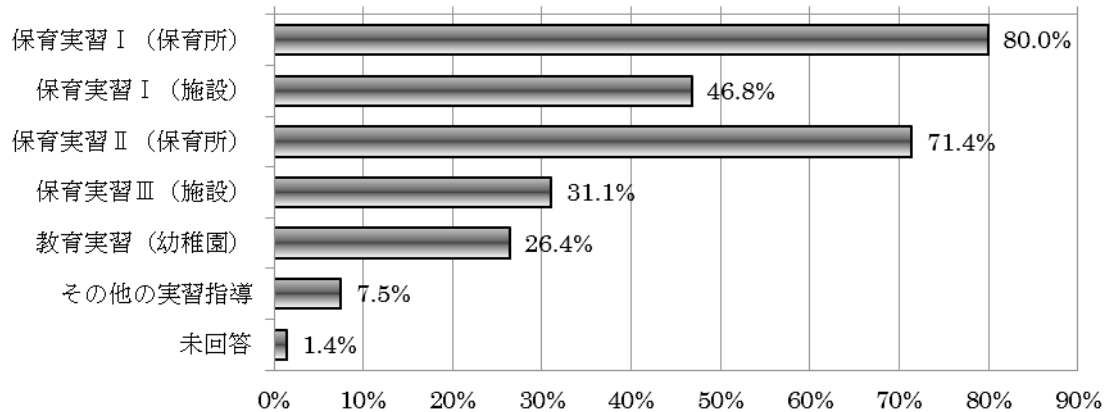


図 I-1-26 所持する免許・資格（複数回答） (n=280)

#### 4. 回答者の属性について（担当科目）

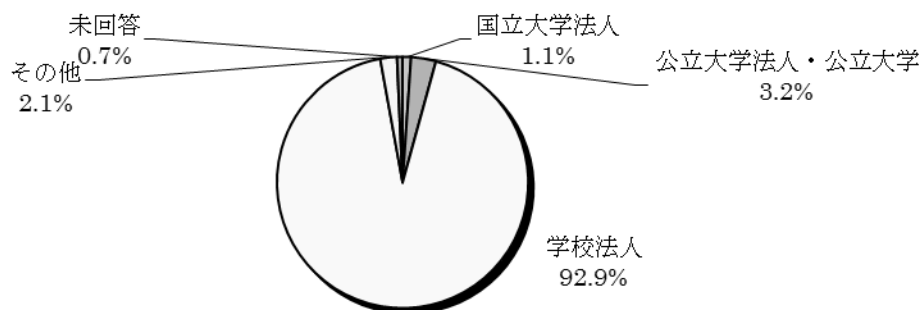
担当する科目は、「保育実習Ⅰ（保育所）」が80.0%と最も多く、次いで「保育実習Ⅱ」が71.4%であり、回答者の多くが保育所の実習を担当していた（図Ⅰ-1-27）。一方、「保育実習Ⅰ（施設）」（46.8%）及び「保育実習Ⅲ」（31.1%）は、半数を下回った。



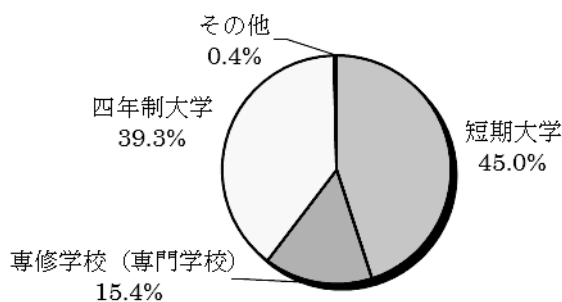
図Ⅰ-1-27 担当する実習指導（複数回答）（n=280）

#### 5. 回答者の属性について（所属する養成校）

回答者が所属する養成校の設置主体は、92.9%が「学校法人」となった（図Ⅰ-1-28）。種別は、短期大学が最も多く45.0%、次いで「4年制大学（39.3%）」「専修学校（専門学校）（15.4%）」となった（図Ⅰ-1-29）。



図Ⅰ-1-28 養成校の設置主体（n=280）



図Ⅰ-1-29 養成校の設置主体（n=280）

回答者の所属する養成校の所属ブロックは、「関東ブロック（30%）」「近畿ブロック（18.6%）」「中部ブロック

(16.1%)」「中・四国ブロック (12.9%)」「九州ブロック (10.7%)」「東北ブロック (6.4%)」「北海道ブロック (5.4%)」  
 となった (図 I-1-30)。

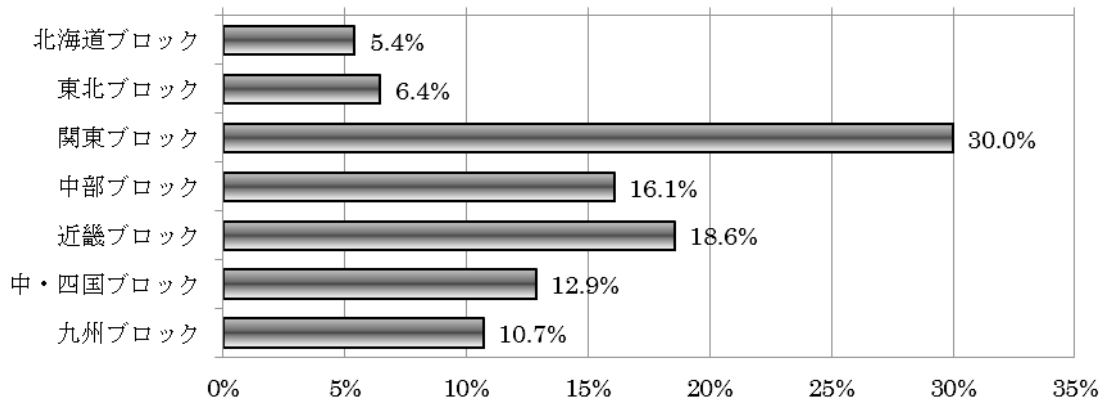


図 I-1-30 所属する全国保育士養成協議会の地域ブロック (n=280)

回答者が所属する養成校の学科・専攻において保育士資格と同時に取得可能な免許・資格は、「幼稚園教諭 (二種)」  
 が 56.8%と最も多く、次いで「幼稚園教諭 (一種) (38.6%)」「小学校教諭 (23.6%)」「社会福祉士 (受験資格)  
 (12.1%)」となった (図 I-1-31)。

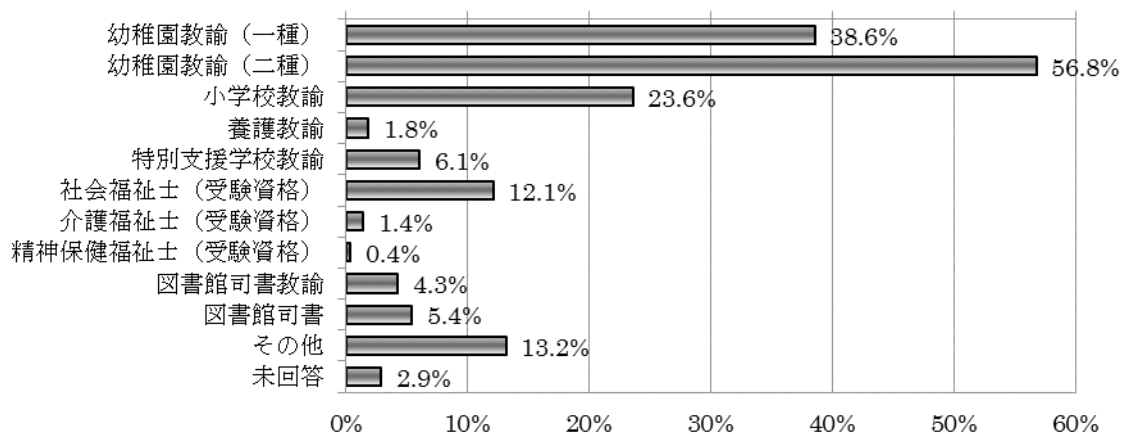


図 I-1-31 所属する養成校の学科・専攻において保育士資格と同時に取得可能な免許・資格 (n=280)

回答者の所属する養成校の1学年の定員数は、「51人~100人 (48.2%)」が最も多く、次いで「50人以下 (20.4%)」  
 「101人~150人 (20.0%)」「151人~200人 (6.8%)」となった (図 I-1-32)。

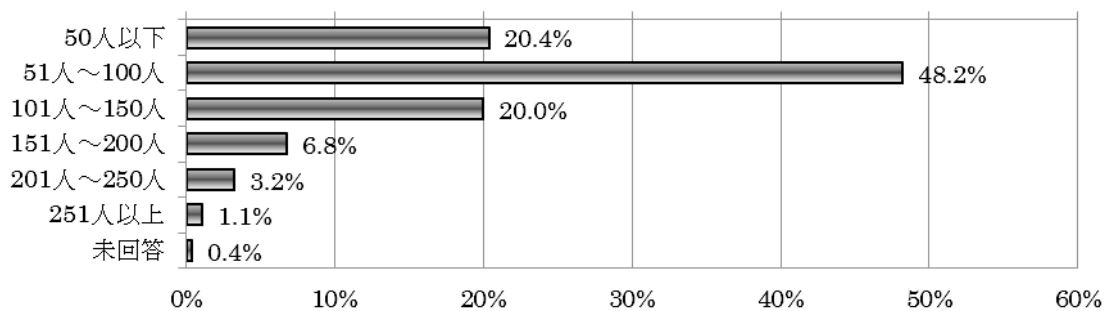


図 I-1-32 回答者が所属する養成校の学科・専攻の1学年あたりの定員数 (n=280)



## 6. 回答者の属性について（養成校内における保育士試験対策講座の実施状況）

養成校内における保育士試験対策講座の実施については、「実施していない（79.3%）」「学内の教員が担当して学内（学外）で開催（11.1%）」「学外の専門業者が担当（5.7%）」「非常勤教員を雇用して学内（学外）で開催（2.9%）」となった（図 I-1-33）。

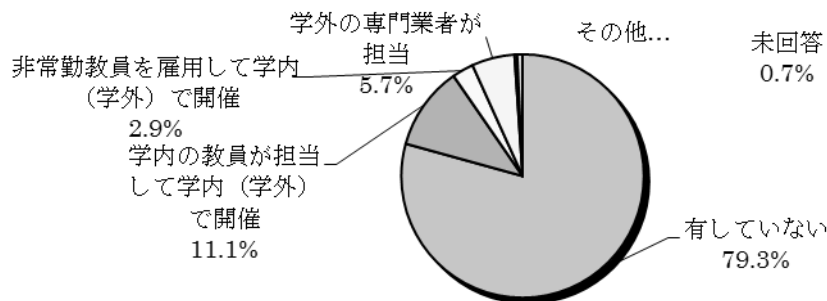


図 I-1-33 養成校内において保育士試験対策講座を有しているか（n=280）

## 7. 保育士資格について

現行制度については、54.3%が「今まで通りの2つの方法でよい」と回答した（図 I-1-34）。また、「変更が必要」と回答した人も34.3%おり、「廃止したほうがよい（8.9%）」を大きく上回った。

また、「変更が必要」と回答した人の中で、付加すべき新たな条件として「実習を課す」という回答が77.1%と最も多くおり、次いで「児童福祉施設（保育所も含む）における体験やボランティアを行う」「スクーリングを課す」がそれぞれ41.7%となった（図 I-1-35）。

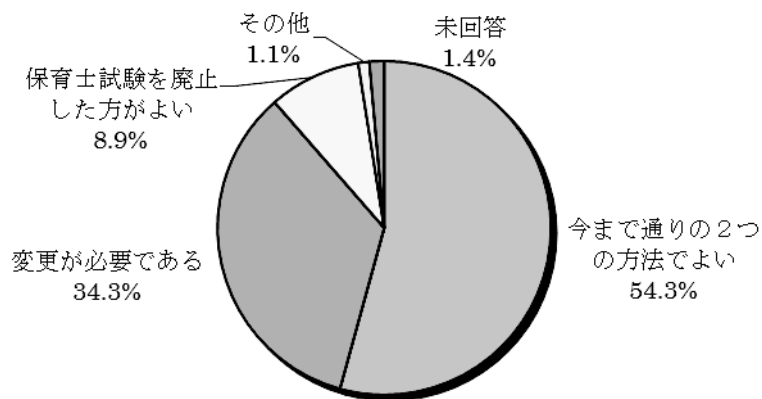


図 I-1-34 保育士資格の取得の方法について（n=280）

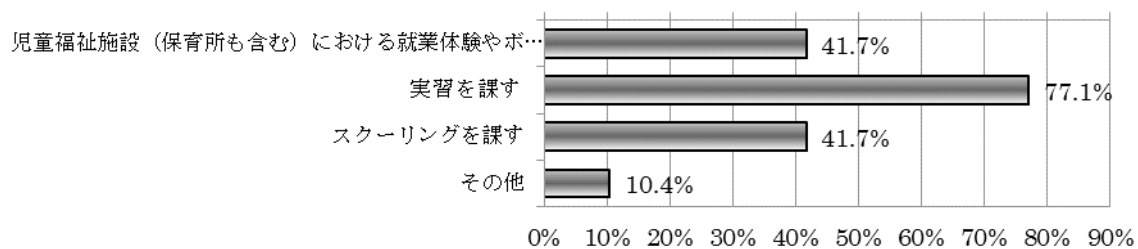


図 I-1-35 保育士試験に付加すべき条件（複数回答）（n=280）

## 8. 保育士資格の領域について

さらに、保育士資格の専門領域については、「現行のとおり 18 歳までの児童を対象」とするという回答が 58.6%と最も多く、保育・障害・医療・社会的養護・家庭支援などの「領域別に分けた複数の資格とする方がよい」とする回答 27.9%を上回った（図 I-1-36、表 I-1-16）。

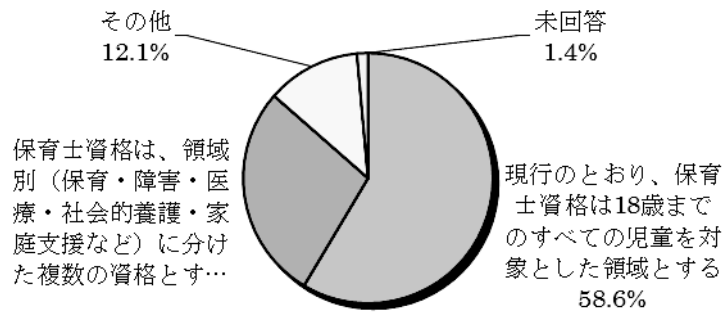


図 I-1-36 現行通りの保育士資格とするか、領域別に分けた資格とするか (n=280)

表 I-1-16 現行通りの保育士資格とするか、領域別に分けた資格とするか【養成校種別】 (n=280)

|            |        | 1                                    | 2   | 3     | 4    |
|------------|--------|--------------------------------------|---|-------|------|
|            |        | 現行のとおり、保育士資格は18歳までのすべての児童を対象とした領域とする | 保育士資格は、領域別（保育・障害・医療・社会的養護・家庭支援など）に分けた複数の資格とする | その他   | 未回答  |
| 全体         | 280    | 164                                  | 78  | 34    | 4    |
|            | 100.0% | 58.6%                                | 27.9%   | 12.1% | 1.4% |
| 短期大学       | 126    | 81                                   | 30  | 12    | 3    |
|            | 100.0% | 64.3%                                | 23.8%   | 9.5%  | 2.4% |
| 専修学校(専門学校) | 43     | 31                                   | 9   | 3     | -    |
|            | 100.0% | 72.1%                                | 20.9%   | 7.0%  | -    |
| 四年制大学      | 110    | 52                                   | 38  | 19    | 1    |
|            | 100.0% | 47.3%                                | 34.5%   | 17.3% | 0.9% |
| その他        | 1      | -                                    | 1   | -     | -    |
|            | 100.0% | -                                    | 100.0%  | -     | -    |

## 9. 養成年限について

所属校の養成年限が十分かどうかについて尋ねたところ、現在の養成年限が「2年間」と回答したのは51.4%と最も多く、次いで、「4年間(39.3%)」「3年間(7.1%)」であった(図I-1-37、表I-1-17)。

2年間で養成を行っている場合の62.7%が、2年間の養成年限について「十分でない」と回答し、「十分である」とした23.0%を大きく上回った。

一方、4年間の養成を行っている養成校の82.1%が4年間での養成年限を「十分である」と回答し、「十分でない」とした10.0%を大きく上回った。

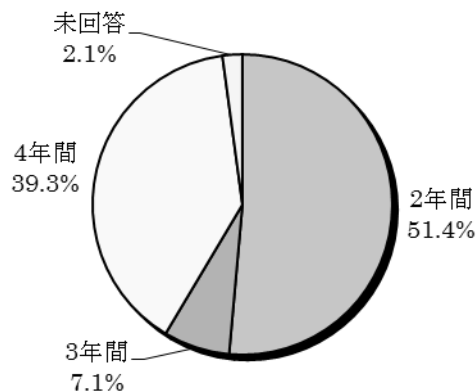


図 I-1-37 所属する養成校の養成年限 (n=280)

表 I-1-17 養成年限が十分であるか (n=280)

|            | 全体     | 1      | 2     | 3    | 4     |
|------------|--------|--------|-------|------|-------|
|            |        | 十分である  | 十分でない | その他  | 未回答   |
| 全体         | 280    | 134    | 107   | 23   | 16    |
|            | 100.0% | 47.9%  | 38.2% | 8.2% | 5.7%  |
| 短期大学       | 126    | 29     | 79    | 12   | 6     |
|            | 100.0% | 23.0%  | 62.7% | 9.5% | 4.8%  |
| 専修学校(専門学校) | 43     | 17     | 17    | 3    | 6     |
|            | 100.0% | 39.5%  | 39.5% | 7.0% | 14.0% |
| 四年制大学      | 110    | 87     | 11    | 8    | 4     |
|            | 100.0% | 79.1%  | 10.0% | 7.3% | 3.6%  |
| その他        | 1      | 1      | -     | -    | -     |
|            | 100.0% | 100.0% | -     | -    | -     |

また、現在の養成年限とその養成年限が十分であるかどうかについて、その特に該当すると思われる理由を5つ以内選択したところ、以下ようになった(表I-1-18)。

2年間養成において、「十分である」とした理由は、「養成校で基礎的な力を身につけ、現場で実践力を高めることが望ましいから(71.8%)」「経済的負担が少ないから(66.7%)」であった。一方、「十分でない」とした理由は、「より高度な保育の専門性が求められているから(80.0%)」「人間性の涵養に必要な時間が求められているから(47.1%)」「より高度な教育の専門性が求められているから(41.2%)」「より高度な養護の専門性が求められているから

(34.1%)」「より高度な障害児保育の専門性が求められているから(31.8%)」「入所児童の保護者に対応できる相談援助技術の専門性が求められているから(31.8%)」「地域の子育て支援に対応できる専門性が求められているから(30.6%)」等が多かった。

4年間養成において、「十分である」とした理由は、「より高度な保育の専門性が求められているから(71.7%)」「人間性の涵養に必要な時間が求められているから(36.8%)」「より高度な教育の専門性が求められているから(34.9%)」「より高度な養護の専門性が求められているから(32.1%)」「地域の子育て支援に対応できる専門性が求められているから(31.1%)」等であった。一方「十分でない」とした理由は、数は少ないが、「より高度な保育の専門性が求められているから(81.8%)」「より高度な養護の専門性が求められているから(54.5%)」「より高度な障害児保育の専門性が求められているから(54.5%)」等であった。

表I-1-18 養成年限とその養成年限が十分であるかどうかについてどのようにお考えですか(特に該当すると思われるもの5つ以内) (n=280)<sup>3)</sup>

|       | 全体     | 1                     | 2                     | 3                     | 4                        | 5                                      | 6                                       | 7                    | 8                           | 9                                      | 10                                  | 11                  | 12                     | 13               | 14                           | 15                   | 16              | 17          | 18             | 19                   |     |     |
|-------|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------|--|---|----------------------|-----------------------------|--|-------------------------------------|---------------------|------------------------|------------------|------------------------------|----------------------|-----------------|-------------|----------------|----------------------|-----|-----|
|       | 全体     | より高度な保育の専門性が求められているから | より高度な教育の専門性が求められているから | より高度な養護の専門性が求められているから | より高度な障害児保育の専門性が求められているから | 虐待待児等の心のケアを必要とする子どもに対応できる専門性が求められているから | 被虐待児等の心身のケアを必要とする子どもに対応できる専門性が求められているから | 入所児童の保護者に対応できる相談援助技術 | 地域の子育て支援に対応できる専門性が求められているから | 地域関連機関・施設(児童相談所を含む)と連携できる専門性が求められているから | 地域のニーズとサービスをコーディネートできる専門性が求められているから | 実習等体験学習の時間が不足しているから | 他の職員に対する指導的な保育士等が必要だから | 他の職種と協働する上で必要だから | 人間性の涵養(かんよう)に必要な時間が求められているから | 園運営に関するより高度なマネジメント能力 | カリキュラムを充実させたいから | 経済的負担が少ないから | 力を高めることが望ましいから | 養成校で基礎的な力を身につけ、現場で実践 | その他 | 未回答 |
| 全体    | 264    | 169                   | 82                    | 71                    | 63                       | 38                                     | 62                                      | 66                   | 25                          | 13                                     | 51                                  | 7                   | 15                     | 91               | 7                            | 45                   | 34              | 92          | 34             | 17                   |     |     |
|       | 100.0% | 64.0%                 | 31.1%                 | 26.9%                 | 23.9%                    | 14.4%                                  | 23.5%                                   | 25.0%                | 9.5%                        | 4.9%                                   | 19.3%                               | 2.7%                | 5.7%                   | 34.5%            | 2.7%                         | 17.0%                | 12.9%           | 34.8%       | 12.9%          | 6.4%                 |     |     |
| 2年間   | 139    | 81                    | 42                    | 34                    | 30                       | 20                                     | 28                                      | 28                   | 9                           | 4                                      | 29                                  | 1                   | 7                      | 46               | -                            | 26                   | 32              | 50          | 27             | 7                    |     |     |
|       | 100.0% | 58.3%                 | 30.2%                 | 24.5%                 | 21.6%                    | 14.4%                                  | 20.1%                                   | 20.1%                | 6.5%                        | 2.9%                                   | 20.9%                               | 0.7%                | 5.0%                   | 33.1%            | -                            | 18.7%                | 23.0%           | 36.0%       | 19.4%          | 5.0%                 |     |     |
| 2年間   | 39     | 6                     | 3                     | 2                     | 1                        | 1                                      | 2                                       | 2                    | -                           | -                                      | 1                                   | -                   | 1                      | 2                | -                            | 26                   | 28              | 11          | 5              |                      |     |     |
| 十分である | 100.0% | 15.4%                 | 7.7%                  | 5.1%                  | 2.6%                     | 2.6%                                   | -                                       | 5.1%                 | -                           | -                                      | 2.6%                                | -                   | 2.6%                   | 5.1%             | -                            | 66.7%                | 71.8%           | 28.2%       | 12.8%          |                      |     |     |
| 十分でない | 85     | 68                    | 35                    | 29                    | 27                       | 17                                     | 27                                      | 26                   | 8                           | 4                                      | 28                                  | -                   | 5                      | 40               | -                            | 24                   | 2               | 17          | 11             | -                    |     |     |
|       | 100.0% | 80.0%                 | 41.2%                 | 34.1%                 | 31.8%                    | 20.0%                                  | 31.8%                                   | 30.6%                | 9.4%                        | 4.7%                                   | 32.9%                               | -                   | 5.9%                   | 47.1%            | -                            | 28.2%                | 2.4%            | 20.0%       | 12.9%          | -                    |     |     |
| その他   | 15     | 7                     | 4                     | 3                     | 2                        | 2                                      | 1                                       | -                    | 1                           | -                                      | -                                   | -                   | 1                      | 4                | -                            | 2                    | 4               | 5           | 5              | 2                    |     |     |
|       | 100.0% | 46.7%                 | 26.7%                 | 20.0%                 | 13.3%                    | 13.3%                                  | 6.7%                                    | -                    | 6.7%                        | -                                      | -                                   | -                   | 6.7%                   | 26.7%            | -                            | 13.3%                | 26.7%           | 33.3%       | 33.3%          | 13.3%                |     |     |
| 未回答   | -      | -                     | -                     | -                     | -                        | -                                      | -                                       | -                    | -                           | -                                      | -                                   | -                   | -                      | -                | -                            | -                    | -               | -           | -              | -                    |     |     |
| 3年間   | 19     | 12                    | 3                     | 3                     | 4                        | 1                                      | 8                                       | 5                    | 1                           | -                                      | 10                                  | -                   | 6                      | -                | 8                            | -                    | 9               | 2           | -              |                      |     |     |
|       | 100.0% | 63.2%                 | 15.8%                 | 15.8%                 | 21.1%                    | 5.3%                                   | 42.1%                                   | 26.3%                | 5.3%                        | -                                      | 52.6%                               | -                   | 31.6%                  | -                | 42.1%                        | -                    | 47.4%           | 10.5%       | -              |                      |     |     |
| 3年間   | 8      | 4                     | 1                     | 1                     | -                        | -                                      | 2                                       | 1                    | -                           | -                                      | 3                                   | -                   | -                      | 5                | -                            | 4                    | -               | 5           | 1              | -                    |     |     |
| 十分である | 100.0% | 50.0%                 | 12.5%                 | 12.5%                 | -                        | -                                      | 25.0%                                   | 12.5%                | -                           | -                                      | 37.5%                               | -                   | -                      | 62.5%            | -                            | 50.0%                | -               | 62.5%       | 12.5%          | -                    |     |     |
| 十分でない | 11     | 8                     | 2                     | 2                     | 4                        | 1                                      | 6                                       | 4                    | 1                           | -                                      | 7                                   | -                   | -                      | 1                | -                            | 4                    | -               | 4           | 1              | -                    |     |     |
|       | 100.0% | 72.7%                 | 18.2%                 | 18.2%                 | 36.4%                    | 9.1%                                   | 54.5%                                   | 36.4%                | 9.1%                        | -                                      | 63.6%                               | -                   | -                      | 9.1%             | -                            | 36.4%                | -               | 36.4%       | 9.1%           | -                    |     |     |
| その他   | -      | -                     | -                     | -                     | -                        | -                                      | -                                       | -                    | -                           | -                                      | -                                   | -                   | -                      | -                | -                            | -                    | -               | -           | -              | -                    |     |     |
| 未回答   | -      | -                     | -                     | -                     | -                        | -                                      | -                                       | -                    | -                           | -                                      | -                                   | -                   | -                      | -                | -                            | -                    | -               | -           | -              | -                    |     |     |
| 4年間   | 106    | 76                    | 37                    | 34                    | 29                       | 17                                     | 26                                      | 33                   | 15                          | 9                                      | 12                                  | 6                   | 8                      | 39               | 7                            | 11                   | 2               | 33          | 5              | 10                   |     |     |
|       | 100.0% | 71.7%                 | 34.9%                 | 32.1%                 | 27.4%                    | 16.0%                                  | 24.5%                                   | 31.1%                | 14.2%                       | 8.5%                                   | 11.3%                               | 5.7%                | 7.5%                   | 36.8%            | 6.6%                         | 10.4%                | 1.9%            | 31.1%       | 4.7%           | 9.4%                 |     |     |
| 4年間   | 87     | 61                    | 31                    | 27                    | 21                       | 12                                     | 21                                      | 26                   | 12                          | 8                                      | 5                                   | 5                   | 6                      | 32               | 4                            | 10                   | 1               | 28          | 4              | 10                   |     |     |
| 十分である | 100.0% | 70.1%                 | 35.6%                 | 31.0%                 | 24.1%                    | 13.8%                                  | 24.1%                                   | 29.9%                | 13.8%                       | 9.2%                                   | 5.7%                                | 5.7%                | 6.9%                   | 36.8%            | 4.6%                         | 11.5%                | 1.1%            | 32.2%       | 4.6%           | 11.5%                |     |     |
| 十分でない | 11     | 9                     | 4                     | 6                     | 6                        | 5                                      | 3                                       | 5                    | 1                           | 1                                      | 5                                   | -                   | -                      | 2                | 1                            | 1                    | -               | 2           | 1              | -                    |     |     |
|       | 100.0% | 81.8%                 | 36.4%                 | 54.5%                 | 54.5%                    | 45.5%                                  | 27.3%                                   | 45.5%                | 9.1%                        | 9.1%                                   | 45.5%                               | -                   | -                      | 18.2%            | 9.1%                         | 9.1%                 | -               | 18.2%       | 9.1%           | -                    |     |     |
| その他   | 8      | 6                     | 2                     | 1                     | 2                        | -                                      | 2                                       | 2                    | 2                           | 2                                      | 1                                   | 2                   | 5                      | 2                | -                            | 1                    | 3               | -           | -              | -                    |     |     |
|       | 100.0% | 75.0%                 | 25.0%                 | 12.5%                 | 25.0%                    | -                                      | 25.0%                                   | 25.0%                | 25.0%                       | 25.0%                                  | 25.0%                               | 25.0%               | 12.5%                  | 25.0%            | 62.5%                        | 25.0%                | -               | 12.5%       | 37.5%          | -                    |     |     |
| 未回答   | -      | -                     | -                     | -                     | -                        | -                                      | -                                       | -                    | -                           | -                                      | -                                   | -                   | -                      | -                | -                            | -                    | -               | -           | -              | -                    |     |     |
| 未回答   | -      | -                     | -                     | -                     | -                        | -                                      | -                                       | -                    | -                           | -                                      | -                                   | -                   | -                      | -                | -                            | -                    | -               | -           | -              | -                    |     |     |

<sup>3)</sup> \* Q3SQ2「貴校の養成年限とその養成年限が十分であるかどうかについてどのようにお考えですか。その理由を、特に該当すると思われるものを5つ以内で選び、○をつけてください。」/Q3「貴校の養成年限とその養成年限が十分であるかどうかについてどのようにお考えですか。それぞれ1つずつ選び、○をつけてください。」【養成年限】×Q3SQ1「貴校の養成年限とその養成年限が十分であるかどうかについてどのようにお考えですか。それぞれ1つずつ選び、○をつけてください。【十分であるかどうか】

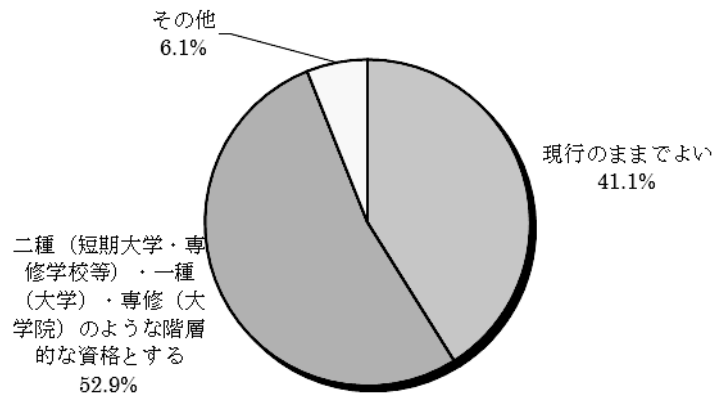
3年間養成においてはいずれも数が少ないが、「十分である」とした理由は、「人間性の涵養(かんよう)に必要な時間が求められているから(62.5%)」「養成校で基礎的な力を身につけ、現場で実践力を高めることが望ましいから(62.5%)」「カリキュラムを充実させたいから(50.0%)」「より高度な保育の専門性が求められているから(50.0%)」等が多くあった。一方、「十分でない」として理由は、「より高度な保育の専門性が求められているから(72.7%)」「実習等体験学習の時間が不足しているから(63.6%)」「入所児童の保護者に対応できる相談援助技術の専門性が求められているから(54.5%)」であった。

#### 10. 保育士資格の階層性について

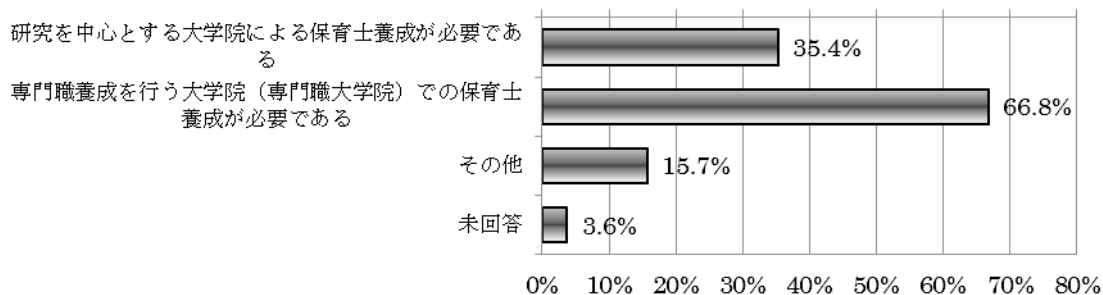
保育士資格を幼稚園協免許のような階層的な資格とすべきかどうかについては、52.9%が「階層的な資格にする」と回答し、41.1%が「現行のままでよい」と回答した(図I-1-38)。

また、専修学校(65.1%)や短期大学の約半数(46.8%)が現行のままで良いと考えているのに対して、四年制大学(70.9%)や短期大学の約半数(46.8%)は階層的な資格を導入すべきと考えていることが明らかとなった。

さらに、大学院等での養成について、「専門職養成を行う大学院での養成が必要」と回答した人は66.8%であった(図I-1-39)。階層的な資格となった場合、「キャリアアップの仕組みが必要」と回答した人は、87.1%であった(図I-1-40)。



図I-1-38 保育士資格を階層的な資格とすることについて (n=280)



図I-1-39 大学院での保育士養成について(複数回答) (n=280)

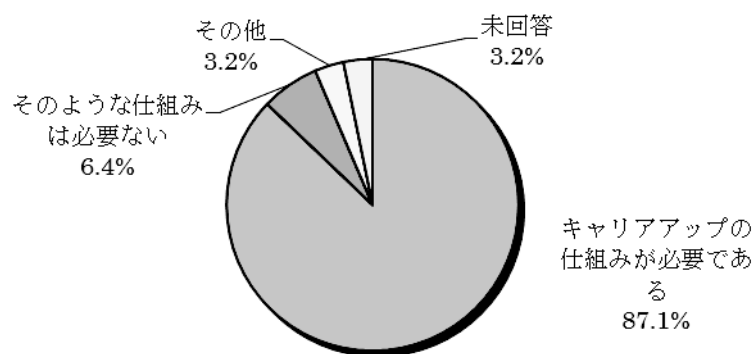


図 I-1-40 階層的な資格となった場合、一定の現場経験を考慮したキャリアアップの仕組みを設けることが必要か (n=280)

現在、保育士資格を有する者は、1年間の介護福祉士養成課程で介護福祉士が取得できるが、このような保育士資格と介護福祉士資格との関連付けを今後も図るべきと考えている望む回答は63.6%となった(図I-1-41)。

また、現行では、保育士資格と社会福祉士資格については関連がないが、保育士と社会福祉士との関連付けを図るべきとする回答は64.6%となった(図I-1-42)。

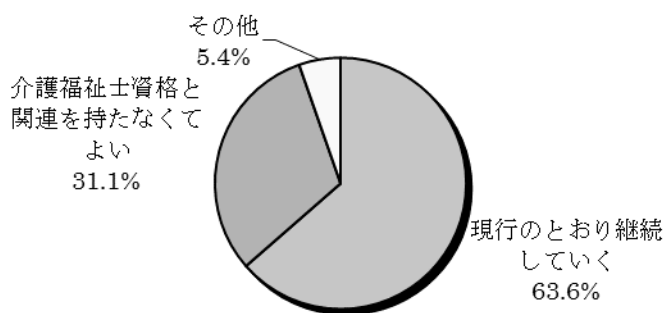


図 I-1-41 介護福祉士との関連について (n=280)

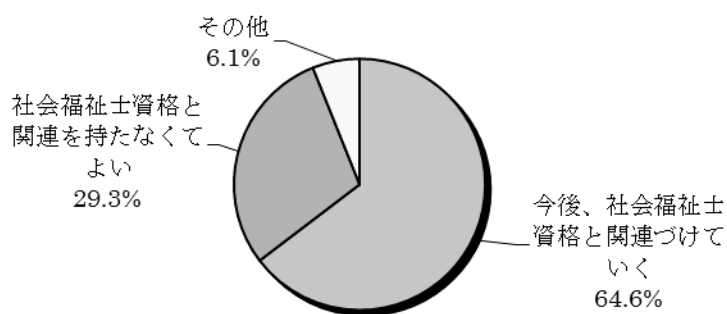


図 I-1-42 社会福祉士との関連について (n=280)

## 11. 保育士のキャリアアップ・成長プロセスについて

保育士のキャリアアップの仕組みの整備については、87.1%が「キャリアアップの仕組みが必要である」と回答した(図I-1-43)。

そして、表I-1-19のように、養成年限の種別に関わらず86.0~88.9%がキャリアアップの仕組みが必要とした。

待遇改善について、自由記述では、「教育職と同等の待遇」を求める意見や「離職者を減らすため」「地域で待遇の差が大きい」「労働に合う適切な待遇の改善」等、168件の待遇改善に関する意見があった。

キャリアアップについて、自由記述では、「研修、研究会をもっと組織的に行う」「キャリアラダー」「役割を考慮したキャリアデザインの導入」「認定資格があるとキャリアアップにつながる」「キャリアパス」「研修のポイント制」「リカレント教育の充実」等、71件のキャリアアップに関する意見があった。また、「待遇の改善とキャリア」の関連性を指摘する意見もあった。

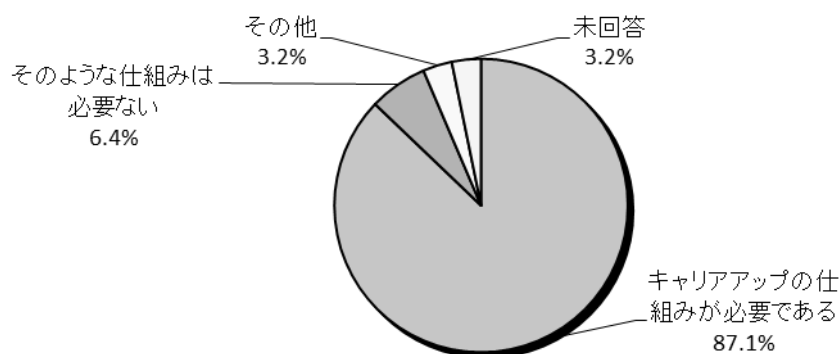


図 I-1-43 「階層的な資格となった場合に、一定の現場経験を考慮したキャリアアップの仕組みを設けることが必要とお考えですか」 (n=280)

表 I-1-19 「階層的な資格となった場合に、一定の現場経験を考慮したキャリアアップの仕組みを設けることが必要とお考えですか」 (養成期間別) (n=280)

|            | 全体     | 1                 | 2             | 3    | 4      |
|------------|--------|-------------------|---------------|------|--------|
|            |        | キャリアアップの仕組みが必要である | そのような仕組みは必要ない | その他  | 未回答    |
| 全体         | 280    | 244               | 18            | 9    | 9      |
|            | 100.0% | 87.1%             | 6.4%          | 3.2% | 3.2%   |
| 短期大学       | 126    | 112               | 7             | 3    | 4      |
|            | 100.0% | 88.9%             | 5.6%          | 2.4% | 3.2%   |
| 専修学校(専門学校) | 43     | 37                | 2             | 2    | 2      |
|            | 100.0% | 86.0%             | 4.7%          | 4.7% | 4.7%   |
| 四年制大学      | 110    | 95                | 9             | 4    | 2      |
|            | 100.0% | 86.4%             | 8.2%          | 3.6% | 1.8%   |
| その他        | 1      | -                 | -             | -    | 1      |
|            | 100.0% | -                 | -             | -    | 100.0% |

保育士の成長プロセスについて、15項目がどの時期までに育つことが求められると思うかを尋ねた。「勤務するまでに」身につけるべき項目要素として主に挙げられたのは、「子どもの成長に喜びを感じることができる (57.9%)」「家事や料理・洗濯など、自らの生活体験を生かした保育を行うことができる (57.1%)」「保育士として適切な行動規範を子どもに示すことができる (43.9%)」「保育士自身の豊かな遊びの経験を保育・援助に生かすことができる (42.1%)」などであった (図 I-1-44)。

「勤務年数3年目までに」身につけるべき項目として主に挙げられたのは、「状況に応じた柔軟な態度で保育を行うことができる(54.3%)」「保護者をはじめ地域の人々に対して適切なコミュニケーションをとることができる(39.6%)」「課題を設定して実践に取り組むことができる(37.1%)」であった。

「勤務年数5年目までに」身につけるべき項目として主に挙げられたのは、「保育士集団の中でリーダーシップを発揮することができる(75.0%)」「民生委員、児童委員、地域の専門機関などとの連携を図ることができる(64.4%)」であった。

「勤務年数1年までに」身につけるべき項目要素として挙げられたもののうち、多くは、「勤務するまでに」や「勤務年数3年目までに」と同じように高くなっていた。

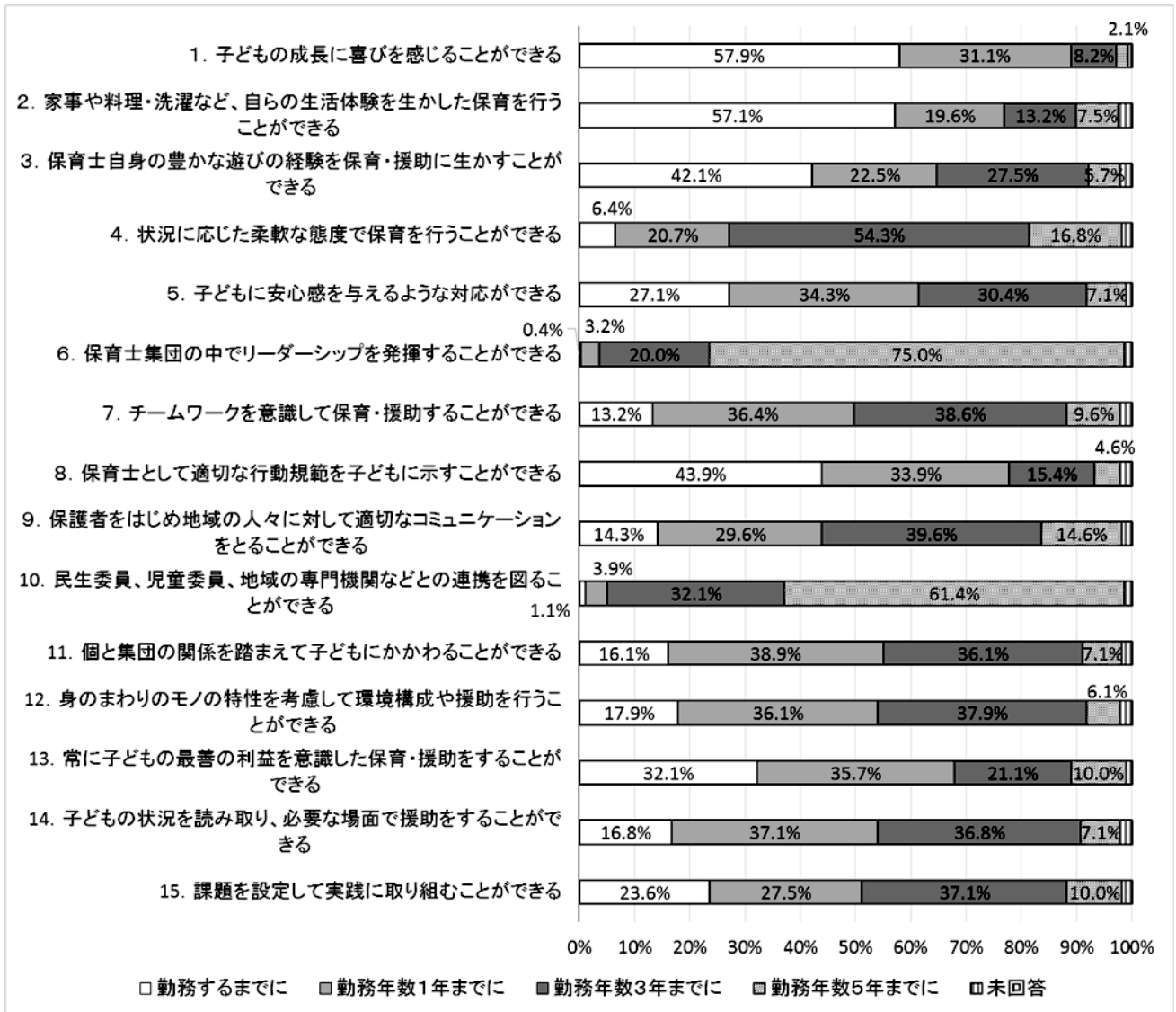


図 I-1-44 保育士の成長プロセス (n=280)

## 12. 国家試験について

養成校卒業に加え、国家試験を課すことについて、「現行のままでよい(国家試験をしない)(53.2%)」「最低限のレベルを確認する程度为国家試験を課す(37.1%)」「難易度の高い国家試験を課す(3.8%)」となった(表 I-1-20)。

自由記述では、「養成校ごとにバラつきがある」「統一された一定レベル以上の知識・技能」など、国家資格として統一された最低水準の確保を試験によって行うことを求める理由や「社会的認識を高める」といった試験による保育



士の地位向上を求める意見があった。

表 I-1-20 養成校卒業に加え、国家試験を課すことについて (n=280)

|     |        | 1                              | 2  | 3                         | 4    | 5    |
|-----|--------|--------------------------------|--|---------------------------|------|------|
|     | 全体     | 現行のまま<br>でよい<br>(国家試験<br>をしない) | 必要最低限の<br>レベルを<br>確認する<br>程度<br>の国家試験<br>を課す | 難易度の<br>高い国家<br>試験を<br>課す | その他  | 未回答  |
| 全体  | 280    | 149                            | 104  | 10                        | 14   | 3    |
|     | 100.0% | 53.2%                          | 37.1%  | 3.6%                      | 5.0% | 1.1% |
| 2年間 | 144    | 79                             | 54   | 2                         | 7    | 2    |
|     | 100.0% | 54.9%                          | 37.5%  | 1.4%                      | 4.9% | 1.4% |
| 3年間 | 20     | 13                             | 5  | -                         | 1    | 1    |
|     | 100.0% | 65.0%                          | 25.0%  | -                         | 5.0% | 5.0% |
| 4年間 | 110    | 54                             | 43   | 7                         | 6    | -    |
|     | 100.0% | 49.1%                          | 39.1%  | 6.4%                      | 5.5% | -    |
| 未回答 | 6      | 3                              | 2  | 1                         | -    | -    |
|     | 100.0% | 50.0%                          | 33.3%  | 16.7%                     | -    | -    |

### 13. 養成校調査の考察

養成校調査の概要をまとめると、次の6点に集約される。

- (1) 試験保育士と養成校卒業の保育士について、おおむねこれまでの通りの2つの資格取得の道があってよいと考えられているが、試験保育士については、実習を課すこと等、何らかの変更が必要という意見も多い。
- (2) 養成年限が十分であるかどうかについては、大学での4年間の養成では79.1%と高かった。一方、短期大学での2年間の養成年限は「十分ではない(62.7%)」としており、2年間での養成には限界があるとの認識がある。
- (3) 一種・二種・専修という資格の階層性を望む意見(52.9%)も多いが、一方で現行のまま(41.1%)と意見が分かれている。また、介護福祉士(63.6%)や社会福祉士(64.6%)など他資格との関連づけを図るべきという意見も多い。
- (4) 現場の処遇改善やキャリアアップの仕組みについて必要とする(87.1%)という回答が多い。現場のキャリアアップにつながる専門職大学院などの養成については、必要であると回答した者が66.8%と高い数値を示している。
- (5) 保育士の成長プロセスについて、さまざまな力量は、「勤務年数3年までに」修得すべきと認識している。その中で、「勤務年数5年までに」修得すべきものとして、「保育士集団の中でリーダーシップを発揮することができる」と「民生委員と児童委員、地域の専門機関などとの連携を図ることができる」と認識している。
- (6) 国家資格として養成校卒業後に国家試験を課すことについては、「現行のままでよい(53.2%)」「最低限度の国家試験を課す(37.1%)」と回答している。

### V. 3つの調査の比較検討(全体のまとめ)

本調査の目的は、試験方式と養成校の両方式に関わる保育実践者、養成校教員、有識者などを対象に、それぞれの方式における養成に関する状況、課題並びに保育実践現場における保育士の共通点、相違点や課題に関するアンケート

ト調査及びヒアリング調査を実施し、養成課程の特色、共通点と相違点、保育者の成長プロセス等今後の課題とあり方について検討することを目的とした。

### 1. 二つの制度（試験制度と養成校制度）で資格を出すことについて

試験制度と養成校制度の二つの制度で資格を出すことについて、養成校は、今まで通りの二つの方法でよいという意見が多数を占めた。また、保育士試験制度の継続について、施設長（Q20）と試験保育士（Q20）への調査を合わせると、今後も継続したほうが良いという意見が多数を占める結果となった（図 I-1-45）。試験保育士制度の必要性は調査結果からも明らかと言えよう。なお、「保育士の成長プロセス」「研修制度」「保育士養成カリキュラム」「保育士資格の国家試験導入」の点で、様々な課題も提起された。

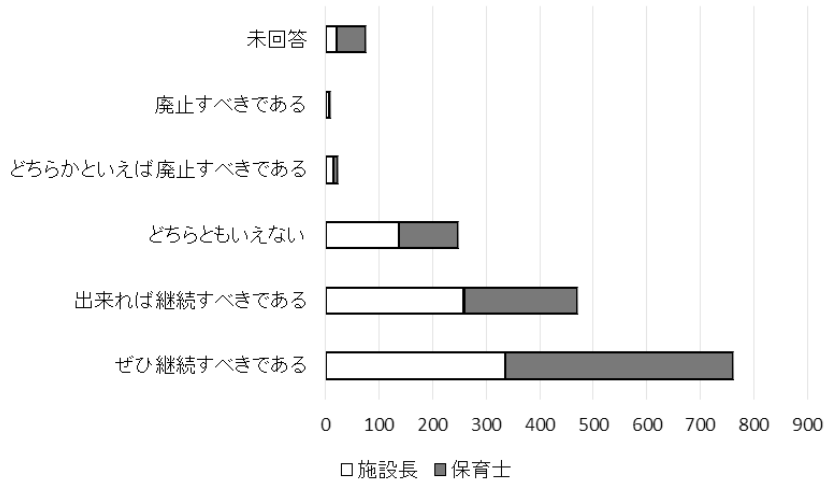


図 I-1-45 保育士試験制度の継続の是非について（施設長と試験保育士の質問紙調査より）

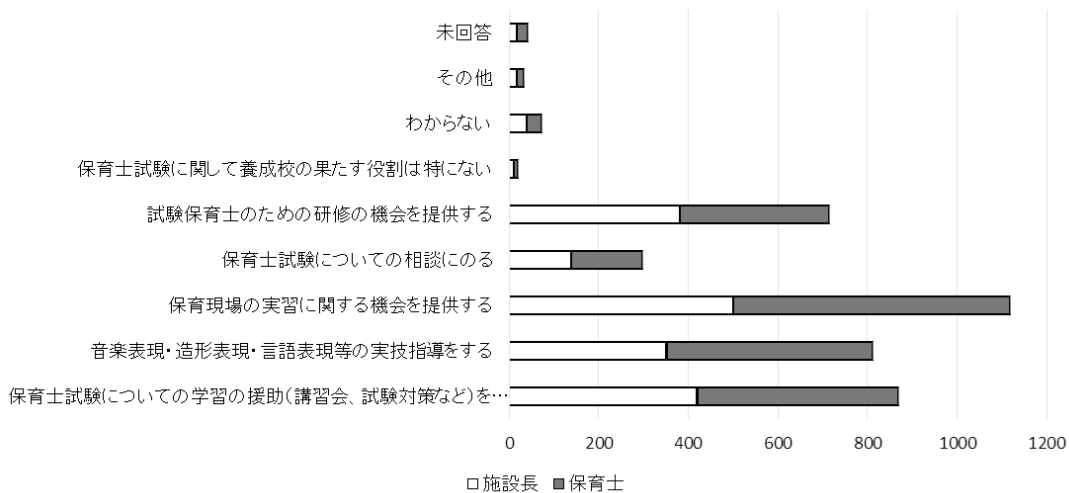


図 I-1-46 保育士試験への養成校の関わり（施設長と試験保育士の質問紙調査より）

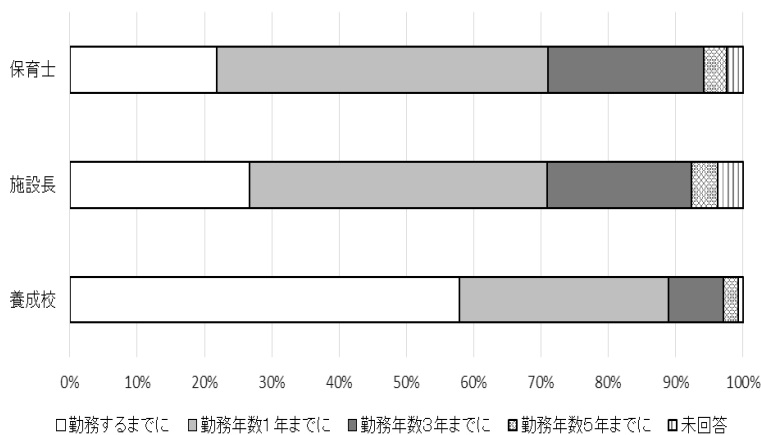
また、保育士試験の受験者に対して、養成校が期待されていることを尋ねたところ（保育士(Q30)、施設長(Q21)）、「保育現場の実習に関する機会を提供する」が最も多く、さらに「保育士試験の学習の援助」「実技指導（音楽表現、造形表現、言語表現）」「研修の機会」といった項目が挙げられた（図 I-1-46）。保育士を志す受験者への受験勉強や研修の機会を提供することを通して、養成校が保育士の質向上に貢献することが期待されていることが明らかとなった。

## 2. 保育士の成長プロセスについて

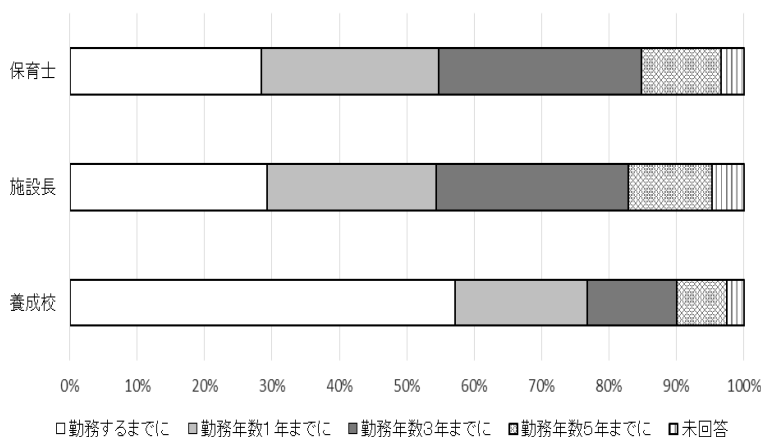
施設長・試験保育士・養成校の結果を比較すると、保育士の成長プロセスについて、15項目の中で、5項目（「4. 状況に応じた柔軟な態度で保育を行うことができる」「7. チームワークを意識して保育・援助することができる」「9. 保護者をはじめ地域の人々に対して適切なコミュニケーションをとることができる」「12. 身のまわりのモノの特性を考慮して環境構成や援助を行うことができる」「15. 課題を設定して実践に取り組むことができる」）が勤務3年までに育つことが求められていると回答した（図I-1-50、I-1-53、I-1-55、I-1-58、I-1-61）。

また、2項目（「6. 保育士集団の中でリーダーシップを発揮することができる」「10. 民生委員、児童委員、地域の専門機関などとの連携を図ることができる」）が勤務5年までに育つことが求められるという回答で一致した（図I-1-52、I-1-56）。

さらに、施設長・試験保育士と養成校との間で意識の違いが明らかになった項目は、「1. 子どもの成長に喜びを感じることができる」「2. 家事や料理・洗濯など、自らの生活体験を活かした保育を行うことができる」「3. 保育士自身の豊かな遊びの経験を保育・援助に活かすことができる」「5. 子どもに安心感を与えるような対応ができる」「11. 個と集団の関係を踏まえて子どもに関わることができる」「13. 常に子どもの最善の利益を意識した保育・援助をすることができる」「14. 子どもの状況を読み取り、必要な場面で援助をすることができる」の7項目であった（図I-1-47、I-1-48、I-1-49、I-1-51、I-1-57、I-1-59、I-1-60）。これらの項目は、養成校教員が保育現場で比較的早い時期に必要なスキルであると考える一方で、現場の保育士と施設長は勤務年数3年までに要求される職務上のスキルと考えることが明らかとなった。



図I-1-47 保育士の成長プロセスについて（養成校、施設長、試験保育士の質問紙調査「1. 子どもの成長に喜びを感じることができる」の比較より）



図I-1-48 保育士の成長プロセスについて（養成校、施設長、試験保育士の質問紙調査「2. 家事や料理・洗濯など、自らの生

活体験を生かした保育を行うことができる」の比較より)

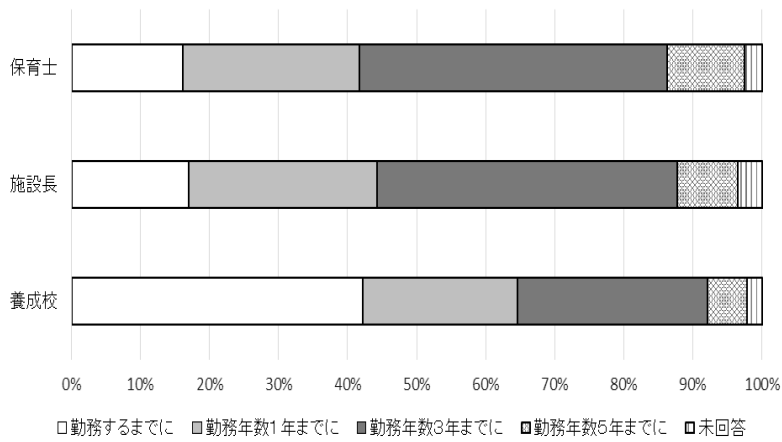


図 I-1-49 保育士の成長プロセスについて（養成校、施設長、試験保育士の質問紙調査「3. 保育士自身の豊かな遊びの経験を保育・援助に生かすことができる」の比較より）

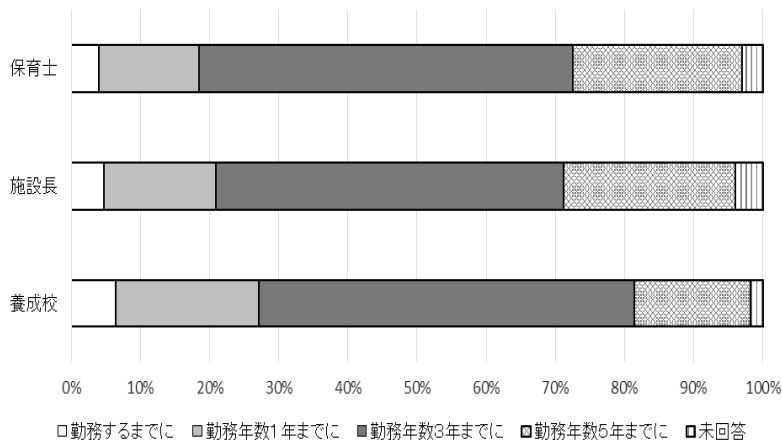


図 I-1-50 保育士の成長プロセスについて（養成校、施設長、試験保育士の質問紙調査「4. 状況に応じた柔軟な態度で保育を行うことができる」の比較より）

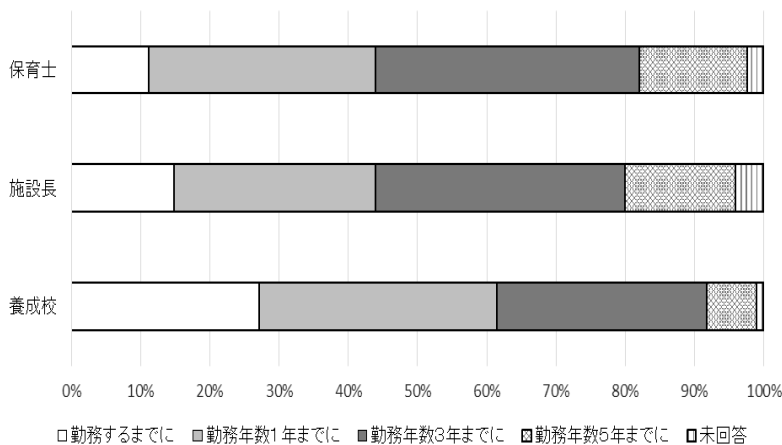


図 I-1-51 保育士の成長プロセスについて（養成校、施設長、試験保育士の質問紙調査「5. 子どもに安心感を与えるような対応ができる」の比較より）

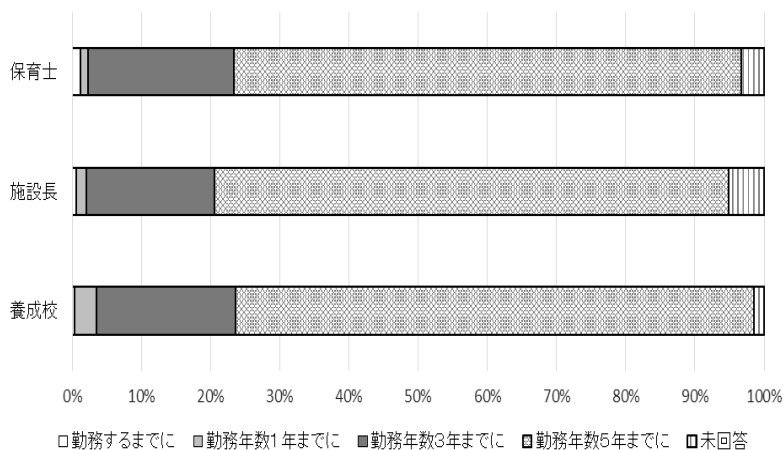


図 I-1-52 保育士の成長プロセスについて（養成校、施設長、試験保育士の質問紙調査「6. 保育士集団の中でリーダーシップを發揮することができる」の比較より）

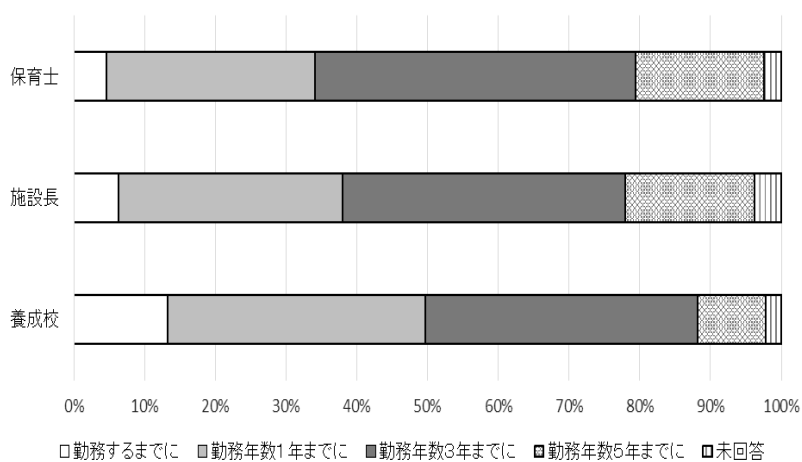


図 I-1-53 保育士の成長プロセスについて（養成校、施設長、試験保育士の質問紙調査「7. チームワークを意識して保育・援助することができる」の比較より）

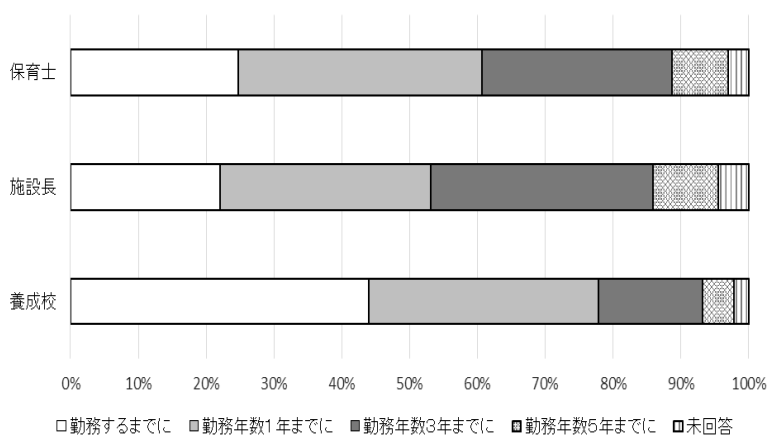


図 I-1-54 保育士の成長プロセスについて（養成校、施設長、試験保育士の質問紙調査「8. 保育士として適切な行動規範を子どもに示すことができる」の比較より）

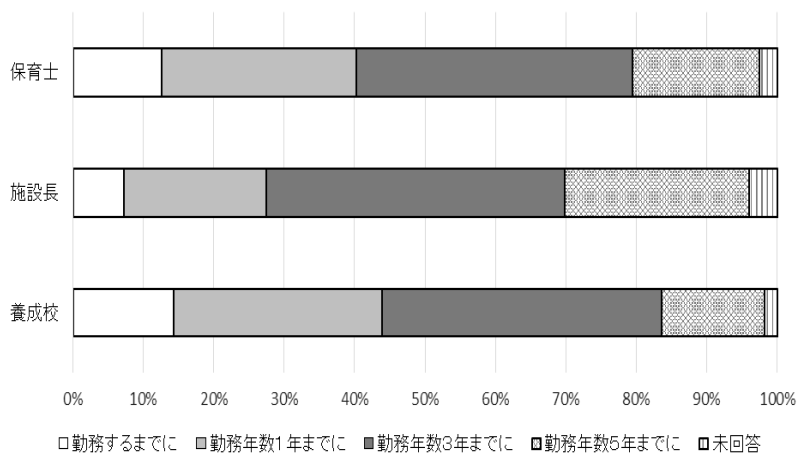


図 I-1-55 保育士の成長プロセスについて（養成校、施設長、試験保育士の質問紙調査「9. 保護者をはじめ地域の人々に対して適切なコミュニケーションをとることができる」の比較より）

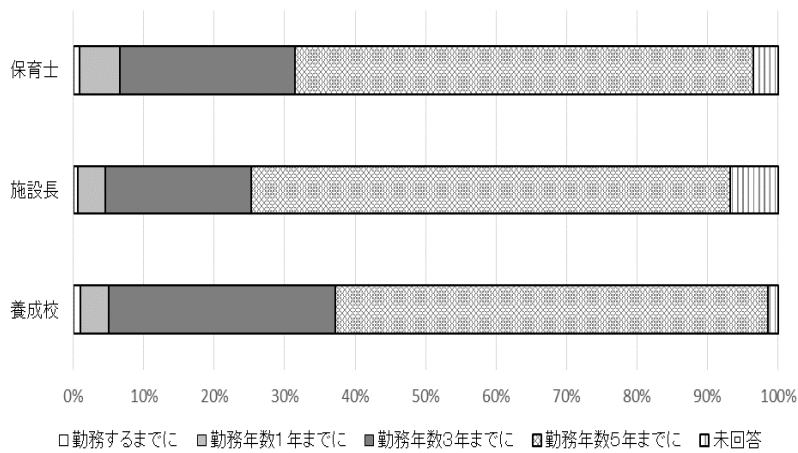


図 I-1-56 保育士の成長プロセスについて（養成校、施設長、試験保育士の質問紙調査「10. 民生委員、児童委員、地域の専門機関などとの連携を図ることができる」の比較より）

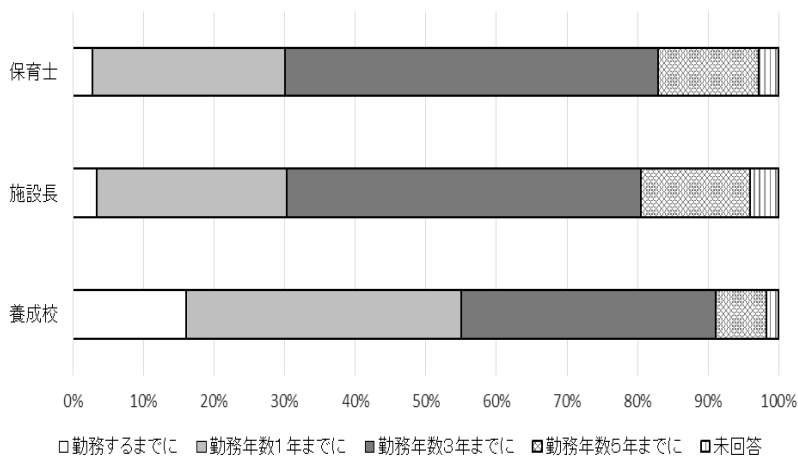


図 I-1-57 保育士の成長プロセスについて（養成校、施設長、試験保育士の質問紙調査「11. 個と集団の関係を踏まえて子どもにかかわることができる」の比較より）

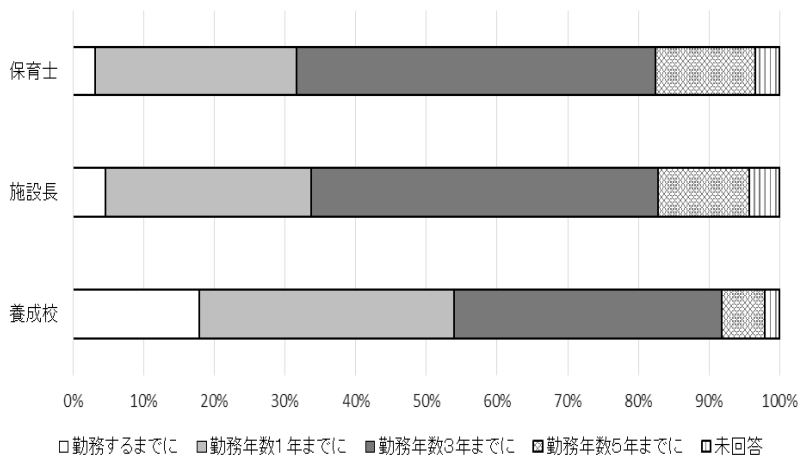


図 I-1-58 保育士の成長プロセスについて（養成校、施設長、試験保育士の質問紙調査「12. 身のまわりのモノの特性を考慮して環境構成や援助を行うことができる」の比較より）

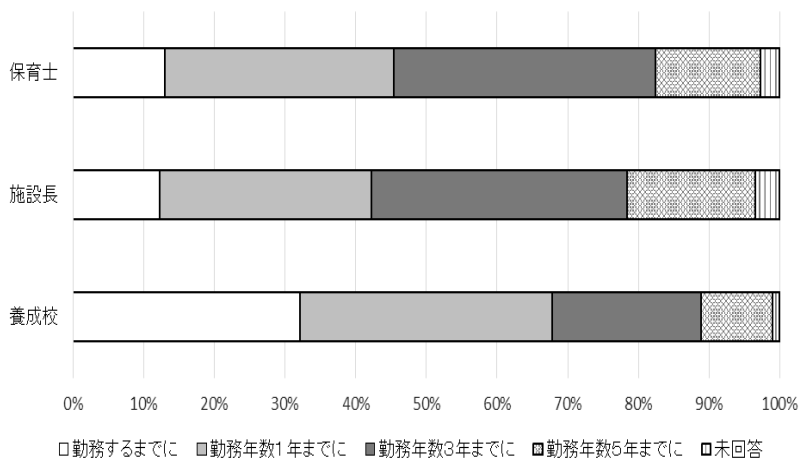


図 I-1-59 保育士の成長プロセスについて（養成校、施設長、試験保育士の質問紙調査「13. 常に子どもの最善の利益を意識した保育・援助をすることができる」の比較より）

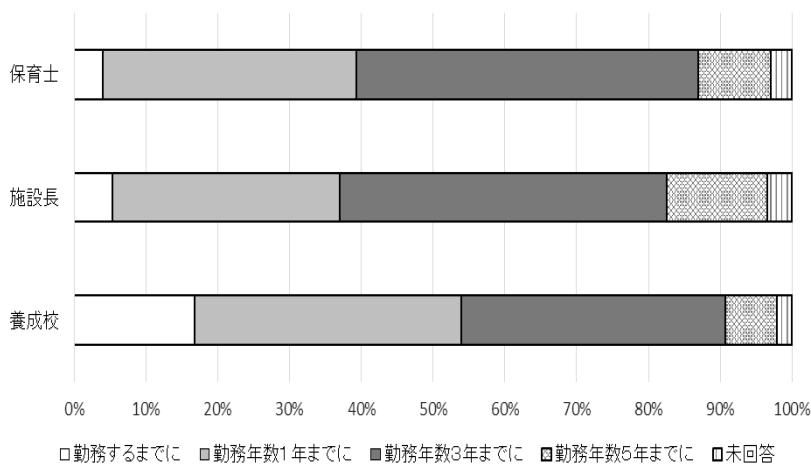


図 I-1-60 保育士の成長プロセスについて（養成校、施設長、試験保育士の質問紙調査「14. 子どもの状況を読み取り、必要な場面で援助をすることができる」の比較より）

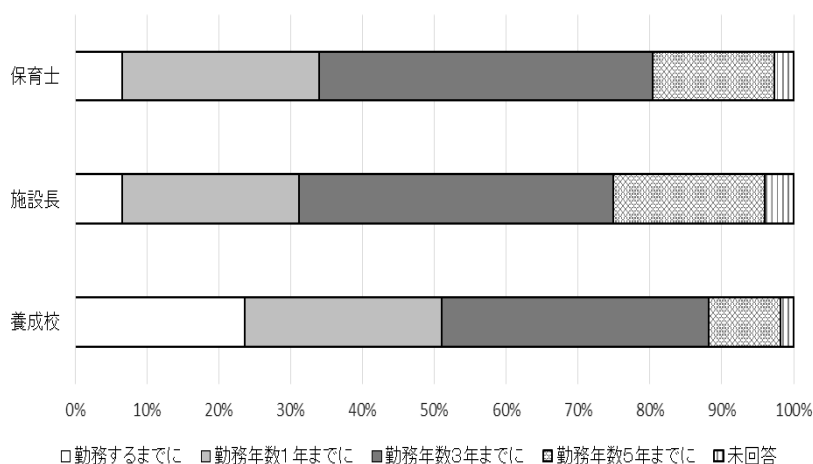


図 I-1-61 保育士の成長プロセスについて（養成校、施設長、試験保育士の質問紙調査「15. 課題を設定して実践に取り組むことができる」の比較より）

以上のとおり、保育士の成長プロセスにおいて、ほぼすべてが「勤務年数3年までに」に修得すべき力量として認識されている。その中で、「勤務年数5年までに」修得すべき力量として、「保育士集団の中でリーダーシップを発揮することができる」と「民生委員と児童委員、地域の専門機関などとの連携を図ることができる」とが認識されている。これらは、施設長、試験保育士、保育士養成校共通の傾向が認められた。

試験保育士には職務経験年数に応じて必要とされる保育の力量があり、こうした保育士の成長プロセスを理解して、研修を充実させることが必要である。

### 3. キャリアステージに応じた研修制度の充実と保育士の処遇改善について

施設長調査（Q21）より養成校が試験保育士の実習機会を提供することを求めていること、試験保育士調査（Q25）より試験保育士が保育現場の実習が必要だと感じていることが明らかとなった。

また、養成校調査（Q4, Q4SQ2, Q4SQ3）より専門職大学院の設置、試験保育士調査（Q27）と施設長調査（Q21）より研修制度の充実など、保育士がキャリアアップできる仕組みが期待されていることが明らかとなった。

以上のとおり、キャリアステージに応じた研修制度の充実や専門職大学院の設置など、保育士のキャリアアップの仕組みを整備し、それに伴って、保育士の処遇を改善する仕組みが必要である。

### 4. 保育士資格の国家試験導入について

保育士資格の国家試験を導入すべきという意見は、現行のままでよい（国家試験をしない）とする意見が過半数を占めるものの、積極的に導入すべきという意見も3分の1程度見られる（図 I-1-62）。

養成校調査（Q10SQ1）と施設長調査（Q26）より、現行のままでよい（国家試験をしない）とする意見も過半数を占めるが（短大 53.2%、専修学校 65.1%、四年制大学 49.1%、施設長 50.5%）、必要最低限のレベルを確認する程度の国家試験を課すとする意見も3分の1程度を占める（短大 38.1%、専修学校 27.9%、四年制大学 39.1%、施設長 35.4%）。自由記述では、「養成校ごとにバラつきがある」「統一された一定レベル以上の知識・技能」など、国家資格として統一された最低水準の確保を試験によって行うことを求める理由や「社会的認識を高める」といった試験による保育士の地位向上を求める意見があった。

したがって、国家試験導入は、保育士の専門職としての地位を確立し、保育士の資質の向上につながるという観点から、今後の検討とが求められる。



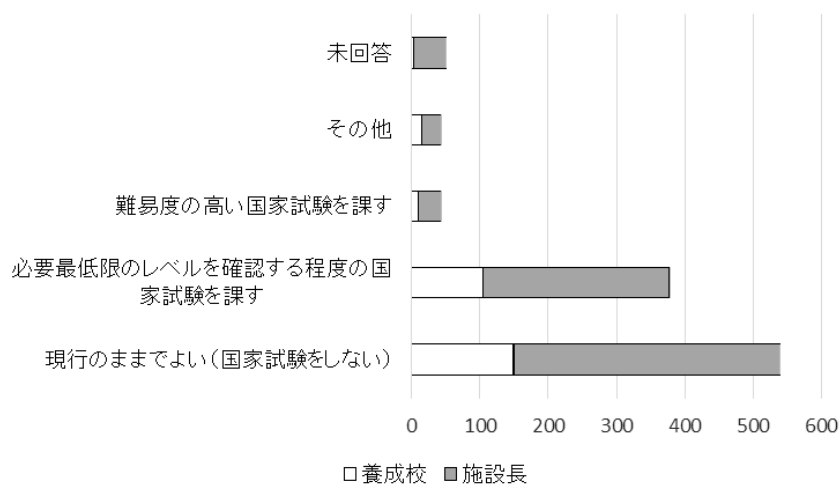


図 I-1-62 国家試験導入の是非について（施設長(Q26)、養成校(Q10SQ1)の質問紙調査「保育士資格取得に際して、養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて、どのようにお考えですか。」の比較より）

### 5. 階層的な保育士養成カリキュラムの導入について

本項目については、養成校調査のみの設問であるが、保育士資格を階層的な資格とすべきかどうかについて、52.9%が「階層的な資格にする」と回答し、41.1%が「現行のままでよい」と回答した（Q4SQ1）。

さらに、大学院等での養成について、「専門職養成を行う大学院での養成が必要」と回答した人は66.8%であった（Q4SQ2）。階層的な資格となった場合、「キャリアアップの仕組みが必要」と回答した人は、87.1%であった（Q4SQ3）。高度な専門性（教育・相談・養護・障害等）は、2年間養成では「十分でない」という回答が多かったが、4年間養成では、「十分である」という回答が多かった。このことから、2年間の養成を基盤に、より高い専門性の修得が求められる。

したがって、専門職大学院の設置を見据え、階層的な保育士養成カリキュラムの策定の検討をすべきである。

## 第3節 研究2：ヒアリング調査

### I. ヒアリングの目的

研究1においては、保育士資格取得に際し、指定保育士養成施設において必要な科目を履修して卒業することにより取得する方法と、保育士試験に合格して取得する方法に関して、「施設長」「試験保育士」「保育士養成校教員」を対象に実施したアンケート調査結果について多面的に比較検討を行った。

研究2では、アンケート調査において設定された同一の質問項目について、さらに詳細な意見を求め、その根拠を明らかにすることを目的に、保育士養成に造詣の深い養成校教員や有識者をはじめとし、保育現場・保育諸団体関係者等へのヒアリング調査を実施した。

### II. ヒアリング調査の概要

#### 1. ヒアリング調査の期間

2016年1月26日から3月9日の期間中、15人を対象に実施した。

#### 2. ヒアリング調査の方法

2015年12月13日に無藤隆氏へのレクチャーに引き続き、ラウンドテーブルの時間を設けた。このラウンドテーブルの内容を参考に、ヒアリング項目を構成した。

レクチャー及びラウンドテーブルの内容は、以下に示す通りである。

.....  
**レクチャー及びラウンドテーブルの内容(無藤隆氏)**

#### ①現在、保育士資格取得の方法が2つ（養成校・保育士試験）併存することについて

保育士試験はいろいろな人が受験し、合格している。それが一概に悪いとは言いきれない。ただ、養成校と比べたときに、幾つかの科目を試験していないということがある。試験は基本的に選択制で、暗記試験に近く、学ぶべきことの一部を試験できるに過ぎない。そして、実習が伴っていない。

養成校は、実習は満たしているが、国家試験がないので十分な力を持っていると言われると困るところがある。その両面から考えたときに、保育士試験で一番問題なのは、実習がないことと考えることができる。保育士として採用された場合、就職前の実習を何らかの形で義務づけるか、推奨する。採用後は、新任における研修の充実の問題が考えられる。

保育所保育士は、幼稚園教諭と比べて研修の仕組みが整っていないことが問題で、実際は、保育士試験という制度を利用して、受験し合格した人の実務能力、実務スキルを上げていくことを制度化していく必要がある。例えば、保育所に勤務すると決まった段階で、実習に近いことをすることに対する補助を出したり、義務付けなくとも奨励はできるなど、実習やそれに近い研修を行うことを国や自治体で行った方がいいのではないかと。ただ、どこが受けるかという実務上の問題も出てくるだろう。

実技試験においては、例えばピアノを弾けることが必要なのか、国家レベルの試験としてはおかしい。保育士試験の中身についても、保育士のスキルや資質とは何か、暗記試験だけでいいのかなど、改善できるかということを考える必要がある。

保育士試験は、保育士の専門性を上げるという意味ではあまり好ましいと思えないので、将来的に維持するかどうかについては考える必要がある。

#### ②現在の保育士資格について

保育士の業務と保育所保育とより広い養護、社会的養護に関わる部分は分けて欲しい。学童保育は微妙なところがある。幼稚園との統合までいかなくとも、一緒にやっていくことは非常に難しく、保育所保育指針そのものをきちんとやるだけでも相当大変なことである。今の保育士の業務は間口が広過ぎる。社会的養護にかかわる施設その他については、プラスアルファの資格としてさらにいくつかの単位とか実習を積みば認められるようなものにするほうがい

いと思うが、他のやり方もあるかもしれない。

幼稚園教育との整合性をより強くとらないと、特に認定こども園が広がるなかで難しい問題が出てくると思われる。

### ③保育士の専門性の向上・成長プロセスについて

研修を公私一緒に行っている自治体もある。

研修に行くためには、代替保育士確保が必要なので、可能な限り、園のなかで講師によって指導されることが望ましい。先輩保育士から学んだり相談したりするメンター制度の導入も考えられる。一方で、指導や助言ができるよう、主任や副園長、園長にゆとりがなければならぬし、力量がなければいけない。管理職研修の充実というのも必要だろう。

保育所には、初任者研修が制度としてないので、それを拡充する工夫が必要になる。制度があるかないかはとても大きな問題である。来年度から文部科学省で幼児教育アドバイザー制度確立の試行事業が行われるが、アドバイザーになれる人を養成しながら、それぞれの場所で研修する制度が一部自治体で動き出す。

### ④保育士の待遇の改善やキャリアアップについて

公立民間の幼稚園・保育所でも、キャリアプランというか、勤務に応じたモデルキャリア研修計画を幾つか作る必要がある。

保育士試験合格者には、さまざまな人がいるので、それぞれに応じたモデルプランがあつて良い。それが採用前・1年目・5年目とあるのもいいが、かなり柔軟性を持たせた仕組みのなかで、それぞれが自分のキャリアプランを作り、必要な授業や講義、実習、演習等がいろいろなところで開かれるということができればよい。

### ⑤現在の2年制養成を基盤とする保育士養成課程のあり方について

短大などでも資格を分けた方がよい。幼稚園教諭・保育士資格の両方を取得しようとしているところでは、幼稚園と保育所保育に限定し、縮小したほうが良い。そうすると単位数の問題もある程度クリアでき、実習期間を長くすることもできる。4年制大学や、卒業後児童養護施設等を考える人は、福祉に関する勉強を加えた方がよい。専修学校の一部においても、幼稚園教諭・保育士資格を一緒に取れるようにしたいと思う。

また、試験保育士で合格された方の研修のあり方を養成校が引き受けるということは考えられる。養成校が業務として研修を積極的に行うということはある程度得る。これには学校教育法の改正が必要である。ただ、その必要経費を誰が出すのかという問題や、養成校教員をこれ以上働かせられるかという問題も出てくる。これについては、客員や非常勤、専任を組み合わせるなどして考えることはできるので、自治体の研修の一部を養成校が受けていくことはやったほうが良い。さらには、養成校同士の連合体をつくっていけば、もう少しできることがあるのではないかと。

実習については、勤務後には難しいが、園内研修のようなところで助言するという仕組みは作れると思う。保育について報告して、グループで議論するという仕組みには持っていけると思う。

### ⑥その他、新制度での保育教諭など、新たな動きも含めて保育士養成のあり方について

今後の展望として、教職課程の質の保証という形で、場合によっては第三者評価、あるいはそれに近い形の情報公開を行うことになっていくように思われる。また、教職課程のある大学が責任をもって中身の充実を進めていく仕組みにしていくこと、小中免許については、修士課程ないしそれに準ずるレベルに持っていくという高度化の問題が考えられている。いろいろな研修その他を積み上げて、一定の単位としてみなし修士修了程度としたり、それより高いレベルと認めるポイント制が動きだしている。また、公立小中高の教員を念頭に置いた仕組みとして、教員養成課程を持つ大学と都道府県教育委員会が連携を取り合う試みがスタートしている。

保育士については、幼稚園教諭との統合について先送り状態のままであるので、それがはっきりしない限り、小中と併せた改革の中に組み込むことは難しいのではないかとされている。養成校においては、修士修了まで持っていくといっても、不可能だと思われる。まず、養成校では、卒業単位を何単位までにするかというキャップ制の問題が関連している。2つめは、実習時間が少ないこと。3つめは、養成校の教員を何らかの形で強化することを義務付けたいということである。

以上のようにいろいろと深刻な問題があるが、幼稚園教諭養成と保育士養成とを重ねていきながらどう考えていくかが課題である。保育教諭という統合免許になれば、一気にそれが進むと思われるが、幼稚園教諭と保育士両方の免許資格の養成をもっと整合的に、一緒に検討する必要がある。

実習については、養成課程に携わっている教員自身が、巡回指導のため相当の数の園や学校の実習園を見回っている。挨拶をするだけでなく、保育の中身に関わるべきものであるが、その人的余裕をどうつくっていくかも問題である。また、実習園での指導がさまざまで、それぞれの園のやり方との組み合わせもあるので難しい。養成校側と実習園の協定をもう少ししっかりと作ったり、そこで指導する中身を明確にしていくということが必要である。養成校で対応できる部分とできない部分があるが、それぞれの要望しているものが伝わりあっていけば良い。

すべての調査協力者には、ヒアリング開始前に「研究への参加・協力の同意書」への署名に基づく承諾を得た。併せて、記録用の IC レコーダーによる音声録音を行い、後日「報告書」に取りまとめることへの了承を得た。なお、本報告書への掲載内容については、事前に協力者に記載内容の確認を依頼し、了承を得た内容を掲載した。それらの内容のすべては、章末資料として掲載した。

ヒアリング調査の協力者は、保育現場・保育諸団体関係者 8 名（A～H 氏）、保育士をめぐる時宜的な問題に造詣の深い識者 2 名（I、J 氏）保育士養成課程を有する大学・短期大学の教員 3 名（K～M 氏）、保育士養成課程を有さない 4 年制大学より有識者 2 名（N、O 氏）、その計 15 名であった。

表Ⅲ-⑤-1 本研究で使用したヒアリング調査の内容

- 
- |    |   |
|----|---|
| 1) | 現在、保育士資格取得の方法が 2 つ（養成校・保育士試験）併存しておりますが、それについてのお考えをお聞かせください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・現在の保育士試験制度について（試験科目、実習がないことなど）</li></ul>   |
| 2) | 現在の保育士資格についてのお考えをお聞かせください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・0 歳から 18 歳を対象とする現行のままとする</li><li>・領域や専門性によって資格を変える</li><li>・養成年限について</li><li>・階層的な資格とするか否か</li><li>・例えば試験保育士や 2 年間養成の保育士が現場で経験等を生かしたキャリアアップのシステムを設けたほうがよいか、などについて</li></ul> |
| 3) | 保育士の専門性の向上・成長プロセスについてのお考えをお聞かせください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・勤務する前まで、勤務年数 1 年まで、勤務年数 3 年まで、勤務年数 5 年までに必要なもの</li><li>・養成校保育士／試験保育士の違いなど</li><li>・必要なフォローアップのための研修について</li></ul>  |
| 4) | 保育士の待遇の改善やキャリアアップについてのお考えをお聞かせください。   |
| 5) | 現在の 2 年制養成を基盤とする保育士養成課程の養成のあり方についてのお考えをお聞かせください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・養成課程のあり方、国家試験の導入について</li></ul>  |
| 6) | その他、新制度での保育教諭など、新たな動きも含めて保育士養成のあり方についてのお考えをお聞かせください。  |
- 

なお、これら協力者には、ヒアリング調査の内容を事前に送付した上で、各担当者が協力者を直接訪問し、調査を実施した。

### 3. ヒアリング調査の内容

ヒアリング調査の内容については、表Ⅲ-⑤-1 に示す事項とした。

なお、意見の取りまとめにあたり、以下、保育現場・保育諸団体関係者と保育をめぐる時宜的な問題に造詣の深い識者の計 10 名（A～J 氏）を「現場関係者」、保育士養成課程を有する大学・短期大学の教員 3 名（K～M 氏）を「養成校関係者」、保育士養成課程を有さない 4 年制大学有識者 2 名（N～O 氏）を「有識者」と呼ぶこととした。

### Ⅲ. ヒアリング調査の結果と分析

#### 1. 現在、保育士資格取得の方法が2つ（養成校・保育士試験）併存していることについて

調査協力者15名中10名が現行通り、養成校と試験での資格取得の2つの制度を併存させることでよいとの回答が多数を占めたが、その中には限定的な条件を付けて2つの制度を併存させるという意見もあった。条件を付けることの背景には、現状の深刻な保育士不足が強く反映されていることは否めない。しかし、将来的には一本化（K氏）、国家試験化する（N氏）、試験取得に実習を課す（J氏）、資格の階層化（A氏）など、保育士資格の専門性の確立に向けた意見も出されており、保育士の質保証に向けた制度改革が必要である。

##### （現行通り）

- ・現状として、養成校における資格取得と保育士試験どちらも必要と思っている。（H氏）
- ・資格取得にはいろいろな方法があってよい。保育士になる希望のある人にとって取りやすい仕組みを用意すべきである。（B氏）
- ・いったん社会人になった方々にとっては養成校しか取れない仕組みは不都合が生じることを考えると、試験制度はあったほうが良い。（I氏）

##### （国家試験化・一本化）

- ・問題は国家試験化すべきこと。その意味で養成校、試験保育士の持つ意味は本来違うのではないかと。（H氏）
- ・0歳から就学前の時期は幼児教育として共通の資格で、将来的には1本化するべきである。保育教諭も試験でとれるようにした方がよいのではないかと。その場合、（保育士・幼稚園教諭）共通の試験があってもいいのではないかと。（K氏）
- ・厚生労働省が出している他の国家資格と比較してみると、卒業と同時に卒業試験のような国家試験があるべきではないかと。資格の高度化を図ることが、名称独占だけでなく業務独占にもつながっていく。専門性の高い保育士の仕事をより社会にも分かるように、制度化していくことが理想である。（N氏）

##### （条件付き）

- ・今すぐ保育士試験をなくすということは、保育士不足の現状からは難しいように思われるが、実習前指導も含め、実習終了ということを合格の要件とするほうがよいのではないかと。（J氏）
- ・保育士試験の受験資格において、一定の、例えば高卒以上という条件はどうだろうか。高卒ということは最低限の担保にしていけないと、専門職として認めてもらいにいく、他の専門職と伍してやっていくためには難しいのではないかと。保育士もそこは検討に値するのではないかと。（K氏、M氏）

#### 2. 現在の保育士資格について

質問項目の詳細は①0歳から18歳を対象とする現行のままとする、②領域（就学前保育・教育、相談援助、社会的養護、障害等）や専門性によって資格を変える、③養成年限について、④階層的な資格とするか否か、例えば試験保育士や2年間養成の保育士が現場で経験等を生かしたキャリアアップのシステムを設けたほうがよいか、などである。

##### ①保育士が対象とする年齢、②領域・専門性について

15名中6名が現行通りとする意見であったが、就学前を対象とした保育・教育の専門職として特化すべきであるという意見も出された。（K氏、N氏、F氏、J氏、B氏）一方で、乳児院や児童養護施設などの施設保育士について、将来的に現行の保育教諭が一体化したカリキュラムで養成される場合には、保育教諭と施設保育士が対象とする領域・専門性の関係を明確にした免許・資格制度でなければならない。

- ・現行のままでもいいと思う。福祉の資格として18歳までの資格は大切だと思うが、今後しっかり練り直す必要がある。（A氏）
- ・児童福祉法の資格なので、法令上現行のままでないといけない。（I氏）
- ・0歳から18歳までの児童の福祉専門職はケア・ギバーで、就学前の子どもの保育に関しては、発達という観点から、より専門に特化している。それは発達の変化が著しく、5領域という教育の要素があるからである。（N氏）
- ・乳幼児教育として特化していいのかと思う。幼稚園資格と絡めて、保育教諭もあり、保育士も幼稚園も同じ資格であっていいのではないかと、幼保一本化ということもある。（F氏）

- ・就学前の保育を担うものとそうでないところで働いているものを分断すればわかりやすいが、就学前の保育士が圧倒的に多いので、分断して新たな資格を作るのは厳しい。基礎資格として保育士の中に両方位置づけながら、就学前の専門性・社会福祉士等を付与する試験のような二段構えのあり方が必要。(G氏)

### ③養成年限について、④階層的な資格とするかについて

養成年限については2年制養成を基礎資格とし、その上で専門領域の養成教育を行い、キャリアアップの仕組みを取り入れた階層的資格として考える意見が多数を占めた。一方、4年制養成に一本化するという意見もあった。

- ・幼稚園の一種二種、栄養士と管理栄養士のように保育士資格も将来的に2年制が二種、4年制が一種のように考えられないかと思っている。2年間で卒業したら保育士資格を与えて、その上でもう2年積んで4年制と同じラインになった時、国家試験として一種が取れるようにする。そうすると専門性がしっかり見えてくる。(A氏)
- ・資格をつくっていくとき、階層的な資格にしたほうが良いと思う。つまり、2年間の共通科目にして、その上に1年間の修業年限のものを入れる。それは恐らく4つか5つであり、就学前集団保育関係や障害児の療育支援の科目である。療育保育士や社会的養護関係の養育保育士、あるいは子育て支援の保育士、それから、医療保育士も必要だと思われるが、そういうコースに分けてやっていくという形でいけばいいのではないかと。(M氏)
- ・養成年限によって、ぜひ階層的な資格になってほしい。しかし、2年は厳しい、3年は必要である。4年、専門性を高めるために大学院も考えた方がいい。幼稚園の一種、二種、専修、と同じようにそろえるべきだが専門性の違いによって違うコース、障害児保育だとか地域保育的なものも取れるようにしたほうがいいのか。(K氏)
- ・専門職として5領域や保育の内容を知るためには、2年の養成期間は短いと思うが、現場に出てからの研修を単位化し、可視化して認定資格とすることで業務内容と勉強してきた研修や認定資格、待遇がセットになって保育士資格を階層化していくことができるのではないかと。(N氏)
- ・階層的な資格にする場合、最も低い段階の資格者への待遇を現行保育者以上にしないと、資格の切り下げになってしまう。それでは、保育士不足や保育士の資質の低下を促してしまうので、現場でキャリアアップする制度を設け、待遇の向上に結びつけても良いのではないかと。(J氏)
- ・子どもとかかわる世界に上下関係のような環境を作りたくない。階層的な資格となると、キャリアアップのシステムやフリーエージェント的な仕事の環境ができればそれもよいが、そうでないなら階層的な考えは難しい。(F氏)
- ・基本的には2年間の養成でいいが最終的には階層的な資格になってもいいと思う。例えば、2年くらいで保育士資格を出せるが、幼児に特化した保育の保育士と、医療に特化した医療保育士のような資格があってもいいだろう。領域や専門性によって、保育士資格そのものは変えられないかもしれないが、付加することはできるのではないかと。(O氏)

### 3. 保育士の専門性の向上・成長プロセスについて

(質問項目の詳細：①勤務する前まで、勤務年数1年まで、勤務年数3年まで、勤務年数5年までに必要なもの、②養成校保育士／試験保育士の違いなど ③必要なフォローアップのための研修について)

試験保育士、養成校保育士どちらも実習や研修の在り方に様々な意見が出されたが、両者のキャリアパスを明確にし、研修制度の確立を目指すべきとの見解が多く出された。また、制度として研修を保障すべきとの意見もあった。

養成校保育士と試験保育士には違いが見られないという意見が多数を占めたが、実習経験の有無が影響するという意見もあった。

保育現場の課題を受けて、養成校が研修を協働して行うべきという建設的な意見も出された。

#### ①成長プロセス 勤務する前まで、勤務年数1年まで、勤務年数3年まで、勤務年数5年までに必要なもの

- ・1年、3年、5年と、このスパンで考えると、勤務する前までにはきちんと知識を得ることが必要。1年目は現場になれるということ、コミュニケーション能力、チームワークみたいなもの、それをきちんと伝える力、あるいは受けとる力が必要。3年目ぐらいになったら、少し自分で保育を構成するとかつくれるようになってほしい。自分の園だけではなく、小学校や児童相談所など外部機関との連携にも目を向けられるようになってほしい。5年くらいになったら後輩を育てるなどのある種のリーダーシップみたいなものが必要になってくると思う。(O氏)

- ・最低現場で1年経験してから再リサーチする。3年間、または5年間勤務して1年間の研修・研究を休職ではなくて勤務としてできるような仕組みを作ってほしい。人を育てていく理念を国が作っていくことが必要。勤務年数に応じた再教育の仕組みが必要である。(B氏)
- ・(保育団体で作成されたキャリアパスを参考にしたが)現場の保育士たちは、1年未満で自信持つてできることはなかったようだ。1～3年の保育士が、自信をもってできたことは、「子どもの生活」「環境整備」「遊具の安全」「おたより」であった。1年未満ではなかった。その他の研修の体系もあるが、もっと、こうした現場の声を聴きながら作っていかないといけない。(G氏)
- ・勤務前：5領域や養護をきちんと勉強してきてほしい。現場で子どもたちからいろいろ学んで欲しい。その場の適応力が必要。今の学生は子どもに関わっている絶対量が足りない。それを増やすことが一番。
  - 1年目：子どもの発達と園における生活のしくみを知る。体調の整え方を考える。園の仕組みに1年間慣れれば2年目はずいぶん楽。
  - 3年目：ある程度の目的意識を持たせる。(自法人では年長を任せるという目標を示すことによって)取り組みや考え方が深まる。書くことと話すことの練習期。
  - 5年目：自分がやっている保育をある程度説明ができる。(H氏)
- ・勤務前：基本的な生活習慣、人間性、意欲(やる気)、コミュニケーション力が必要である。
  - 1年目：発達過程を十分学ぶ
  - 3年目：ベテランの後につくのではなく、自主的な姿勢を身につける。研究や研修の姿勢に繋がる。
  - 5年目：保護者支援、子どもの背景についても理解できるようにする。
- ・園での意欲的な学びを続けるために、園内研修などの体制も整える必要が有る。(A氏)
- ・基本的に保育者は子ども、保護者などに対する対人援助の仕事をしている。目の前の人に寄り添い、かかわりながらそれを受け止めて、困難や育ちを支える役割。人と関わる過程をもっと充実させなければいけないのではないかと。(G氏)

## ②養成校保育士／試験保育士の違いについて

- ・養成校と試験で資格をとった人との違いはあまり感じない。その人の人間を見る力であったりとか、理解する力だとか、コミュニケーション力だったりとか、そういうところがすごく大きい。(F氏)
- ・試験で入ってくる方には実習がないということから、発達というものが全くわからない方も中にはいる。180時間の実習があるなしで全く違う。同じ資格なのに自信がない保育者が多い。働き方を自ら限定している。(A氏)
- ・試験取得保育士の場合は社会経験や子育て経験、社会的なスキルがある。視野も広いし、経験を生かせる。ただ試験の場合は実習がないので2週間位の实習やボランティアに入るといようなことが望ましい。(K氏)

## ③必要なフォローアップのための研修について

- ・研修制度について、Off-JT、On-JT、研究の3本柱を立てている。Off-JTについては、外部研修にそれぞれが参加し、何を学んだか報告を行う。報告のなかに、研修自体も評価し、低評価の研修については次回からは参加しないなど、より意味のある研修を取り入れるようにしている。(E氏)
- ・学校で学んだことと、現場とギャップがある。養成校と現場と一緒に考えていかなければならない。養成校と保育現場がもっとうまくつながっていかないといけないと、その仕組みを考えていく中に、園内研修だとか1年後、2年後、3年後という、何を学ばなくてはいけないということも一緒に考えていけるシステムが必要である。(F氏)
- ・養成校が大事にしている人間性や子どもに対する人権、真摯な取り組みは非常に重要だと思っている。とくに1、2年目を対象の研修を行い、他施設の見学をしたり、要領や自己評価を中心に学ぶ。1、2年がつながり3年目になると相当な戦力になるので時間をかけている。(H氏)

## 4. 待遇・キャリアパスについて

保育士の社会的評価と待遇が正当に評価されておらず、したがって専門職としてのキャリアが給与体系に反映される仕組みを求める意見が多数を占めた。そのためには研修システム、キャリアアップの基準を作るべきという意見も出されており、早急に新しい仕組みの検討が望まれる。他には、小学校教員と同じ給与体系、処遇にすべきという意見

もあった。

- ・幼児期の教育の鍵を握るのはやはり人である。人的環境は最も大事であるのに、待遇があまりにも悪い。命を預かる仕事に対する社会評価は本来高くあるべきである。そのために、何の研修をどれだけ受けてきたかを可視化することが必要である。人と接する専門職は経験知・実践知が大事であるので、勤続年数ではなく実践知でその質を測っていく必要がある。(N氏)
- ・キャリアアップの仕方は大きく2つある。1つは保育活動専門員のような、あるいは専門保育士のような、いわばその道のプロをめざす道である。もう一つは管理栄養士のような、言ってみれば管理保育士というような、主任になったりしていく保育士、主幹教諭になったりする人を育成する。この2つの考え方をキャリアパスに反映させていけばいいと思う。そうするとやる気も出てくると思う。(M氏)
- ・現場の人たちから聞いて、求めている研修を的確に充てるのが一番大事なこと。それができなければ、キャリアアップもキャリアパスもない。(G氏)
- ・根本的にベースアップしかない。ベースアップから全ての給与がついてくるため、底上げをやっていかないと集まらない。それとキャリアアップを交差していく。段階を追って研修を受けていき、個人個人が研修データとして積み上げる。その研修データを持ちながら違うところ(施設)に異動しても、自分の積み上げた研修実績の次から研修を始めることができる。それをいろんな団体で認めながら続けていくしかない。(D氏)
- ・待遇は地方の小学校教諭くらいの保証は必要。最低でも小学校の教員と同等であると良い。(A氏、B氏)

#### 5. 保育士養成のあり方・国家試験を課すことについて

国家試験についてヒアリング対象者はおおむね国家試験を「導入すべき」「導入してもよい」との見解であった。しかし国家試験は「当然である」「理想である」「必要である」「あってもいい」など回答の程度に違いが見られた。その背景には、保育士の専門性を担保する方法として、国家試験導入が絶対に必要、処遇改善を図る上で社会的な評価を高めるのではないか、などの意見があった。

しかし、保育士不足や少子化に伴う学生数の減少が喫緊の課題となっており、早急な国家試験導入には消極的な意見も見られた。

- ・まず国家試験でないとだめだと思われる。待遇にもそれが直結してくる。人材が満たされる、満たされないという問題の前に国家試験化すべきだと思う。(M氏)
- ・養成校の資格と試験の次の段階に、もっと専門性を評価されるようなことにもつながる、国家試験を義務付けていく仕組みが必要。(G氏)
- ・国家試験が導入されることは当然だと思う。国家試験の受験資格に4年間の養成ということと、保育士試験が3年を経た人ということは、それをやらずに待遇をあげるには限界がある。(H氏)
- ・将来的に国家試験は必要。国家試験導入として、短大2年のときは全員に資格を、そこから極めていくときにもう2年学んで、国家試験を受けるということを構想している。(A氏)
- ・国家試験よりも、各養成校で確実に最後のまとめのところで卒業試験としてやるべきかと思う。幼稚園教諭の免許は国家試験がないので、違いをなくし、共通の資格となることを目指すのであれば今の段階で保育士だけ国家試験は無理がある。(K氏)
- ・養成課程を出てから国家試験というのが理想的だと思う。国家試験は難しいか易しいかは問わないが、制度的にそこに至るまでは遠いだろうと考える。今、現実にこんなに保育士が足りない。足りないと言っているのに、そんなことしたら誰もなりたくないだろう。(O氏)
- ・願わくは(養成年限は)4年間あってもよいと思う。社会人としての心構えや保育者としての心得など。これから育つ子どもへの支援が深くなるのではないかと考えるからである。4年間の中だからこそできることも大切である。現場として願うことは、目先のことや専門的技術を早くマスターすることではなく、その子どもの人生に影響するようなかわり方を目指すことができるような学びをして欲しいということである。(B氏)
- ・ケア専門の保育士であれば2年制でも良いが、いまの児童養護施設に求められる子どもと親の再統合となると2年制では難しい。4年制や大学院での学びが必要である。(E氏)



- ・社会のしくみがどうなっているか、分かってないとモノも言えない。子どものことだけ考えるのではなく、自分のやっている仕事が社会に対してどんな意味があるのかというところまで考えられないといけなくて、そういうことを考えるには、社会学とか経済学とかもちゃんと学んだほうがいい。養成校も色々なので国家試験の導入はあってもいいと思う。(F氏)
- ・養成のあり方については養成校の責任とプライド。知識や理論、技術、人間性、人への影響、全て重要。どのような人を育てるのかという教育方針がとわれる。ポリシーの評価。「貴学の学生がほしい」と言われるような教育をすべき。(L氏)

#### 6. その他、新制度での保育教諭など、新たな動きも含めて保育士養成のあり方について

新制度で就学前保育を担う保育士、さらには全ての子育て中の家庭支援、地域支援に関わる保育士の養成を養成校カリキュラムに反映させるべきとの意見が見られた。

- ・将来的には資格の体系を組み替えて、保育士・幼稚園教諭の資格を統合することが望ましい。そのときに、現保育所保育士指針の体系を基本とし、子どもの福祉（子どもの最善の利益）の理念を入れるとともに、0歳からの養護と教育をしっかりとおさえる必要があると思う。(J氏)
- ・幼児教育・保育について、大学の教員と現場の保育者と一緒に高め、地域の全体の保育施設、幼稚園、保育園、こども園の人たちが一緒に学び、研究し、専門性の向上につながるような新制度になってほしいと願っている。(K氏)
- ・自分で問題を見つけて、自分で追求して、自分で解決していくような力をきちんと入学後1年目から養っておけば、現場に出て何が問題かを見つけて、そのためにどうすればいいかということ仲間と一緒に取り組んでいこうとする力を育むことができる。(O氏)
- ・資格の一本化をする。6歳までの子どもの育ちについて、指針と要領がほとんど一緒で、やっていることも同じようなことをしているのに、入り口が違うだけで片や学校教育と言われ、保育ではどうか、1つになった方がいい。(F氏)
- ・子育て支援が大きなベースになっているので、ケアだけではなく子どもと家族を含めた問題家庭の支援ができると良い。そして、やはりもっとも地域に存在意義のある保育の視点が必要だろう。養成校でもそれに合わせたカリキュラムがあると良い。(E氏)
- ・保育士不足を埋めようという動きには不安を感じる。待機児童を解消するまでの間を乗り切ろうとしている場当たり的な方策が続くわけでもない。限定的にしていかないと、保育士資格が薄まっていきそう。(I氏)
- ・保育教諭については、教育と福祉の素養を一緒に持っている人という意味では、とても大事な専門職で、養成課程もしっかりと考えないといけない。これから養成課程の中心になっていくとすると、考えなければならない専門職かなと思っている。(M氏)
- ・制度の変遷があり、保育教諭の議論の中で先延ばしになったが、保育士試験だけで必要となる対象年齢も3歳未満、就学以降と変わってしまう可能性がある。仮に一本化した際には養成のあり方や資格、免許のあり方が根本的に問われるのではないか。(G氏)
- ・保育士試験の「2回方式」が導入されたことは望ましくない。(M氏)

#### IV. ヒアリング調査のまとめ

##### 1. 二つの制度（試験制度と養成校制度）で資格を出すことについて

すべての調査協力者において、多様な人材の確保と現状の保育士不足にかかる問題を背景に、概ね現制度を容認する意見が多かったものの将来的には養成校教育への一本化、国家試験化する、試験取得に実習を課す、資格の階層化など、保育士資格の専門性の確立と質保証に向けた制度改革が必要である。

##### 2. 保育士の成長プロセスについて

試験保育士と養成校保育士の資質に差があるという意見はほとんどなかった。両者のキャリアパスを明確にし、研

修制度の確立を目指し、制度として研修を保障すべきである。また、保育現場の課題を受けて、養成校が既存の体系を活かし、協働して研修を行うべきである。

### 3. キャリアステージに応じた研修制度の充実と保育士の処遇改善について

保育士の専門職としてのキャリアが給与体系に反映される仕組みが必要である。また、保育士としてのキャリアパスやキャリアラダーの整備による処遇改善は、他職種（看護師や小学校教諭）との比較からも、早急に改善されなければならない課題である。加えて、国家試験導入による専門職としての保育士業務の社会的評価の向上が必要である。

加えて、給与面での改善だけではなく、「働く喜びや働き続けられるための評価」や「保育士の周辺業務」を担当する人の加配などの職場環境の改善も必要である。

### 4. 保育士資格の国家試験導入について

総じて、様々な課題はあるものの、いずれは「国家試験化」が必要である。また、「受験資格」とする場合には、管理栄養士や看護師、社会福祉士と同様に、資格取得に必要なすべての単位取得と卒業を条件とする。併せて、国家試験導入により、現行の名称独占から業務独占としての保育士の地位向上を目指すことも必要である。（A氏 ,N氏）

### 5. 階層的な保育士養成カリキュラムの導入について

新制度で就学前保育を担う保育士、さらには全ての子育て支援に関わる保育士の養成を養成校カリキュラムに反映させるべきである。その際、養成年限の違いによる階層的なカリキュラムを開発すべきである。

また、階層的な保育士養成カリキュラムについては、保育士の養成と現場の保育士の育成の継続性を重視すべきである。

#### 第4節 おわりに（まとめ・提言）

調査結果に裏付けられた全体のまとめとして、以下の5つの事項を提示する。

1. 現行の二つの制度（試験制度と養成校制度）は、当面、継続すべきである。
  2. 試験保育士、養成保育士共に、職務経験年数に応じて必要とされる保育スキル等があり、保育士の成長プロセスに応じた研修制度を充実させる必要がある。今回の調査は、新任保育士の離職率の高さ等に着目し、特に保育士の成長プロセスの中でも初任者を中心に検討したが、今後は、5年以上の勤務年数に応じた調査を実施すべきである。
  3. キャリアステージに応じた研修制度の充実や専門職大学院の設置など、保育士のキャリアアップの仕組みを整備し、それに伴った保育士の処遇を改善する仕組みが必要であり、早急に導入すべきである。
  4. 国家試験導入は保育士の地位向上に必要である。ただし、早急な国家試験導入の実施には課題がある。現行試験制度との関連、近接の他の資格、特に幼稚園教諭免許との関連等検討課題がある。当面は、各養成校の養成教育内容の充実により、一定の保育士の質を保証すべきである。
  5. 質の高い保育者の養成と専門職大学院の設置を見据え、養成年限の特色を活かした階層的な保育士養成カリキュラムの開発、策定を進めるべきである。
- 以上のまとめから、以下に3つの提言を示して本章を閉じる。

1. 保育士資格には、養成校養成と共に試験制度を継続する。  
ただし、今後、試験制度に現場実習体験を課すことが必要であり、現場実習の時期や期間、方法については、実習の受け手である保育現場と養成校とが協働して、より良い方法を検討する。
2. より高度な専門性を有する保育士の養成と育成に具体的な取り組みをする。
  - ① 保育士の成長プロセスに応じた研修の充実  
試験保育士と養成校保育士のいずれも共通するものとして、保育士の成長プロセスを理解し、それに応じた研修の充実を図る。また、研修により修得したものを客観的に評価し、保育士のキャリアアップにつなげていく制度が求められる。
  - ② 保育士資格の階層化とキャリアアップ  
より高度な専門性を有する保育士養成を目指し、2年間養成を基礎的な資格とし、4年間養成、大学院養成を視野に入れた階層化を図る。階層に応じたカリキュラムの開発・策定、また、試験保育士、2年養成からのキャリアアップの仕組み作りに向けた検討を進める。
  - ③ 国家試験の導入に向けた検討  
保育士の社会的な評価を高めるために、導入による課題を明確にし、一定の質を保証した保育士資格の要件の整備への対応を検討する。
3. 処遇改善に向けた取り組みを早急に実施する。  
保育士の処遇改善は、早急に取り組まなければならない。その際、保育士の成長プロセスと職務内容・職責に応じた研修と保育士資格の階層化と関連づけた制度を段階的に構築することが求められる。



## 第2章 保育士試験の実施方式及び内容に関する検証

### 第1節 研究目的と方法

#### I. 研究目的

本研究は、保育士試験の実施方式並びにその内容を具体的に検証し課題を提示してその実施体制について提言することを旨とした一連の研究課題に属するものである。保育士養成施設の在校生に対して、通常の保育士試験を体験（以下試験体験と略）してもらい、質的調査を実施し、両方式を比較検討する素材を提供することを目的とする。

#### II. 研究方法

##### 1. 試験体験対象者

東京都内に位置する保育士養成施設で学ぶ最終学年の在籍生 54 名を対象とした。試験体験学生（以下学生と略）の内訳は表 I-2-1 の通りである。

表 I-2-1 試験体験学生の内訳

| 保育士養成施設   | 学校数 | 試験体験学生数 |
|-----------|-----|---------|
| 4年制大学     | 3   | 27      |
| 短期大学(2年制) | 2   | 18      |
| 専修学校      | 1   | 9       |
| 計         | 6校  | 54名     |

##### 2. 試験体験の構成

試験体験の科目は実際の保育士試験筆記試験科目と同じく 9 科目で構成した。学校ごとに 9 名の学生が選出され、1 科目について 1 名が試験を体験するよう配置した(表 I-2-2)。

表 I-2-2 試験科目及び試験体験学生数

|   | 試験科目     | 試験時間 | 試験体験学生数              |            | 計                  |
|---|----------|------|----------------------|------------|--------------------|
|   |          |      | 短期大学 2 校<br>専修学校 1 校 | 4 年制大学 3 校 |                    |
| 1 | 保育原理     | 60 分 | 3                    | 3          | 6                  |
| 2 | 教育原理     | 30 分 | 3                    | 3          | 6                  |
| 3 | 社会的養護    | 30 分 | 3                    | 3          | 6                  |
| 4 | 児童家庭福祉   | 60 分 | 3                    | 3          | 6                  |
| 5 | 社会福祉     | 60 分 | 3                    | 3          | 6                  |
| 6 | 保育の心理学   | 60 分 | 3                    | 3          | 6                  |
| 7 | 子どもの保健   | 60 分 | 3                    | 3          | 6                  |
| 8 | 子どもの食と栄養 | 60 分 | 3                    | 2          | 5                  |
| 9 | 保育実習理論   | 60 分 | 3                    | 3          | 6                  |
|   | 計        |      | 27 名                 | 26 名       | 53 名 <sup>*1</sup> |

<sup>\*1</sup> 体験学生：各校から各科目 1 名計 54 名を予定していたが  
当日体調不良で 1 名欠席

##### 3. 実施方法

試験体験は保育士養成施設種別ごとに 2 回に分けて実施した。専修学校・短期大学は 2016 年 1 月 31 日(日)に、4 年制大学は 2016 年 2 月 20 日(土)に実施した。試験会場は関東圏の保育士養成施設から選択した 2 校に依頼した。

学生の試験体験のプロセスは図 I-2-1 の通りである。学生は午前 9:30 に会場へ集合し、担当研究者から試験

体験に関するインフォームドコンセント(表 I-2-3)を受け、10:00 から保育士試験(9科目)を体験した(プロセス 1)。つぎに、休憩を挟み、4 つのグループに分かれ(表 I-2-4)、半構造化された質問(表 I-2-5)に従って 1 枚 75mm × 127mm の大きさのカードに自分の考え・意見を記入した(プロセス 2-①)。その後、グループ内でカードを集め、半構造化された質問に沿ってディスカッションを行い、カードを構造化し、模造紙に空間配置した(プロセス 2)。プロセス 2 のうち、カード作成の所要時間は 100 分、カードの空間配置・構造図作成の所要時間は 90 分である。プロセス 2 のつぎに「事後アンケート」を実施した(プロセス 3)。事後アンケートは「保育士試験を体験して」というテーマについて自分の感想、意見、考えを自由に記述する形式である。プロセス 3 の所要時間は約 30 分である。学生は事後アンケートへの回答後、事務手続きを経て 16:00 頃に随時解散した。全体の所要時間は約 6.5 時間である。

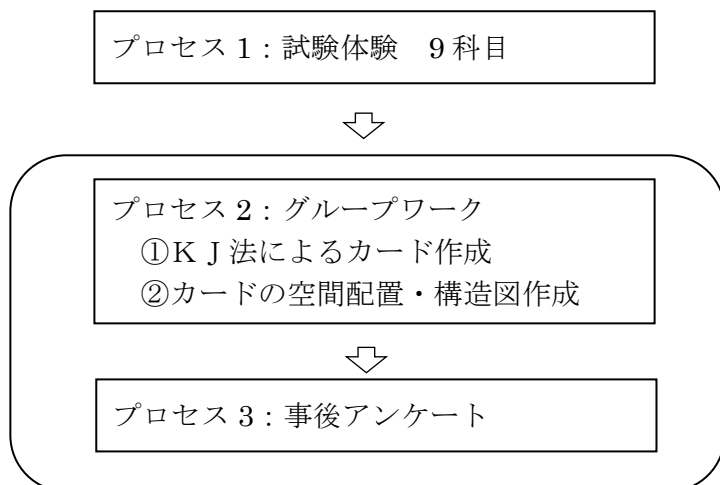


図 I-2-1 保育士試験体験のプロセス

表 I-2-3 インフォームドコンセントの内容

- 1 この試験体験は、養成校の学生に保育士試験を実際に受けていただくものであるが、その成績を評価し、あるいは養成校の学生と保育士試験受験者との成績を比較するという趣旨では全くない。
- 2 養成校で積み上げてきた専門性（知識、技術、判断、倫理）を踏まえて試験を体験した場合、保育士試験における筆記試験や実技試験をどのように受け止め、その共通点や相違点をどのように考えるかの意見を聞きたい。

表 I-2-4 グループ構成

| グループ  | 試験体験科目 |          |        | 学生数 |
|-------|--------|----------|--------|-----|
| Aグループ | 保育原理   | 教育原理     | 保育実習理論 | 9   |
| Bグループ | 社会的養護  | 児童家庭福祉   |        | 6   |
| Cグループ | 社会福祉   | 保育の心理学   |        | 6   |
| Dグループ | 子どもの保健 | 子どもの食と栄養 |        | 5   |

計 26 名

表 I-2-5 半構造化された質問

- 
- Q1 「養成校方式」ではなく、「試験方式」を体験して最も強く考えたこと、思ったこと、伝えたいこと  
Q1 あなたが受けた試験科目の内容について最も強く考えたこと、思ったこと、伝えたいこと  
Q3 資格取得方法のうち「試験方式」ではなく「養成校方式」を選んだ動機・理由等  
Q4 試験体験前と比較して、試験体験を通じて「養成校方式」と「試験方式」のメリット、  
デメリットについてについて考えたこと、思ったこと、伝えたいこと  
Q5 保育士として仕事をする段階で考えられる「養成校方式」と「試験方式」の共通点、  
相違点について強く考えたこと、思ったこと、伝えたいこと。  
Q6 他の多くの国家資格と同様に、養成校を卒業した後に保育士試験を受験するという方式について
- 

#### 4. 分析方法

本研究で得られるデータの分析は、試験体験後に実施するプロセス2とプロセス3が対象となる。

プロセス2は、学生自身がKJ法の手続きに従って表I-2-5に示す半構造化された6つの質問についての回答をカードに作成し、類似したカードをグルーピングして模造紙に空間配置していくというものである。プロセス2に関しては、6つの質問についてKJ法により学生自身が作成した空間配置図と9つの試験科目ごとに分類したカードを分析対象とした。

プロセス3は、学生が自由に記述したアンケート結果についてM-GTA(修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ)法を用いて分析した。はじめにアンケートの結果から概念を生成するため概念名、定義、ヴァリエーション、理論的メモで構成された分析ワークシートを作成した。つぎに分析ワークシートに示された概念をカテゴリーとコアカテゴリーに分類した。さらにカテゴリー相互の関係を分析し、試験体験をした保育者養成施設に在する学生の意識構造として結果図にまとめた。

#### 5. 倫理的配慮

試験体験実施への参加を依頼した保育士養成施設の責任者に研究の趣旨を文書等で説明し研究協力の同意を得た。学生に対しては、あらかじめ研究の目的と意義、研究方法、研究への参加協力の自由意志と拒否権、プライバシー及び個人情報の保護、グループインタビュー参加者の各プライバシー及び個人情報の取り扱い、研究結果の公表方法、研究に関する質問や意見の連絡方法を記述した「研究への参加・協力の同意書」を送付し、同意を得た。さらに、試験体験当日にはICレコーダー、デジタルカメラ、ビデオカメラにより音声・静止画像・動画が記録されること、記録されたデータは本研究における分析及び報告書等で用いられることを説明し承諾を得た。

## 第2節 結果と考察

### I. 保育士試験体験の分析

#### 1. 「養成校方式」ではなく、「試験方式」を体験して最も強く考えたこと、思ったこと、伝えたいこと(Q1)

##### (1) 結果

ここでは、KJ法によるグループインタビューの結果について、できるだけ客観的に内容を示す目的から、学生がカードに記述した文言をできるだけそのまま使用して記載した。

##### ① 第1グループの結果

学生がグルーピングしたカードで構成した模造紙上の図を概観すると、ABCDグループ共にABCDの4グループに共通して、①『難しい』『大変そう』といった文言のタイトルのグルーピングされた枠があり、その具体的な内容として「授業を受けず、参考書等のみで勉強するのは大変そう」逆に「授業だけの知識では難しい」や「法律や数字を詳細に覚えていないと解けない問題が難しい」、他に「暗記」「知識不足」による難しさ、また「文言の難しさ」を上げるものもあり、カードの内容は『試験方式を体験して最も強く考えたこと、思ったこと、伝えたいこと』を、総合する形で記述された。

この「難しさ、大変さ」と強く関連するものとして、②『only 試験に対して否定的⇒実践力に欠けるのでは』『実技(の学習)も必要』『養成校はここまで深く学ばない』『実践でその知識は必要なのか』『実践?知識?』『知識だけで良いの?』というタイトルでグルーピングされた枠があり、その具体的な内容として「一緒に保育士を目指す学生同士の話し合いや、実習体験など長期的なものがなく、勉強して頭だけで資格が取れる怖さがある。」「保育は人と関わる仕事なので、試験をこなせばよいとは考えられない。」「養成校のように、実際に講義で専門の先生から深い話を聞いたり、実践的な学びがないとうわべだけの知識になってしまう。」「学力だけで質の高い保育士ができるわけではない」や、加えて「本当の意味での“知る”ということにはつながらないと思う。」といった記述が見受けられた。

その他の関連することでは、タイトル『試験内容』として、「高校、大学入試みたい」「子どもとの関わり方とかではなく、教科書の内容重視」「公務員採用試験と似ている」「記述式はないのだろうか」「選択式なので深い知識がなくても答えやすい」「勉強していれば解ける」という記述があった。

この他に、①(主に難しさ・大変さ)と②(主に試験だけ、知識だけによる不安)を中心において、関連性は薄くなるが相関関係にあると考えられたカードと、あまり相関性が無いという判断で、個別に置かれたカードで構成されていた。

関連性は薄いが相関関係にあるものとしては、「知識は大切!!!」「授業は大切!!!」「その人の性格や考え方はわからないままになってしまうので少し怖いと感じた。」「数字、数値を覚えることよりもっと大事なことがあるのでは」また個別では「保育にどうつながっていくのかな、と思うような問題もあり、解いていてとても新鮮でした。」「試験の難易度と(保育士への)待遇の良さはイコールではないのだなあと感じた。」「合格しなければ資格を取得できないという不安がある。試験方式の方がしっかり知識を得ようという気になりそう」「問題20に対して、60分間が長い」といった記述があり、学生の試験体験による率直な「考え、思い、伝えたいこと」が示された。

##### ② 第2グループの結果

学生により作成された図を概観すると、ABCDの4グループに共通して、①『試験勉強-negative/positive』『マークシート形式』『暗記作業』『知識が必要』といったタイトルでグルーピングされた枠があり、試験そのものについての「考え、思い、伝えたいこと」が示された。これに強く関連するものとして、②『知識だけ…?』『知識必要!』『勉強すれば行ける!!』『実践への不安』といったタイトルで、学生の「考え、思い、伝えたいこと」が示された。

具体的な記述としては、①については「すべての科目を一度でするのは、つめ込むことになり、大変だと思う」「養成校方式は4年で全科目を受けるが、試験方式は数日で全科目なので負担が大きい。」「マークシートだとなんとなく選べる」「マークシートだと多少あやふやな知識があっても、検討を付けられる。」「暗記作業になり、机上での学びだけになってしまう。」「まんべんなく勉強しないといけないので、広範囲かつ細部まで知識が得られる。」などがあり、②については「試験方式では、教科書通りの理解になる」「試験だけでは、保育士としての楽しさを知れないと思う。勉強するだけでは(保育士に)ならない。」「試験方式で資格を取っていたら、実際の保育の現場で戸惑うことが多い



のではないかと思った。」また、「各分野の広くて細かいところまでの知識が必要になる。」「養成校で学んだ座学での知識を多く問われた。」「勉強すればだれでも解けてしまう問題」「がんばって勉強すれば短期間で資格取得できそう。」等の記述があり『実践への不安』といタイトルで、「試験では、重要事項は暗記しなければならないので、知識の継続は難しく実際に職に就いた時まで、覚えていられるか不安」「参考書や問題を解くだけで保育士として現場で働くのが不安」「実践がないので、学びの深まりや応用するのが難しい」等の記述があった。

『試験内容』については、「問題数に比べ、試験時間が長い」「現場では必要のないことだから、30分間の試験時間なのでは」「見たことのないような問題内容があり、学習不足を感じた。」「選択問題だが、きわどい問題も出る。科目をきちんと勉強、理解すれば高得点をねらえる。」「自分の意見を問われることがないと分かった」などの記述があった。

他に相関するものとして、『実力の把握・不足していたもの』という枠で「知識が曖昧であった」「(一応回答は埋めることができ)自分が知識として身につけているとあまり思わなかったのだが、知らずに考え方として身につけているのだろうか」「知識不足や偏りを感じた」というもの、『希望』として「養成校に通っていない人にも、保育士になれる機会があるのは良いと思う。」これとは別に「試験のチャンス(受ける機会)が少ない」というものもあった。また『モヤモヤした気持ち』として、「試験方式だと実習をせずに資格をとれることを考えると、養成所で実習を経験したほうが、現場に出る上で、スタートとしては良いように思うが、一中略一知識の取得という点では試験方式の方が、一定の水準が図れるのかも知れない。」「この試験の出来、不出来だけで現場に出る人、出ない人の差がついてしまうのは少しもったいない?という気がした。あと少し怖い?(知識だけという意味で)」という記述があった。

### ③ まとめ

第1のグループでは、試験問題の「難しさ、大変さ」についての枠に相関する形で、『実践か?知識か?』『実践でその知識は必要なのか』といったタイトルの枠が置かれた。

また、第2のグループでは、問題の難しさについての記述は少なく、試験そのものへの様々な意見をグルーピングした枠に相関するかたちで、『知識だけ?』『実践への不安』また『知識は必要』といったタイトルの枠で構成されていた。

両グループに共通することとして、「知識だけで実践がないことへの不安」と「知識の必要性」についての記述が多く見とめられた。また、試験内容については、「問題数に対して、時間が長い」こと、「(自分の考えを表現する)記述式はないのか」「自分の意見を問われることがない」という、共通の内容の記述があった。

#### (2) 考察

グループインタビューの結果について、第1グループと第2グループをそれぞれにまとめたことにより、相違点と共通点が見とめられた。

この、共通する部分に「試験方式を体験して最も強く考えたこと、思ったこと、伝えたいこと」が集約されているのではないかと考えられた。

第1グループでは、主に「難しさ、大変さ」が、学生の第一印象として挙がっていることから、養成校の2年間、3年間の知識量と試験方式の内容量の差を示していると推測される。(中に、「すべて学んだ内容だが、忘れてる。」といった記述もある。)

しかし、これに相関させて「実践が大切」であること、また「実践でその知識は必要なのか」等が挙げられていることから、学生が養成校で学び、身に付けたことにより、保育士となることに「自信と誇り」があることが推察される。

第2グループでは、難しさや大変さではなく、試験の内容自体に関する意見や感想、批判が多く見られることから、養成校の4年間の知識量と試験方式の内容量は、ほぼ同様であることが推測される。

ここでも相関するものとして『知識だけ?』『実践への不安』というタイトルの意見、感想から、養成校での学びと実践による資格取得に「自信と誇り」があることが推察される。

両グループの結果を比較すると、知識量に相違があることが推測されるが、養成校での座学による学びと実践による学びにより保育士となることへの「自信と誇り」が共通する事項として、浮かび上がった。

また、第1グループでは『実践力に欠けるのでは?』と、第2グループでは『実践への不安』という、文言の似た

タイトルが置かれたことから、共通の事項として「試験だけでは、保育現場での対応に不安がある」ということが集約された「強く伝えたいこと」であると考えられた。

尚、中に「知識は必要」という記述もあり、試験を受けてみて「知識不足」を感じた学生や「知識不足や偏りを感じた」学生もいることから、試験方式が全く否定されるものでもなく、「試験」をすることの効果に期待する考えや、思いもあることが推察された。

以上のことから、学生が試験体験をすることにより、「実践による対応力、技術を身に付けることの重要性」と「知識の広がり」と深まりの大切さ」について確認し、実感することができたと考えられる。

また、今の養成校での学びへの肯定感が強まった一方で、現行の試験方式そのものではないが、「試験によって集約される形の学び方」に対しても、それにより「知識が身につくかもしれない」という考えも見られた。

## 2. あなたが受けた試験科目の内容について最も強く考えたこと、思ったこと、伝えたいこと(Q2)

学生の行ったK J法のA型図解化にもとづき、以下にB型叙述化の手法を用いて分析および説明した結果を考察する。

### (1) 結果

#### ① Aグループ：「保育原理」「教育原理」「保育実習理論」

Aは「保育原理」「教育原理」「保育実習理論」の試験体験をしたグループである。第1グループでは、①「only 試験だけの限界」②「記述-解答の仕方について」③「試験内容について-暗記」④「(項目外)」⑤「必要以上に深いのでは!？」⑥「問題に対して」⑦「知識と経験の結びつき」の7項目がカテゴリーとして挙げられた。①「only 試験だけの限界」では、一問一答の勉強法であり他領域と関連付けて考えられなくなるとし、科目の横断的な理解が得られないといった懸念が述べられている。②「記述-解答の仕方について」③「試験内容について-暗記」では、「考え方がわからない」「暗記が多くて大変」「暗記より実践派」とし、暗記の要素、解答する側の考え方がわからない選択式、専門的な知識として必要だと感じつつも、保育の現場へ立つ上で年代や人物名を正確に覚えることの必要性を疑問に思うといった問題の質的な点への意見が述べられている。⑤「必要以上に深いのでは!？」では、「ここまで知る必要があるのか」といった設問内容の深さについての意見が挙げられた。⑥「問題に対して」では、学んで得られる内容ではなく、運や経験で解答できる常識的な問題であるという指摘があった。⑦「知識と経験の結びつき」では、広く浅い内容であり、よく考えれば解けたり、感覚的な要素が多いといった印象が述べられており、また、「体の芯までその考えが染み込むような」といった知識に対する深い理解の必要性が述べられていた。

第2グループでは、①「知識も必要」②「問題への疑問」③「そこまで必要？」④「知識だけじゃダメ」⑤「幅広い」⑥「現場で必要？」その他といった6項目がカテゴリーとして挙げられた。①「知識も必要」では、学校で学んだ知識と相違はなく必要な知識であるというように、学校での学びとの共通性や設問内容に納得するといった意見があった。②「問題への疑問」では、事例など設問の質的な点や他教科との重複など問題の内容に対する疑問が述べられた。③「そこまで必要？」では、出題内容が学んだことよりも深く詳細であり、ここまでの学習内容が実際の現場での保育に必要なのかと、実践との差異を指摘していた。④「知識だけじゃダメ」では、実践は答えが一つでないこと、話し合いの中で深められることがあるなど、選択式への疑問が述べられていた。⑤「幅広い」では範囲が広く、試験対策がしづらいことが指摘されていた。⑥「現場で必要？」では、出題内容の現場での必要性が指摘され、移調問題など理論的な理解と実践的な理解の相違について述べられていた。

Aグループは、保育の本質的な科目である三つの科目をそれぞれ体験したが、知識の重要性を感じている一方で、必要以上に深く広い知識を問われているといった印象があったようである。また、選択式で解答の幅が狭く、一問一答では答えられないといったように、実践における対応の多様性について指摘する内容も見られた。これらのことから、同じ知識でも実際の子どもの姿から理解を深める養成校方式の学生の特徴が垣間見えた。

#### ② Bグループ：「社会的養護内容」「児童家庭福祉」

Bは「社会的養護内容」「児童家庭福祉」を受験したグループである。第1グループでは、①「内容に偏り 知識>経験(実技)」②「理想(学ぶこと)と現実(現場)」③「捨て科目」④「問題への不満」⑤「触れただけの知識」⑥「負担大きい」といった6項目がカテゴリーとして挙げられた。①「内容に偏り 知識>経験(実技)」では、知識が問われることが多く事例を考えることが大切なのではないかといった実践的な内容の必要性が述べられた。②「理

想（学ぶこと）と現実（現場）」では、問題を解くときに実習を思い浮かべたなどとしており、経験を通しての理解の深まりが述べられた。③「捨て科目」では、保育士の専門性の広さが指摘され、科目としての保育そのものへの関連性について疑問が述べられていた。④「問題への不満」では、選択制、問題数、内容などに対する意見が述べられていた。⑤「触れただけの知識」⑥「負担大きい」では、学校の授業との関連性の低さが述べられており、科目に対する印象の薄さがあらわれていた。

第2グループでは、①「学びの場・知識の薄さ」②「問題の難しさの差」③「知識の重要性」④「実践（現場）とのつながりの薄さ」といった4項目がカテゴリーとして挙げられた。①「学びの場・知識の薄さ」では、一度は学んだものの知識として残っていないということ、②「問題の難しさの差」では、問題の難易度への差が述べられていた。③「知識の重要性」では、問題の幅の広さを指摘する一方、法律や制度問題、他機関連携に必要な知識であり、勉強不足を感じるといった専門的知識の重要性が述べられている。④「実践（現場）とのつながりの薄さ」では、福祉的な要素が強く、保育の現場に必要な知識とはいえないといった意見が述べられていた。

Bグループでは、福祉系の科目の試験体験をしていたが、問題としては難しかった印象が強いようである。学んだ記憶はあり知識の重要性は感じながらも、実践との関連性が薄いといった意見もあり、「触れただけ」「知識が薄い」といったコメントからも科目への関心の低さが感じられる回答があった。

### ③ Cグループ：「社会福祉」「子どもの心理学」

Cは「社会福祉」「子どもの心理学」を受験したグループである。第1グループでは、①「選択式でいいのか」②「改善点」③「現場に直結していない知識」④「試験範囲が広い」⑤「年度により設問の傾向が異なる」⑥「難しい」⑦「常識力」⑧「福祉全体の知識」の8項目がカテゴリーとして挙げられた。試験範囲の広さ、年度により出題傾向が異なることをあげて、問題の難しさが語られた。また、問われている知識の必要性や選択式の是非を問い、改善点をあげて、選択形式で答えるものだけで良いのかと疑問を呈した。同時に、実践に活かさないことや、不安と必要性を吐露するなど、現場に直結していない知識との関係を強く認識した。一方で、試験方式は学ぶ動機をより強化することや、常識力も求められること、さらには福祉の全体性を学ぶことに関心を向けている。以下、具体的に説明する。

試験範囲の広さについては、「介護や年金についてなど、保育以外の福祉全般の知識が必要とされる。」「養成校は試験範囲があり出題範囲が狭いが、今回は範囲が広いため覚えることが大変だと感じた。」と語り、年度により出題傾向が異なることについては、「平成25年度の過去問は、26、27年度と比較して、法律などの暗記ものが多かった気がして難しかった。」と語った。問われている知識の必要性については、「心理学では学者の名前がとて多く出てくるため、覚えにくい。また、同じ分野でも何人も出てくるため、判断が難しいと感じるものもあった。」と語り、選択式の是非について、「事例から子どもの心理を考えるものや、保育士の対応について答える問題が多い方が良いと思う。また、選択式では、子どもへの対応が形式化しやすくなってしまっているのでは。自分の頭で考えることが大切だと思う。」「頭で覚えていて、それを確かめるものばかりだった。もっと自分の考えや思いを表現できる記述があってもいいと思ったし、(教科に限らず)マークだと、問題文に名称が入っていて、消去法とか勘で当たってしまうこともあった(過去問)。」と語り、選択形式で答えるものだけで良いのかと疑問を呈した。

同時に、実践に活かせないとして、「事例の問題が少なく、制度や施設関連の問題が多く、実践に活かさない気がした。」「試験内容への理解度について、自分の至らなさを痛感し、このまま保育士になって大丈夫なのかという思いでいっぱい。しかし、私的に、法律や制度について理解していることはもちろん必要ですが、頭で理解している、暗記していることよりも、子どもたちと触れ合ったり、体験的な場で得られた学びの方が大きいと感じている。これでは、頭の中ではしっかり覚えている保育士と、子どもの思いを理解して援助できる保育士と分かれてしまいそう。」と不安と必要性を吐露した。このように現場に直結していない知識との関係を強く認識するものの、「現場で直接的に必要とされる知識ではないので、学ぼうという動機をこの科目においては高く持てなさそうだが、試験方式は学ぶ動機をより強化することができそう。」とも語った。

一方で、「年金や生活保護などの常識的な問題もあったが分からないものもあった。」や「他の福祉職の人との共通知識を得られるのではないか。」と常識力も求められることや福祉の全体性を学ぶことに関心を向けている。

第2グループでは、①「全体的にネガティブな印象」①-1「大学入試（政治、経済）の内容」①-2「ニュアンス」

①-3「問題が孤立」①-4「試験内容」①-5「知識詰め込みへの警告」①-6「暗記（－）」②「暗記（＋）」③「ポジティブな感想」④「ネガティブな感想」⑤「出題方法」の5項目がカテゴリーとして挙げられた。社会福祉に対しては、設問のニュアンス（言い回し）の違いや試験内容の難しさ、暗記を基底に問われる法律関係など全体的にネガティブな印象が語られた。一方、保育の心理学は、ポジティブな感想とネガティブな感想が混在する。ポジティブな感想には、事例に対する問いや仕事に直結すると語られたり、発達心理学で学んだ内容を暗記して解答する有効性も語られた。ネガティブな感想には、事例に対する問いゆえの難しさや、子どもや親との関わりにおいては、様々ある方略を選択すべきところを、限られた選択肢の中から選ばざるを得ない出題方法の違和感が語られた。以下、具体的に説明する。

社会福祉が全体的にネガティブな印象と捉えられた象徴として、「大学入試の政治、経済の内容のようだった。」が語られた。また、「微妙なニュアンスの問題は難しく感じた。」「言葉の言いまわしが様々なため、間違っただ点を見つけることが難しい。」「問題によっては、本当に悩む。今回の試験の中でも、あきらかに違う、という問題と、差が見つけにくい問題の解きやすさの違いが多くあった。」と設問のニュアンス（言い回し）の違いに難しさがあつたと語られた。試験内容の難しさについては、「養成校では、保育関連の内容に重きを置いていたが、試験では科目の全般に関する内容だった。」「必ずしも保育のための試験じゃない。現状よりも法律の成り立ちに重きをおいていたように思う。」「むずかしい。児童に関することは何となく分かったけど、他はさっぱりだった。エリザベスって何。」と語られた。また、「1つ1つの問題が孤立しやすい。社会福祉は、主体や団体、内容も様々であるため、1つ1つの内容を深く聞くことは難しい。問題がぶつ切りになりやすい。」や「ひたすら覚える感じ。〇〇法は××である、のような正誤問題が多く、事例をもとにした問題が少なかった。知識詰めこみタイプの人間になってしまいそう。」「自分はあまり覚えられていないと感じた。」と暗記を基底に問われる難しさが語られた。

保育の心理学のポジティブな感想として、「事例を見て、適切な対応を選択する問題があり、保育士になった時に生かせると感じた。」「実際仕事をできるようになると、より理解が深まると思う（事例、愛着など）」など、事例にもとづいた設問は、仕事に結び付くとしたことが語られた。また、発達心理学で学んだ内容を暗記して解答する有効性も語られた。一方、ネガティブな感想には、「知識として分かっている、理解をしていることはあっても、それをどう現場で生かせるのか、イメージがしにくかった。」「事例の問題で、〇・×のみきわめが難しかった。（現場の状態を想像するのが難しい）」「設問の中で、自閉症をもった子の対応に関するものがあつた。一人一人性格が異なるので、知識だけでは難しいのでは。」と事例に対する問いゆえの難しさが語られた。また、「子ども・親との関わりに関して、〇・×のみの選択に違和感。経験から最善の関わり方を考えていくのではなく、決められた答えに合うように〇×を判断することが大切であるように感じた。」と限られた選択肢の中から選ばざるを得ない出題方法の違和感が語られた。

#### ④ Dグループ：「子どもの保健」「子どもの食と栄養」

Dは「子どもの保健」「子どもの食と栄養」の試験体験をしたグループである。第1グループでは、①「難しさ」②「内容」③「形式」④「良かったこと」⑤「問題数」⑥「数字」の6項目がカテゴリーとして挙げられた。内容の難しさ、問題数、問題の形式や、実際的なイメージと現場で役立つか否かと内容の偏りに対する意見に終始した。一方、試験内容を良かったこととする意見もあつた。以下、具体的に説明する。

「細かいことを覚えていないと解けない問題が多く難しかった。」と問われる内容の難しさを感じつつ、「マーク方式だけで良いのだろうか。知識がないと解けない問題もありましたが、マーク方式だけでなく、その問題に対して考えを述べるなどの、記述方式の問題も取り入れた方が、より深く知識を身につける事にもつながると思いました。」と語った。問題数について、「私は、子どもの保健を受けましたが、保健はとっても大切な分野なので、もっと問題数を増やしても良いと思う。」と、問題数を増やすべきとする意見が大半を占めた。「現場で大事なこと。アレルギーのことなど、もっと現場に出て必要な問題を出した方が良いと思う。」「実践的な質問は、学校で行なった子どもの保健では、実践的なことを多く取り入れて授業をしていただけれど、沐浴の方法等の質問は、今回でてこなかったもので、どのような手順で行うかなどの質問も取り入れた方が良いと感じた。」と具体的に示唆する意見が語られた。また、離乳や幼児食については、「直接的に（保護者支援など）活用できるし、身につけておくべき知識だとは思いますが、摂取基準の具体的な数字は、それを覚えていても活用する時がくるのだろうか。」と、増やすべき内容を言及する意見もあつた。

一方、「学んでいても忘れていくこと、学んだ記憶がないものがあった。」「子どもと栄養についてのどのような栄養が必要か考えた。」と、試験内容の良さも語られた。

第2グループでは、①「現場での学び」②「範囲に対して出題数の少なさ」③「知識の幅広さ」④「実践での学びの重要性」の4項目がカテゴリとして挙げられた。根本的には知識の幅広さが語られるなか、知識を基礎に現場で生かすことを鑑みて、現場での学びと実践での重要性を問うた。しかし、範囲に対して出題数が少ないと知識の幅広さは知識全体が浅くなりがちになり、現場で生かすには不安があると語られた。以下、具体的に説明する。

知識の幅広さについて、「大学で学んだ内容がそのまま出題されていたり、応用も組み込まれていると思った。子どもの保健は幅が広い中で20問であったため、相当抜粋している。“保育士の対応として適しているもの”という視点が少ない」「子どもの食と栄養」は乳幼児だけでなく児童に関することも含まれており、ほとんど知らないことについての問題がいくつかあった。乳幼児から児童、成人までで摂取するエネルギーや目標などは違うため、幅広い知識が必要だと感じた。」と語られ、「子どもの食と栄養は、直接保育に強かかわってくることなので復習し知識を再びとりいれなければいけない。(母乳、離乳食、栄養、エネルギーなど)」と、復習の必要性が語られた。問われる知識の幅広さを基礎に現場で生かすことについて、「子どもの保健という科目では、実際に現場で体験することで自分の知識となる部分が大きいのではないかと感じた。問題を解いている時に、実習等での子どもの様子を思い浮かべることがあった。」「子どもたちへの食育の行い方や障がい児への食事かいじょの方法などは特に実践をとまなび学ぶ必要があると感じた。机上の学びだけではなく、実習などを通じた実践の学びの重要性を感じた。」「障がいについて、実際実習などで現場を見て初めて授業で学んだことの理解が深まったり、関わるなかでわかることがあるから、実際の姿を知らず、保育の場へでるのは怖いと思う。」と、子どもと関わることで理解が深まることを例に、実践での学びの重要性が語られた。また、「子どもの実際の姿が分からないと、試験に出てくるような風邪、疾病などや異変に気付けない。」「子どもの保健は現場での経験が必要だと感じたが、実習を行っただけでは、期間が短く知識を十分に身に付けることはできないため、養成校方式でも試験方式でもあまり大きな違いはなく、保育士になってからが重要ではないかと感じた。」と、子どもの異変に気づけないことを危惧し、ゆえに保育士になってからが重要であるとした。換言するならば、現場での経験が必要な科目として捉えられた。

## (2) 考察

以上の結果から試験方式の内容について考察する。質問の内容における学生の意見としては、①試験範囲の広さ②保育現場との関連性の低さ③学校の授業との相違の有無などが感想として述べられていた。なかでも、一問一答式の試験内容や科目が横断的に理解できないなどの知識の問い方に対する試験方式への否定的な意見が多く見られた。一方で、自らが学習した内容に比べて範囲が広く深い、あるいは学校では学習していないなど、試験対策の難しさや質的な点に対する言及も見られ、科目によっては必要な知識であり自分には足りないと感じた、勉強不足を感じたといった反省が述べられていた点は印象的である。また、問題を解くときに実習経験など経験的に説いたといったことや、「事例で考える」ことの重要性、「体の芯まで考えが染みこむ」といった言葉が見られるなど、授業を受講したり実習を経験したりすることで暗記のみでは得られない多層的な理解が得られている。

前述の質問の内容に留まらず、出題傾向や出題形式について意見を述べている。保育の心理学と子どもの食と栄養を例にあげると、保育の心理学では20問中6問が事例をもとに解答を求め、子どもの食と栄養では、20問中1問も問われない。科目特性や出題者の意図は注視せずにおいても、B・Cでは、知識(暗記) > 実践(事例・実技)と捉えたり、A・Dでは、問題数や知識の幅広さを痛感しつつ、試験方式=知識(暗記)のような内容の偏りを語った。特に、Cの第2グループでは対象科目である「社会福祉」と「子どもの心理学」が明確なまでに対照的な結果となった。図解化された紙面を見ると、両者は二分され、まさに、試験方式と養成校方式の構図が見事に表現された。捉えられた内容は、試験方式への問題提起と読み解くことができ、警鐘を鳴らすかのようにも感じる。さらには、選択式20問のうち全設問5択解答を求め、マークシートにて記すため、問題に対して考えを述べるなど、記述方式の問題も取り入れた方が良くとするいくつかの意見も軽視できない。

これらのことから、試験方式の場合には広く深い知識が求められているが科目分断的であり、養成校で学ぶ学生は科目横断的に内容を理解しているといったことが示唆された。また事例の解釈などを通し、自分の思いを掘り下げ、他者の意見を聴くことで別の角度からの学びが得られ、多層的な理解へつながっている。保育は場面に応じた対応が

求められ、一人ひとり異なる子どもの理解にも多角的な視点が必要である。そうしたことが、養成校での授業や実習経験などを通し、学生の経験的理解につながっていることがわかった。

これら類似した考察から、改めて実践を伴った学びの重要性が示唆されたと考える。試験方式の実情は、子育て経験のある実践者を踏まえた方々も受験する一方、養成校で「保育」を学んできた学生だからこそ、その後同僚として「保育」を担う危うさを語っている。やはり、実習やボランティア等で子どもたちの営みに身を置いたことによって、保育の多様性を理解し、体得したことが保育士になる自覚と自信を育み、結果として実践や経験の重要性を吐露したと考えられる。

最後に、分析および説明した結果を通して気づいたいくつかについて述べる。まずもって特筆すべきは、養成校の意義を裏づけたことである。試験方式の効果も確認されたが、知識偏重について疑問視する意見が多かったことは否めない。もちろん、知識を基底に子どもの育ちを支えることは通論である。しかし、あえて知識の活かし方を問うならば、試験方式においても、養成校方式においても、同様の課題と言えるのではないだろうか。「試験方式の内容」を検証するなかで、人とかかわる専門職あるいは生活者として、子どもたちの傍らに在りながら学びを得ていく妥当性と、2年から4年に渡り、同志とともに保育士になる私を探究する意義深さを再認識した。保育士が資格を取得した経緯は子どもたちの知る由もないだろうが、共に生活をする保育士であってほしい。

### 3. 資格取得方法のうち「試験方式」ではなく「養成校方式」を選んだ動機・理由等(Q3)

#### (1) 結果

養成校方式を選択した動機・理由については、各グループにおいてほぼ類似したカテゴリーが抽出されていたため、カテゴリー名や内容を以下の5つの観点として整理した。

##### ①学び合える仲間の存在

各グループにおいて、「学び合える仲間の存在」を重視した記述やカテゴリーが非常に多くみられた。具体的には、「1人でコツコツ勉強をしていくより、友達と一緒に授業を受けながらたのしく学びたかったから。」「授業を受ける中で学ぶこと、クラスメイトとの学びなど、独学では学べないものがあると思ったため。」「子どもや保育に関心のあがる友達が欲しかったから。」のように、独学ではなく、同じ関心や目標をもった他者と共に「協同」しながら学ぶことを重視する記述がみられた。また、「人を相手にする職業なので、人から学んだ方が良いと考えたから。」のように、人とかかわる仕事だからこそ、友人や教員など人とのかかわりの中で学びたいといった保育士という職種の専門性を考慮した記述もみられた。学生の図解化において、カテゴリーとして抽出されている頻度の高さや、他者と共に学ぶということと②「実践を伴う学びの充実」との関連づけを示していることを考慮しても、「学び合える仲間の存在」については、養成校方式選択の動機・理由として、他のカテゴリーよりも重視されていることがわかった。

##### ②実践を伴う学びの充実

各グループの記述やカテゴリーからは、試験方式と比較して、養成校方式では授業の中でさまざまな実践経験を積むことができることや、保育実技の技術指導といった実践的なトレーニングの場があるということ、また保育士養成の所定のカリキュラム以外にも幅広い知識やより保育の専門性を高めていけるといった「実践」と「専門性」を重視していることがわかった。具体的には、前者の「実践」という面においては、「実践を含めた学びや知識の習得を望んでいたため（特に実習を重視していたため）、そこから得るものが大きいという認識があった。」「文字だけで学ぶのではなく、実際の園・施設の様子を観て学び、そこから得られるものが沢山あると考えたから。」「子どもとの関わり方・よい援助など実習や授業で詳しく学ぶことができるから。」「ピアノや手遊びなど現場で使える実技について細かい指導を受けることができる。」といった記述がみられた。また、後者の「専門性」という点においては、「専門性を高めて、より深く保育について学んでから子どもと関わる仕事に就きたいと考えたため。」や「大学（養成校）で学ぶことで知識だけではなく保育士として必要な専門性を豊かに学べると思った。」のように、養成校ならではのプラスアルファのある深い学びを求めている記述がみられた。

##### ③資格取得の確実性

各グループにおいて、カテゴリーとして明確に抽出されている頻度は低いものの、各グループの学生の回答からは、所定の単位を修得すれば卒業と同時に資格取得が可能である、という主旨の記述が比較的多く挙げられていた。また、

「養成校だと、卒業までやり遂げれば確実に資格が手に入るから。試験方式だとその保証がない。」「試験を 10 教科受けるよりも、確実に簡単に楽しく免許が取れる。」など、試験方式による資格取得の不確定要素と比較し関連づけたリ、「保育士の資格が絶対に欲しかったから。」という資格取得への強い意志から養成校方式を選んだという記述もみられた。これらのことから、養成校は資格取得において確実性があるという点は、図解における⑤「試験方式に対する抵抗感」との関連づけを考慮しても、養成校方式選択の動機・理由として、学生の現実的な判断を示唆するものであることがわかった。

#### ④試験方式に関する認知度の低さと関心の薄さ

1 グループを除くすべてのグループにおいて、保育士資格を取得するための方法として、「試験方式を知らなかった」「(保育士の) 資格取得といえば、養成校に通うというしか考えがなかった。」「試験を受けて保育士になるという方法としては知っていたが、選択肢としては考えていなかった。」といった記述のように、養成校方式以外の選択肢に関する認知度の低さや試験方式に対する関心の薄さを示す記述から構成されるカテゴリーがみられた。また、「大学生になりたかった。」「四大を出たかったから。」「大学に行って、勉強しながらも、バイト等いろんなことがしたかった。」のように、4 年制大学を始めとした教育機関へ進学すること自体を重視し、資格取得とは切り離して考えている記述も比較的多くみられたことから、養成校方式選択の動機・理由としては消極的な姿勢がうかがえた。

#### ⑤試験方式に対する抵抗感

半数のグループにおいては、「試験」という方式に対して「試験方式で資格を取るには頭が足りない」といった自信のなさや、「独学又は、予備校的なものに通ったとしても試験に受かるには難しいイメージがあった。」「勉強をし続ける自分のモチベーションを保つのが難しい。」といった独力で試験に挑むことに対する不安を示す記述から構成されたカテゴリーが抽出されていた。また、「もともと勉強が苦手で、試験はあまり好きではないから。」という試験方式そのものへの苦手意識や、「自分で学んで知識をつけることが苦手。授業で設けられた学ぶ場でないと、どう学べばいいのかわからないから。」といった学び方の難しさを示す記述もみられた。さらに、試験方式に対するイメージとして、通信教育での学習や試験のための勉強になってしまうことに対する抵抗感を示すような記述もみられたことから、「試験」と「学び方」に対する学生それぞれの価値観が示されたカテゴリーが抽出されていたといえよう。

### (2) 考察

ここでは、上記に記した観点とそこに含まれるカテゴリーの概要及びその関係性について考察していく。

まず、カテゴリー同士の関係のあり方を見ると、具体的には、試験方式の「不確実性」に対する不安や、学生が自分の性格傾向（独力で学習することが難しい、楽しく学びたい）や学習能力に対する自信のなさといった要因が、養成校という教育機関で、同じ立場で学び合える仲間によるピア・サポートや、専門的知識と豊富な経験を有した教員による学びや心理的支援を得ながら資格取得が可能になる方式を選択する動機・理由に少なからず影響を与えていると考えられる。特に③「資格取得の確実性」のカテゴリーに見られたように、近年の日本における就職難や経済的貧困といった社会状況を考慮すると、合格するかどうかが不確定要素の高い試験方式よりも、さまざまな支援体制の整った養成校で確実に資格取得を目指す方が合理的な判断であるといえよう。

さらに、②「実践を伴う学びの充実」における記述や関係性を見ると、養成校は実習のように、保育現場での体験を積みながら学ぶ実践的知識や保育技術と、座学で学ぶような専門的知識を関連付け、保育士としての専門性や理解を深めていける場として認識されていることがうかがえる。ピアノや造形といった保育技術に不安を抱く学生も少なくないことから、保育士としての専門性や力量を着実に形成していく場として、環境が整備された養成校方式を選択したのであろう。

一方、④「試験方式に関する認知度の低さと関心の薄さ」に見られたように、試験方式がそもそも選択肢の一つとして認識されていないという認知度の低さも養成校方式を選択する動機・理由の背景として大きいことがうかがえる。これは、高校の進路指導においては、進学と何らかの資格・免許取得を目指す生徒に対して、それらの資格・免許取得が可能なカリキュラムを有している大学や短期大学、専修学校等を勧めることが慣例である点が大きいと考えられる。加えて、本研究の学生が都市圏にある養成校の学生であることも考慮すると、地方に比べて高校卒業後は「進学する」ことが当たり前であるという認識が高かった可能性もある。特に進路選択の分岐点である高校生に対しては、試験方式という開かれた資格取得の方法を知る機会を提供するなど、多様な選択肢の幅があることを周知していくこ

とが必要だと考えられる。また、保育士資格を取得するための方法の一つとして、試験方式は開かれた資格取得の機会であることをインターネットやSNSなどを活用し、より広く情報提供していく必要もあるだろう。

以上のことから、養成校方式選択の動機・理由について学生の記述や図解化に示されたカテゴリーからは、同じ志をもった仲間と共に学び、支え合いながら確実に資格取得をしたいといった「積極的（前向き）な」動機・理由と、養成校方式を個人の特性や能力、進路選択における慣例といった多様な理由から必然的に選択せざるを得ない「受け身的（後ろ向き）な」動機・理由の二つがあると考えられる。そして、その関係性としては、相反する動機・理由が独立した形で共存することもあれば、養成校方式に対する積極的な選択動機・理由の背景として、「受け身的（後ろ向き）な」動機・理由が作用する可能性も示唆された。これらのことを総合的に見れば、養成校方式を選択した動機・理由としては、学生自身が自分の置かれた状況や能力、特性を踏まえて現実的な判断を行った結果であるといえよう。

#### 4. 試験体験前と比較して、試験体験を通じて「養成校方式」と「試験方式」のメリット、デメリットについてについて考えたこと、思ったこと、伝えたいこと(Q4)

##### (1) 結果

##### ① 科目別にみるグループインタビュー

全8グループにおけるそれぞれのインタビュー状況を以下のように整理し、②にまとめた。

##### i Aグループ：試験体験科目「保育原理」「教育原理」「保育実習理論」(2グループ)

A1、A2グループともに、作業の最初の時点で「養成校方式のメリット・デメリット、試験方式のメリット・デメリット」の4項目に合わせて、4分割線を引いてから開始している。A1グループは、4項目のそれぞれについて整理することにとどまっており、4項目の相関性は述べていない。養成校メリットには「座学と実践の結びつき」「相互的な学び（先生、友達との関係性）」の2項目に大きく整理され、養成校デメリットには「知識（授業に欠席した時やペースについていけない時に、その授業の内容を正確に把握できなくなる）（出席していれば単位がもらえるというもあり、話を聴いていない人もその授業を修了したことになってしまう）（養成校だと細かく覚えなくても済むので知識が不足する）など」「自分のペースでできない」「まず、学校に入るための試験を受けなければならない」「時間とお金がかかる」などがあげられている。一方、試験メリットには「時間とお金がかからない」「自分ペースで進められる」「知識（しっかりした知識を身に付けられる）（保育における大切な基礎知識を試験を通して確認し、定着させることができる）など」を挙げており、試験デメリットには「孤独（一人で勉強するのが大変）（保育に関する話の出来る仲間がない）（自分で考えて自分で学ばなければいけないので、周りに頼ったり協力することができないイメージ）など」「就活のバックアップがない」「勉強と実習（実習の経験をしないまま現場に出る）（保育現場での実習がないから現場に出た時に差がでてしまうかもしれない）など」「すべての試験問題が選択方式であり、はっきりとした知識を持っていなくても運で正解してしまうことがある」などが述べられている。

A2グループは、養成校メリット「実習がある」に対して試験デメリット「実践力が身につかない」を対立関係に位置づけている。その他、試験メリット「一発合格の可能性」と試験方式デメリット「受かるまで（保育士に）なれない」を対立関係に、試験メリット「自分のペースで保育士を目指せる」と養成校デメリット「時間とお金がかかる」を同じく対立関係に位置づけている。また、養成校デメリット「時間とお金がかかる」は試験デメリット「受かるまで（保育士に）なれない」とも関連付けている。その他、試験メリット「知識が身につく」と試験デメリット「実践力が身につかない」を対立関係と位置づけてもおり、試験方式のメリットとデメリットの境界線上に「試験方式はたくさんの知識が身につくが、現場のことを知る機会が少なければ現場でどう動けばよいかわからない」を置いている。そしてまた、養成校メリットには「考えに深みができる」を挙げ、それに影響を与えるものとして「養成校ならば4年間あるので一度の失敗も気にならない」をあげてその背景を示している。養成校デメリットには「知識を忘れてしまう（それぞれの授業でテストを約1回受けるだけなので、卒業時に知識が身についているか実感しづらい）」「自分の大学（養成校）しか知らない」を挙げている。また、養成校メリット・デメリットの境界線上に「養成校方式は現場に出て実践のチャンスが多く、現場を知れるが、テストをこなせば単位がもらえるため、座学の勉強がおろそかでも資格が取れる」を位置づけている。



ii Bグループ：試験体験科目「社会的養護」「児童家庭福祉」（2グループ）

B1 グループは、4 分割線を引いてから開始している。それぞれメリット・デメリットの相関性は示されていないが、4 項目の中心に「養成校は実践力が付くが、法律や歴史など知識に弱い」「試験方式は知識など幅広いが実践力に欠けてしまう」「知識か経験か」が位置付けられている。また、養成校デメリットと試験メリットの境界線上に「知識の深さ」を置き、「養成校だと試験のために一時的なテスト勉強になりその場しのぎになりがちだが、試験方式だともっと必死になって知識が頭に残りそう」としている。一方、養成校メリットと試験デメリットの境界線上には「人の意見・考え」が置かれ、「大学で学ぶことでグループワークや他の人の考えを聞き、自分の考えと比較して学ぶことができると思う。試験方式だと同じことを学ぶ他の人との関わりが少ないのではないか」との意見を述べている。その他、養成校メリットに「保育の専門家から直接学べる」「座学だけではない学びが多くある」「養成校は実習がある」「養成校で将来の選択肢が広がる」「保育士資格だけじゃない」などがあがり、養成校デメリットには「お金がかかる」「学校の先生によって偏りがある」「(勉強が) その場しのぎ」が挙げられている。また試験メリットには「法や規定、配置基準場度細かい知識を覚える機会がある」「自分のペースで学べる」、試験デメリットには「合格ラインが低いのではないか-知識だけでいいのか-」「採用されたらぶっつけ本番」「保育観（勉強ばかりになってしまい、自分の保育観もなにもできずに終えてしまいそうだと感じた）（保育者として大切なのは、勉強であられる知識も必要だが、子どもの成長・発達をどう援助していくかだと思う。本当に大切なのは子どもとかかわりながら保育者としてか投げていく力を持つようになることだと考えるため、試験方式ではその考え方ができないと感じた）」と述べている。

B2 グループはカードを貼っていく中で大小の差はあるものの、4 つの項目にそれぞれをまとめている。大きく相対関係と位置付けているものは、試験メリット「豊富な知識」と、養成校デメリット「(人によって) 知識のばらつきが生じる」「やる気が人により△（授業を受けてさえいれば資格がとれる、寝てても取れる可能性が）」である。また養成校メリットに「仲間の存在」「現場を見聞きできる」「資格取得の確実性」、他に「苦手なこと、出来ないことを繰り返し、出来るまでやる」があがり、試験デメリットには「知識を詰め込むだけになりそう」「勉強だけして知識があれば良い？（保育士の人間らしさ）」「実践がわからないまま働くことになりうる」が挙げられている。

iii Cグループ：試験体験科目「社会福祉」「保育の心理学」（2グループ）

C1 グループは4 分割線を引いてから開始している。まとめられた項目として「多くの経験・考える経験を積める」が養成校メリットに挙げられ、「実践不足」「知っていることできることは違うと思うので実践の現場で対応できないことも多いのでは？」を試験デメリットに挙げている。一方、試験メリットには「やる気が結果にコミットする」があがり、対する養成校デメリットに「授業態度は反映されない」が挙げられている。逆に、「一発勝負」が試験デメリットに、「失敗するチャンスがある」が養成校メリットとして相対させ、養成校特有の“時間をかけて体験したことを振り返りながら学ぶ”ことを肯定的に示している。また「時間と環境が確保されている」「4 年間も濃く学べる」「深めたいことを深められる」を養成校メリットとする反面、「果たして4 年も必要なのか」を養成校デメリットとして相対させており、さらに「単位が取得できればよいのでさほど危機感はない」「知識の偏りが無い」を養成校メリットとする一方で、その裏返し（養成校デメリット）として「保育関係の経験に偏りがち」「知識に偏り」を置き、その二面性を示している。

C2 グループはカードを貼っていく中でいくつかの項目にまとめている。養成校メリットとして大きく挙げる項目に「必要な単位をとれば資格が得られる」「人からの学び・人との出会い」とし、「実習・実践ができる！」「実習録・指導案やっておくべき！！」が続き、その相対として「実践の学びがない」を試験デメリットとしている。ほかに試験メリットとして「3 年以内で試験が終わらないとすべてやり直しになる」「試験範囲が広すぎて覚えられない」「(5 者択一だと) ひとつわからないと他もすべて×になってしまう」が挙げられている。そして、養成校デメリットとして「質のばらつき（人によって勉強の取り組み方が違う）（学校・授業内容により学びに偏りがある）」「知識の浅さ」が示されている。なお、「知識の浅さ」は「より深い学び・基礎的な知識が得られる」とする試験メリットと対立関係に置いている。

iv Dグループ：試験体験科目「子どもの保健」「子どもの食と栄養」（2グループ）

D1グループは4分割線を引いてから開始している。養成校のメリットに「仲間」「先生」「実習体験」が挙がり、その対立関係として、項目名はないものの「勉強だけで資格が取れる」「実践を通して学ぶ事ができないので専門性の低さにつながってしまうと思う」「実践できる機会がない。学びは理論と実践が結びついて初めて“モノ”になると思うのでアウトプットの機会が（保育士となって）現場に出てからでは厳しいと思う」を示し、これらを試験ディメリットに位置付けている。また、試験のメリットには「勉強をがんばる（知識が身につく）」があがり、これを養成校ディメリット「ちゃんと勉強しなくても保育士になれる」「試験方式に比べたら保育士資格取得の重みを感じにくい」「単位を落とさなければ、卒業できる」などの意見と対立関係に位置付けている。また「時間」という項目名では「時間で区切られどの科目も偏りなく学べる」を養成校メリットとし、養成校ディメリットとして「資格を取るために多くの時間が必要」、試験メリットに「自分の時間を有効活用できる」などが挙げられている。

D2グループはカードを貼っていく中で5つの項目にそれぞれをまとめている。「人との関わり」「実践的な学び」を養成校メリットとし、対する養成校ディメリットとして「その時だけの学び」を挙げている。また試験のメリットには「知識が増える」、試験ディメリットには「実践の機会がない」が挙げられている。

② グループ全体の構図からみられること

i カード整理とディスカッション進行方法

カード整理にあたって、最初に4分割の構図を描いたのちに作業を進めるグループが、8グループ中5グループと半数以上であった。4分割に区切った背景としては、養成校方式及び試験方式のそれぞれのディメリット・メリットについて相対する項目がわかりやすく質問項目に含まれていたことによるものと考えられる。また、4分割をしない3グループは、養成校方式と試験方式との両者間に相関関係を示していた。その中にはメリットでもありディメリットでもあると読み取れるような明確化されにくい意見や同様と思われる意見は類似項目としてまとめた結果、単純にメリット・ディメリットとして4分割にできないものもあることが理解された。

ii 科目による構図内容の相違

A1グループは試験方式のディメリットとして、「孤独」を挙げているが、その中でも勉強面と就職面における双方に孤独感を感じるとして2つに分類していることが特徴として挙げられる。A2グループは実践と知識のバランスに着目している。特に試験方式に関しては学習結果が目に見えて表れるため、学習理解度が数値化されることをメリットとして挙げている。B1グループにおいては養成校方式のディメリットとしては、D2グループと類似しており、学びが一時的なものとなることに懸念を抱いていることがわかる。一方、養成校方式のメリットとしては、養成校での学びが将来の選択肢を広げるきっかけとなることを挙げており、養成校における学習を通して保育士資格だけでなく多様な資格の取捨選択ができることに着目している。B2グループは試験方式のメリットとして、知識の定着だけに留まらず、知識が一定水準に保たれることに注目している。養成校方式のメリットとしてはピアノ等の実技科目に対して「苦手なこと、出来ないことを繰り返し出来るまでやる」という内容があり、反復練習を重ねることで実技科目における保育技術の向上に結び付いていると考えていることが推察される。

C1グループは知識の偏りに関しては、養成校方式のディメリットとして挙げているが、C2グループでは養成校方式のメリットに「知識の偏りが無い」という意見と、ディメリットに「知識の偏りがある」という意見に分かれており、1つのグループの中において双方の捉え方の違いが見られていることが特徴として挙げられる。このことから構図内容については、試験科目の与える影響よりも個々の考え方や捉え方がより大きく影響していることが考えられる。D1グループは養成校方式のメリットとして、「専門の先生から保育に関する事をたくさん学ぶことができる」ことに着目しており、養成校での学びが質の高さに繋がっていることを示している。また、試験方式のメリットとして「現在保育士不足が問題となっているので、誰でも免許を取りやすくなり、保育士の数が増えることに繋がると思う」という意見も出ており、社会問題である保育士不足について視点をあてていることがわかる。D2グループは試験方式のディメリットとして、試験問題に着目しており、「大学のテストと比べて病気の問題（感染症）が少ない気がした」「感染症の予防と対応の仕方について試験方式では細かく出題されていない」ことを挙げており、Dグループの試験科目である「子どもの保健」の問題に対して病気の対応や予防の出題が少ないことに懸念や不安を抱いていることが特徴として見られた。

したがって、受験科目による構図内容の相違については、一部のグループが試験問題内容に着目していることから、受験科目が構図内容に反映されている部分はあると考えられる。また、各グループが独自の視点から両方式のメリット・デメリットについて着目していることも示唆された。しかし、それぞれのグループにおける構図内容を全体的に概観した結果、際立った相違が見られなかったことから、両方式のメリット・デメリットにおいては、それぞれの試験科目が与える影響が少なくグルーピングにおける差異がないことが明らかになった。

### ③ インタビューに対する構図の全体的特徴

各グループに見られるグループインタビューの特徴を、「養成校方式と試験方式の相関関係において明確性の高い項目」「養成校方式と試験方式の相関関係において明確性の低い項目」の視点から整理した。

#### i 対立相関関係においてメリット・デメリットの明確性が高い項目

##### a 実践力

養成校方式のメリットとして「知識と実践との往還を通して専門性を高める」点をあげる傾向が多くみられる（養成校メリット全 90 例のうち 31 例）。これらからは、学生が試験体験を通して、筆記試験のみで資格を取得する方式では、実践力が身につかないまま資格取得することに気付き、違和感や疑問を抱いたことが推察される（試験方式のデメリット全 70 のうち 29 例）。結果、「実践力」については養成校方式が高く試験方式は低い、という対立的相関関係にあることを示すグループが多くみられる。

実習を課す養成校と実習を課さない試験方式に関して、「実習という現場経験を通して子どもの姿を見て学ぶのであり、実習がないと保育士の専門性・技術が低くなるのではなだろうか」とし、近年は保育士不足であり試験方式で資格を取得する人口が増えるとするれば、それは専門性の低い保育士を増加させていることにつながることもない」とする説を導き出しているグループもみられた。

##### b 専門知識

試験方式のメリットとして「まんべんなく詳細な知識をマイペースで勉強できる」点を挙げ、この点を養成校方式のデメリットと示すグループが多く見られた（試験方式メリット全 76 例のうち 37 例）。ここからは、学生が試験体験を通して、問題の設問内容が養成校において学んだ知識より詳しいと感じる、あるいは学修から時間的経過があり記憶が不明瞭になっているなど、設問の解答に苦慮したことが背景にあると考えられる。さらに、試験方式のメリットとして、知識を学習することによって学ぶ姿勢やモチベーションが向上する相乗効果が見られることも読み取れる。

それとともに、科目の学習内容は担当者や養成校によっても相違があること、また養成校の学びの質は学生一人一人の学習態度によってもまちまちであること、特に知識の習得においては、養成校ではどうしても主体的な学びよりも受動的な学びになること、を試験方式と比較した養成校方式のデメリットとして示しているグループも見られる。

加えて科目の学習内容は担当者や養成校によっても相違が生じることや養成校の学びの質は学生一人一人の心構えや学習態度などによって個人差があるため、特に試験方式と比較した場合は、知識の習得において養成校ではどうしても主体的な学びよりも受動的な学びになりやすいことを試験方式と比較した際の養成校方式のデメリットとして示しているグループもみられた。

##### c 教員・仲間の存在

「教員や仲間の存在」を肯定的に受け止める傾向が顕著に見られ、これを養成校のメリットとし、孤独に勉強をするイメージのある試験方式をデメリットとする傾向が見られる（試験方式デメリット全 70 例のうち 9 例）。テキストだけではなく専門性を持った教員から様々な情報を得ること、同じ目標をもつ仲間と支え合い、意見交換など刺激し合いながら学び合うことに有意義性を感じる傾向が高い（養成校メリット全 90 例のうち 27 例）ことが理解できる。

#### ii 対立相関関係においてメリット・デメリットの明確性が低い項目

##### a 時間・お金

一方で「時間とお金」については、短時間且つ少額で資格取得が可能な試験方式をメリット（試験方式メリット全 76 例のうち 23 例）、「資格取得に 4 年間も必要なのか（必死で勉強すれば 1 年あれば試験方式で合格できそうな試験だった）」など時間をかけて学ぶ養成校方式に疑問を呈するものが見られる。しかしその反面、「時間をかけて失敗するなど様々な体験を通して学ぶこと」を養成校方式のメリットとするものもある。保育士養成課程における専門性及

び保育観などは、知識のみでは培われず時間をかけて様々な体験を通して高められるのだと考える学生の見解が推察できる。しかし、もう一方で、時間やお金がかからない試験方式に関しては、「保育以外の事も学べて人生経験が積める」「大学で違うことを学んでいたたり、他の仕事をしていたりしても保育士になれる」ことをメリットとして挙げており、多種多様な年齢や経験を持った受験者が多いため、豊富な人生経験や幅の広さから生み出されるものが保育に良い影響を与えると考えていることが推察できる。

#### b 資格取得の確実性

「資格取得の確実性」ということに関して、養成校は単位が取ればほぼ自動的に取得できる点を「安心して学習できる」ととらえ養成校のメリットとする意見がみられる。しかし逆に、それを養成校方式の専門性の弱さと関連させる傾向もある。それは、養成校方式においては「授業に出席し、テスト、レポートなどによって単位取得さえできれば比較的簡単に資格取得できるシステムになっているために専門知識が弱い」「授業によっては試験を実施しない科目もあり、知識などが身についているかどうかは学生によってまちまちである」といったような意見である。つまり、規定の単位を取得したとしても、その実、勉強に対する取り組みの差は成績表には残るが資格そのものには反映されることはない反面、卒業時点での保育士としての力には実際には大きな幅があるということを示唆している。また一方で、試験方法のディメリットとしては、「3年以内で試験が受からないと全てやり直しになる」「次で受かる保証はない」「資格を取る目途が立たない」といった意見があり、「資格取得の確実性」に対しての不安や懸念(試験方式のディメリット全70例のうち14例)を抱えていることが読み取れる。

さらに「試験が終われば知識は抜け、働くときには忘れていく(可能性もある)」「養成課程中の早い時期に学んだ科目などはそれ以降触れずにいるとしたら、卒業時にすべてを記憶し理解しているかどうかは怪しい」とする意見が見られた。このような「机上の勉強に偏りや不足、または不均一性などがあるのではないか」という点を養成校方式のディメリットとして挙げる傾向は強い(養成校ディメリット全54例のうち34例)ことが理解された。この点に関しては試験方式も同様に、「机上の学びでその時だけになっている」「絞った知識ではなく全体をまんべんなく知っていなければ得られない」の意見をディメリットとしてあげており、両方式のディメリットが類似していることを示している。

### (2) 考察

#### ① 学生の意見にみられる養成校方式・試験方式の特性

##### i 「実践力と専門知識」を相対的にとらえる

学生は、「養成校方式の実践力養成」と「試験方式の専門知識の定着」との対立的関係をあげる傾向が高いことが理解される。「試験方式の専門知識の定着と実践力の低さ」を考える傾向の背景には、試験方式には実習が課せられないことが非常に大きいと言える。また、実習を経験しないことにより、実習日誌の記述や指導計画の立案の理解が不足することや、保育現場での学びを通して、保育技術や子どもの発達の理解を深めることができないことも背景として考えられる。また、試験方式では全科目満点の6割以上を得点した場合に合格となり、養成校方式における単位取得と比較する場合、試験方式で合格することのほうが難関であるという認識もあるものと推察される。

##### ii 保育士となるための学びの環境と、対人援助職としての養成の重要性

「教員の存在」「仲間の存在」については、学生が、試験方式には存在しないであろう明確な相違点として挙げた意見と考えられる。ここからは、“どのような環境で学ぶことが保育士を目指す者にとってより良い養成環境なのか”を示すものととらえることができる。学生は、教員や仲間に支えられ刺激し合って養成されたことを重要なメリットとして捉えており、その理由として単に楽しく学ぶだけではなく、人との関わり(社会性)を学び身に付けることが保育士の職務を遂行するために重要であると考えていることが推察できる。さらに、試験方式のメリットとしては、様々な年齢層の受験者がいるため、保育の学習に加えて今までの学びや経験を重ねたことが、多様な視点で物事を捉えることができることに繋がり、試験方式がもたらす間接的効果として、豊富な人生経験や幅の広さが保育の職務に活かされると考えていることも推察できる。

学生の潜在的な意識として、保育士は対人援助職として乳幼児から成人、保護者まで幅広い年代の人々と円滑に関係を構築し援助することが求められることから、単に専門知識を筆記試験のみで判断するだけでは、保育士として現場の即戦力とはならない可能性を示唆しているともとらえることができる。また、時間をかけて保育士を目指し学習

することは、一部に否定的（ディメリット）意見もあるが、時間をかけて様々な体験をし、時には失敗も体験しながら保育士を目指す過程の有意義性が示されていることも、専門知識以外の学びとして、社会性、自己省察力、人間性、保育観の構築などを重要ととらえ、専門性に含めてとらえていることが考えられる。

### iii 資格取得の確実性と学びの個人差

養成校方式に身を置く学生では、「自身が教員から教育を受ける立場に身を置きながら、保育者として育っていく過程で様々な体験をし、仲間と切磋琢磨し合いながら学び合う環境があり、そのような養成課程を受けることによって、保育士としてより豊かな専門性および人間性の向上につながっていく」と考えるものが多いことが理解される。また、試験方式にも「保育の質が保育士その人の資質に左右されるところが大きくなる」との意見があがっており、知識と実践の統合のみならず、保育士の資質として人間性の部分に関与していることから、個人差の存在への気づきがあったことがわかる。

しかしその一方で、今回の試験方式を体験することによって、どこの養成校で資格を取得しても、取得した者の専門性（専門知識を含む）がある一定のレベル以上であると証明する後ろ盾（公式な統一スケール）がないことへの気づきが、養成校のディメリットとして示されている。それは、①全養成校の授業内容は、均等に全領域を網羅しておこなわれているのかを確認することができない現状にあること、②2～4年間における単位取得の蓄積で資格取得に至るというシステムの中であって、科目によっては試験を実施しないものもあり、学生側にも「単位さえとればよい」とする者も存在し、卒業時点における専門性の構築には個人差があると感じられること、③卒業時点で自分自身は、保育士としての全領域における専門知識の維持がなされた状態にあるのかどうかを確認することができない現状にあること、といった観点からの意見に表れていると推測される。

## ② 総合考察

両方式のメリット・ディメリットに関する学生の意見からは、以下の点について示唆されると考えることができる。

i. 時間をかけて保育士養成課程において教員や仲間とともに多くのことを体験しながら学ぶ方法には、対人援助職としての保育士資格において有意義性を見出しており、その点において試験方式にはない利点であるととらえており、養成校方式を肯定的にとらえる傾向が高いことが理解される。「仲間とともに様々な体験を共有し、他者の意見を聴き、自己開示することから自分の内面を振り返ること」を繰り返して学習することによって培われるものは、知識とは別次元の「行動と自己省察の連続」、つまりPDCAサイクル行動として“保育者の基本的な姿勢”につながる力ととらえることができ、このような「統合された専門性の養成」という観点の重要性について、学生が認識していると考えられる。そして、知識と実践の往還体験から子ども理解や援助方法など、いわゆる「保育観」や「人間性」が構築されることを指摘する意見は養成校方式の特性そのものを示しているといえるだろう。しかしまた、保育士に求められるコミュニケーション能力や、他者と協働していく力を培うために養成校方式は非常に重要であるとする一方で、これらは個人のパーソナリティや個人差が大きく左右する部分であることは否めない、ともとらえており、養成校で学修した者すべてが保育者としての基本的姿勢や保育観を適切に身に付けているとは限らないことを示唆している。

ii. 養成校方式の特徴である単位取得制による資格取得方法では、専門性構築の個人差が存在する可能性があり、卒業時点における専門性習熟度の統一的尺度となるものがなく、養成校間で比較する方法や自身に専門性が身についているのかを確認することができない、ということに試験体験を通して気付いたことが推察される。

試験方式が統一された尺度をもつものという特性がある反面、各養成校での学修状況には相違が生じている現状から、学生個人の専門知識を確認できるものとして、養成校の卒業時点における専門性習熟度の尺度を画一的に図る機会の必要性を述べる意見もみられた。この背景には、数年間で蓄積された学修が、個人によってその体験内容や学習到達度にかかなりの開きがあって不均等であり、それにもかかわらず、単位さえ取得すれば誰にでも資格取得が可能とされている現状があると考えられる。

しかし、ここでiの考察にあるように、養成校での学びが単なる知識のみではなく、総合的な学びの中に専門性の構築を位置付ける場合、養成校の卒業時に、5者択一方式で専門的知識のみを問うことが「専門性が身についている」ことにつながるのかについては、さらなる議論を伴うものと考えられよう。

iii. 両方式のメリット・ディメリットには相關関係を示す枠組みや類似関係を示す枠組みが存在することから、両方式それぞれのメリット・ディメリットは一概に明確に整理することが難しい特性を多く含んでいることが理解された。

そのことから、両者の方式の是非を問う視点ではなく、それぞれが各方式の中でより改善されていくこと、そして融合されていく方向が保育士の質の向上に繋がっていくものととらえられ、両方式の持つ特性が最大限に生かされることが可能な対策方法の検討が重要となると考えられる。

### (3) 概要

指定養成校施設の教育課程において保育の学びを習得した最終年度学生に、保育士試験科目（「保育原理」「教育原理」「保育実習理論」「社会的養護」「児童家庭福祉」「社会福祉」「保育の心理学」「子どもの保健」「子どもの食と栄養」）の試験体験を通して、試験方式・養成校方式の両方式のメリット・デメリットについて科目別にグループインタビューを実施した。養成校方式と試験方式の相関関係において明確性の高い項目と低い項目に視点を置いて考察した結果、学生の意見からは、「実践力と専門知識」を相対的に捉えることや保育士となるための学習環境及び対人援助職としての社会性の養成の重要性、資格取得の確実性と学びの個人差の3点が主な特徴として挙げられた。

## 5. 保育士として仕事をする段階で考えられる「養成校方式」と「試験方式」の共通点、相違点について強く考えたこと、思ったこと、伝えたいこと。(Q5)

学生が行ったKJ法のA型図式化にもとづき、B型叙述化の手法を用いて分析、考察する。

### (1) 結果

#### ① 共通点と相違点の描き方

すべてのグループが「共通点」と「相違点」という2つのカテゴリーを表記し、紙面を二分した図式化を行っている。8グループ中5グループが紙面の中央に線を引き、両点を均等に分けた相対的な図式化を行っており、同様にもう1グループも中央の線は引いていないものの紙面を均等に二分し両点をあげた相対的な図式化を行っている。残りの2グループうち1グループは丸みを帯びた四角を描き共通点と相違点をそれぞれ分けて図式化しているが、相違点の方が共通点に比べて約2倍の大きさになっている。残りの1グループは紙面の4分の1程度を曲線で区切り、上部に共通点を示し、残りのスペースに相違点を図式化している。この2グループに見られる特徴として、共通点よりも相違点について多くのスペースがとられていることがあげられる。以下、各グループの図式化を具体的に述べる。

#### ② 各グループに関する結果

##### i Aグループ（保育原理、教育原理、保育実習理論）

第1グループは中央に太い線をひき、左側に共通点、右側に相違点を図式化している。共通点に、「目指すところ是一緒」「THE 極論」「知識は必要」「学びは必要」の4つのカテゴリーが記した。「目指すところ是一緒」に関しては「子どものために働きたいという気持ち」「保育士になりたいという意欲」などの意見の記述があり、どちらの方式を選ぼうとも保育士を目指そうとした動機や保育士になりたいという目標は同じであるという考えが記された。

「THE 極論」には「責任は一緒だと思います」「仕事の取組み」などの意見が記されており、保育士という資格を取るまでのプロセスに違いがあっても、仕事をする上での責任や姿勢は同じであることを示した。「知識は必要」には「保育士になるためにはどちらも専門知識に関する勉強をしなければならない。子ども（人）の命を預かる上では最低限の知識が求められる」等、最低限の基本的な理論や知識がなければ保育士という子どもの命を預かる重要な仕事をすることはできないと考えており、そのことが「どっちもきちんと勉強する。どっちもきちんと勉強するので必要なことは身につく」という意見が記された「学びは大切」というカテゴリーにつながると捉えている。

相違点においては、「目標がない」「子どもとのかかわりの差」「実践による経験の差」「人との関わり」「心理的な差」というカテゴリーが記されている。

「目標がない」というカテゴリーには、試験方式に対して「周りに同じ様に保育者をめざす人がいるかないかで刺激を受けながら高め合っていけるか否か」という意見が記されており、これは共通点に記された「目指すところ是一緒」というカテゴリーにも関連するカテゴリーとして描かれている。つまり、動機や目標は同じであっても、仲間から刺激を受けて高め合えるのが養成校方式であり、そうした高め合いが得られないのが試験方式と学生たちは考えている。

「子どもとのかかわりの差」のカテゴリーには「実践力か知識かで差があると思うから、子どもとのかかわり方が変わってくると思う」や「子どもとのかかわり方に差が出る」というように、同じ保育士という資格を取得しても取

得の方式の違いによって生じる学びのプロセスの違いが、実際の子どもへのかかわり方へ反映されていくのではないかと懸念する意見が示されている。それに関連し「実践による経験の差」の 카테고리では「体験の差がたくさんあると思います。養成校で得た体験はとても大切でその体験を活かした工夫が考えられるようになると思う」という意見も記されており、養成校で実習など多くの体験を通した学びが保育士となった後の保育に「(実践力の) 差」として表れてくることへの期待が記されている。

「人とのかかわり」は「子どもとのかかわりの差」とも関連のある 카테고리として描かれており「人との関わりが多くできるのが養成校であり、関わりがほとんどないのが試験方式だと思う。保育に携わる者として人との関わりは大切だと思う」という意見が記されており、学生たちは多くの人との出会いが得られた養成校での生活が保育士として働く上でも有益であると考えていることがわかる。

「心理的な差」の 카테고리には、「試験だと実習がないので現場に出て厳しい一言に挫折しそう」という意見が書かれており、学生が実習を乗り越えてきた体験によって、精神的に強くなれたという実感を得ていることがわかる。

第2グループも中央に線を引き左に共通点、右に相違点のカードを図式化している。共通点としては、「子どもが好き」「知識の量」「採用条件」「忘れる知識」「働く気持ち」「専門性」(文章力)「経験値(原文のまま)」「実技」の カテゴリが示されている。

「子どもが好き」には「子どもが好きで保育士になろうとする気持ち」「子どもに向かう気持ち」という意見が記され資格取得をめざす動機や子どもを愛おしく思う気持ちは方式による差はないとの考えが示されている。そのためには、資格取得の方式は異なっても保育所保育指針や専門科目を学んでいるために、「知識の量」の カテゴリについては、どちらの方式も同じであると考えている。一方、「忘れる知識」には「現場で直接関係のないこと(誰がどの施設を作ったとか)は忘れそう。今日受けた科目はあまり忘れなそうだけど…」という意見が書かれており、知識が永続的なものではないことを言及している。

さらに共通点として、「採用条件」という カテゴリをあげ、どちらの方式も保育士という資格をもてば「採用条件」は同じと考えており、給料の差は大卒なのか専修学校や短大卒という学歴で決まると考えていることが示されている。

相違点としては、「働くときの気持ち」「専門性」(文章力)「経験値」「実技」の カテゴリが示されている。「経験値(原文のまま)」という カテゴリが中心に置かれており「試験方式だと現場での経験がなしでも資格が取れてしまうが、養成校だと必ず実習での経験があるため、差があるのでは…」という意見が記され、それが、「働くときの気持ち」「専門性」「実技」の カテゴリに影響を与えると捉えている。「働く気持ち」では「養成校ではどこかに先輩がいるという安心感」や「実習や現場の先生を経験した先生に話しを聞くことができることから、具体的に保育士という仕事を想像できるが、試験方式の人にはそういう背景がなく、現場に対して不安な気持ちをもつ人が多いのではないか」という意見が示されており、養成校での縦や横の人のつながりは、働く上での精神面の支えになると期待する意見が示されている。

「専門性」という カテゴリには、「養成校では実習を経験するので目の前の子どもの姿を捉え記録を残すという面では現場に出たときに生きてくると思う」「現場に出ると連絡帳やおたよりなど文を書くことが多い為、養成校の方が日々感想やレポートを書いているので文章力が身につくと思う」など、実習だけでなく養成校での学びで体験してきた「書く経験」についても肯定的な評価が示されている。そうした意見の中には「実習日誌を書いたり、部分や責任実習の指導案を書くことで書きものをしているが、試験の場合はした事がない人もいる。保育での書き方がわかるのか」と、指導案などを書く経験がないままに保育士になることへの疑問を呈している。

「実技」という カテゴリでは、実習などの経験は実技を上達させる機会であることに着目し、「音楽、図工、体育を養成校は好きなだけ極められる」「知識の差はなくても手遊びなど、養成校の方が実際の技術を身につけられるのではないか」と養成校で学んだ保育に関する実技(実践力)の評価についても示されている。

## ii Bグループ(社会的養護、児童家庭福祉)

第1グループは紙面を縦に使い、中央に線を引き、上部を共通点、下部を相違点を図式化している。共通点には「思い、気持ち」「知識が手がかりになる」という カテゴリが示されている。「思い、気持ち」には「9科目を受けてまで資格を取ろうと考えるならばかなりの思いがあつて保育士をめざすんだろうなと思った」というように、自分たちとは異なる方式を選んだ人に対しても、自分たちと同様に保育士取得に関する強い思いがあることを推測している。

また、「学び方には違いがあっても教科書や参考書を使いながら学べる知識は同じであると思う」「知識が1つの手がありとして保育ができる点」という意見が、「知識が手がかりになる」というカテゴリの中に示されている。

一方、相違点には「実習経験」「実践力の不足」「養成校での学び」というカテゴリがあげられている。「実習の経験」には「実習がないというのはとても大きいと思う。実習を乗り越えて自信がつく部分もあるし、実習で学ぶことも多い。実習でそれまでの学びも確認できる。」「実習経験があった方が働いた後に子どもの回りで起こりうる事故を未然に防ぎやすいのではないか」という意見が出されており、試験方式については「現場に出て大変だとすぐにやめてしまうのではないか」「試験だと現場に出て初めて子どもに関わることになるため、子どもとかかわる上で慣れるのに時間がかかるのではないか」と実際に保育士として働き始めたことを想像し、心配する意見が出されている。

共通点、相違点にまたがるものとして「養成校間の差」というカテゴリを示し、「大学で秀を取ろうが可を取ろうが資格が取得できる現状に、質の保障はどうかと思ってしまうが、そのあたりでは大学や先生によって評価の仕方も変わるので何とも言えない。養成校を出た人よりも試験を受けた人の方が、知識が頭に入っているのかもしれない。」と、違いを生み出す要因は方式によるものだけではないことに着目している。「学校でモチベーションが低い子に子どもをあずけてもいいか」という意見を新たに紙面に記し、個人差が大きい養成校方式に対する疑問を投げかけている。

第2グループは紙面左の3分の1に曲線で描いた四角の中に共通点を描き、「学ぶ内容」「気持ち」「目的」というカテゴリを示した。「学ぶ内容」では、資格を取るためには学ぶ内容は同じであることを、試験科目と講義科目の整合性、発達や法律などから確認している。

「気持ち」のカテゴリでは、「子どもが好き」「人が好き」「育ちに関りたい」という思いは同じであること、また、保育士資格を「取得するための過程は違うが目的は同じ」と考えている。

相違点は、紙面右の3分の2に曲線で四角を描き、「実習による学び」「実習+講義での学び」「養成校での学び」「人間関係」というカテゴリをあげている。「実習による学び」のカテゴリでは、「自分自身、実習へいざ行ってみると大学で学んだ知識ではうまくいかないことも戸惑いもあったので、現場に出て実際の子どもの姿を見ることで得られる学びも大きかったと思う」と実習での学びを高く評価している。同じく、「養成校での学び」のカテゴリには「専門の先生や現場の方、学生たちがいろいろな意見を述べてくれると共に、自分でも発信することで保育観や子ども観が築かれていくのではないか」、また、同カテゴリ内に含まれるとする「人間関係」というカテゴリには「グループワークやディスカッションなどの体験が共に保育を行う先生方との良好な関係形成につながるのではないかと、教員や友人との学び合いが可能な養成校方式に対して高い評価を示している。

さらに「実習+講義での学び」でも「保護者対応や子どもの姿などを知ることができる」と実習のある養成校方式を評価している。試験方式については「現場を見ていないから1日の流れがわからない(試験方式)」と厳しい意見が示されている一方で、「知識が豊富であることで支援へつながれたり提案できる。ひろがる。」「試験方式は養成校よりも年齢層の幅が広い、一人一人の背景もさまざまな気がする」と試験方式について、知識の豊富さと多様な世代の仲間に対する期待を示す意見も示されている。

### iii Cグループ(社会福祉、保育の心理学)

第1グループは紙面の上部4分の1のみに共通点を書いたグループで、「養成校と試験の共通点は保育士になるにあたっての必要な基礎知識が学ぶことができる」というカテゴリのみをあげた。貼られたカードも1枚のみである。

相違点についてのカードは8枚で、「勉強が大変」「保育者としての気質」「保育者になる思い 実践する場が必要」「実践経験を活かせる」「仲間がいる!」というカテゴリに分類されている。「勉強が大変」には「試験方式の方が幅広い知識、歴史や心理学者などしっかり覚えている」という意見が示されている。

「保育者としての資質」「保育者になる思い 実践する場が必要」「実践経験を活かせる」は、すべて「仲間がいる」というカテゴリにつながるものとして描かれており、それを結ぶ線上には「人を通した学び」という記述がみられる。これらに含まれるカードには、養成校方式において実践をする場としての実習があることへの評価が述べられており、実習経験は保育者としての気持ち(気質)にも影響を与えるものと捉えている。実習の際に巡回指導など教員が学生一人一人をサポートする環境についても、同様に評価している。また、共に頑張った仲間と学び合い高め合った経験についても評価し、養成校方式を「人を通した学び」と捉えて図式化している。



第2グループでは、中央に点線を入れ左に共通点、右に相違点を図式化し、中央の点線をまたぐ形で円を描き、共通点として「強み、弱みがある」とし、試験方式を評価するものとして「試験内容としての知識」、養成校方式を評価するものとして「実践を通した知識」というカテゴリーを入れた図式化が行われている。

学生たちが共通点としてあげたのは「子どもへの思い」というカテゴリーのみであり、他のグループと同様に子どもが好きなことや子どもへの思いや保育に対する姿勢は共通であると述べている。加えて、どちらの方式であっても現場に出れば初めは誰でも不安であること、これまでの学び以上に目の前の子どもを大切にすることが保育者として求められることに着目した意見が出されている。

相違点については、自分の保育観を確立する時期に対する考え方、人生観や人生経験の広さについて語る「保育観」というカテゴリーを示している。具体的には、養成校方式の方が自分の保育観を早い時期に身につける可能性が高いことを評価する一方で、早い時期に築かれた保育観がかえって保育を行う上で邪魔をする場面もあるのではないかと不安も示している。また、試験方式ではさまざまな年齢や経験をもつ人がいるために、視野や一人一人の特性の幅が広いのではないかと推測し評価をしている。

中央をまたぐ円の中には、両方式の強みと弱みとが描かれており、どの方式であっても知識がなければ保育士にはなれないが、その知識をしっかりと身につけるためには試験方式の方が勝っていると考えている（「試験内容としての知識」）。一方、養成校方式は実践を通した知識が持てると、他のグループ同様に実習に着目し、実習を通して子どもとしっかりとかわった経験や人とかわりながらの学びを行うことにより、多様な考え方を持てるようになるのではないかと考えが示されている（「実践を通した知識」）。

#### iv Dグループ（子どもの保健、子どもの食と栄養）

第1グループは中央に黒い太い線を描き、左側に共通点、右側に相違点の構造図を示した。共通点として、学生たちは、「仕事大変」「専門知識」をあげ、相違点では「難易度」「実践の大切さ」「考え方」「行動面」のカテゴリーをあげている。また、両点にまたがるものとして、中心線を直径にした楕円を描き「子どもへのイメージ」というカテゴリーを記しているが、共通点側には保育や子どもへのイメージは実際に保育現場にいくと変わることもあるという内容のカードが貼られており、相違点側には子どもや保育のイメージは養成校方式と試験方式とでは異なるので、仕事をする上で悩むところが違ってくるのではないかと意見が書かれたカードが貼られている。

共通点には、「試験内容は、そういえばこんなことも習ったな、こんなこと教科書に書いてあったなと思わせるものが多かった」「感染症や病気の名前、症状などで試験に出たものは学校で教えてもらっていたので現場に出ても共通の理解として考えていけることができると感じた」という意見が記され、自分たちが養成校で学んだ内容が出題されたことで、どちらも専門的知識を身につけるということは同じであることを確認している。また、どちらの方式で資格を得ても、保育士として働くことの重さを受け止め「仕事大変」というカテゴリーを示している。

相違点としては、「相違点は試験の難しさの違い」と保育士試験と養成校の試験の難しさの違いに着目し「難易度」というカテゴリーを付している。

また、「（個人的な偏見ですが）養成校方式の方が柔軟な思考が身につく印象。現場に出た時、白黒つけようとする考え方をするのか、グレーゾーンを許容する考え方をするのかで保育は変わってくると思う」という意見にあるように試験に向けての勉強は保育の「考え方」にもつながり、柔軟な考え方ができなくなるのではないかと懸念についての意見が示されている。また、「養成校方式と試験方式の相違点は、実践を通して学べるか学べないかということ」「嘔吐物の処理等、実際にやってない人には動けない場合もあるのではないかと感じた」という意見が「行動面」というカテゴリーの中に示され、実践して学ぶ体験がない試験方式の弱点が示され、関連するものとして「勉強」や「知識」では保育はできないと感じる」という意見も記され、「実践の大切さ」は、保育士としての「行動面」にも強く影響することを示している。

第2グループは、線はないものの左側に共通点、右側に相違点をしている。共通点として「保育士としての立場」「基礎知識の重要性」を、相違点として「人とのかかわり」「実践的な学び」というカテゴリーを示した。

共通点の「基礎知識の重要性」では、どちらの方式でも基本となる専門的知識をしっかりと身につけなければならず、それを活かしながら働くという意見をあげている。また、専門的知識といってもそれを学ぶ段階では、科目ごとに学んでいくことになるため、その方法は両方式とも同じであるとも考えている。さらに、「保育士としての立場」と

いうカテゴリーには、具体的にどのように保育をしていくのかということ、職場に出てから学ぶことになるため、現場に出てからの学びが多いということをあげ、それはどちらの方式でも同じことであると指摘している。加えて、子どもが好きなこと、保育士になりたいという強い気持ちは、方式による差はないことも示している。

一方、相違点としては、試験方式は「知識」が優位であり、養成校方式は「経験」が優位であると考えているものの、試験方式の「知識」は「マーク式の試験対応で勉強するため、忘れやすい」のではないかという懸念も示されている。一方、養成校方式の「経験」には、授業中の話し合い、実習で実際の保育現場を見られること、実習で指導案を作成すること、手遊び、運動遊び、ピアノ、製作などの実践的な学びがあることをあげており、そのことが保育現場に出たときに保育者としての戸惑いをカバーしてくれるのではないかと考えていることも示されている。同様に、自分一人で判断しながら勉強する試験方式と異なり、教員の下で学ぶこと、授業で話し合うこと、ゼミやサークルに参加する機会があることを例にあげ、人とかかわる機会を持ちながら学べるという養成校方式を評価する意見が示されている。

### ③ 総合考察

#### i 専門的知識と専門性（実践力）

多少の文言に違いはあるものの、すべてのグループが試験方式と養成校方式の共通点に「専門的な知識」の必要性を述べている。しかし、その深さや定着については、養成校方式よりも試験方式の方が優位であるとしたグループが多かった。一方、実際に子どもとかかわる力、実技、記録や指導案などの「専門性」「実践力」については、養成校方式が優位であるとするグループが多かった。このことから、学生たちが「専門的な知識」と「専門性」「実践力」は別のこととして捉えていること、それぞれを両方式の相違点、いわば特徴と考えていることがわかった。

また、学生たちは、養成校の方が優位だと捉える専門性（実践力）は、実習という学び、実技などの授業、グループワークやディスカッションなどの授業によって得られていると感じていることも示された。特に、多くのグループが実際に保育士として働く前に実習を経験することの意味を高く評価しており、その経験を自分たちの強みでもあるとも感じていた。逆に、そのことが実習をせずに保育士になる試験方式に対する懸念としても表現された。実際の試験方式には、保育施設で資格がなく働いてきた人等の受験者もいるため、一概に保育の体験がない、現場を知らないとは言いつれない面もある。しかし、そのような状況を知らない学生たちは、現場を知らずに保育士という資格がとれることに素直に驚きと疑問を投げかけている。学生たちが「専門性」や「実践力」を育む重要な契機として位置づけた「実習」での学びをどのようにカバーしていくのが試験方式の大きな課題とも言えるだろう。

一方、養成校方式に生じている養成校間の差、個人差についても検討していくことが必要になるだろう。専門性や実践力は経験だけで育まれるものでなく、知識との両輪によってはじめて可能になる。個々の学生にどれだけ必要な力が身についたのかを養成課程修了時に検証できる手立ては今のところはない。近年は、学生自身の生活感覚や常識、教養といわれるものについても変化が見られてきており、個人差も大きくなってきている。養成校方式の保育士の質を維持し高めていくためにも、「質」を担保する手立てについて検討していくことも今後の課題といえる。

#### ii 学びのプロセス

多くのグループは共通点として「子どもが好きという気持ち」「保育士になりたい気持ち」等をあげ、動機や目的は同じで強いと示しているものの、保育士になった後の「子どもへのかかわり方」「考え方」は養成校方式と試験方式では異なるのではないかという意見を示した。その要因として、学生たちが注目したのが学びのプロセスであり、学生たちは友人や教員、実習先の保育者等、人とかかわりながら学べる養成校方式を高く評価した。一方、専門的な知識の深さや広さについては評価しながらも、一人で机に向かって正しい唯一の回答を導き出すという試験方式の学びは、保育という営みそのものにまで影響を与えかねないという懸念を示した。このことは学生たちが2年から4年の養成課程の中で、保育は多面性をもつ営みで唯一の答えを出すための学ではないこと、人と共に学ぶことの意義や人との協働によって成立する保育の営みについての理解が十分にできていることを示していると評価したい。学生たちの意見にもあったように、保育士になればどちらの方式であっても同じように専門性を磨いていくことが求められていく。どちらの方式も保育士資格の取得だけが目的ではなく、その資格で保育士として子どもと家族の良き支援者となれることが目的といえよう。そのような視点まで含めて、現行の試験方式や養成校方式をさらに保育士資格にふさわしいものになるよう検討していくことが必要であることを、学生の声からも確認することができた。

## 6. 養成校を卒業した後に保育士試験を受験するという方式について(Q6 その他)

### (1) 結果

「他の多くの国家資格と同様に、養成校を卒業した後に保育士試験を受験するという方式（以後「国家試験方式」）について、保育士養成施設において2年～4年の課程を修了した学生53名から85件の回答を得た（複数回答有）。試験体験終了直後であり、試験の内容についても強く印象に残っている時間である。全て記述式であり、それをM-GTA（Modified Grounded Theory Approach：修正版実践的質的研究法）によって整理されたものをもとにしてまとめた。その結果、国家試験方式に賛成と反対が分かれ、それぞれ4ないし5の理由でくられる。

まず国家試験化に賛成の回答であるが、41件寄せられ、5つに分類される。第一として、「保育士の質の向上につながる」という意見（9件）である。「保育士になるのが難しくなるが、その分質の高い保育士が増えるかもしれない」「卒業後に試験の場合、差が小さくなるので良いのではないか」等に代表される。第二として「社会的なイメージが向上する」という意見で（3件）、「簡単には資格が取れないので、世間の保育士のイメージ・捉え方が高まるのではないか」等に代表される。第三として「他の国家資格試験に合わせられる」（7件）という意見で、「多くの国家資格と同様にすることで、他の人に専門性が伝わりやすくなる」「資格の取り方が変わり、保育士としての扱い方も変われば現場の保育の質が変わる可能性もあると思う」等に代表される。第四として「知識や学びの再確認になる」（14件）という意見で、「基礎知識をすべての人が確認することができるために良いと思う」「4年間の学びを、改めて試験のためし、再確認できるのは良いことだと思う」等に代表される。そして第五として「養成校改善につながる」（8件）という意見で、「養成校でのテストを適当にこなすだけでなくより真剣に知識を入れようとする」「国家試験があれば、本当になりたい人が頑張る資格を取る事になると思う」等に代表される。

一方、国家試験方式に反対の回答であるが、32件回答が寄せられ、4つに分類される。第一として「保育士不足が更に加速する」という意見（5件）で、「国家試験方式にするとますます保育士が不足になってしまうのではないかと懸念されると思う」「保育士不足だから試験は不向き」等に代表される。第二として第一と関連するが「保育士を目指す人が減る」という意見（12件）で、「養成校卒業後に国家試験となると、ハードルが上がるため、志望する人が減りそう」「保育士資格の取得の幅が狭まる」等に代表される。第三として「国家試験受験の良さが感じられない、不安だ」という意見（7件）で、「時間とお金をかけ、リスクを負うメリットが感じられない」「試験になると試験に合格するための勉強になりそう」等に代表される。第四として「就職活動との兼ね合いを考えると負担」という意見（8件）で、「卒業後、保育士試験を受からなかった場合、どうなるのか不安」「もしも不合格になってしまったら」等に代表される。

更に「賛成」「反対」どちらにも入らない意見（12件）もある。「保育士の待遇が変わるなら賛成である」という意見（3件）で、「その他の資格の業種と同じように待遇や給料が変わるなら、その方式もありだと思ふ」に代表される。条件付き賛成である。また「知識というものと実習経験の間でゆれている」という意見もある。

### (2) 考察

「他の多くの国家資格と同様に、養成校を卒業した後に保育士試験を受験するという方式について」の問いかけであったが、結果としては賛成も反対もあり、一つの結論に導くことは難しいということである。しかし53名（回答数85件）へのアンケートから、それぞれが現場に出るにあたって真剣に考えている姿がうかがえる。

まず考えなければならないことは、現状の養成施設（大学、短大、専修学校）における学びが、まだまだ自分のものになっていないという不安を持っており、試験の内容がこうした不安を解消するものになるのではないかと期待が込められているとうかがえる。確かに授業では各科目15回行われているが、それだけでは学びきれないものがあり、もっと学びたいという意欲の裏返しとも受け止められる。

更に保育士の仕事が重要と感じながら、現状では十分に理解されておらず、何とか保育士のイメージを高めたいという願いが込められている。待遇の改善があれば国家試験方式を導入しても良いという回答は、多少の困難が増えても保育士の条件整備は欠かせないというあらわれでもあろう。

また各養成施設で学んでいる学生が必ずしも理想的な学びをしているわけではなく、同じ学生として「これでいいのだろうか」という疑問を持っている姿も浮かんでくる。乳幼児というもっとも壊れやすい人間を相手にすることの重みと責任を感じているとも言える。グループ討論を通して、他の学生の意見を聞きながら様々な学びをしている様

子などを見ると、保育者を目指す学生たちのまじめな姿が浮かんでくる。

養成校での体験を通して、とりわけ実習体験を通して、試験だけでは分からない力の重要性を訴えたいという思いが見えてくる。実習を通じて様々な学びを体験している学生たちにとっては、その体験を抜きにして保育士になって行くことには不安があると思っている。

しかし今の保育現場と採用の状況を考えると、卒業まじかに試験を受けることの非現実性については理解している姿がうかがえる。採用する側にとっても、最後の試験の結果で採否が決まるとなると定員の確保などができなくなる心配や実践的な不安等もとらえている。

学生の中には「知識を得る」ということに対してマイナスのイメージ、つまり「もう十分」という回答もある。人間が知識を身につけることの積極的な意義がありながら、小学校、中学校、高校あるいは大学における日常の学習に問題がある様子も出されている。これは国家試験の問題以前として各養成校が改善しなければならない課題である。

乳幼児をとりまく現状は、待機児が多く、それを改善するためにはより多くの保育士が必要であることを学生は理解しており、現状でも不足しているのに、国家試験を課せばますます不足するという心配もしている。子どもにとっては「資格を持った」保育士が必要であるという自負もあり、国家試験方式については複雑な思いを持っていることがうかがえる。

### (3) まとめ

養成校での学びを体験して、その上で試験体験を重ねた学生たちであるが、ほとんどの学生が保育士の在り方を真剣に考えており、安易に試験回避をしたり、逆に試験だけでいいという判断もしていないところにポイントがある。国家試験方式を導入するのであれば、保育士の待遇を大幅に改善して、他の国家試験並みの条件を整備していくことが学生の回答から見えてくることであろう。

更に現養成校において、もっと深い学びを求めている姿もあり、各養成校が協力して、こうした学びの意欲にどう応えていくのかも問われている。

また数としては少なかったが、経済的な理由で養成校に入学できず、試験方式で保育士としての資格を得ていくことへの理解を示している回答もあり、国としてはこうした声も丁寧に拾っていく必要があると思われる。

### (4) 概要

指定保育士養成施設に通う学生が9教科にそれぞれ6名、2年から4年の課程を修了して試験体験を行った。試験体験終了後、6項目の質問に対してそれぞれの学生が回答をしたが、ここでは「Q6 その他」として特に「他の多くの国家資格と同様に、養成校を卒業した後に保育士試験を受験するという方式について」の意見をまとめたものである。分析の結果として、国家試験化への賛否はほぼ半々に分かれたが、保育の質の向上のためには理論的な確認が必要であること、実習体験が保育士養成では重要な位置を占めていると感じていること、更に就職活動との関連で不安があると思っていることの3点が明らかになった。理論的な確認の必要性では、実際に現場に立った時に必要な知識というものが授業だけでは十分でないという意見、実習体験の重要性では、実習を通して保育者としての自覚と課題が問われてくること、就職活動への不安では、国家試験によって養成校での学びが生かされないのではないかという戸惑いも出ている。

## II. 科目ごとの分析

### 1. 保育原理

#### (1) 結果

「保育原理」の試験体験をした学生から得られた意見を概観すると、大きく分けて次の三点に集約される。まず第一は、「勉強していれば解ける。試験勉強をしっかりやっていたら分かるような問題だった。教科書に載っていることが素直に出されていたし、授業でも聞いたことがある問題だった。」「よく考えれば解ける。保育指針の用語も覚えていけば解ける。さらに実習での体験をもとにイメージもしやすく、考えれば解ける。」などのコメントにあるように、試験を受けるにあたっての準備を、養成校の授業内容や保育所保育指針の内容を十分に振り返ることを通して行っていれば、試験対応はできるという点である。これは逆の見方をすると、十分な準備をしなかった場合、解答が難しいということにもなる。これに関しては、「この試験を授業なしで受けるのは大変そう」、「勉強不足。大学四年間で学んできた内容の一つ一つを具体的に復習することは相当大変。」というコメントが見られる。

第二は、「知識の詰め込みが保育士の専門性にどうつながるか。保育士は知識だけでなく、ピアノ、子どもへの声かけなど技術も必要だが、試験ではそれをはかることが難しいと感じる。」「保育原理は知識もですが、感覚的、直感的な要素もあるように思います。勉強すれば、正解することは出来るかもしれないけれど、きちんと体の芯までその考えが染み込むようになるかは少し疑問です。」というコメントにあるように、試験対応は知識を獲得することが中心となり、保育の実践を通した学びや理解が難しいことを指摘している点である。

第三は、「一問一答の勉強になってしまったと感じた。一つの事柄にあるいろいろな背景や、おもしろい話題を関連づけて考えられなくなると感じた。」「事例の問題で保育士として望ましい行動・援助を選ぶものがあつたが、実際の場面では他にも様々な方法があると思う。養成校では『自分だったらどうするか』とお互いの意見を言い合える場面があり、そこから様々な可能性があるのだと学ぶことができる」「知識を詰め込むより、自分の頭で考えたり他の人がどう思っているのかを聞いて、自分の保育観を見つめ直したり子どもの思いを考えたりすることの方が役に立つと思う。」「事例の問題で保育士としての望ましい行動を選択式ではなく、自分だったらどうするかという記述式の方がその人の保育観が表れるし、良いと思う」などのコメントからわかるように、解答を一つの答えに絞ることへの違和感をあげている点である。養成校では、一つの事例に対して学生各々が自分の考えを出し合いながら、自らの保育観を形成することが可能であるが、試験ではそれができないことも指摘されている。

#### (2) 考察

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育士試験の実施について」によれば、保育原理の出題には、1 保育の意義、2 保育所保育指針における保育の基本、3 保育の目標と方法、4 保育の思想と歴史の変遷、5 保育の現状と課題の5つの柱がある。この5つの柱に対応して受験生が準備する内容としては、保育理念、保育所保育指針、保育の思想と歴史、現代保育事情などが考えられるが、これらの内容は、必要な“知識を暗記する”勉強方法が主流となることが予想される。保育原理は主として座学において、時間をかけて、着実に知識量を増やすことで合格ラインに達することが可能な科目であるといえよう。

この点は、裏を返せば、保育原理は具体的な保育実践との関係において科目の内容を理解する性格のものではない、ということになる。確かに設問の中には、実践事例を通したものも見られるが、保育実践者としての実感を伴ったものとは言い切れない側面があることがうかがえた。それは、学生の「保育士は知識だけでなく、ピアノ、子どもへの声かけなど技術も必要だが、試験ではそれをはかることが難しいと感じる。」「勉強すれば、正解することは出来るかもしれないけれど、きちんと体の芯までその考えが染み込むようになるかは少し疑問です。」などの発言からも窺い知ることができる。

ただし、理念や歴史、制度等が出題される傾向の強い科目の中に、実践事例を用いた設問があることの意味についての問い直しは必要であろう。養成校で、臨機応変の対応、一回性の原理、カンファレンスを通して互いの意見を突き合わせることの重要性などを学んでいる学生が、実践事例に関する設問の答えが一つであることに違和感を覚えたことは、軽視できないと考える。

## 2. 教育原理

### (1) 結果

「教育原理」は、問題数が10問であり、試験時間30分という点が他の多くの科目と異なる特徴である。試験問題は、教育に関する法令や学習指導要領、教育思想（人物史）や教育の歴史を問う問題が出題されている。そのなかでも、教育に関する法令問題や教育思想（人物史）は複数出題されている。特に教育思想（人物史）は詳細な知識が必要となるが現場での必要性がイメージしにくいいためか、学生の感想にも頻出する。以下、いくつかの特徴に分けて述べる。

#### ① 試験問題と養成校での学びの違いについて

##### i 試験問題に焦点化した感想

試験の内容について、「暗記が多くて大変。誰々が何をした…など、覚えることが多い」や「学校教育法等は分かりやすかったけれど、人物の問題が分からないものが多くあった。授業での学びに加え、問題集などでの勉強暗記が必要」など、特に教育思想（人物史）問題の暗記が大変という感想があった。一方で、「勉強する内容は決まっている。少し勉強すれば点数がとれそう」など、少し勉強すれば合格するのではないかという感想もあった。

##### ii 養成校の学びと比較した感想

また、養成校での学びをとの違いを述べている感想では、「授業で何時間もかけて学んだことが、試験だとすぐに回答し終えてしまう」「試験勉強をして資格を取るのには、子どもとの関わりとかではなく、教科書の内容重視だと思った。」「養成校では、教科書の内容をふまえての余談や実は…という話が聞けるが、試験方式では内容そのままを理解することに重点的になりそう」などがあった。

#### ② 試験内容と保育現場で必要だと感じる知識の齟齬に関して

試験内容と保育現場での勤務をイメージして書かれた感想としては、「保育士になる上で、歴史の中で誰が何をやったということは必要なことなのか疑問。」という意見や、「保育現場にたつものとして、最低限の知識は必要だと思うが、保育に関わる法律や法令以外に年代や人物名を正確に覚えておく必要があるのかと思った。」など一部の試験内容が現場で必要なのか疑問を唱える感想がある一方で、「現場で使う機会があまりないこともあるが、保育者として身につけておく必要があると感じた。」や「試験を受けてみて、教育がどのようにしてかわってきたのか知っている、教育について深く考えられると思う。」など、保育士として身につけておく必要があるという感想があった。

#### ③ 試験方法に関する感想

試験方法に対する感想として、「マークシートだから勘で正解してしまう」や「5択のデメリット、わからなくても運などで正解することもありそう」など、選択問題であるために確実に覚えていなかったとしても正解する可能性について指摘する感想があった。これは他の科目でも言えることである。また、「現場で必要ないことだから、30分間の試験なのではないか。」「問題10問に対して30分の試験時間が長いように感じた。」など、試験時間や問題数に対する疑問も持ち上がった。他の多くの科目が1時間で問題数もある中で「教育原理」の問題の少なさや試験時間の短さについて疑問を覚えたことが読み取れる。

他にも、「ただただ問題を解くだけなので、高校や大学入試と同じ感覚だと思った。保育、教育は人と関わる仕事であるから、ただ試験をこなせば良いとは考えられない」「知った上で保育に生かすのが求められているのか、知っているからなれるのか疑問に思った。」や「選択問題だから、その人の考え方が分からないので、記述問題があってもいいと思う。」という試験方式で保育士資格を取得できることに関する疑問や問題提起があった。

### (2) 考察

以上の感想から得られた観点より、考察を行う。

まず、試験内容と保育現場で必要だと感じる知識の齟齬について、学生の「保育現場にたつものとして、最低限の知識は必要だと思うが、保育に関わる法律や法令以外に年代や人物名を正確に覚えておく必要があるのかと思った。」という感想から、保育に関わる法令などの知識は保育士として必要な知識であると考えればイメージしやすいが、教育思想(人物史)の詳細な知識は直接的に保育現場で活かせるものとして捉えていないことを読み取ることができる。なかには教育の歴史を知ることで「教育について深く考えられると思う」と活かせる知識として捉えている学生もいるものの、「教育原理」はわかりやすく保育実践と直結する知識に比べ、試験で問われた知識を現場で活かすことがイ

メージしにくい側面があるのではないかと考えられる。

次に試験問題と養成校での学びの違いについて述べる。試験体験をした感想として、「暗記が多くて大変」や「勉強する内容は決まっている。少し勉強すれば点数がとれそう」という感想がある。意見に違いがあるものの、どちらも試験問題を暗記問題と捉えていると推察できる。養成校での学びと比較した感想では、養成校の授業では、教科書の内容をふまえた更なる学びがあると述べている。これらの感想の背景には、養成校の授業では、知識を得ることにとどまらない学びがあると学生が考えていることが推察できる。特に「子どもの関わりとかではなく、教科書の内容重視だと思った」という感想からは、養成校での授業の中では、多くが子どもとの関わり（保育）を想定した内容が取り入れられていることをうかがい知ることが可能であろう。

最後に試験問題の感想の中でも試験方式で保育士資格が取得できることへの疑問について記述した感想を取り上げる。これらの感想は試験問題と養成校での学びの違いについてと近い感想であると考えられる。「入試と同じ感覚」「試験をこなす」という言葉の背景には、試験は暗記して臨むと捉えていることが読み取れ、それに対して異議を唱えていると読み取ることができる。また、「選択問題では考え方がわからない」という感想からは、授業のなかでは知識を覚えるだけでなく、教育の意義や目的について自らの考え方になるほど学んできたことが推察される。さらには、「知った上で保育に生かすのが求められているのか、知っているからなれるのか疑問に思った。」という感想からは、学生は保育士の仕事は知識を知った上で活かすことが求められていると考えていることがうかがえる。つまり、以上の学生の感想からは、養成校での学びは知識を得ることに留まらなさと感じていることがわかる。それは、実践に直結する知識だけではなく、「教育原理」のような教育の原理を学ぶ科目であっても、知識として知っているだけではなく実践に繋がっていくことを意識しているといえよう。

### (3) 概要

「教育原理」の試験体験をした学生の感想としては、試験内容と保育現場で必要だと感じる知識の齟齬に関する感想、試験問題と養成校での学びの違いに関する感想、保育士資格を試験で取得できる試験方法に関する感想の大きく3つに分けることができる。試験内容について、学生は暗記問題として捉える傾向が見られると共に、特に人物史に関する知識は、現場で必要なのかという疑問を述べている学生もいることから、現場に生きる知識としてイメージしにくいことが示唆された。しかし、養成校での学びは教科書通りの知識を得ることに留まらなさと捉える傾向が見られた。つまり、「教育原理」でも養成校で学んだ学生は、知識として知っているだけではなく実践に活かすことに重きを置いていると推察した。

## 3. 社会的養護

### (1) 結果

保育士資格取得における試験方式で指定され、実施されている9科目の試験科目のうち「社会的養護」の試験体験をした学生6名（保育実習を含む学修を修了している）を対象として、「試験科目の内容について最も強く考えたこと、思ったこと、伝えたいこと」を質問した結果について整理する。

「社会的養護」は、保育士養成課程における5つの系列（保育の本質・目的に関する科目、保育の対象の理解に関する科目、保育の内容・方法に関する科目、保育の表現技術、保育実習）において「保育の本質・目的に関する6科目（講義）」の中に位置付けられている。指定保育士養成施設の指定及び運営の基準<sup>1</sup>に従ってその教授内容を確認すると、教科目社会的養護の教授目標として、「1. 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷について理解する。2. 社会的養護と児童福祉の関連性及び児童の権利擁護について理解する。3. 社会的養護の制度や実施体系等について理解する。4. 社会的養護における児童の人権擁護及び自立支援等について理解する。5. 社会的養護の現状と課題について理解する。」の5項目が挙げられている。さらに、この教授目標を達成する内容として、「1. 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷 2. 社会的養護と児童家庭福祉 3. 社会的養護の制度と実施体系 4. 施設養護の実際 5. 社会的養護の現状と課題」が示されている。

これらを、今回試験体験学生が受けた試験の出題内容に照らしてみると「3. 制度と実施体系」および「4. 施設

<sup>1</sup>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発 030331 第29号「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」平成27年3月31日

養護の実際」に関連する設問が比較的多いものの、教授内容として挙げられている 5 項目の内容を大凡において網羅した形で出題されていることを確認することができる。

以上のような背景を念頭に置きながら、学生から回答として得られた 18 件の感想及び意見について以下にその結果を整理した。

① 試験の出題について — 親しみの薄い専門知識 —

- i 設問の難易度：「教員からの学びが一切ないことを考えると、この程度の難易度があると良い」「30分10問では出題数として少ない」「○×の組み合わせによる選択肢解答方式にすることはどうだろうか」。
- ii 設問内容：「知識が問われるものが多く、実践的なことが試される内容があってもよい」「保育士より社会福祉士に近い内容」「保育園の現場ではなかなか出てこない内容」「保育園で働く予定の人にとっては直接的に繋がらない内容」「メディアなどで大きく取り上げられるものもでもなく、親しみ深い内容とは言えない」。

上記の視点からは 8 つの回答をしている。試験方式においては、教員からの学びが一切ないこと、さらに試験問題が 10 問と少ないこと、そして○×の組み合わせによる方法で可否を決めるためには、これくらい難しい問題でよいという感想・意見・考えを持ったと理解できる。一方、学生は、保育現場ではあまり出会わない内容であり、どちらかと言うと社会福祉士に近い内容と感じていて、保育園で働く予定者にとっては、直接には繋がらない内容である。さらに、メディアなどでも取り上げられない問題なので、身近な内容として捉えることが難しいという感想を持っていることがわかる。当日の回答も施設実習体験（10 日間又は 20 日間）をもとに回答をしていることがうかがわれる。

以上のような保育の目的・本質に関する教科目として位置づけられている「社会的養護」に対する学生の感想・意見・考えは、保育士という職業に対する認識の浅さが見られる。自らの就職先である保育所に限定して保育士資格を捉え、自らが思い描く子ども・家庭を前提に保育・養育を考えている様子で、そこでの様々な現実（養育力の低下からくる子どもの人権擁護の問題、目の前にいる子どもと家庭と地続きにある児童養護の問題など）をイメージすることが難しい状況にあるようである。この結果からみる限り学生は保育士の専門知識において「社会的養護」領域は中心からは遠い存在と捉えていることが理解される。すべての子どもの福祉を増進する上での法的な枠組みの重要性を養成校では再認識する必要があるのではないか。

② 試験を体験して自分がどう感じたか、どうしたのか — 知識の不十分さへの自己省察的見解 —

- i 自己省察的感想：「知識として自分の中に残っていないことを感じた」「法律や制度について理解することの大切さを感じた」「歴史把握や法律の中身について理解していることが重要になってくると感じた（記憶するのが難しい）」「専門用語の意味をきちんと理解することの必要性を感じた」
- ii 設問のとらえ方：「施設実習で多少学んだ内容」「児童養護施設での実習を思い出しながら解答した」

上記の視点からは 6 つの回答がみられた。試験体験を通して、「社会的養護」の専門知識の重要性を再認識するとともに、学生自身が養成校において科目「社会的養護」の学びについて不十分さを感じていることが理解できる。

③ 科目「社会的養護」の位置づけ — 保育では重要でない知識 —

- i 重要だが知識が弱い領域：「保育園に就職する場合など、その他の児童福祉施設への就職者と比較してこの分野に弱いのではないか」「保育園に就職する場合など、障害児（原文のまま）施設などの詳細な規定などはわからないまま、もしくは試験で勉強しても忘れてしまう可能性があると思う」
- ii 保育分野からはやや遠い存在：「保育士、幼稚園教諭として働くためにこの試験を受ける人にとっては、重視されにくい科目」「4年間の授業で繰り返し内容が出てくるものではない」

上記の視点については 4 つの回答がみられた。保育所への就職を考える場合には「社会的養護」の知識は重要ではないとする学生の認識があることを推察することができる。養成校方式の学生たちは、2年から4年の間に保育士として重要な知識や技術は、繰り返し授業に出てくるものと認識し、その繰り返しを通して重要な知識や技術が獲得されると考えていることが理解できる。養成のカリキュラムの科目系列間の連携、特に実習と教科目間の関係を意識できるような指導の体制が必要になる。また、保育士資格と幼稚園教諭免許の区別がつきにくい学生もいたが、それは保育士資格と幼稚園教諭免許の取得が可能な養成校が多いことからくる誤解と考えられる。

④ 保育士資格の専門性と科目「社会的養護」 — 養成校方式の学生における科目「社会的養護」のとらえ方 —

以上の結果を総合すると、学生は、保育士資格は幅広い専門的知識を身につける必要のある専門職であり、「社会的



養護」に関する専門的知識を求められる立場にあるということを基本的には理解していると考えられる。そして、現実には保育所以外の福祉施設に就職する率は低いこともあり「社会的養護」に関する知識は不十分であるとも認識している。

つまり学生には、養成校における「社会的養護」領域が保育の専門知識として遠い存在として認識されており、さらには、保育所に勤める際にその知識は重要ではないと考える傾向があると捉えることができる。このことから「保育所保育士には、社会的養護領域の専門知識の重要性は低く、社会的養護に関する知識が身につけていなくてもその職務を遂行できる」と考える学生の姿が浮かびあがる。

「社会的養護」が、福祉職である保育士養成課程の「保育の本質・目的に関する科目」として位置付けられていることに対する学生の認識は低く、「保育とは何か、福祉とは何か」という「なぜ、そうするのか」を考えることを支える背後の理論に思いが至らないことの危うさが垣間見える。福祉職を育てる養成校の意図と養成校で学ぶ学生の認識との間には開きがあることが推察される。

## (2) 考察

試験体験を通して学生は、「社会的養護」に関する知識が十分に身につけていないことや、履修時点から時間的経過があり記憶の維持の難しさを実感し、そのことから歴史的変遷や専門用語など、基礎的な知識を習得することの必要性を自己省察から得ている姿がみられる。しかし設問に対する解答過程においては、自己の不十分な知識をなんとか施設実習体験から引き出そうとする姿があった。これらのことから、知識は知識としてのみ重要なのではなく、現場で活用するために知識が必要になることを学生は体験的に感じ取っていることを示唆していると考えられる。養成校における専門科目の授業内容は厳密には一律ではなく、既習したことやしていないことも保育士試験には出題されていることが予測できるが、2年から4年の養成課程において、机上における理論の学びと現場での実習での学びとの往還的学習を幾度となく繰り返すなかで、「知識と実践」が統合された形となって学生のなかに専門性を培っていると考えられる。しかし、社会的養護を試験体験した学生は保育士資格が福祉職であるという認識が低く、いわゆる保育職に就く者にとっては「社会的養護」の知識は重要ではないと捉えていることが推察される。保育士資格の社会的役割および保育所における福祉ニーズの実態に照らして、大きな認識の開きがあることが示唆される。子どもの最善の利益を追求する保育士養成において、保育士養成課程における社会福祉領域の教科目の目標と内容を分かりやすく伝えることと5系列間の教科目担当者の連携を通して、保育士資格の専門性をより深く学生が考えられるようにすることが急務であると考えられる。

一方、試験方式で保育士資格を取得することに対して、学生の感想・意見・考えから次のことが考察される。学生たちは、教科目を修了した時点での試験ではないので、知識を記憶しておくことの困難（試験体験時と教科目として履修し終えた時の間が空きすぎて）から、問題に難しさを感じている。また、その難しい問題を施設実習の経験を頼りに回答するなどしている。このことから、学んだ知識を思い出せなくても、その問いに向かう経験（実習）があることが重要になるのではないかと推察される。実習に出る前には、さまざまな専門知識や技術を学んでいる。その知識がどの教科目で学んだのかは定かではなかったとしても、実習を通して教科目間の知識が統合されている可能性がある。実習経験を通して様々に考えたことが、その後の養成校での教科目の中で強化されていくと考えれば、知識だけを問う試験方式にはその専門性の獲得において不安を残す。学生が言うように、知識はそのままでは忘れる。試験に合格（満点の6割以上を得点した場合に合格となる）して、すぐに保育職についたとして、その得た知識をどれくらい反芻しながら保育実践ができるのか。その専門知識の認識違いを誰がどのように修正する手伝いをするのかなどを考えると、養成校方式の実習の意義は大きいと言える。

## (3) 概要

保育士試験方式の試験科目9科目のうちの一つである「社会的養護」について、指定保育士養成施設に在籍する6名の学生が学修終了時点において試験体験をし、この体験を通しての感想や意見として18件を得た。その結果から、試験科目「社会的養護」に関して「親しみの薄い専門知識」「知識の不十分さへの自己省察の見解」「保育に就く場合には重要でない知識」というような感想および意見が多くみられた。保育士資格が福祉職であるという資格の特性と、学生が科目「社会的養護」の知識を保育の専門性とは遠い存在として認識する傾向との間には、少なからず開きがあることが理解された。また、試験の設問に対する解答に対して、知識の不十分さを施設実習体験から補い導き出そう

とするなど、学生の中で、養成課程における知識と実践の往還体験により知識のみの専門性ではなく総合的な専門性が培われていることが推察された。

#### 4. 児童家庭福祉

##### (1) 結果

児童家庭福祉の試験を受けた学生の、カード内容は以下のとおりである。

カード枚数は12枚であり、そのうち、試験で求められた知識について回答しているものが多く、半数の6枚であった。ほぼ、全員が試験で求められた知識について言及している。そのうち、養成校で行う定期試験と異なる、国家試験のような標準化された試験を実施することのメリットについて好意的・積極的に言及するものは4枚であり、内訳は、多様な分野での広い知識や、児童福祉についての深い知識があることによって、幅広い機関や専門職との共通言語と共通理解が得られること、そして多様な背景を持つ家庭環境の理解に役立つというものであった。また、試験体験を通じて、学習が及んでいない分野を確認できたという感想も述べられている。

一方で、保育士としての専門性と、問われている知識の間に密接な関係が見いだせないという指摘も2枚あった。具体的には、制度は変化するものであるから、今学んでもあまり役に立たないという指摘（近年の政策変化について問う問題がいくつか出題されていたためか）や、事例を読んで、それについての適切な具体的対応を問うような問題がもっと多くあるべきであるという指摘があった。ただ、両者とも試験全体で問われている知識の大切さそのものについては肯定的に言及している。

他に、試験の内容についての感想として、「あいまいな覚え方になっていて」また「量が多すぎて覚えきれないため」難しいと感じた。という意見や、4年制大学学生からは、大学での学習時から時間がたっているため忘れていて、という指摘があった。近年、法改正が急速に進んでいるため、履修後の政策変化に加えて、人口統計等の情報の変動に知識が及びにくくなっていることが影響している可能性がある。また、問題ごとの難易度の違いが大きいという指摘（2枚）があった。うち1枚には、得意分野と不得意分野のどちらに難易度の高い/低いものがあるかによって「回答率（正答率？）に差が大きいと感じた」と指摘している。

##### (2) 考察

他科目についても問題を見てみたが、児童家庭福祉の問題は特に難しいものが多いと感じた。統計について問う問題などは、細かいところまでしっかり調べ、覚えておかないと解けない問題であろう。問われている統計情報を掲載していないテキスト等もあるかもしれない。学生はこの科目だけしか受けていないので、他科目もこれと同じ難易度で構成されていると感じていると推察される。それだけに、試験方式での資格取得は難しいと感じている学生も多かったと思われる。質問2以外の問いに対する回答を見ても、実践や保育観が大切、マークシートでなく記述式の問題が必要ではないか、などという試験方式に批判的な意見が多くあったことなどに、保育士の専門性を判断する材料としての試験問題の妥当性に関する疑問が反映されている可能性もあろう。（ただし、このような意見を述べた学生のほとんどが、他のカードで、知識の重要性については肯定的な意見を述べている。また、保育士試験受験者の中には、保育補助を仕事としている者も多くいる、あるいは、試験方式はそもそもそうした保育業務経験者を意識した試験であると位置づければ、この批判は必ずしも当たらない）。特に実習体験の意義を強調する意見や、「教員、学生、実習先の方々など多くの人との交流と、自らの発信の中で培われる保育観が大切」といった意見は、難しいと感じた試験に対する、養成施設方式のメリットとして意識化されている可能性がある。

全体が難しめな中に易しい問題もいくつか含まれており、特に事例問題は取り組み易すぎて差がつかなかったのではないかと推察する。上述のように事例問題を求める指摘があったが、養成校を卒業する学生としては、「保育士としての適切な判断力で差がつくような事例問題」を出題してほしいと考えているのではないかと推察する。ただ、私見だが、全体としては難しすぎて差がつかない問題（運が良ければ得点）、易しすぎて差がつかない問題（ミスがあれば得点できない）とも、3~4問程度であり、6割を合否ラインとする試験問題としては適切な難易度に収まっているという印象も受けた。学生の「難しい」とする意見は（全科目満点の6割以上を得点した場合に合格となる保育士試験の特性に対して）、満点を目指す学習姿勢に立脚している可能性が高い。出題者にとっては、6割の得点を合格ラインとしなければならないという難しい課題があることは、受験者にとっては「試験等をパスするための特別な学習姿勢」の獲得に

つながる。これは、養成校で求められる学習姿勢とは異なるものとなろう。

一方で、統計問題や、乳児院の支援目標として「家族関係の改善」でなく「家族の再統合」を選ばないと正解しない、児童虐待への対応で児童相談所と要保護児童対策地域協議会の違い、といった「正確な法的知識」を問うものがあった一方で、児童施設の施設長となる資格を問う問題などは、正答となる肢である「児童指導員資格」について述べた肢で児童指導員資格の詳細を知らなくても、保育と教育の「縦割り行政」について知っていれば想像がつくように作られていたり、作問者の「暗記が得意な人が合格し保育士になるような問題」にならないようにするための、労苦が感じられる面もあった。

学生が指摘する通り、記述式で保育観などを表現してもらうことは、「正しい答えが一つだけある世界」ではない保育における試験方式の選択肢の一つであろう。ただ、本科目のように法令の理解を中心とした科目について他資格に目を向けると、記述式試験がある資格は司法試験と司法書士であり、行政書士の資格試験はマークシート方式である。受験者数や専門性から考えても、保育士試験のこの科目で自学自習が困難な記述式を導入するのは、受験生に酷とも考えられる。

出題の形式についてみると、肢間の正誤の組み合わせを答える問題が7問と、本科目同様法令が主体となる「社会福祉」の17問と比べ少ない。しかし、やはり偶然性を極力排除するため、社会福祉士国家試験等では、組み合わせを答える形式は数年前から使われなくなっていることなどから、保育士としての適性をより正確に計測するために、今後はそうした対応も必要かもしれない。これに対し、「不適切なもの」を選ぶものが6問あり（社会福祉では0問）、確認はできないがそこで「適切なもの」を選んで回答している者もいたかもしれない。

## 5. 社会福祉

### (1) 結果

社会福祉の試験を受けた学生のカード内容は以下の通りであった。カード枚数は19枚であり、そのうち、試験で求められた知識について12枚のカードがあり、学生全員が求められる知識に言及していた。本科目の特徴である知識の幅広さについて言及し、正答することが難しいと感じている学生がいる（4枚）。（ただし、他の設問に対する回答の中に、これでは簡単に保育士になれてしまう、という指摘もあった。）

保育士として求められる知識であると感じられないという意見が3枚あった。一方で、「常識的な出題」「大学入試のような出題」といった、専門教養というよりは一般教養のような領域の試験に近い印象を持っている学生もいる。他方で、「他の福祉職の人との共通知識」が得られるという肯定的な意見も1枚ある。また、過去の問題と比較した観点から、難易度や出題傾向の年度差に言及するものも1枚あった。

幅広い知識が問われる設問の中では知識が関連づいておらず、「ぶつ切り」という印象を持った学生もいた。関連する意見として、「ひたすら覚える」勉強になりそう、マークシート方式なので「覚えていて、それを確かめるものばかり」という印象を持つ学生もいて、自分の意見を表明することの意義を強調している。全体として、「実践に生かせない内容」という印象が記載されているものが3枚あり、その中に、養成校での実習等による体験的な学びの意義に言及し、養成校出身で子どもの思いを理解する保育士と、試験方式で資格取得した「よく覚えている保育士」という、異なる保育士像をイメージしている学生もいた。「言い回しが微妙」といった、保育力とは異なる「受験のテクニック」が求められることの指摘ともとれる意見も見られた。

### (2) 考察

学生は本科目のみの試験体験のため、他の科目で求められる知識等については念頭にない。本科目は、位置づけとして現代社会や社会福祉に関する幅広い知識を問うもので、学生の意見にある他の福祉職との連携に必要な共通言語や共通認識の基礎となる部分が問われる出題である。養成校の科目である「相談援助」の内容も本科目に含まれることになっている。出題数としては5問程度である。

試験方式のみによる知識重視の資格取得には批判的な意見も多く見られたが、一方で、他の設問に対する回答を見ていくと、こういった試験があることについては、知識が定着していることの重要性に言及し、また保育士の専門性、コンピテンスの水準を保証するうえで、肯定的な意見を学生全員が述べている。ただし、年度により難易度に関きがあるという指摘からは、たまたま易しかった年に合格した者やたまたま難しかった年に不合格となったということに

もつながり、コンピテンス水準の保証及び公平性の立場から、今後も問題の難易度調整を慎重にはかる必要があることがいえる。記述式の設問を求める意見があるが、幅広い知識を問う本科目の性質上、記述式で深い知識や考察、個人の意見を述べる出題方式にはなじまないように思える。

事例問題を望む意見があったが、他方で、「微妙な言い回し」を指摘している意見もあり、「言い回し」が顕著に問われるのが事例問題であろうことから、事例問題の作問の難しさを感じた。一般教養的な出題という意見に対しては、本科目の位置づけがそのようになっていることから肯定的にとらえられるであろう。法令の問題でも暗記というよりは、「措置」のような概念を適切に理解しているかどうかを誤文から判断させるものや、「～のことがある」という表現は論理的に考えて正しい等、法律的・論理的思考で正答を導くものも含まれる。こうしたことから、実際に問われているのが具体的知識のように見えても、法的な思考ができることや言葉・言い回しを正確に理解する能力など、具体的知識と異なる付加的な（メタ的な）部分、総じていえば言語能力が成否を分ける設問もみられる。

出題の形式についてみると、一つの設問中の4～5つの肢問のうち、（特に基礎的な肢問である）2つがわかれば、組み合わせが一つに絞れるように作られている設問が（問1、問6、問8、問13、問14はBDの肢がわかれば2つに絞れる）ある。これらの得点力は、保育士としての適性とは異なる「試験慣れ」の要素で結果が異なってくることが考えられる。肢問の正誤の組み合わせを答える問題が17問（児童家庭福祉では7問）あった。この点については前の「児童家庭福祉」の考察のなかですでに述べた。

その他の事項として、問5は家庭支援論の中核的部分で、児童家庭福祉で出題すべきかもしれない。「科目ごとに合格」することができる試験であれば、科目ごとの試験範囲は可能な限りぶれない方が良いであろう。

## 6. 保育の心理学

### (1) 結果

#### ① 学生及び試験の内容

「保育の心理学」の試験体験をした学生は、第1グループ3名、第2グループ3名の計6名で、前者と後者が異なる日に当該科目のみの試験体験が実施された。試験時間は60分で、選択式20問の5択解答を求めた。解答形式を比較すると4種類に分類される。まず、問4、問7、問13にみられる「正しいものを一つ選びなさい。」あるいは「【語群】から選択した場合の最も適切な組み合わせを一つ選びなさい。」のような正答を一つ選ぶ問題が3問出題された。次いで、問1、問6、問9、問11、問16にみられる「あてはまる語句を【語群】から選択した場合の正しい（最も適切な）組み合わせを一つ選びなさい。」のような穴埋め問題が5問出題された。問2、問5、問10、問12、問14、問18にみられる「適切な記述（正しいもの）を○、不適切な記述（誤ったもの）を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。」のような正誤を見極める問題と、問3、問8、問15、問17、問19、問20にみられる「次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。」のような事例問題は6問出題されている。

試験体験後に学生が行ったKJ法のA型図解化の際に使用したカードの「試験の内容」に関する意見を分析した結果、①「試験の範囲と解答形式」②「仕事とのつながりや活かし方」③「学習のポイント」の3項目に大別された。

#### ② 試験の範囲と解答形式

試験の範囲について、「心理学では学者の名前がとでも多く出てくるため、覚えにくい。また、同じ分野でも何人も出てくるため、判断が難しいと感じるものもあった。」「養成校は試験範囲があり出題範囲が狭いが、今回は範囲が広い為覚えるのが大変と感じた。」「設問の中で、自閉症をもった子（原文のまま）の対応に関するものがあった。一人一人性格が異なるので、知識だけではムズかしいのでは。」と述べている。解答形式に関連する意見として、「選択形式で答えるものだけで良いのか。事例から子どもの心理を考えるものや、保育者の対応について答える問題が多い方が良いと思う。また、選択式では、子どもへの対応が形式化しやすくなってしまっているのでは。自分の頭で考えることが大切だと思う。」「○・×のみの選択に違和感。経験から最善の関わり方を考えていくのではなく、決められた答えに合うように○×を判断することが大切であるように感じた。」と、子どもへの対応や子どもあるいは親との関わりを危惧するなどの理由で解答形式について提言がなされた。

#### ③ 仕事とのつながりや活かし方

出題傾向に着目してみると、「事例を見て、適切な対応を選択する問題があり、保育者になった時に生かせると感じ

た。」「事例の問題で、○・×の見極めが難しかった（現場の状態を想像するのが難しい。）」と、事例をもとに解答する問題の功罪が述べられている。さらには、「実際仕事をするようになると、より理解が深まると思う（事例、愛着など。）」「知識として分かっている、理解をしていることはあっても、それをどう現場で生かせるのか、イメージがしにくかった。」と、仕事とのつながりや活かし方に及ぶ意見が語られた。

#### ④ 学習のポイント

学習のポイントとして、「おすすめ。発達心理学の教科書を使いながら勉強すると、理解しやすいと思う。」「心の理論や愛着など何年も使われているキーワードがあるので、そこをきちんと押さえる。過去問をきちんと見ることが大事。」「つめこみ OK！人名等、“覚える”ことができれば得点がとれる。」「発達心理学ととても近い科目だと感じた。子どもの発達・心理学者など、理解していれば回答しやすい。」が述べられ、近接科目や他分野からの応用が指摘されている。また、前述の「心の理論や愛着など何年も使われているキーワードがあるので、そこをきちんと押さえる。過去問をきちんと見ることが大事。」「つめこみ OK！人名等、“覚える”ことができれば得点がとれる。」は、知識獲得のための手段として暗記することを肯定的に捉えている。

#### (2) 考察

以上の結果から、科目ごとの分析「保育の心理学」について考察する。厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の指定保育士養成施設の指定及び運営の基準における教科目の教授内容には、保育の心理学Ⅰ（講義 2 単位）および保育の心理学Ⅱ（演習 1 単位）として、保育の対象の理解に関する必修の科目に位置づいている。保育の心理学Ⅰは、目標は 4 つ、内容は大きく 4 つの項目が示されており、さらに 16 の小項目が提示されている。保育の心理学Ⅱは、目標は 3 つ、内容は大きく 3 つの項目が示されており、さらに 16 の小項目が提示されている。当該科目試験の出題内容は、これら両科目の目標と内容を網羅していると確認できる。また、事例問題は、科目性質上不可欠であり高頻度で出題される傾向があるため、学習範囲は必然的に広くなると考えられる。養成校の教授内容を試験方式に相当させた場合、試験の範囲と解答形式に着目した学生らの意見にもあるように、解答形式の違和感は払拭できない。具体的には、子どもへの対応が形式化しやすくなってしまふ疑念や、決められた答えに合うように判断することへの疑問があるように、多角的な視点が必要とされる子どもへの対応に関して危惧する意見があった。一方で、適切な対応を選択する問題について肯う意見もあった。相反する見解であるが、適切な対応や最善の関わりを追究する心持ちは共通していると捉えることができる。

仕事とのつながりや活かし方に及んだ意見が語られたことは、学生が子どもの育ちを支える際の基底になる知識（例：子どもの発達）であると認識し、その意味においては、当該科目が保育者を目指す者にとっての基幹科目であると明示されたことに他ならない。このことは実習やボランティア等で子どもたちの営みに身を置いたことに起因すると考えられる。すなわち、知識を基底に子どもの姿から見えてくる保育の機微、つまり経験から最善の方略を導く尊さは、試験方式から得られるとは考え難いと指摘している。

学習のポイントを挙げるなどの意見が述べられた背景には、養成校の試験出題傾向と差異なく受け入れられたことにより、存分に実力発揮できたことが推察され、その結果、試験対策に及ぶ発言に至ったと考えられる。近年では Semester 制により、開講期の授業と評価が細分化され、おのずと試験範囲は限定される。比べて試験方式は範囲が広いと、戦略的な学習方法が不可欠であることも語られ、過去問題を探り、特徴を鑑みて臨むべきであることが再確認できた。しかし、試験方式の求められる知識量は、解答形式の種類によって明らかに差が生ずるものと考えられる。とは言え、質的な違いはあるものの、養成校方式も試験方式も試験対策には苦慮していることが伺える。

加えて、学生が述べた内容をもとに試験の内容と照らし合わせるなかで、いくつかについて述べることを試みる。まず、問 4 の子どもと保育者の関わりの特徴に関する記述から、特徴を表す用語を選ぶ際の選択肢に、既知の学びにはない応用と機転が秘められているように思える。次に、問 14 は単純に正誤を問うのではなく、指定された指針の個所に書かれているか否かを問われた。しかし、学生は迷いなく正答していると思ったのだろうか、試験の特異性について議論するまでには至らなかった。そして、問 20 は就学支援に関して、障がいのある子どものいる保護者の心理を読み解く科目横断的な設問であった。

当該科目を検証するなかで、どのように試験に臨むかであると同時に、多層的な幅広い知識を一度に求められる試験方式の功罪を知り、試験方式で保育士として何を身につけるべきなのかを問う契機になった。子どもに保障される保

育の質という喫緊の課題が課せられた試験方式の今後に注視していきたい。

## 7. 子どもの保健

### (1) 結果

#### ① 学生及び試験の内容

この科目の試験体験をした学生は第1グループ3名、第2グループ3名の計6名である。試験時間は60分であり、出題は合計20問、出題形式はすべて選択式（5択選択）である。

今回用いられた「子どもの保健」の出題内容を分類すると、保育者としての基本的態度、人口動態統計、保健に関する事業、投薬・健康維持、身体の発達と発達評価、感染症など疾病、障害などを問う幅広い構成となっていた。記述内容の正誤を見出す問題7問、A～Eの記述をから正しい組み合わせを選択する問題4問、A～Dの記述の○×の組み合わせを選択する問題8問、空欄に入る語句を選択する問題1問である。出題形式としては、正誤を問う内容が主であり、他の科目に見られるような事例の形式はないものの、内容の中に子どもの現象や具体的な保育行為を問う問題などは見られた。

#### ② 学生のコメントから

##### i 養成校方式との比較

「子どもの保健」の試験内容について、学生からは次のような感想が得られた。まず試験内容の印象としては、「大学で学んだ内容がそのまま出題されていたり、応用も組み込まれていると思った」「学んでいても忘れていくこと」というように、一度は「学んだ」ことがあることとして捉えていた。また、「子どもの保健は現場での経験が必要だと感じたが、実習を行っただけでは、期間が短く知識を十分に身に付けることはできないため、養成校方式でも試験方式でもあまり大きな違いはなく、保育士になってからが重要ではないかと感じた」というように、養成校と試験方式での学びとの相違はないと感じている感想が見られた。

##### ii 問題数の少なさ

一方で、試験問題として内容の不足を感じている学生もおり、「保健はとっても大切な分野なので、もっと問題数を増やしても良いと思う」「子どもの保健は幅が広い中で20問であったため、相当抜粋している」というように、問題数の少なさを指摘していた。また、「アレルギーのことなど、もっと現場に出て必要な問題を出した方が良いと思う」「大学のテストに比べて病気（感染症など）の問題が少ない気がした。感染症の予防・対応の仕方について、試験方式では、細かく出題されていない」というように、アレルギーや感染症などの具体的な内容にかかわるタームをあげている学生もいた。

##### iii 実践的な内容の不足

また、出題の仕方について、「知識がないと解けない問題もありましたが、マーク方式だけでなく、その問題に対して考えを述べるなどの記述方式の問題も取り入れた方が、より深く知識を身につける事にもつながると思いました」「学校で行った子どもの保健では、実践的なことを多く取り入れて授業をしていたけれど、沐浴の方法等の質問は、今回でてこなかったのも、どのような手順で行うかなどの質問も取り入れた方が良いと感じた」「“保育者の対応として適しているもの”という視点が少ない」というように、マーク方式での問い方や、沐浴など実践的な内容が少ない、保育者の対応といった視点が少ないといった疑問が述べられていた。

##### iv 実習経験の重要性

さらに、子どもの保健の科目の特質として、「子どもの保健という科目では、実際に現場で体験することで自分の知識となる部分が大いではないかと感じた。問題を解いている時に、実習等での子どもの様子を思い浮かべることがあった」「子どもの実際の姿が分からないと、試験に出てくるような風邪、疾病などや異変に気付けない」「障がいについて、実際実習などで現場を見て初めて授業で学んだことの理解が深まったり、関わるなかでわかることがあるから、実際の姿を知らず、保育の場へでるのは怖いと思う」といった、理解を深めるためには実習経験や実際に子どもと関わるのが重要であるといった主旨のことが述べられていた。

このように、「子どもの保健」の内容に対する学生の感想としては、①試験問題としては養成校と試験方式との違いはほとんどないとしながらも、②問題数や内容の不足を感じた、③選択制のマーク方式や実技を伴わない内容である

こと、④実習を通した理解が得られないのではといったものが見られた。

## (2) 考察

以上の結果から、科目ごとの分析「子どもの保健」について学生の感想から得られた4つの観点を通し考察する。

### ① 学びの充実感

「i 試験問題として養成校と試験方式との違いはほとんどない」とした背景には、解答の際に授業での学びが想起されていたことが考えられる。ここで見られたコメントには「学んだこと」という言葉が用いられており、養成校の授業で勉強したことがダイレクトに今回の解答の際に役立ったということがあるからであろう。こうしたことは、「iii 選択制のマーク方式や実技を伴わない内容である」「iv 実習を通した理解が得られないのでは」といった試験方式への批判的な感想にも現れているように、授業で学んだことを実技や実習の体験を通し、より確実な知識として理解を深めたという学びの深化のプロセスを学生が実感していることが分かる。本科目への解答状況から、養成校での学びに充実感をもっているということが読み取れる。

### ② 学びの多層性

「ii 問題数や内容の不足」と感じる学生がいた背景には、養成校で行うカリキュラムが関係していることが考えられる。現在の「子どもの保健」の養成校のカリキュラムは、厚生労働省の保育士養成校設置基準による「子どもの保健」は、講義科目4単位と演習科目1単位として合計5単位となっており、多くの養成校では該当する科目として2～3科目が設定されている。また授業期間としても一年半期の期間を設けている養成校が多い。さらに関連科目として「乳児保育」や「障害児保育」などがあり、「児童家庭福祉」「保育の心理学」とも関連が深いことから養成校で学ぶ学生が得た「子どもの保健」にかかわる知識は多層的なものであることがわかる。このような養成校での学びの存在感の大きさが「子どもの保健」の問題数が少ないと感じたり、内容的な不足を感じたりとした感想の所以ではないだろうか。

### ③ 実践的な学びをもとにした科目特性

「iii 選択制のマーク方式また実技を伴わない内容である」並びに「iv 実習を通した理解が得られないのでは」といった批判的な感想をもつ学生がいた背景には、科目の特性と試験方式の形式が関係していることが考えられる。今回の出題の形式として、記述の中から正誤を選択する解答方法が主であった。また問題の内容としては、今回、例年の出題内容と大きくは変わらず医学的、看護学的な見地からの正確な知識を問うものが多く見られた。こうした点でも暗記を重視した学習方法で知識を得ることが妥当であると一見思われるが、実技や実習との学びの深化の関連性を指摘する学生がいた所以としては、次のような科目特性が関係していることが考えられる。

「子どもの保健」は、先にみたように養成校でのカリキュラムとして講義科目と演習科目が設置されており、知識と実践の両輪で理解を促すように構成されている科目である。実際に起こりうる子どもの疾病や状態をふまえ、それを発見し保護することを目的とした生きた学びであること、また病気の「診たて」や予防といった、具体的な保育行為に繋がる内容であることが、子どもの健康的な生活や命を預かる保育者としての専門的知識に直結している。学生のコメントにも「問題に対する考えを述べる」ことの重要性について述べられていたように、養成校の授業では、子どもの姿から臨床的に判断し、保育としての対応を考える取り組みを重ねてきていることが示唆される。こうした学生の経験が、実践をもとにした専門的知識の学びにつながり、「大事な科目である」とした学生のコメントに象徴されているように、本科目に対する学びへの意欲に関連していることが推察される。

## 8. 子どもの食と栄養

### (1) 結果

#### ① 学生及び試験の内容

この科目の試験体験をした学生は第1グループ3名、第2グループ2名の計5名である(当日体調不良で1名欠席)。試験時間は60分であり、出題は合計20問である。出題形式はすべて選択式(5択選択)である。

子どもの食と栄養の試験には、非常に多様な指針、ガイド、基準等からの出題がされている。具体的には、日本人の食事摂取基準(2015年度版)、食生活指針(平成12年)、授乳離乳食支援ガイド(平成19年)、平成17年度乳幼児栄養調査、平成25年度学校保健統計調査、学校給食実施基準(平成25年)、妊産婦のための食生活指針(健やか

親子 21 推進検討会報告書) (平成 18 年)、保育所保育指針、「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～」(平成 16 年)、「児童福祉施設における食事提供ガイド(平成 22 年)、日本食品標準成分表 2010 である。20 問のうち、A～E の記述の正誤(○×)の組み合わせを回答させるものが 1 問、A～D の記述の正誤の組み合わせを回答させるものが 14 問、A～C の記述の正誤の組み合わせを回答させるものが 2 問あり、いわゆる○×問題が 20 問中 17 問と大半を占めている。残りの 3 問は空欄に適した語句の組み合わせを回答するものが 2 問、適した数字の組み合わせを回答するものが 1 問となっている。保育の心理学や保育原理などにみられる事例から回答する問題はない。

## ② 幅広い知識の必要性

「子どもの食と栄養は乳幼児だけでなく児童に関するものも含まれており、ほとんど知らないことについての問題がいくつかあった。乳幼児から児童、成人までで摂取するエネルギーや目標などは違うため、幅広い知識が必要だと感じた」という意見に見られるように、学生は出題範囲の広さ、対象が乳幼児に限られたものではないということを経験し、幅広い知識が必要であることを強く感じている。また、「子どもの食と栄養は直接保育に強くかかわってくることなので復習し知識を再び取り入れなければいけない(母乳、離乳食、栄養、エネルギーなど)」という意見もだされており、食事や栄養に関することが保育という営みにおいて重要であることを十分に理解していること、この試験体験を通して知識を定着するためには復習が必要であると感じている。

## ③ 細かな内容や数字を暗記することへの疑問

幅の広い知識を身につけておく重要性を感じている一方で、細かい内容、特に数字を暗記することに対しては疑問の声があがっている。「離乳や幼児食については直接に(保護者支援など)で活用できるし、身につけておくべき知識だとは思いますが、摂取基準の具体的な数字は、それを覚えていても活用する時が来るのだろうか」「数字を覚えることにどれだけ意味があるかわからない。摂取基準などの細かい数字を覚えるよりももっと大事なことがあるような気がする」というように、設問を解くために必要となる「細かい数字(数値)の暗記」については、消極的な意見が述べられている。

実際に問題を見てみると、例えば、問 10 では 6 歳～7 歳の児童のエネルギー(kcal)、8 歳～9 歳のタンパク質(g)、10 歳～11 歳のカルシウム(mg)、12 歳～14 歳の食物繊維(g)の合計 4 つの記述についてそれぞれ数字が示されており、その正誤が問われている。続く問 11 では、思春期の子どもに関する問題が出されており、15～17 歳のカルシウムの推奨量(男女)、12～14 歳の脂質の目標量(男女)、15～17 歳の食物繊維の目標量と成人との比較(男女)、15～17 歳のナトリウムの目標量と成人の比較(男女)が問われている。このように、年齢の区分が細かい上に異なった栄養素の「量」や「目標量」「推奨量」が問われているため、詳細な暗記ができていなければ解けない問題になっている。そのため、Q1 で試験体験の感想を問われ、2 名の学生は「問題が難しかった」「試験方式を体験して、試験はむずかしいと思った」と述べている。また別の学生からは「繰り返し過去問や問題集で勉強しなければならないと感じた。暗記作業のようになってしまいそう」「試験で満点で合格しても「質の高い保育」ができるわけではないと思う」と、暗記だけの学びに偏ることへの疑問や、試験ができることと質の高い保育との関連の見えにくさに関する意見も示されている。

一方、「授業ではコマ数や時間の関係でどうしても扱うテーマに偏りが見られることがあるが、試験方式だとまんべんなく勉強しないと合格できないので専門的なことについてさらに深く学べる。」というように、偏りのない学びとして試験方式を評価する意見も示されている。

## ④ 実践の大切さ

さらに、「こどもたちへの食育の行い方や障がい児への食事の介助方法などは時に実践を伴って学ぶ必要があると感じた。机上の学びだけでなく、実習などを通じた実践の学びの重要性を感じた」「試験の答えとして、子どもの個性に合わせる大切であると応えても、現場に出て実際にどんなふうに関性に合わせたらいいのかイメージしにくいのではないかと、頭だけで暗記や理解する学びの限界について触れ、目の前にいる実際の子どものかかわりを通して感覚を通して獲得する学びの重要性を示す意見が出されている。こうした意見が出される背景には、学生たちが実習で保育の場に身を置き、現実の子どもとの出会う体験をしてきたことが強く印象に残っているからではないだろうか。また「(個人的な偏見ですが)養成校方式の方が柔軟な思考が身につく印象。現場に出た時、白黒つけようとする考え方をするのか、グレーゾーンを許容する考え方をするのかでは保育は変わってくると思われる」という意見に



は、多様な個性ある子どもに即して保育を創意工夫していくことが求められるのが保育士の専門性と、その試験においては○か×で正確に回答するという、相対的ともいえる2つの力が求められていることに対する疑問が投げかけられている。

## (2) 考察

学生たちは、幅広い知識が必要と感じながらも、細かい数字の暗記をしなければ合格できない試験方式については疑問を示している。一方、試験方式は偏りのない知識が獲得できるとも考えている。また、実践を通した学びの重要性を感じており、試験対策は保育の営みとは相対する能力が求められているようにも感じている。こうした学生たちの意見を踏まえ、考察を行う。

保育施設には子どもたちの食と栄養を支える栄養士や調理員などの専門職が配置されており、カロリー計算や献立作成、調理を担っている。一方、多くの保育士が働く保育所等では、食事の配膳や介助、片付け、食器の扱い方の指導、アレルギー児へ対応などが日々の保育士の主な業務になっている。このような現実を踏まえると、保育士に必要な食や栄養の知識や技術は、栄養士等に求められるものとは異なっており、学生たちが述べたように細かい数字を完璧に暗記していなければならない必要性は高くない。知識として持つておくことが必要であるとしても、保育士としてのの可否が決まる試験にそうした細かい数字の暗記問題が絶対に必要かどうかという点は検討が必要ではないだろうか。養成校においては「子どもの食と栄養」は演習2単位の科目であり、厚生労働省が示しているシラバスの目標と内容を見てみると、目標は5つ、内容は大きく6つの項目が示されると共に、18の小項目が提示されている。その内容のボリュームを踏まえると30回という授業の中で、すべての内容を網羅し、試験に出されるような細かい数字のひとつひとつの意味までを丁寧に伝えることは不可能に近い。数字を覚えることの意味は、なぜその数字が示されているのかの根拠が理解されて、初めて生きてくるように思われるが、限られた時間の中ではただ暗記をさせていくことになりかねないのではないだろうか。

さらに、この科目は、以前は「小児栄養」という名称であったが、平成22年に変更している。当時の資料に記された変更の理由は以下のとおりである。「保育現場において、子ども一人一人の心身の状態や発達過程を踏まえ、子どもの食にかかわる保育実践を行うことや、子ども集団全体の食事と栄養について理解することが重要であるため、子どもの食と栄養とする。また、栄養に関する基本的な理解に基づく、子どもや家庭の栄養指導や食育の重要性を十分にふまえることとする。(傍線筆者)」このように「栄養神話」からの脱却を図り、一人一人の子ども心身の状態や発達過程を踏まえた「食と栄養にかかわる保育実践」を可能にする保育士の役割を明確化させるための変更であると思われる。そうであるならば、食や栄養にかかわる基準や平均と一人一人に応じる保育実践とをどのようにすり合わせて試験の問題として提示していくのがこの科目の大きな課題なのだろう。そうした課題に迫った意見が学生から出されたことは、養成校で保育を学んだ成果のひとつとして評価できるだろう。

## 9. 保育実習理論

指定保育士養成施設に通う学生6名が、養成期間の学修及び保育実習を終了した時点において保育士試験科目である「保育実習理論」の試験体験を行った。「保育実習理論」科目の問題を実際に回答した体験を通して考えたことの中から、この科目固有の記述を取り出して分析した結果、主に幅の広さや、「保育実習理論」科目の試験実施方法・内容の易しさと難しさ、知識の定着と実践による経験の差についての3点が特徴としてあげられた。幅の広さについては音楽や保育所保育指針、その他関連する法令など問題が多岐にわたること、「保育実習理論」科目の試験実施方法については音楽の移調や、造形表現方法等の知識を問うことで試験に受かり現場に出ることができると思われることに対する疑問や、知識よりも実際に保育技術としてできれば良いのではないかという意見、知識の定着と実践による経験の差については試験方式の方が知識が養成校方式よりも定着するという意見がある一方、保育現場における実習をすることで得られる学びを重要視する意見などがあった。

### (1) 結果

保育士試験科目の「保育実習理論」科目の試験体験をした学生の回答について、いくつかの視点からみていく。「保育実習理論」科目は、音楽、造形、言語、保育所保育指針、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を中心とした法令などの問題が出題されており、幅広い内容を扱っていることが他の試験科目と異なる点であり、また保育の実際

に繋がるものとなっている。こうした科目固有の特徴から、この「保育実習理論」科目そのものに対する意見、またこの科目の試験体験をして感じた意見も幅が広いものとなっていたと思われる。今回の調査協力者である学生は養成期間を経て数か月後には保育の現場へ出て行く者たちであることを考えると、自分たちが養成校で学んできたことへの認め、意味づけをすることは十分に考えられること、そして、数科目あるなかで、その中のひとつの科目のみの試験体験であり保育士試験科目全体を俯瞰した見方を持ちがたいこと、さらに、「保育実習理論」をいわゆる保育実習として捉えがちなどころは否めない印象がある。しかし、そうした学生の特徴はあるにせよ、この科目固有の内容や、実施方法についての意見が多く述べられていた。

#### ① 幅の広さ

まず目立った意見としては、一つの科目における問題の種類の高さについてである。音楽から法令に関することまで様々な分野にわたる問題が一つの科目のなかで出題されていることに対してであった。「様々な分野の問題が出題されることに驚きました。保育にどう繋がっていくのかな・・・と思うような問題もあり、解いていて新鮮でした。」「本当に様々な分野の問題で、一教科で多くのこと確認出来るけれど、その分1つ1つことについてが浅いまま終わってしまう気がします。」「絵本や絵画の問題は、問題の幅が広い。」「試験範囲が広く、絵本や童話の作者などに関する問題は対策しづらい。」「試験は20問なので山勘が効かない。」といった意見があげられていた。また、こうした幅の広さからか、「思ったより難しく、自分で勉強するだけだったら大変だと思った。」というように孤独感や周りに頼れないといった試験方式の辛さを思う者もあり、「周りに同じ様に保育者を目指す人がいるかないかで、刺激を受けながら高め合っていけるか否か。」という仲間との学び合いの欠如を指摘する意見もみられた。

#### ② 「保育実習理論」科目の試験実施方法に対して

この試験科目の実施方法に対しては批判的な意見が多くみられた。例えば、「問題数に比べ、時間が長い。」ことや、「学んでいなくても正解してあたりまえの問題があった。」「知識が必要な問いももちろんあるが、実際に現場に出た時に使う勉強しなくても解くことができる問題だなと感じた。」と、試験内容が保育をする上での常識問題であり、易しすぎる問題との指摘があった。一方、「実習で長調、短調や造形表現方法まで問われるのか。」「楽譜についてとか、この話はどこの話かとか、ここまで知っている必要があるのかと思った。」「実技試験でできていれば、筆記で間違えてもいいのではないかと(甘かったらすみません)。」「曲のキーを下げる問題について、頭よりも感覚でやる人の場合は難しいと思った。」など、実技に関して、またその周辺の知識を問うことについては先の特徴と重なるがそこまで問わなくてもよいのではないかと、実際に実技が出来ていけばよいのではないかと意見がみられた。

他には、「法律系の問題は社会福祉と被る部分があるのではないかと」と他試験科目との法律問題の重複を指摘するもの、「ピアノの細かい知識等を問うテストだけを受けて合格すると、この知識があれば実習ができる、現場に出られると間違いしてしまう。(原文ママ)」「子どもへの関わり方は、たくさん方法があるのに、限られた選択肢では、実際に子どもと関わるときに役立つのか。」など、この科目の試験実施の必要性や選択肢式で良いのかといったことに言及するものなど多岐にわたる意見があった。多くはこの科目の試験実施方法や内容について批判的なもののように思えるが、なかには「現場において必要なことが内容になっていて、ピアノのコードや移調、保育教材など知っておいた方が良い内容だったのは良い点だと思った。」という意見もあった。

#### ③ 知識の定着と実践による経験の差について

まず知識の定着についてであるが、これに関しては試験方式の方が養成校で学ぶよりも知識が自分の中に定着するのではないかと意見がみられた。「養成校では・・・(中略)試験方式のような難しいテストではないので、テストが終わればすぐ忘れてしまうが、試験方式ではしっかり覚えなければいけないと思った。沢山の知識が必要。」「養成校知識忘れる、養成校は数年前に勉強したことを働くときには忘れる。」「結果として分かりづらい、1~4年でそれぞれの授業でテストを約1回受けるだけなので、卒業時に知識が身についているか実感しづらい。」といった意見である。一方で、試験問題の幅が広いことから多くの知識をもち試験に臨まなければならないが、それが試験を通るためのテクニク的な勉強になりがちではないかという懸念の声もあった。「(試験対策のみの知識、試験対策に偏った知識となってしまう。授業では試験にあまり関わらない内容でも、現場では必要なことを学べたりする。)」

そして、こうした知識の定着は大事と認めつつも、実習などでの実践による経験の差について言及する者もかなりいた。その内容についてはいくつかポイントがあるが、ひとつは子どもとの具体的ななかかわりについてであった。実

践による経験の差として、「実践力か知識かで差があると思うから、子どもとのかかわり方が変わってくると思う。(子どもとの関わりの差)」「実際に子どもに関わることよりも知識を蓄えることが主だった人と、実習も経て現場経験をした人だから保育の仕方も変わってくるのかなと思った。(保育の仕方の差)」という意見があり、子どものことについてや保育実践についていくら知識があったとしても、実際に子どもとかかわった経験、目の前の子どもの姿から計画を立案し、実践してみる、うまくいかなかったとしてもそこから何がいけなかったのか、子どもの実態把握ができていなかったのか、環境構成を考えることが十分でなかったのか、方法が合っていなかったのかなど振り返りを通して実践力をつけていく経験は試験方式では得られず、自然と子どもとのかかわり方も両方で異なってくるだろう。

また、先の試験実施方法にも関連することであるが、「知識も大切だけれども、実際に現場で最も求められる大切なのは、現場での対応力ではないか。事例を出して対応を答えてもらうとかの方がいいのではないか。」「経験するからこそで、実習は行って子どもに関わり、保育士の保育を見てしか学べないので、この試験だけで実習をした、終わりというのでは全く意味がない。」「現場で実際に使う技術が身につかない、実技試験があっても、実際に子どもの前で行うのとは違う。」「実際の保育の力がつかない、実際の子どものと接して分かったこと、現場を見て気付くこと、授業を通して深まったことが身につかない。」といった意見もみられた。

他には、「(試験方式は)実習がないから実習で得られる感動がない。(実習は大切)」という、保育士としてのやりがいについて実感することの大切さも述べられていた。

## (2) 考察

今回の「保育実習理論」科目の試験体験をした結果、保育実習を行わずに保育士資格を取得することができることについての疑問を多くの学生が共通して持っていたことがわかった。学生は自らの実習経験から、保育現場でこそ得られることがあり、その重要性を大いに実感しているからこそ実習の意義を強調するのであろう。試験方式によって保育士資格を取得した者も、現場に出てから子どもと実際のかかわりのなかから学び、実践力をつけていくことは施設長はじめ先輩保育士の指導のもと可能となる。遅かれ早かれといったところかと思われるが、しかし養成校方式で保育士資格を取得した者たちは、現場に出る数年前から子どもたちや保育者とかかわり、また直接深くかかわることはなくとも実習で保護者の様子を見たりといった経験をすることができ、実習という短い期間ではあるが次に繋がる記録のとり方や保育方法について考え実践することができ、自分が保育士となったときの姿をイメージすることをこうした経験が助けとなっているだろう。こうしたトレーニングを保育士として働く前に積むことができることは、仕事への慣れや、将来の見通しを持つことなどにおいて重要な要素なのかもしれない。また、仲間や教員、現場の保育者の考えを聞き知った事について自分なりに考えた上で、それらを自分に取り入れてさらに自分なりに工夫し、実践してみるという実践を伴う思考のプロセスを体験することが養成校の学生にとって保育者として大切な仕事である“省察”を磨くこととなるのではないだろうか。試験方式を経てきた保育士の場合には、こうしたトレーニングは現場に出てから行うこととなり、この意味において保育士の研修がそれを補うひとつの方法となってくるのではないかと思われる。

また、この科目の問題の幅の広さを実感したことについては、本来子どもを保育するということはありとあらゆる事柄が直接的、間接的に関連してくるのであるが、その点の理解(養成校で学んだ様々な科目間の繋がりと意味)が十分に至っていないことが考えられた。養成校の最終学年において科目横断的な内容の授業もあるが、知識の定着とともに科目間の繋がりを持った保育の理解が必要なのではないかと考えられた。

### 第3節 事後アンケートの結果

#### 1. ストーリーライン

学生が試験体験後に書いた体験後の感想、意見、考えなどについて自由記述したものを分析したのが「事後アンケート」M-GTAによる分析-分析ワークシートのまとめ(カテゴリー化)である(表I-2-6参照)。そこから紡ぎ出された概念は44であり、カテゴリーは20である。さらに、そこから【試験問題の特徴】【試験方式・試験問題に関する疑問】【試験方式を体験して感じたこと学んだこと】【養成校方式・試験方式のメリット・デメリット】【保育士資格取得・保育士試験制度への提言】【グループワーク、グループディスカッションを体験してよかったこと】【保育士試験体験を通して新たに考えたこと】の7つのコアカテゴリーが生成された。

これらの概念、カテゴリー、コアカテゴリーをもとに結果図を「保育士試験」を体験した保育者養成校学生の意識形成プロセスの構造モデル～事後アンケートの分析として作成した(図I-2-2参照)。図中の【】はコアカテゴリー、《》はカテゴリーを、<>は概念を示している。

調査に協力した保育者養成校の学生が保育士試験を体験したあと、どのような感想や意見・考えを持ったのかについて、時間の位相にそって説明する。時間の位相は、今ここの相として【試験方式を体験して感じたこと学んだこと】【試験問題の特徴】【試験方式・試験問題に関する疑問】を取り上げる。次に、今ここの体験に触発されて、今ここの体験と2年～4年の過去の体験を可逆させる相として【養成校方式・試験方式のメリット・デメリット】を取り上げる。最後に、今のここと、2年から4年間の過去の体験を踏まえて「これからの相」として、【保育士試験体験を通して新たに考えたこと】に言及し、学生の意識形成プロセスを説明することになる。

学生たちは、今回の研究に協力することになるまで、保育者になるためには養成校に通うことを当たり前と思っていたので試験による養成があることを初めて知った学生もいるなどあまり試験方式に関心のない学生たちである。そのためか、試験を体験したことに新鮮さを感じている。2～4年間の学びを確認する機会(知識のなさを自覚することも含めて)になったとも言う。また、養成校方式と試験方式で資格を取得する人の違いにも意識がおよび、養成校方式においても、試験方式の試験内容を知っておくことが大切かもしれないと、養成校方式の学生が試験体験をすることを評価している(ここの今の位相:図1における【試験を体験して学んだこと】)。

実際に受けた試験の問題に関しては、出題の範囲は<4年間の学びの総復習>と感じている一方で、試験範囲の広さと細かさに触れ(《試験問題のむずかしさ》)、養成校での学びより試験方式の方が難しいと感じている学生もいる。公務員(保育士)の採用試験を受けた学生は、その採用試験の内容とほとんど変わらなかった(<公立採用試験と試験内容が似ている>)といい、採用試験の準備をしていたので今回の試験体験はその範囲内だったと言う。その経験を踏まえて、試験方式での資格取得は養成校での教科書やプリントだけでは難しく、試験に向けた勉強をしなければならないとしている。つまり、養成校の授業だけでは試験方式の試験でよい点を取ることができないとしている。

次に、学生は試験方式そのものに疑問を関している(【試験方式・試験問題に関する疑問】)。それは以下の3点である。一点目は、試験の様式が記述式ではなく5択でのマークシートで運や勘で正答することも可能であり、問いの意味をきちんと理解しなくても正答が可能になる危うさを指摘している。2つ目は、試験問題そのものが本当に現場に必要な知識であるのかどうかという問題の妥当性(《試験問題の妥当性・現場で本当に必要な知識なのか》)、また、問題が少ないために養成校で学んだ内容が網羅されておらず簡単であることを指摘し、真に保育士の専門性に必要な知識が網羅されているのかの検討が必要であるというものである。3つ目は、試験方式だけで保育士としての専門性を判断できるのか(<試験だけで保育士の能力が判断できるか>)という指摘である。

【試験方式・試験問題に関する疑問】の延長線上に位置づけられるのが、ここの今の体験と2年～4年間の養成課程での学びと対応させた【養成校方式と試験方式のメリット・デメリット】の感想・意見・考えである。(ここの今の相と過去の相を可逆させて比較する位相)。今回、事後アンケートから生成された概念が44であるが、そのうちの15(おおよそ34%)がこのコアカテゴリー下にあることから、試験体験学生の関心が高いと言える。養成校方式と試験方式のメリット・デメリットは、3つのカテゴリーに分けられる(表I-2-6参照)。一つは同じ国家資格である保育士が異なる方法でその資格が取得されることに対する疑問(《試験方式のデメリット》)である。2つには、《養成校方式、試験方式どちらが良いとも言えない》という意見・考えである。その理由として、<保育の質の向上には知識

と実践のどちらも必要>とし、養成校方式（学生は養成校では実践に重きを置いていると考えている、それだけ養成課程の中で実習は重要な科目と捉えていることが理解できる）、試験方式（知識に重きがあると考えている）のどちらの方式にも足りないものがあるとしている。しかし、養成校の学生であり、まだ現場を経験していないこと（実習と仕事としての保育士の実践との違いに気付いている）から、自らの考えに確信が持てないでいることも伺える（<養成校の学生として今回の試験体験の視点の限界（対保育現場）>）。それを埋めるかのように、3つめのカテゴリーとして、《試験方式のメリット》として、<養成校卒業後に資格取得試験を受けることに賛成>としている。理論と実践の両方が大切であることを踏まえて、養成校の良いところと試験の良いところの両方が、保育士の質を向上させてとしている。ただ、養成校卒業後に資格取得試験を受けることは、かなりハードルが高いうえに保育士の地位が他の国家資格と同等でない（地位が低い）などから受験する人（保育士希望者）が減るかもしれないとも考えている。

この両義的な局面を打開する方策として【保育士資格取得・保育士試験制度への提言】を大きく2つにまとめている。一つは現在の《保育士資格取得方法の検討が必要》であり、保育についての専門的知識を持った人間性もしっかりした保育士が育つような方法の検討の必要性を挙げている。2つには、《労働環境の改善》である。保育士資格が他の国家資格と比較して取得しやすいことが、その地位に反映されて待遇が悪いのではないかと考えている。一方で、現状の保育士不足も認識していて、保育士が持つ専門性と現状の保育士不足の両方を満足させる方法として、幼稚園教諭免許のように、専修、一種、二種と分けるのも一つの方法という。この資格の差別化は養成校に通う経済的・時間的余裕がないが、保育士になりたい人への道を開く（<資格取得方法の多様性の提案>）と考えている。さらに、保育士資格は、0歳から18歳未満の子どもたちの福祉施設の保育・養育をカバーする専門職であるので、保育所で働く、児童養護施設で働くなどより専門化した資格にしてもいいのではないかとという。

最後に、本研究の方法に対する感想・意見・考えを整理する。本研究における<試験実施方法に対する意見>として、課題として要求されたことにじっくりと取り組むには時間が足りなかったが、グループワークでは、仲間との自由な発言などを通して、今後の<自らの保育者としての課題>をみつけるなど有意義であった（【グループワーク、グループディスカッションを体験してよかったこと】【保育士試験体験・グループワークを通して新たに考えたこと】）としている。学生にとっては、調査に協力すること自体学びであったことが理解できる。

「事後アンケート」 M-GTAIによる分析 分析ワークシートのまとめ(カテゴリー化)

| コアカテゴリー         | カテゴリー               | シート番号 | 概念                      | 定義   |
|-----------------|---------------------|-------|-------------------------|--|
| 試験問題の特徴         | 保育士試験と公務員試験との類似性    | 5     | 公立採用試験と試験内容が似ている        | 試験内容は公立の採用試験と共通する内容だと感じた   |
|                 |                     | 6     | 試験問題は4年間の学びの総復習         | 保育士試験は4年間の学びの総復習だと感じた  |
|                 | 試験内容・出題範囲           | 7     | 試験範囲の広さと内容の細かさ          | 試験では出題範囲が広く、細かい内容まで出題されることを知った                                   |
|                 |                     | 8     | 保育士試験の試験問題の難しさ          | 保育士試験の試験問題は範囲が広く細かい知識を問う点もあり、難しいと感じた。                            |
|                 | 試験問題の難しさ            | 9     | 9教科分の試験勉強の大きさ           | 保育士試験は1教科のみだが、保育士試験では幅広く詳細な知識を9教科で求められるため、試験勉強が大変だと感じている。        |
|                 |                     | 10    | 試験方式で保育士資格を取得することの大きさ   | 試験方式で保育士資格を取得することの大きさを感じた  |
|                 |                     | 33    | 合格率、合格ボーダーライン正答率に対する気づき | 合格率2割、合格ボーダーライン6割が気になる   |
|                 |                     | 35    | 試験方式選択者への疑問             | 試験を選択し受験する人への疑問  |
|                 |                     | 1     | 試験問題の妥当性、現場で必要な知識なのか    | 試験問題が現場で必要な知識なのか疑問を感じている   |
|                 |                     | 2     | 試験内容を検討すべき              | 問題が少ないため科目で学んだことが網羅されておらず簡単であること、実習がない等の問題点を気づき試験内容を検討すべきだと感じている |
| 試験方式、試験問題に関する疑問 | 試験で保育士の能力は判断できるか    | 3     | 試験だけでは判断できない部分がある       | 試験では、人柄などその人の良さを発見して判断できない。(保育士には人柄も重要な要素だと考えている)                |
|                 |                     | 4     | マークシート式回答の問題点           | 問題がマークシート式であるため、運や勘で正解することも可能である                                 |
|                 |                     | 12    | 試験方式を体験して感じたこと          | 試験方式の孤独感、他の教科目への関心、新鮮な感情の体験                                      |
|                 | 感情体験                | 44    | 保育士試験を体験して(感謝、貴重な体験)    | 保育士試験を体験して(感謝、貴重な体験)を体験できたことへの思い                                 |
|                 |                     | 13    | 試験方式で資格取得できたと知った        | 養成校方式しか知らず、試験方式で保育士資格を取得できたことを知らなかった。                            |
|                 | 試験方式を体験して感じたこと学んだこと | 14    | 試験方式の内容を知ることができた        | 試験方式を体験でき、どのようなものか知れた良かった  |
|                 |                     | 15    | 養成校でも試験方式の問題は知っておく必要あり  | 養成校方式の内容も試験方式で問われる内容を知っておく必要があるかもしれない                            |
|                 |                     | 16    | 知識が身に付いていることの確認         | 試験体験で知識が身に付いているか確認することができ、理解も深まった。                               |
|                 |                     | 17    | 試験内容に関する知識の欠如           | 保育士試験体験後に自分自身の知識のなさを自覚する   |
|                 |                     | 18    | 今後の課題                   | 将来の保育者としての自分自身の課題  |

| コアカテゴリー               | カテゴリー          | シート番号 | 概念                             | 定義   |
|-----------------------|----------------|-------|--------------------------------|--|
| 養成校方式・試験方式のメリット、デメリット | 養成校のメリット       | 23    | 養成校に通ったことに関する肯定感               | 試験方式を体験した後には養成校の良さを再認識する                         |
|                       |                | 24    | 養成校で得られる学び                     | 養成校では試験だけでなく得られない学びがある                           |
|                       |                | 11    | 保育士取得課程の実習の学びは重要               | 試験方式には実習がないことの問題点について                            |
|                       |                | 28    | 保育士養成は一定の質が保たれている              | 大学は違っても厚労省で定められているから養成校を出た保育士の質は保たれていると今回の体験で感じた |
|                       |                | 37    | 実習の有無による身につく内容の差               | 実習の有無によって身につく内容に差がある                             |
|                       |                | 39    | 養成校での講義と実習結びつき                 | 実習に行ったら講義の内容と経験が結びついた学びを感じる                      |
|                       |                | 40    | 自身が養成校の学生だから感じる養成校の優位点         | 養成校の学生だから養成校のほうがいいと偏った見方をする                      |
|                       |                | 29    | 養成校卒業後、資格取得試験をうけることについて賛成      | 養成校卒業後、資格取得試験をうけることについて賛成、その中のメリットとデメリット         |
|                       |                | 38    | 資格取得方法の違いに対する疑問、違和感、不満         | 同じ保育士資格でも違う方式で取得できることへの疑問、違和感、不満                 |
|                       |                | 25    | 養成校方式、試験方式どちらが良いや悪い            | 養成校方式と試験方式はどちらにもメリットがあるため、一概にどちらが良いや悪いとは言えない     |
|                       | どちらが良いか一概に言えない | 26    | 養成校方式、試験方式 どちらにも足りないものがある      | 養成校方式と試験方式にはどちらにも足りないものがある                       |
|                       |                | 27    | 保育の質の向上には、知識・実践どちらも必要          | 保育の質を上げるためには、知識と実践をバランス良く身に付けていることが大切            |
|                       |                | 36    | 試験方式、養成校方式それぞれ身につけているかや質の差異    | 試験方式は知識面に強く、養成校は実習により実践面に強い                      |
|                       |                | 41    | 養成校の学生として今回の試験体験の視点の限界(対 試験方式) | 自身とは対峙する試験方式の人の考えが気になる。                          |
|                       |                | 42    | 養成校の学生として今回の試験体験の視点の限界(対 保育現場) | 学生なので実際の保育現場のことはわからないから実際の現場の声を知りたい。             |
|                       |                | 30    | 資格取得方法再考の提案                    | 資格取得方法について考え直す必要がある                              |
|                       |                | 31    | 資格取得方法の多様性の提案                  | 資格取得方法の多様性があるのもいい                                |
|                       |                | 32    | 保育士資格は取得しやすい                   | 保育士資格は他の国家資格と比べて資格取得しやすいためである。                   |
|                       |                | 43    | 保育士試験体験の実施方法に対する意見             | 保育士試験体験の実施方法に対する意見                               |
|                       |                | 22    | 今後の課題                          | 将来の保育者としての自分自身の課題                                |
|                       |                | 18    | 仲間のたいせつさ                       | グループワーク、グループディスカッションが有意義だった(仲間)                  |
|                       |                | 19    | 自由な発言                          | グループワーク、グループディスカッションが有意義だった(自由な発言)               |
|                       |                | 20    | 発見・学び                          | グループワーク、グループディスカッションが有意義だった(発見・学び)               |
|                       |                | 21    | 多様な意見・考え                       | グループワーク、グループディスカッションが有意義だった(多様な意見・考え)            |
|                       |                | 34    | 労働環境の改善                        | 保育士の労働環境の改善希望                                    |



## 2. 学生の感想・意見・考えに対する保育士養成の視点からの考察

おおよそ、専門職は大きく2つに分けられる。一つは、基礎科学と応用化学を厳密化することが可能な実証科学を基盤として形成される職業であり、具体的には医師や弁護士などである。彼らは、技術的合理性に基づいて仕事をすることを常俊、技術的熟達者と呼ばれる。もう一つは、基礎科学と応用化学の厳密化が困難な領域の専門職である。それは、現実の複雑な状況を生きるクライアントが直面する問題は複合的であり、専門家は自らの専門性の領域をこえる課題にクライアントとともに立ち向かうことが要求される専門職であるとし、反省的実践家と呼ぶ（D.Schön, 1983）と言う<sup>2</sup>。その専門職とは日常生活に生起する複雑な課題を抱えやすい教師や看護師、保育士などがある。

反省的実践家における知識と技術の厳密化の困難は、実践状況の複雑さに由来しており、反省的実践家の専門性は「行為のなかの省察」にあるとしている。「行為の中の省察」のフェイズは、状況との対話（行為の只中の省察）、行為後の省察、さらに、行為についての省察を含んでおり、それと並行して「自己との対話」を展開している<sup>3</sup>と言う。

以上のショーンの考察に依拠して保育士の専門性を考えると、保育は必要な専門的知識と技術に厳密に分けられない領域の出来事であり、さらには、その出来事に関わる保育士自身の自己の在りようを含めたものであるということが出来る。

保育士の職務を規定している児童福祉法では、第18条の4に「この法律で、保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう（下線筆者）」とあり、保育所保育指針（第1章総則、2保育所の役割）では、「保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもつて、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである（下線筆者）」と規定している。さらに、保育所保育指針解説書において、保育士の専門性を具体的に次のように述べている<sup>4</sup>。

- ①子どもの発達に関する専門的知識を基に子どもの育ちを見通し、その成長・発達を援助する技術、
- ②子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を細やかに助ける生活援助の知識・技術、
- ③保育所内外の空間や物的環境、様々な遊具や素材、自然環境や人的環境を生かし、保育の環境を構成していく技術、
- ④子どもの経験や興味・関心を踏まえ、様々な遊びを豊かに展開していくための知識・技術、
- ⑤子ども同士の関わりや子どもと保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助をしていく関係構築の知識・技術、
- ⑥保護者等への相談・助言に関する知識・技術などが考えられるとしている。

以上に見るように、知識と技術が一体となって「子どもの最善の利益（児童が心身ともに健やかに育成される：児童福祉法第1条）を追求するのが国民の一人として、又は18歳未満の子どもに関わる専門職である保育士の職務内容である。知識と技術を一体化させているのが、保育所保育指針のいう専門的知識、技術及び判断というように、そのときどきの複雑な状況と対話しながら、手持ちの専門的知識・技術をどのように用いるかの判断まで含めてその専門性を規定していることに注意が必要である。さらに、倫理観に裏打ちされた専門的知識・技術である。専門職は、その職務を遂行する上での倫理綱領を持っている。全国保育士会（2016年現在、おおよそ180,000人の会員を擁する）の倫理綱領は、子どもの最善の利益の尊重、子どもの発達保障、保護者との協力、プライバシーの保護、チームワークと自己評価、利用者の代弁、地域の子育て支援、そして、専門職として「私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします」ということを内容としている。

保育士養成校においては、以上を意識して6つの系列（保育の本質・目的、保育の対象、保育の内容・方法、保育の技術、保育実習）と3つの教授形式（講義、演習、実習）から多角的に養成のプログラムを組んでいる（図I-2-3参照）。

<sup>2</sup> ドナルド・ショーン著佐藤学・秋田喜代美訳 専門家の知恵 ゆみ出版 p.1～p.11)

<sup>3</sup> 同上 p.10

<sup>4</sup> 日本保育協会 保育所保育指針 2008 p.11



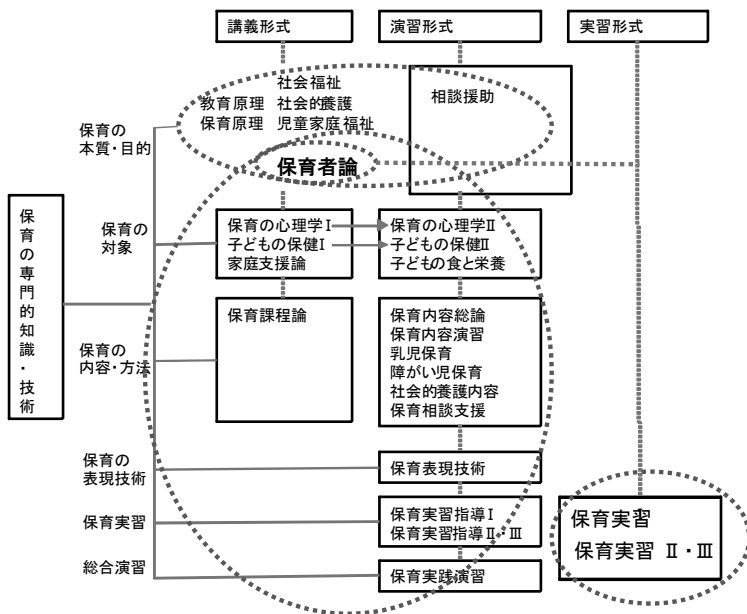


図 I-2-3 保育の専門性—保育者論を中心に養成教科目の学びの形式からの整理<sup>5</sup>

専門家としての保育士は、保育の本質についての理解が核にして、その本質に迫るための実践を考える科目群（対象の理解、保育の内容・方法の理解）があり、それらをどのように実践するのかの科目群（保育の表現技術、保育実習）がある。そして、先に引用した、ショーンの言う「現実の複雑な状況を生きるクライアントが直面する問題は複合的であり、専門家は自らの専門性の領域をこえる課題にクライアントとともに立ち向かうことが要求される専門職」としての力を獲得するための科目として、保育総合演習や卒業論文（おもに4年制養成において）が位置づけられている。つまり、保育の現状における課題の解決を図るために、科目を横断させて考える力を獲得するための科目と考えることができる。

養成課程では、2年から4年の期間の中で、理論（養成校での学び）と現場での学び（保育実践する実習）を繰り返し、じっくりと理論を身体化し、子どもの前に立つあるいは保護者の前に立つ専門職として、倫理観（公共的使命と社会的責任の意識化）に裏打ちされた知識や技術を獲得できるようにプログラムを組んでいる。それも十分に養成教育が実践できているかと言うと、不十分であるが、卒業時には専門職としての入り口に立てるようにと考える養成のように思う。

#### (1) 試験方式に対する疑問

学生たちは、2年から4年のあいだ、上記にあげた養成機関に身を置き保育の専門的な知識・技術を学んだ学生たちである。自ら受けた教育が図 I-2-3 に示すような構造を持っていることが理解できなくても、試験方式に問題を感じている。それは「試験の内容に関しては疑問を感じる内容も多くありました。子どもたちとのかかわりの正解は一つではないし、試験の内容すべてが役立つかと思えば、私はそうとは感じませんでした（29 注 巻末資料6「事後アンケート」分析ワークシートの学生No.以下同じ）」。また、「歴史上の人物について出題されていて、授業では現場で使うことはないと思っていたが、それらは保育者として必要な知識とも感じ難しさを感じた（33）」などに見られるように、「現場で役に立つ」ということが学生たちの判断の重要な視点として上げることができる。しかし「現場で役に立つこと」の内実をハウトウであるとする危険性も否定できない。33の学生の記述に見るように「役に立つ」ことを、子どもとの関係をより深くそして、子どもの最善を考える上での基本的な知識としての保育の本質の系列での学びの重要性にうつつらと気づいているように思える。一方で、「本当に受験するとしたら相当のストレス（22）」「試験は難しく授業で習ったものでも難しく質問されるので難しく感じました（24）」「一科目だけの試験体験でも大変だったので、これが9科目となると難易度が高くなると実感した（12）」という意見に代表されるように純粋に、保育

<sup>5</sup> 厚生労働省：指定保育士養成施設の指定及び運営の基準（2013）より筆者作成

士試験そのものの難しさを上げている学生もいる。

また、科目の試験の問題数が 20 問と少ないことに危惧を感じている。そこには養成校の科目で学んだことが網羅されておらず簡単であることを指摘している (20)。そして、知識は必要であるが、試験はその知識のみを問うている。試験は暗記することでも合格点が取れそれで保育士になることへの疑問を次のように上げている。「知識を頭に入れておくことも大切ですが、実際に現場で働くようになると、知識に加えて自分の頭で考えることが求められるようになると思います。養成校は学生同士や先生との保育観の共有ができるので、考えるということが出来ますが、(試験は) 独学で暗記の世界になりがちです。作文やグループディスカッションといった試験方式があっても、今後の現場のコミュニケーション力や、臨機応変な柔軟な考え方を身に付けるためには良いのではないかと思います (20)」。この学生の意見は、まさに養成の授業方式の演習形式の重要性に気づいた意見・考えということができる。また、今回試験を体験して、自らの知識の浅さ (1、4、14、26、51 など) と、試験勉強している人の知識の多さを実感している。これらの感想を持つ学生に対して、知識を獲得することとその知識を使ってどのように子どもや保護者、同僚などに関わるのかについて考えることを意識した養成が必要になる。また、試験方式には 20 の学生が指摘するように、反省的実践家としての保育士をどのように養成するのか。つまり、専門的知識・技術及び判断における状況と対話する経験をどのように保障し、専門職としての態度の形成を図るかという難しい課題が導き出されたと思う。

## (2) 養成校方式と試験方式に対する考え

### ①養成校での学びを肯定的に捉える

ここでは、養成校方式と試験方式に対する学生の意見や考えをもとに、保育士養成の考え方を考察していく。学生の多くが、試験を体験した後においても養成校に通ったことを肯定的に捉えている。肯定の仕方が 2 通りあって、一つは、「養成期間中に考えたことはすべて自分の糧となる (25)」に代表されるように、漠然としたものである。他は、「(この試験体験に参加して改めて認識したが) 他校の学生と交流することで、実習での貴重な経験の重み、単位を修得するうえで努力したことを振り返り、養成校方式の方が専門性が高いと実感した (26)」「共に学ぶ仲間がいたことや実習や部活を通して実践的なことが学べたことです (47)」に代表されるように実習や友だちとのディスカッション、共に学ぶ仲間がいたことが良かったという理由から養成校方式を肯定的に捉えている。

加えて学生の中に、保育士になるための方法として養成校方式と試験方式の両方を知っていて養成校を選んだ学生がいた。その学生の養成校を選んだ理由は以下の通りである。

「私は社会人入試で A 短大に入り、2 年間学んできました。A への受験を決める前は、試験を受けることも考えたことがありました。ただ、私は自分の性格上、1 人で参考書等を使って勉強し続けることが上手く出来ず、また実践経験がまったくないまま現場にでる不安感もあり、学校へ通うことにしました。養成校に通い、感じたことは、私は子どもに対してどんな願いを持ってかかわっていききたいのだろう・どのような援助をしていききたいのだろう・私の保育観で何だろう…と考える時が沢山あったということです。このことにより、子どもに対するかかわり方・思い・願い・保育する立場としてのあり方について、より思いが強くなったと感じています。また、より深い学びに繋がったきっかけは、実習での体験があったからでした。保育所だけでなく幼稚園・児童養護施設・障害者施設へ行くことでより深い学びになったと実感しています。とても大変だったけれど、行ったからこそ多くの学びとなりました。普通に試験を受けただけでは、この考え方はできなかったと感じています。たしかに試験合格は大変だけれど、保育者としての知識を深めるために学ぶというよりは、合格するために必死に勉強することが現状ではあるのでは…? と強く思いました。また、友だちと保育について話し意見を交わす機会があることは、より考えを深められることに繋がり、良いと感じています (13)。」

13 の学生は自分の性格から養成校が向いていると判断したこと、そして養成校で感じたこととして、「私は子どもに対してどんな願いを持ってかかわっていききたいのだろう・どのような援助をしていききたいのだろう・私の保育観で何だろう…と考える時が沢山あった」そして、それがより深い学びにつながったのは、実習体験があったからだ」と記述している。また、「友だちと保育について話し意見を交わす機会があることは、より考えを深められることに繋がる」と記述している。

ここで学生たちが、養成校の良さとして捉えている意見や考えは、試験方式では考えられない、目的を持った仲間たちとゆっくり流れる時間を共にすることを通して、青年期の課題とも言われる「アイデンティティの確立 (人とし

ての育ち)」のための時間を過ごし、そしてそれは「保育士アイデンティティ（社会人としての進路選択）」のための時間に必要な時間とも考えられる。養成校は、専門職養成であるとともに、そこで学ぶ一人の学生の育ちのサポートも要求されるのは当然のことであり、それらを意識して養成することが要求されると言える。

## ②試験方式の良さと不足している点

試験方式で保育士資格を取得することを肯定する意見はなく、むしろ試験方式で資格が取得できることに疑問や違和感、不満を感じている。具体的な意見・考えを上げてみると以下ようになる。

「今日の試験を受けてみて、暗記すれば解ける問題もあったので、養成校に通っている私からするとずるいと思った(20)」「試験を合格するだけで保育士になれることに驚いた。本当に試験だけでよいのかと思った(5、10)」「養成校では4年間をかけて学ぶことを一回の試験で問うとしたらこの程度の内容が必要となるだろう。試験では養成校の学生が実習等で得る子どもへの思いや保育観を、問題を解き解説を読むことで得ているのだと推測できた。しかし、養成校で学んだものとしては試験方式に対する違和感を多く残している(40)」などが上げられている。40の学生などは、試験方式は試験だけなので養成校の試験よりも難しいのは当然であると一定の理解を持ちながらも、実習等で得られる(より深まる)子どもへの思いやそれを土台にして形成されていく保育観の形成には限界(実際の保育現場で起きるできごとの当事者として、心身ともに子どもに関わる経験を通して自らの保育観が形成されると考えると)があるのではないかと考えていることが理解できる。

試験体験は、養成校で学びさえすればよいというような単純な考えから脱して<養成校卒業後に資格取得試験を受ける>ことの良さに言及している。保育士の質や待遇の改善の為にという視点からの意見が多く、それは次の19の学生の意見に集約されるのでそれを挙げる。

「私は公務員試験を受けたので、今回の試験の内容や難しさは、保育士試験と共通するものが多かったです。しかし、保育士試験の方が、より深い知識が必要だと感じました。この知識を試験受験者には求めるのに、養成校出身者には数字という形(知識そのもの：筆者注)では求められない点に疑問を感じます。私は国家試験を養成校にも導入して(保育士資格を)他の国家資格と同等にすべきだと思います。実習や先生方の講義を聞き、さらにその集大成として学びを出す(確認する：筆者注)国家試験を受ける、この流れを保育士もするべきです。ただ入学さえしてしまえばそれでよいという考えもなくなり、より授業や経験を大切にすることははずです。そして、社会的な地位も今は少し違ったものになったり、すぐに辞めてしまう潜在保育士の問題も改善されたりすると思います。そういった面も踏まえ、これからの制度を見直していく必要があると思います。(19)」

この意見からは、保育士資格取得の為に養成校に入りさえすればいいという学生もいる事実を指摘していると考えられると、養成のあり方(内容だけではなくどのような授業を展開するのか、そして養成の結果まで見届けているのかという)を鋭く問うていて、養成校教員の課題として検討し続けなければならない問題を学生から指摘されたと受け止めることが重要である。

## ③養成校方式と試験方式のどちらにもメリットとデメリットがある

最初に結論から述べると、グループディスカッションから「養成校方式と試験方式において、どちらも完全ではないことが共有できたので、どちらの方法でも(保育士の重要な役割である)子どもの育ちを保障できるようになればいいと思う(11)」「保育者になったら子どもとしっかりと向きあって子どもの育ちを支えていくことが重要なので、そのような方法で保育士になったかは関係ない(28)」ということたどり着いている。保育士は専門職としての自覚をもち、子どもの最善の利益を保障する(子どもとしっかりと向き合い、子どもの育ちの保障する)ことが最も重要な視点であり、その資格の取得方法は最重要課題ではないと考えている。

このことを踏まえるならば、「その人のライフスタイルとか、考え方とかで養成校方式、試験方式のどちらを選んでもいいのではないか(9)」「資格取得の過程は個人の状況に合った方法でいいのではないかと(31)」と資格取得の可能性を、個人の人生の計画の中に位置づける視点を持ち合わせていることが理解できる。また、「様々な状況の中で自分の意思によって取得することができると思うとどちらがいいとか言えないと感じた(42)」「どちらのメリットとデメリットがあることをきちんと理解して自分の進む道を決めなければならない(43)」というように、更に個人の生き方に焦点を当てて、その結果に自らで責任を持つことの重要性を述べていると考えられる。

以上のことから、学生たちは自らの経験から離れて、物事を一方的にはなく多角的に検討する視点を持ち合わせ

ていると考えられ、それは極めて健全な考え方をしていることがわかる。これこそが、養成校が学生に獲得してほしいと願っている「保育者の思考方式」であると考えられる。

#### ④調査研究におけるグループディスカッション時の学生の様子

学生たちが、以上の思考方式をある程度獲得していることで、今回の研究が成立していると考えられる。今回の研究において、各養成校から集まった学生は、試験当日に顔を合わせている全くの見知らぬ者同士である。その学生たちが、グループディスカッションで、お互いに意見を出し合うことが勉強になり貴重な体験（発見や学びがあり）であり有意義だったという。さらに、その人たちを同じ夢を持つ仲間として位置づけてもいる。そして、他の科目を受けた学生のグループディスカッションの意見も聞きたかったという学びに対する態度こそ養成の成果と考えられなくもない。

#### (3) まとめ—保育士養成制度への考え—

これまで、学生の事後のアンケートの考察をしてきた。すでに関連個所で述べたことであるが、養成校方式、試験方式のいずれにもメリットとデメリットがあるとしていることから、資格取得方法の再考が望まれるとしている。保育士の質や、待遇改善の為に、他の国家資格と同等の資格となるような方策の検討、たとえば、試験方式では保育士の専門性獲得が危ぶまれることを危惧し、自ら体験した養成校での保育を考える上で有意義だったこととしてあげている実習を経験するとか、同じ夢を持つ仲間との保育についてグループディスカッションなどを試験方式の中に取り入れることなどの検討が必要であると考えている。

理由としては、試験は、答えがはっきりとした根拠を持った知識が問われている。保育の実践に知識が必要であることは確かであるが、その知識が暗記した知識としてではなく身体化されたものとなるには、実習が重要である。保育現場における対応はその場の状況との対話を通して、そこにおける最善の方策を瞬時に判断して対応すること求められそれこそが専門性の一つである。保育現場におけるその場の対応は一つとは限らない。複雑であいまいな状況のなかで様々に考えられる対応の中から、その場の最善を判断して対応することを専門とする保育職としての態度を学ぶのは、子どもとのかかわりであり、保育者とのかかわりであり時宜を得た助言である。それが実習であるとしている。さらに、専門性を深めるための自らの学び（実習後の養成校の授業）であり、自らの疑問や考えを仲間と交換するディスカッションであったりする養成校での経験が、保育士としての自らを育てたと考えているからである。

一方、学生は、養成校方式が万全かと言うと、そうではなく、養成校方式では知識のなさを振り返り、これらのマイナスを補う方法の一つとして「卒業後の試験の導入」を挙げている。試験体験をした学生の素直な感想・意見・考えであるとする。それは、あくまでも、養成校での実習や仲間とのグループディスカッションを十分に経験したうえでということになる。

ここで、考えておきたいことは、実習が成立する条件、グループディスカッションが成立する条件である。何も無いところでそれらが成立するはずがなく、養成校での普段の学びが前提になっていることの重要性である。今回の試験体験が、有意義だったとしているのは養成課程をほぼ終えている段階でのことである。学生たちが重視する実習は、養成段階の最初ではなく、ある程度の理論を学んだあとのことである。それを皮切りに、幼稚園教諭免許状を併有している場合は、保育実習（保育所、保育所以外の児童福祉施設）をある期間において10日間ずつ、保育実習Ⅱ（保育所）と保育実習Ⅲ（保育所以外の児童福祉施設）のいずれかで10日間、幼稚園実習を2回に分けて4週間と、2から4年間の養成期間中に何度も養成校での学びと保育・養育・教育の現場を往還することになる（図Ⅰ-2-4参照）。

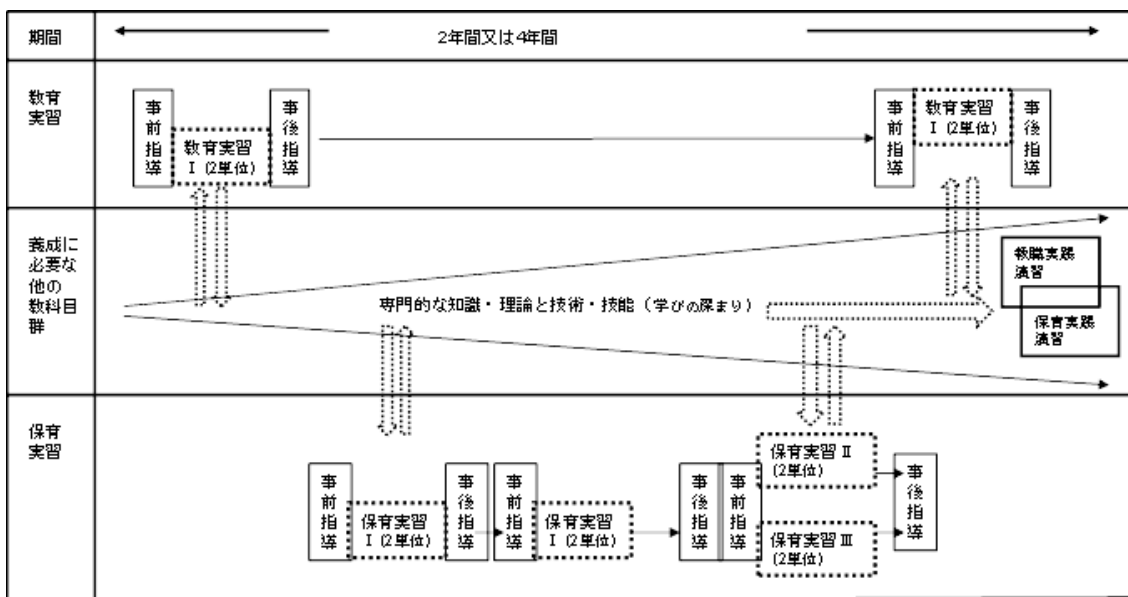


図 I-2-4 実習と専門の学びの往還関係

すでに挙げた試験方式を知っていて自らの性格に合わせて養成校方式を選んだという 13 の学生の意見である「保育士になるために学ぶ養成校と、合格するために学ぶ試験方式」という意見は、保育士養成のあり方を検討するうえで示唆に富んでいる。

長い時間をかけて理論と実践を往還させる過程が保育士養成には必要であるということを教えてくれる。

「…養成校に通い、感じたことは、私は子どもに対してどんな願いを持ってかかわっていききたいのだろう・どのような援助をしていききたいのだろう・私の保育観で何だろう…と考える時が沢山あったということです。このことにより、子どもに対するかかわり方・思い・願い・保育する立場としてのあり方について、より思いが強くなったと感じています。また、より深い学びに繋がったきっかけは、実習での体験があったからでした。…」というように、試験方式で問われる知識の背後について思いを巡らせていて、養成方式のほかには代えがたいメリットを指摘している。

学生たちが、養成校卒業後に資格取得試験を受けることについて賛成しているが、それは、保育の本質を含む専門科目の系列 (図 I-2-3 参照) の学びがあつてのことである点を強調したい。この点を強調してもし足りないのは、養成校方式の目的を忘れて、卒後の資格取得試験を課すことに重きを置くと、つまり、保育士の合格率を第一の目標にする養成校の在り方は、学生たちが言うような試験方式のデメリットが露わになる。合格するために学ぶ養成校のあり方は、厳しく戒められなければならないと考える。

学生たちが言うように、専門的な知識は必要である。その知識は実践をより確かなものにしていくためのものである。養成校方式に関わるものは、学生たちの知識の不足に対する認識をしっかりと受けとめ、普段の養成のあり方 (内容・方法) の検討が必要になる。

また、現行の試験方式を改善するとしたら、試験問題の中に記述 (論を問う) やグループディスカッションを取り入れる方策を学生たちは提言していることは先に述べた。現実の問題として、保育士試験が年に 1 回以上の実施 (平成 28 年度から実質 2 回実施予定) で、一回の受験者が約 50,000 人であることを考えると気の遠くなるような提案と言わざるを得ない。

学生たちが、グループディスカッションを通して保育士の専門性の原点にたどり着いたように、養成に関わる教員やその周辺の専門家は保育の本質や原点に立ち返って、保育の対象である子どもや家族、地域にとっての最善を実現することに向けて、何を専門家に望むのかを検討し、その望みにそつた養成を考える必要があるのではないか。保育所に入れぬ待機児の解消は何とか解決しなければならないが、その点だけに目を奪われることなく保育の質の向上、保育士の地位の向上 (他の国家資格と同等の、あるいはそれ以上の資格として) 待遇改善も視野に入れた検討が急がれる。

## 第4節 総合考察

### I. 試験体験の経過

本調査研究における重要な検討課題である養成校方式と試験方式の比較検討の一助として、保育士養成施設の在校生に対し、通常の保育士試験を体験してもらい、質的インタビュー調査を実施したところ、両方式の相違点や共通点等に関して種々参考になる結果が示された。

大学、短期大学、専修学校を通じてすべての学生は、すでに所定の履修を終え、卒業前の段階にある最高学年の学生たちであり、基本的には、すべての試験科目に対する専門的知識を学び終わっている学生であった。

学生への事前のオリエンテーションの段階で、試験体験は学生の試験の成績を評価し、あるいは養成校の学生と保育士試験受験者との成績を比較するという趣旨では全くないことを徹底して伝えていた。また、試験体験前に、担当する科目の過去3年間分の試験問題を資料として配付していたが、試験体験においては、実際の流れと同じ設定ですすめられ、緊張感を伴う試験体験であった。試験時間60分(7科目)及び30分(2科目)ともに、制限時間よりも前に解答を終えていた学生が非常に多くみられた。

養成校での様々な授業体験の積み重ねもあり、その後の質的インタビューでは非常に積極的で闊達な対応がみられた。

### II. 質的インタビューの結果と分析のポイント

以下に、KJ法及びM-GTA法に基づいてすすめた質的インタビューの質問毎の結果と考察のポイントをあげてみたい。

なお、ここでは出題の方式や形式に関するものは除いて、まとめた。

#### 1. 「養成校方式」ではなく、「試験方式」を体験して最も強く考えたこと、思ったこと、伝えたいこと

総じて、試験問題の難易度に関する言及よりも、知識だけで実践が伴わない試験方式に関する言及が主とした論点となっていた。養成校での座学による学びと実践を伴う実学の学びを経た「自信と誇り」が共通する事項として浮かび上がっていたことが特徴としてあげられ、試験だけでは、保育現場での対応に不安があるという思いが集約された「強く伝えたい内容」であると思われた。

#### 2. あなたが受けた試験科目の内容について最も強く考えたこと、思ったこと、伝えたいこと

##### (1) 保育原理、教育原理、保育実習理論

保育の本質的な内容を中心とする3科目については、必要以上に深く広い知識を問われているという印象がみられた。また、正答を一つに絞る上で、実践における対応の多様性の課題が指摘されていることは、重要な点であった。

##### (2) 社会的養護内容、児童家庭福祉

児童家庭福祉にかかわる2科目に関しては、とくに、知識や理想(座学で学ぶこと)と経験や現実(実技や現場で学ぶこと)との対比が指摘され、(1)と共通の思いが示されている。

また、問題として難しかったという印象や、養成校での授業との関連性の薄さなどもあげられていることも、重要である。

##### (3) 社会福祉、子どもの心理学

やや異なる背景を持つ2科目に関しては、出題範囲の広さや難しさが指摘されているとともに、社会福祉に関して法律や制度等の出題の多さ、保育の心理学では、事例に基づいた問題への肯定的評価とともに、限られた選択肢から正答を出す難しさなど、前述と共通の課題も指摘されている。

とくにKJ法による図解化の中で、両科目が対比的に二分化され、試験方式と養成校方式の構図が見事に表現されたという考察は、示唆的なものを含んでいる。

##### (4) 子どもの保健、子どもの栄養

2科目とも、保育における保健や栄養の重要性から、問題数を増やすことも含め、幅広い出題が求められている。また、これらの多様な幅広い知識が問われる必要性とともに、記述のような実践の学びと深く関連していないと知識

だけでは不十分である趣旨の意見も多くみられた。

なお、科目毎に分析したこの項のなかで、“試験方式は広く深い知識が求められているが、科目分断的であること、それに対して養成校方式は、必ずしも広いとは限らないが、断片的ではなく科目横断的である”という重要な視点が述べられている。

さらに本章第2節においては、科目毎に設問の特徴や出題・回答の方式、方法も含め深く詳細な分析が加えられている。今後当たって参考となる内容が多面的に示されている。

なお、他の章や第2部の中でも、社会的養護、相談支援等の保育ソーシャルワーク分野について、養成校における授業のウエイトや重要性が低いこと、並びに試験科目のウエイトや重要性が低いことが指摘されていることも、今後十分検討する必要性の高い内容である。

### Ⅲ. 事後アンケートの結果と分析のポイント

事後アンケートの内容は、M-GTA法により分析し、抽出された概念は44、カテゴリーは20、コアカテゴリーは7となった。コアカテゴリーは、以下の通りである。

【試験方式を体験して感じたこと学んだこと】【試験問題の特徴】【試験方式・試験問題に関する疑問】【養成校方式・試験方式のメリット・デメリット】【保育士資格取得・保育士試験への提言】【グループワーク、グループディスカッションを体験してよかったこと】【保育士試験体験を通して新たに考えたこと】

これらのコアカテゴリーを、時間の位相を通して分析し、それらを踏まえて、学生の感想や考え方に対し、とくに以下の点について保育士養成の視点から考察がなされた。

以下に、例示された学生の意見のうち、とくに参考となるものを引用する。

#### 1. 試験方式に対する疑問

『知識を頭に入れておくことも大切ですが、実際に現場で働くようになると、知識に加えて自分の頭で考えることが求められるようになると思います。養成校は学生同士や先生との保育観の共有ができるので、考えるということができますが、(試験は)独学で暗記の世界になりがちです。作文やグループディスカッションといった試験方式があっても、今後の現場のコミュニケーション力や、臨機応変な柔軟な考え方を身に付けるためには良いのではないかと思います。』

#### 2. 養成校方式と試験方式に対する考え

##### (1) 養成校での学びを肯定的に捉える

『私は社会人入試でA短大に入り、2年間学んできました。Aへの受験を決める前は、試験を受けることも考えたことがありました。ただ、私は自分の性格上、1人で参考書等を使って勉強し続けることが上手く出来ず、また実践経験がまったくないまま現場にでる不安感もあり、学校へ通うことにしました。養成校に通い、感じたことは、私は子どもに対してどんな願いを持ってかわっていきたいのだろう・どのような援助をしていきたいのだろう・私の保育観で何だろう…と考える時が沢山あったということです。このことにより、子どもに対するかわり方・思い・願い・保育する立場としてのあり方について、より思いが強くなったと感じています。また、より深い学びに繋がったきっかけは、実習での体験があったからでした。保育所だけでなく幼稚園・児童養護施設・障害者施設へ行くことでより深い学びになったと実感しています。とても大変だったけれど、行ったからこそ多くの学びとなりました。普通に試験を受けただけでは、この考え方はできなかつたと感じています。たしかに試験合格は大変だけれど、保育者としての知識を深めるために学ぶというよりは、合格するために必死に勉強することが現状ではあるのでは…?と強く思いました。また、友だちと保育について話し意見を交わす機会があることは、より考えを深められることに繋がり、良いと感じています。』

##### (2) 養成校卒業後に資格取得試験を受ける

『私は公務員試験を受けたので、今回の試験の内容や難しさは、保育士試験と共通するものが多かったです。しかし、保育士試験の方が、より深い知識が必要だと感じました。この知識を試験受験者には求めるのに、養成校出身者には数字という形(知識そのもの：筆者注)では求められない点に疑問を感じます。私は国家試験を養成校にも導入して

(保育士資格を)他の国家資格と同等にすべきだと思います。実習や先生方の講義を聞き、さらにその集大成として学びを出す(確認する:筆者注)国家試験を受ける、この流れを保育士もするべきです。ただ入学さえしてしまえばそれでよいという考えもなくなり、より授業や経験を大切にするはず。そして、社会的な地位も今とは少し違ったものになったり、すぐに辞めてしまう潜在保育士の問題も改善されたりすると思います。そういった面も踏まえ、これからの制度を見直していく必要があると思います。』

### (3) 養成校方式と試験方式のどちらにもメリットとデメリットがある

『養成校方式と試験方式において、どちらも完全ではないことが共有できたので、どちらの方法でも(保育士の重要な役割である)子どもの育ちを保障できるようになればいいと思う。』

『保育者になったら子どもとしっかりと向きあって子どもの育ちを支えていくことが重要なので、そのような方法で保育士になったかは関係ない。』

『その人のライフスタイルとか、考え方とかで養成校方式、試験方式のどちらを選んでもいいのではないかな。』

『資格取得の過程は個人の状況に合った方法でいいのではないかな。』

『様々な状況の中で自分の意思によって取得することができると思うとどちらがいいとか言えないと感じた。』

『どちらの(も?)メリットとデメリットがあることをきちんと理解して自分の進む道を決めなければならない。』

### 3. 資格取得方法のうち、「試験方式」ではなく「養成校方式」を選んだ動機・理由等

養成校方式を選んだ理由として全体的に非常に多く示された理由が、「学び合える仲間の存在」である。また、「実践を伴う学びの充実」という理由も多く、協同しながら学ぶことを重視する動機の重要性、実践の重要性を指摘することができる。

一方、「資格取得の確実性」という理由や「試験方式に対する抵抗感」という理由もあげられており、試験方式の場合の資格取得の不確実性や不安定性と対比させた動機も含まれている。「そして、試験方式に関する認知度、関心度の低さ」として、試験方式そのものを知らなかった、選択肢として考えていなかった、さらに大学進学そのものを理由として、資格取得と必ずしも直結しない例も多く含まれていた。とくに認知度、関心度の低さに対しては、進路選択の分岐点である高校生に対する周知の必要性が指摘されている。

### 4. 試験体験前と比較して、試験体験を通じて「養成校方式」と「試験方式」のメリット、デメリットについて考えたこと、思ったこと、伝えたいこと

この質問項目に対する各グループのカード整理とディスカッションのプロセスとして、それぞれのメリット、デメリットを分けることによる4分割法と両方式の相関性を重視して議論する二つの方法がみられた。それぞれの分析や議論の方向自体が非常に参考となった。

まず、専門性の特徴として、養成校方式における実践力、つまり知識と実践との往還を通して専門性を高めることと、試験方式における専門知識力、つまり知識の幅広さを通して専門性を高めることとの対比が、それぞれのメリット、デメリットとして対比的に示されている。また、資格取得内容の特徴として、試験方式における取得内容の確実性と養成校方式における取得内容の不確実性の対比が、それぞれのメリット、デメリットとして対比的である。さらに、養成校方式における教員・仲間の存在と試験方式における独学・孤独との対比は、前者のメリット、後者のデメリットとして明瞭に示されている。

### 5. 試験体験前と比較して、試験体験を通じて「養成校方式」と「試験方式」の共通点、相違点について考えたこと、思ったこと、伝えたいこと

上述の内容は、両方式の共通点、相違点の内容と深く関係している。すべてのグループにおいて両方式の共通点として専門的知識の必要性が指摘されている。しかし、その専門性の相違として試験方式の専門的知識獲得の優位性と、養成校方式の専門的実践力獲得の優位性とが相違点として浮き彫りになった。とくに、実技、実習を通じた学びの重要性は、養成校方式の最たる特徴となっている。

また「子どもが好き」「保育士になりたい」という動機や目的は共通であっても、保育士になった後の「子どもへの



かかわり方」「考え方」は異なるのではないかという意見も多くみられた。養成校における多様性や多面性を持った学び合いの特徴にたいし、試験方式における択一解答を重視する学びへの懸念が背景にある。

#### 6. 他の多くの国家資格と同様に、養成校を卒業した後に保育士試験を受験するという方式について

両方式を養成と資格の仕組みに取り入れる方法としての、国家試験を加えることに関する是非について、学生の意見を聞いた。国家試験化に賛成の意見が反対の意見よりやや多かったものの、ほぼ半々に分かれていた。

賛成の意見を集約すると、「保育士の質の向上につながる」「社会的なイメージが向上する」「他の国家試験に合わせられる」「知識や学びの再確認になる」「養成校改善につながる」であり、反対の意見を集約すると、「保育士不足がさらに加速する」「保育士を目指す人が減る」「国家試験の良さが感じられない」「就職活動との兼ね合いを考えると負担」であり、保育士の量的確保、保育士の質のいずれも含む見解がみられた。真剣な回答や議論を通して伺われることは、国家試験の適否のみに限られない意見がみられた。

### IV. 課題と提言

#### 1. 本研究の特色

本研究の特色は、これまでも数多く保育士養成に関する研究がすすめられてきた中で、養成校方式と試験方式を比較する手法として、「試験体験」のプロセスを含んだことである。保育士養成施設の在校生に対し、通常の保育士試験を体験してもらい、その経験に基づき、質的インタビュー調査を実施するという研究方法によって、両方式の相違点や共通点等に関して予測された見解を超えて、非常に参考になる結果が示されたことは、有意義なことであった。

本研究のそもそもの重要な趣旨は、両方式の資格取得の水準を数量的に比較するものではなく、質的研究を通して分析、考察を加えることにあった。したがって、試験体験に当たっては、学生に対して試験の成績を評価し、あるいは養成校の学生と保育士試験受験者との成績を比較するという趣旨では全くないことを徹底していた。結果としては、養成校での様々な履修体験の積み重ねを経て、すべての課程を終えた段階で保育士試験を実体験したことは、その後の質的インタビューにプラスの効果をもたらし、学生の視点からの両方式に関する真摯で率直な見解を得ることができたと考えられた。

以下に、養成校で学んできた経験を持つ学生が試験体験を経て、どのような考え、思いや伝えたいことを示したかに関する質的研究の結果と分析を踏まえ、今後の課題と提言を示したい。

#### 2. 保育士としての専門性形成・獲得のプロセス

本研究第1部の研究テーマは、「保育士資格取得段階における保育士の専門性（知識、技術、判断、倫理）の相違に関する比較考察」である。専門性として示している知識、技術、判断、倫理という内容は、現行保育所保育指針が示す保育士の専門性の構成要素である。これは、他の児童福祉施設において保育を営む保育士にも全く共通のものである。

さて、両方式に共通のポイントは、言うまでもなく保育の専門性、保育士としての専門性を形成、獲得するプロセスである。しかし、その専門性の形成や獲得の内容や方法に非常に大きな相違があることが、学生の試験体験を通して再確認された。養成校方式では、これを講義、演習、実習等のカリキュラムに基づき、総合的に体系的に学ぶことになる。それに対し、試験方式では、専ら知識にウエイトをおいて学び、試験を通じてその成果が問われる。養成校方式における座学(知識)と実学(実習、実践)を伴う学びと、試験方式における知識優先の独学による学びという専門性形成や獲得のプロセスの相違を、学生は試験体験を通じて非常に強く実感されていたように思われる。

結果を分析する中で、専門性の特徴として、養成校方式における実践力、つまり知識と実践との往還を通して専門性を高めることと、試験方式における知識力、つまり知識の幅広さを通して専門性を高めることとの対比は、とくに国家試験を伴う他の国家資格と異なる保育士資格の大きな特徴として示唆された。

ほかにも報告の中で種々示されている両方式の対比的表現のそれぞれが重要な意味を持っている。この特色を生かし、両方式を併用する際の資格取得のあり方や保育実践の場における研修のあり方と関連させて有効に活用させてい

くことが望ましい。また、養成校方式の後に国家試験としての保育士試験を実施する制度に移行させる場合には、重要な考慮事項となるであろう。養成校において理論と実践、座核と実学の十分な学びの機会を経て、さらに専門職者として常に踏まえておくべき重要な知識を集大成的に確認する国家試験を受験することの意義を十分検討する必要がある。

### 3. 資格取得の確実性と資格取得内容・資格水準の確実性

次に、今後も両方式それぞれの有効性を考慮し、より適切で望ましいシステムを検討する上で必要なことについて述べたい。

専門的実践力を獲得する上で有効な養成校方式と、専門的知識を獲得する上で有効な試験方式は、それぞれの相違やメリット・デメリットの対比として比較検討されやすい。しかし、今回の質的調査を進めた中でさらに明瞭になったことは、養成校方式における資格取得の確実生対試験方式における資格取得の不確実性であり、そして養成校方式における資格取得内容・資格水準の不確実性と試験方式における資格取得内容・資格水準の確実性である。

まず、資格取得の確実性という点では、養成校は所定の学事歴を踏み、科目履修を終え、必要な単位を取得すれば、資格取得の可能性は極めて高い。近年は毎年約5万人程度の養成校卒業生を超える一方、試験方式では、暗記能力を含めて総体的にかなり詳細な専門的知識を習得していなければ一定の合格水準を超えることはできない。例年10数パーセントの合格率(近年は、保育教諭の要件に必要な保育士資格取得に関する特例措置により、幼稚園教諭免状取得者の合格率が加わり、20パーセント強となっている)であり、資格取得の可能性はかなり低い。とくに試験方式における合格水準の低さは、近年とくに保育士不足への対応として、資格取得の可能性を高めることへのニーズと関連してきた。

次に、資格取得内容・資格水準の確実性という点では、学生は両方式について反対の比較がなされている。試験方式は、他の国家試験と類似する要素を多く含んでいる。一般社団法人全国保育士養成協議会は全都道府県から受託し、厳密なプロセスを経て毎年全国共通の保育士試験を実施している。難易度に関する様々な意見がみられる中で、しかし、知識力を保証する専門性、つまり知識の幅広さを通して確実な専門性を担保し、我が国における保育士の資格取得内容・資格水準を維持している点で重要な意義を持っている。試験方式は、その試験に合格した者の専門的内容・水準を確実に示していることになる。

これに対し、養成校方式は、保育士養成施設に関する運営の基準が定められてはいるが、しかし他の国家資格に関する養成課程と比較して、学校の体制、教員の要件、実習の要件等をはじめ、厳密性に欠ける点を否定することができない。したがって、試験方式にみるような一定の資格内容や水準を担保する厳格性という面では不確実性がみられる。このことに関する指摘はこれまでもみられたが、今回の試験体験を通じて学生自らもこの点を意識化した意見や見解がみられたことは、重要なことである。

この点で、今後さらに検討すべきことは、試験方式における資格内容や水準をどこにおくか、また科目による相違点が強くみられる場合の対応をどのように図るかなどの課題である。なお、この点で科目毎の多様な意見についても、参考となることが含まれている。

養成校方式における資格内容や水準に関する確実性を高めることについては、その運営基準をより精査して改善する必要がある。

## 4. 第1部第2章、及び、第2部の内容ととくに深く関わる課題

### (1) 科目の重要性和整合性

学生が、試験体験を通じて科目毎の出題の特徴や傾向に関して示した意見や見解も、これまでの研究からは必ずしも十分得ることのできなかつた内容を擁している。試験科目毎の分析や詳細な研究者の考察内容は、今後の保育士試験においてまた養成校教育においても役立ち得るものが含まれている。これらの内容と、第2部の研究で示されている過去の保育士試験科目の変遷や特徴、そして他の国家資格の養成課程と国家試験における科目の編成や特徴と関連してみると、保育士養成科目や保育士試験科目の全体的整合性と科目毎の授業や出題傾向、難易度について、重要な検討事項があらためて確認できる。

非常に共通に指摘される点は、社会的養護を典型とし、また社会福祉や児童家庭福祉についても、養成校における重要度の相違や授業方式・内容の統一性について疑問がみられ、それが試験方式におけるこれらの科目の難易度や保育士に必要な内容としてしっかりと確認されにくかったことと関連している。

保育士が深く関わる社会的養護や相談援助などの保育ソーシャルワークを典型とする社会福祉専門職としての養成校方式における授業の意義や試験方式における出題傾向について、検討が求められている。

また、他の国家資格と関連性のある科目、共通科目に関しては、養成カリキュラムや試験科目の一部免除の必要性がみられる。

## (2) 国家試験の展望

本研究の中で、保育士試験を養成校卒業後の国家試験と関連させ、あるいは移行させる方向について、本章でもきわめて重要な視点として言及してきた。第1部第1章及び第2部においてもこの方向性や課題について非常に重要な考察や提言がなされている。

試験体験後の学生の意見や見解を踏まえ、上述の「2 保育士としての専門性形成・獲得のプロセス」のところでふれたように、養成校方式の後に国家試験としての保育士試験を実施する制度に移行させる場合、養成校において理論と実践、座学と実学の十分な学びの機会を経て、さらに専門職者として常に踏まえておくべき重要な知識を集大成的に確認する国家試験を受験することの意義を十分検討する必要がある、という主旨を述べた。

国家試験の展望については、本研究の最後の総合的考察のところで、あらためて論じて生きたい。

## 5. 保育士資格を取得しようとする方々の意見から学ぶ重要な視点

これまでの研究においては、保育に関する教育や研究、また保育実践や保育行政に携わる方々の意見、見解を基盤とするものが非常に多かった。今回の研究においては、保育士養成課程を終えようとしている学生に対し、試験方式の特色である保育士試験を疑似体験していただく試験体験を通じて、その意見、見解を求めたことが、一つの特徴であった。

上述してきた結果の中で、とくに保育士養成校における学びの体験の振り返り並びに試験方式による保育士試験体験を通じて得られた意見、見解は、今後の保育士養成のあり方を検討する上で重要な示唆を与えてくれるものであった。

今後、保育士養成の過程にある方たちに加え、試験方式を通じて保育士資格を得ようとする方たちあるいは資格を得たばかりの方たちに、このような指摘調査を実施する必要があると考えられた。



## 第2部

保育士養成課程と他の国家資格の養成課程に関する比較研究



## 第2部 保育士養成課程と他の国家資格の養成課程に関する比較研究

### 第1章 保育士養成課程制度に関する歴史、現状および課題に関する考察

本章では、本研究の第2部「保育士養成課程と他の国家資格の養成課程に関する比較研究」のうち第1章として「保育士養成課程制度に関する歴史、現状および課題に関する考察」を行う。本章の目的は、保育士養成課程及び保育士試験について見直しを行い、今後のあり方についての示唆を得ることである。そのため、保育士養成施設における保育士養成及び保育士試験の経緯をレビューし、得られた知見に関して有識者へのインタビュー調査により補足し、それらを踏まえて今後のあり方について検討する。

#### 第1節 保育士養成施設における保育士養成

昭和23年、児童福祉法の制定に伴い保育制度が確立され保育士の資格要件が明確化されると同時に、制度としての保育士養成が始まった。保育士養成は昭和23年の制度開始以来60年以上の歴史を持ち、社会背景の変化に伴う保育や子育てにおける課題を受け、改正を重ねながら現在に至っている。これまで昭和23年の制度化以降、昭和27年、昭和37年、昭和45年、平成3年、平成13年、平成22年と、6回にわたる大きな改正が行われている。本稿では、保育士養成校の成り立ちと変遷、保育士養成課程における履修教科目の変遷について、これらの改正の流れに沿って整理して記す。参考までに昭和23年以前の保育士養成施設のあり方や履修教科目についても触れる。

##### I. 保育士養成施設の成り立ちと変遷

戦前においては、保育士（保母）の資格や保育所の設置についての規定はなく、幼稚園の保母資格を持っている者が保育所保母として働いていたのが実状であった。しかし、昭和23年児童福祉法の制定により、現在のような保育士の「資格要件」が明確化されることになった。制度化される昭和23年以前の保育士養成施設の成り立ちと、昭和23年以降の保育士養成施設の変遷について、社会背景や関連する保育関係事項を踏まえながら記す。

##### 1. 明治期から昭和戦時期における保育士養成施設

日本における保育所は、明治20年代に実態として誕生したが、長く法制的な整備はなされなかった。従って、保育所で保育に従事する者の正式な名称や資格もなく、保育所における保育者の資格基準も、それを養成するための施設や機関、教育課程なども定められていなかった。保育所で保育に従事する者は、幼稚園の保育従事者の名称である「幼稚園保母」に准じて一般に「保母」と呼ばれていたが、特定の免許・資格等はなく、学歴も問われることはなかった。保育所の保母として「保育」正規の有資格者を当てるとすれば、幼稚園「保母」として養成された者以外にはなかった。

明治9年11月、東京女子師範学校に附属幼稚園が創設され、明治11年に修業年限1年の保母練習科が設置された。明治13年7月には保母練習科を廃止し、東京女子師範学校の教育課に「幼児保育法」を加え、幼稚園保母の資格も取得できる措置がなされた。これが、日本の幼稚園教員養成の原点である。

その後、明治20年に入ると幼稚園が増加し保母不足の傾向が著しくなり、東京や大阪などで独自の組織的な保母養成の試みが始められた。明治32年6月「幼稚園保育及設備規程」が文部省令として制定された。翌年明治33年には「小学校令位施行規則（文部省令）」が制定され、幼稚園に関する事項が総合的に規定されたことと同時に、保母の職務が「幼児ヲ保育スル者」として明確に規定された。

一方保育所は、明治20年代に社会経済的な階層が低い子どもを保育するための幼稚園や託児所として全国に誕生した。しかし、これらの貧民幼稚園や託児所（保育所）に勤務する保育者の保育者養成施設や教育課程は設けられておらず、保育経験のある者や知識等を有する者がその任に当たっていた。

大正15年4月22日、日本における幼稚園に関する最初の単独の勅令である「幼稚園令」が制定された。そこでは、幼稚園にも保育所的機能を持たせる内容にされており、「幼稚園令」を契機に保母養成機関は増加した。

昭和 12 年頃から、太平洋戦争の激化とともに兵器・食料等の増産のための勤労が叫ばれる中、保育所設置数は急速に増加した。一方、農繁期の季節保育所の設置も奨励され、季節保育所の保姆の確保のために、昭和 13 年頃から各府県単位で保姆養成講習会が実施されるようになった。

第 2 次大戦の終結後も乳幼児の保育施設を求める声は大きく、同時に保育にあたる職員の養成も重要な課題であった。こうした社会背景の中で保育所保姆の養成の取り組みが始められた。

## 2. 昭和 23 年児発第 105 号通知「保母養成施設の設置及び運営に関する件」による養成課程に関連して：保母養成所の設置と運営の基準の制定－昭和 23 年児発 105 号児童局長通知「保母養成施設の設置及び運営に関する件」－

終戦直後の昭和 20 年代は、これまでの国家観・価値観の全面的な崩壊と、新制日本という新しい国づくりの理想のもとに、新教育体制への基礎が確立していった時期として位置づけることができる。戦前においては、保母の資格についての規定はなかったが、昭和 23 年児童福祉法の制定に伴い保育制度が確立した。法律第 164 号「児童福祉法」第 24 条にて、保育に欠ける乳幼児の保育が公的責任として規定された。第 39 条で保育所の目的が明文化されることにより、保育所が児童福祉施設のひとつとして位置づけられた。

表 II-1-1 昭和 23 年 児童福祉法

|  |
|--|
| 第 24 条 市町村は、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児又は幼児を保育所に入所させて保育しなければならない。但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由があるときはこの限りでない。 |
|--|

|  |
|--|
| 第 39 条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。 |
|--|

保母の定義は昭和 23 年「児童福祉法施行令」第 13 条によって「児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子」と規定された。保母が法的根拠をもつ資格として制度化され、保母の「資格要件」が明確化されることになった。

保母養成施設は、昭和 23 年 4 月 1 日からの児童福祉法の施行を受けて、昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号「児童福祉施設施行規則」第 39 条に指定された。また、厚生大臣の指定する保母養成所の設置と運営についてその基準を最初に示したものが昭和 23 年児発 105 号児童局長通知「保母養成施設の設置及び運営に関する件」である。昭和 23 年 4 月から保母養成所が設立され、最初は、名古屋、千葉、東京、高知の 4 校にすぎず、設立当時は公立の施設が多かった。



表Ⅱ-1-2 昭和23年 保母養成施設の設置及び運営基準（保母養成資料第2号を参考に筆者作成）

|           |  |
|-----------|--|
| 目的        | この施設は、児童福祉法施行令第13条第1項第1号の定める主務大臣の指定する保母養成施設であって児童福祉施設において、児童の保育に従事しようとする、女子に対し、この事業に必要な理論及び実習を授けることを目的とすること。   |
| 設立者       | 1. 国又は地方公共団体<br>2. 厚生大臣の承認を得た法人又は、団体   |
| 職員の組織及び資格 | 1. 組織…所長・教諭・講師・事務職員を置く。所長、教諭は専任とする。教諭は生徒数30名につき1名置く。所長、教諭は専任とする。講師は、教諭の担任しない学科目につき1名以上置くこと。<br>2. 資格…所長・教諭・講師は、学校教育法による大学教授又は高等学校の教諭の資格をもつ者。児童福祉関係事業の従事者及び医師等で厚生大臣の承認を得た者であること。事務職員は、所長の定めるところによる。 |
| 生徒定員      | 30名以上とすること   |
| 修業年限      | 2年とすること  |
| 入所資格      | 1. 学校教育法による高校卒業又は同程度の者、若しくは通常課程12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）又は文部大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者。<br>2. 満18歳以上の女子であって、児童福祉施設において2年以上の児童の保護に従事したもの<br>3. 厚生大臣の認定を得た者                |
| 入所試験      | 所長の定めるところにより行うこと。  |
| 修了に対する措置  | 所定の修業科目を修めた者に対しては、児童福祉法施行令第13条1項に定める保母としての資格を与へること。  |

### 3. 昭和27年厚生省告示33号による改正に関連して

#### (1) 保育所の特殊性を強調する方針—昭和25年3月厚生省『保育所運営要領』—

昭和25年3月、厚生省はこれまでの『保育要領』をより充実させた『保育所運営要領』を提出し、貧困・欠乏・飢餓等といった当時の状況に応じた現実の事態への対応を図った。この運営要領では、明らかに保育所と幼稚園を別個の存在と区別したうえで、保育所を「保育に欠ける乳児または幼児を保育するところ」と規定し、その役割を明確に位置づけている。

#### (2) 保母養成施設の指定要件の明確化—昭和26年10月19日厚生省令第43号児童福祉法施行規則の一部を改正する省令—

保育所の特性を強調する方針は、昭和26年「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」において端的にあらわれている。この改正により、「児童福祉法施行規則」第39条保母養成施設の指定要件及び指定手続き等により明確にされ、指定要件には、以下の7項目の要件が新しく盛り込まれた。

#### 昭和26年「児童福祉法施行規則」第39条 保育士養成施設の指定要件

（戦後保育士養成のあゆみ(1)－児童福祉法の制定と保母養成）高砂朋子2010年9月30日）

|   |
|---|
| 1. 入所資格が高校卒業及び同程度であること（満18歳以上の女子で児童福祉施設で2年以上児童の保護に従事した者に入所資格を与えることもできる） |
| 2. 修業年限が2年以上であること   |
| 3. 所定の修業教科目及び単位数を所定の方法により履修させるものであること                                   |
| 4. 適当な建物及び設備を持っていること  |
| 5. 学生定員は100人以上とし、1学級50人以上であること  |
| 6. 専任教員数は、おおむね学生40人に1人以上置くこと  |
| 7. 管理及び維持の方法が確実であること  |

カリキュラム構成のあり方についても改正が行われ、昭和27年厚生省告示第33号により、保育士養成施設の必修科目及び授業時数が定められた。短期大学の設置基準に準じて定めることにより、内容の向上を図るとともに、大学又は短期大学が指定を受けることを期待した。総履修単位数93単位と、非常に厳しい履修要件であり、他の諸制度との調整がなされていない歴史的段階でのクローズドシステムとしての保母養成課程であったといえる。履修教科目の詳細については、次項「3.昭和27年厚生省告示33号における改正の概要」を参照されたい。

#### 4. 昭和37年厚生省告示第328号による改正に関連して

##### (1) 保母養成の質を求める動き－昭和33年7月日本保育学会「保母養成制度改善に関する陳情書」－

昭和30年代は、産業の急速な発展による労働人口の流動化、核家族化の進行、女性労働の増加、地域社会の変貌などの社会変動が生じ、保育の面においても働く母親達が保育所増設運動を始めるなど、さまざまな動きがあった時期であった。

急激な社会変動にともなう家族機能の変化の背景の中で、昭和33年7月日本保育学会は、保母養成（施設）における改善を求めて「保母養成制度改善に関する陳情書」を厚生省に提出した。要望の内容は以下の通りである。これらの内容から質を伴った保育者を養成しようとする動きがでてきたことが理解できる。

- ①保母養成所は各都道府県に少なくとも1カ所設置されるよう講ずること。
- ②保母養成所の最低基準を設けること。
- ③保母養成所における学科および授業時数を改善すること。
- ④保育所の保母とその他の施設の保母とは別個の資格により養成課程を異にすること。
- ⑤保母の資格に等級別をもうけること。
- ⑥保母の現職研修方法を考慮すること。
- ⑦保母試験を高度のものに改善すること。

##### (2) 幼稚園教員養成教育課程との整合性を図る－昭和29年教育職員免許法の改正－

幼稚園教員養成については、昭和24年に教育職員免許法が法制化され、昭和29年に改正され整備されていった。それに伴い、幼稚園教員養成と保母養成の調整が課題とされるようになった。昭和37年の改正については、保母養成所教育課程をオープンシステムとして整理し、教育職員免許法に定める幼稚園教員養成教育課程との関係の調整を図った改正としての評価がされている（鈴木、保母養成と保母の確保、1980）。その結果、短期大学においても保母養成を行うことが容易になり急速に指定施設が増加した。

##### (3) 保育実習の実施基準の制定－昭和37年12月22日児発1376号「保母養成所における保育実習の実施基準等について」－

昭和37年12月22日厚生省児童局長通知「保母養成所における保育実習の実施基準等について」にて、保育実習単位の履修方法等について、別紙の基準によりその適正なる実施を図ることとなった。保育実習の実施基準と、昭和37年厚生省告示第328号による改正による履修教科目の内容については、次項「4.昭和37年厚生省告示第328号による改正による履修教科目の内容」を参照されたい。

#### 5. 昭和45年厚生省告示第352号（厚生省告示第328号第1改正）による改正に関連して

##### (1) 保母養成を母体とする団体の動き

児童福祉法施行から20年あまりが経過し、児童福祉施設も社会の要請に応じ年々拡大整備されつつあった。幼児の保育に対する社会的要望も、人間形成の関心と重大さの増大とあいまって一層の高まりをみせていた。

そのような中で、短大協会保育科研究委員会は昭和36年度から研修を開催した。昭和40年までの研修課題は幼稚園教員養成に関する問題に限られていたが、昭和40年以降、幼稚園教員と保母の同時養成におけるカリキュラム改正への動きが出てきたり、短期大学経営や実習指導の問題などが取り上げられるようになった。資格の同時取得における過密カリキュラム解決の模索や、一般教育と専門教育の在り方をめぐる理論の模索が行われていた。

全国保母養成協議会（当時。現全国保育士養成協議会）は昭和31年に発足した。当初は、保母の不足や資格問題、待遇問題、職場における職務上の諸問題などについて、養成校の立場として原因を探り改善への方向を示し、それらを厚生省に対してはたらきかけることが課題であった。昭和39年には専門委員会を設け、資格制度や教育課程の検討を行い、社会福祉と保健の関係の単位数を縮小し教育学系を重視した内容のカリキュラム試案を作成した。この試案が、昭和45年の保母養成課程の改正における骨子となる試案として採択された。

(2) 昭和43年久保いと氏「保育者養成のカリキュラム問題」

久保いと氏は、昭和43年「保育者養成カリキュラムの問題」において、2年課程の短期大学における保育者養成カリキュラムについて現状と問題点を整理している。昭和43年に行われた「私立短大保育科関係教職員研修会」での提言をもとに現状のカリキュラムの問題点を次のようにまとめている。

- ①履修単位数98単位を改革すること
- ②そのために幼稚園教諭と保母資格のためのカリキュラムを整理すること
- ③幼稚園教諭との整合性については、幼稚園教諭と保母の養成カリキュラムにもっと自由性がほしい
- ④原理的基礎科目を増やす必要がある
- ⑤その根本問題は、文部省と厚生省が、幼稚園と保育所の目的が違うという見解にたっていることにある。現時点では、保育所はもっと幼稚園的性格をもたなければならないし、幼稚園は保育所的性格をもたなければならない。

(3) 保母養成所指定基準の新設—昭和45年9月30日児発第566号「保母を養成する学校その他の施設の指定について」—

児童福祉法施行令第13条に規定する保母を養成する保母養成所の指定については、児童福祉法施行規則第39条の規定により行ってきたが、新たに「保母養成所指定基準」を定めることとした。保母養成所の指定に際しては、規則第39条の規定によるほか、この基準を適用することとした。短期大学設置基準（昭和24年大学設置審議会定）に準じて定められたものであり、保母養成施設の水準向上に資するためであるとともに、その卒業者に対する給与、待遇等を短期大学卒と同等にすることを期待した内容である。

表Ⅱ-1-3 昭和45年 保母養成所指定基準（保母養成資料第2号）

|               |  |
|---------------|--|
| 修業年限          | 昼間 昼間部については2年以上とし、夜間部及び昼間定時制部については3年以上とすること  |
| 教職員組織及び教員の資格等 | <p>保母養成所は、所長、教科担当専任教員、非常勤教員及び事務執行に必要な職員をもって組織すること。</p> <p>(1) 所長—所長は専任とし、教育又は社会福祉関係の職の経験があり、所長としてふさわしい人格識見を有する者であること。</p> <p>(2) 教科担当専任教員</p> <p>① 組織</p> <p>教科担当専任教員は、学生定員100人につき6人以上置き、その担当は、一般教育科目担当1人、専門教育科目中福祉系、保育・教育系、心理系、保健系及び保育内容系担当それぞれ1人とすることが望ましいこと。</p> <p>なお、入学定員が50人増すごとに、教科担当専任教員を2人以上加えることが望ましいこと。</p> <p>② 資格</p> <p>教科担当専任教員の資格は、次の各項のいずれか1に該当する者であって、教育の能力があると認められたものであること。</p> <p>イ) 学位（学位規則（昭和28年文部省令9号）第2条第1項に規定する学位をいう。）を有する者</p> <p>ロ) 研究業績のある者</p> <p>ハ) 教育上、学問上の業績のある教育経験者</p> <p>ニ) 学術技能に秀でた者</p> <p>ホ) 児童福祉業に関し特に業績のある者</p> <p>(3) 非常勤教員</p> <p>非常勤職員は、教科担当専任教員に準ずる者又は専門科目に関する実務に深い経験を有する者であること。</p> |

保母養成所指定基準と同日、厚生省告示第352号をもって保母養成課程における教科目に関する内容が改正された。通常短期大学2カ年における適当な取得単位数(62単位)との調整を図り、単位制による授業を適切に実施するために、履修すべき最低単位数を全体で68単位と削減した。また、学生が選択によって自主的に学習できる余地を多くした。履修科目の詳細については次項「5.昭和45年厚生省告示第352号(厚生省告示第328号第1改正)の改正における履修教科目の内容」を参照されたい。

## 6. 平成3年厚生省告示121号による改正に関連して

### (1) 昭和59年全国保母養成協議会専門委員会「保母養成課程について(案)」

全国保母養成協議会専門委員会は、昭和45年改訂の教育課程についての問題点を以下のように整理している。

- ①数多くの教科目が盛り込まれすぎている
- ②教科間の関連が不明確である。
- ③教科の内容に重複が多すぎる
- ④半期ものの教科が多く、内容的な掘り下げができない。
- ⑤現実の保育ニーズに応えるために、各校が科目増を行っている結果、単位数が多くなっている。
- ⑥保育所とその他の児童福祉施設の保育要請に応えるような教科目が必要である。

それらの問題点を踏まえた上で、新たな改正の方向を示している。その内容を以下6項目記す。

- ①保母養成の教育課程を目的に応じて整理する。
- ②単位数は68単位(現行どおり)。
- ③教科目および単位数は、こまぎれを避けてできるだけ通年のものとする。
- ④専門科目の内、必修・選択科目併せて54単位は現行通りとする。
- ⑤特に選択科目では、コース別、地域性、養成校の独自性が尊重されるような配慮を加える。
- ⑥教科目と態度や方法を習得するために特別研究(ゼミナール)を設ける。

また、日本私立短期大学協会も昭和59年に「独自の保母養成教育課程(案)」を作成した。教科目を例示するだけでなく、簡潔にはあるが教科目設定のねらいが述べられており、保育者養成に必要な教育内容を示そうとした試みとして評価できる。このような様々な団体の動きが改正の内容に影響している。

### (2) 幼保一元化の問題—昭和56年6月「幼稚園及び保育所に関する懇談会報告」—

昭和45年の改正以降、資格問題に関する試案の発表や問題提起が盛んに行われた。例えば、全国社会福祉協議会保母会保母制度研究会による「保育士法(案)第三次試案(昭和51年)、全国保母養成協議会による「保母の資格に関する諸問題について(昭和52年)」、「保育士法第四次試案についての見解(昭和53年)などの動きがあった。

この時期は、幼保一元化の問題が再び大きな社会問題として注目を浴びた時期でもあった。昭和55年鈴木政次郎「保母養成と保母の確保」、昭和56年「幼稚園及び保育所に関する懇談会報告」、昭和60年全国社会福祉協議会全国保育協議会「教育改革に対する意見 保育所における保育の意義について」などの動きがあった。

昭和56年6月「幼稚園及び保育所に関する懇談会報告」では、「保育所の保母は、保育に欠ける児童の保育が職務であり、教育面については、保育所において幼稚園と同等の教育を養護との一体のなかで行うこととされている」として、次のように述べている。「保育職の基本をいわゆる幼児教育職とすることは適当でなく、あくまで保母職を児童の養護を主体とした福祉職として位置づけ、その養成課程はどうあるべきかを固めたうえで、幼児教育関係をどう取り込むかを考えるべきである。」

これに対して、平成12年全国保母養成協議会「保育士養成資料集27号」では、2つの点から問い直されるべきであり、その正統性については疑問とせざるをえないとしている。

- ①保育所保育指針における保育所保育についての基本的理解との異同という点である。指針では「養護と教育が一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成するところに、保育所における保育の基本的性格がある」と明確に規定しており、報告が保育職を「児童の養護を主とした福祉職」として位置づけ、あえて幼児教育職と対置してい

るのは養護と教育との区別をことさらに強調する特異な立場を表明したものであり、総合的な制度理解に欠けているといえる。

②養護の理解に関わって学校教育を含む教育の重要な機能のひとつとして養護機能があり、教育概念としての生活指導と養護概念は年齢段階に応じてその内容は自ずと変化するもののほぼ重なった概念といえる。報告が「養護を主体とした福祉職」という定義に端的に示されているように養護概念を福祉固有の概念として意味づけているのは、概念の恣意的な理解の使用といえよう。

また同報告では、保育所保育とその他の児童福祉施設保育と児童指導員の専門性との関係についても記されているが、その違いについて明確な見解は示しておらず、その点は資格制度も含めて今後の検討課題とされている。

### (3) 平成2年 保育所保育指針の改定

平成以降は、特殊合計出生率「1.57ショック」に象徴されるように、少子高齢化が大きな社会問題として浮かび上がってきた。こうした児童を取り巻く環境と児童自身の変化、乳児保育等の保育需要の多様化、学問的研究・保育実践の進歩、幼稚園教育要領の第2次改訂を受けて、平成2年「保育所保育指針」の改定が行われた。改定の内容と、それに伴う保育士養成課程の検討内容について以下に記す。

保育所保育指針の改定の内容を受けて、平成3年厚生省告示121号により保育士養成課程の改正が行われた。保育士養成施設における履修教科目の詳細については、次項「6.平成3年厚生省告示121号の改正による履修教科目の内容」を参照されたい。

表Ⅱ-1-4 保育所保育指針第2次改定（平成2年）に伴う保育士養成課程の検討内容

| 指針の改定点                      | 保育士養成課程の検討内容  |
|-----------------------------|---|
| 幼稚園教育要領との整合性を図り、6領域から5領域に変更 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・5領域による教育内容を踏まえた教授内容の充実</li> <li>・養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる「基礎的事項」を踏まえた教授内容の充実</li> </ul> |
| 乳児保育の一般化等を踏まえ6ヶ月未満の年齢区分を設ける | <ul style="list-style-type: none"> <li>・6ヶ月未満児を含む年齢・発達に応じた保育内容の充実</li> <li>・保育資格と幼稚園教諭免許の同時取得を促進</li> </ul>                 |

## 7. 平成13年厚生労働省告示第198号による改正に関連して

### (1) 「子育て支援」の動向ー平成10年児童福祉法一部改正ー

この時期は、少子化の進行や夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等児童及び家庭を取り巻く環境が大きく変化した。こうした保育需要の多様化や、児童をめぐる問題の複雑化、多様化に適切に対応することが困難である状況を踏まえ、児童福祉法を中心とする児童家庭福祉制度の改革が行われた。子どもたちが健やかに育成されるよう、児童保育施策の見直しや児童の自立支援施策の充実等を行い、新しい時代にふさわしい質の高い子育て支援の制度として再構築を図る内容となっている。

### (2) 平成11年カリキュラム案ー全国保育士養成協議会「保育士養成資料第27号」ー

全国保育士養成協議会専門委員会は、平成9・10年度期同協議会プロジェクトチームによる「保育士養成カリキュラム（案）」を受け、平成11年度の研究課題として「保育者の役割の再認識ー保育士養成課程の見直しー」に取り組み、その成果を「保育士養成資料第27号」にまとめている。研究では、保育士養成の歩みを振り返り、養成校教員と保育現場へのインタビュー調査を実施した。平成10年の児童福祉法の一部改正における「子育て支援」への動向を踏まえ、今後保育士養成へ期待される内容の示唆し、平成9・10年度の「保育士養成カリキュラム（案）」に対する意見の集約を行った。これらを通じて、平成11年新たな保育士養成カリキュラム案を提案している。

平成11年提案の保育士養成カリキュラム案の特徴は以下の通りである。

- ①保育士の専門性の基礎を培うとともに、様々な状況に対応することのできる広い視野をもった職業人を養成する視点をもった内容であること。
- ②現代社会において求められる多様な保育の課題に対応した内容や、保育実践の場で求められる内容とすること。

- ③保育所と保育所を除く児童福祉施設のどちらにも対応することのできるカリキュラムとすること。
- ④最低限必要と思われる内容の枠組みの提案を行うもの。科目の名称やその設定等については、各養成校が自由に設定することができるものとする。
- ⑤総合演習・実習を重視したカリキュラムとすること。

### (3) 4年制保育士養成カリキュラムの検討

全国保育士養成協議会は、前述の平成 11 年保育士養成カリキュラム案作成に際して、少子高齢社会における多様な児童福祉ニーズに対応するために、2 年制養成の充実に加えて多様な資質を持つ 4 年制保育士養成の必要性について検討している。

4 年制保育士養成課程の必要性にふれた報告書・意見具申について以下のようなものがあるとあげている。①「今後の保育養成のありかたについて」中央児童福祉審議会意見具申 1991 年 4 月、②「要望書『四年制保育』について」四年制保育養成カリキュラム検討懇談会 1990 年 9 月、③「保育養成カリキュラム改訂に向けての意見書」全国社会福祉協議会・保育養成カリキュラム検討委員会 1990 年 2 月、④「四年制大学保育養成課程についての提言」日本社会事業大学社会事業研究所 1992 年 7 月、⑤「今後の保育のあり方について（提言）－これからの保育サービスの目指す方向」これからの保育所懇談会 1993 年 4 月、⑥「今後の保育のあり方について（意見）」全国保母会 1993 年 6 月、⑦「保育制度に関する提言とその考え」全国保育協議会 1993 年 6 月、⑧「新しい時代の保育機能と運営を考える」全国保育協議会（新しい保育所のあり方に関する検討委員会）1993 年 9 月、⑨「地域における家庭支援システム構築とその推進に向けて（中間のまとめ）意見具申」東京都児童福祉審議会 1994 年 8 月、⑩「保健福祉行政の新たな展開が福祉専門教育に及ぼす影響に関する調査研究－児童福祉士（仮称）養成について－」日本社会事業大学社会事業研究所 1995 年 3 月、⑪「民間保育サービスの保育従事者の資質に関する調査研究事業報告書（財団法人子ども未来財団委託業務）－保母の専門性と養成・資格制度の課題に着目して－」1995 年 3 月、⑫「エンゼルプランとこれからの保育所の運営改善」全国保育協議会（保育所の運営改善に関する検討委員会）1995 年、⑬「『利用しやすい保育所』と保母の役割－豊かな保育所の構築と保母の役割を考える会報告－」全国保母会 1995 年 5 月、⑭「多様なニーズに対応できる保育養成のあり方について」保育養成のあり方研究会 1996 年 3 月、⑮「多様な保育ニーズに対応できる保育養成のあり方について・（監）」保育養成のあり方研究会 1997 年 3 月。

全国保育士養成協議会はこれらの論議を踏まえ、専門性の高い保育士養成や多様な養成ルートの確保、保育研究の向上という点から、4 年制保育士養成を検討する必要性があると述べている。しかし、カリキュラム検討の前提としての課題を、①保育現場のニーズ調査、②4 年制保育士養成の分類、③4 年制保育士の位置付けの 3 点あげており、平成 11 年カリキュラム案作成時においては、まだ 4 年制保育士養成について検討するという段階であり拙速に結果を出すことは避けている。

### (4) 平成 12 年保育所保育指針改定

多様化する保育ニーズに対する保育施策の実施や、保育所における子育て相談・指導の実施というように、保育を巡る社会背景は変化していた。平成 6 年の児童の権利条約が批准されたことや、幼稚園教育要領の第 3 次改訂などを踏まえ、平成 12 年保育所保育指針が改定された。この幼稚園教育要領の改訂では、新たに地域の子育てセンターとしての役割や預かり保育の推進など改革が行われた。

この改定に伴う保育士養成課程の検討内容については以下に記す。

表Ⅱ-1-5 平成12年 保育所保育指針改定に伴う保育士養成課程の検討内容

| 指針の改定点                   | 保育士養成課程の検討内容                   |
|--------------------------|--------------------------------|
| 地域の子育て家庭に対する支援機能を明記      | ・ソーシャルワーク機能、対人援助技術の向上          |
| 家庭、地域社会、専門機関との連携、協力を明記   | ・カウンセリングマインドの獲得、ジェンダーフリーの視点    |
| 研修を通じた専門性の向上等            | ・「保育原理」の充実                     |
| 乳児保育に係る記載の充実             | ・「乳児保育」、「乳児保育Ⅱ」の充実             |
| 延長・夜間・一時保育等の多様な保育ニーズへの対応 | ・長時間保育と児童福祉、特別保育の推進と保育内容の工夫    |
| SIDS、アトピー性皮膚炎への対応        | ・「小児保健」、「小児保健Ⅱ」の充実             |
| 児童虐待への対応                 | ・児童相談所等との連携、ソーシャルワーク機能、家庭支援の向上 |

(5) 保育士資格の法定化と専門職としての保育士—平成13年法律第135号児童福祉法の改正—

平成13年11月30日法律135号児童福祉法の改正により保育士資格が法定化され、平成15年11月から施行された。「保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び保育に関して保護者の指導を行うことを業とする者をいう」（18条の4）と定義している。保育士の名称を用いることのできる者は、都道府県知事への登録を必要とし、同時に保育士の守秘義務や信用失意行為の禁止規定および都道府県知事による試験、登録の実施等に関する規定を設けた。

このように保育士資格が法定化され専門職としての専門性が要求されるようになり、平成15年3月全国保育士会は「全国保育士会倫理綱領」を発表している。倫理綱領8番には「私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします」とされている。

(6) 平成15年12月9日 雇児発第1209001号 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について

平成13年法律第135号「児童福祉法の一部を改正する法律」等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い、新たな保育士養成施設の指定及び運営の基準が定められた。「指定保育士養成施設の指定基準について」（平成13年6月29日雇児発第438号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「指定保育士養成施設における保育実習の実施基準について」（平成13年6月29日雇児発第439号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は、廃止された。新たな保育士養成施設の指定基準については以下に記す。

表Ⅱ-1-6 平成15年 指定保育士養成施設指定基準

|        |   |
|--------|---|
| 性格     | 指定保育士養成施設は、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門的職業としての保育士を養成することを目的とする。<br>指定保育士養成施設は、保育に関する専門的知識及び技術を習得させるとともに、専門的知識及び技術を支える豊かな人格識見を養うために必要な幅広く深い教養を授ける高等専門職業教育機関としての性格を有する。   |
| 1 共通事項 | 指定保育士養成施設の指定は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の2の規定に定める他、下記2から7に適合した場合に行うものであること。<br>授業等の開設方法は、昼間、昼夜開講制(短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第12条に規定する昼夜開講制をいう。以下同じ。)、夜間、昼間定時制又は通信制により実施するものであること。<br>なお、通信制による指定保育士養成施設(以下「通信教育部」とする。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は短期大学であって、既に指定保育士養成施設として指定されていることを条件として指定する。<br>おって、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制を総称する場合には昼間部等とする。 |
| 2 修業年限 | 修業年限は、昼間部又は昼夜開講制をとる場合については2年以上とし、夜間部、昼間定時制部又は通信教育部については3年以上とすること。   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 3 学生定員              | <p>学生定員は、原則として100人以上とすること。</p> <p>ただし、次のいずれにも該当する場合であって、当該指定保育士養成施設及び地域における保育士の養成に支障を生じさせるおそれがない場合については、学生定員を100人未満とすることができること。</p> <p>(1) 当該指定保育士養成施設を含めた学校又は施設全体の経営が不安定なものでないこと。</p> <p>(2) 当該指定保育士養成施設への入所希望者数に対して定員数が過度に少数でないこと。</p> <p>(3) 地域における保育所等児童福祉施設の保育士の確保が困難とならないこと。</p>   |
| 4<br>教職員の組織<br>及び資格 | <p>指定保育士養成施設は、所長、教科担当教員及び事務執行に必要な職員をもって組織すること。</p> <p>(1) 所長<br/>所長は専任とし、教育職又は社会福祉関係の職に従事した経験があり、所長としてふさわしい人格識見を有する者であること。</p> <p>なお、所長が当該指定保育士養成施設の教科担当教員を兼ねることは差し支えないこと。</p> <p>(2) 教科担当教員<br/>ア 組織<br/>(ア) 昼間部等<br/>教科担当教員については、専任の教科担当教員(以下「教科担当専任教員」という。)を入学定員50人につき6人以上置き、その担当は、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」(平成13年厚生労働省告示第198号。以下「告示」という。)別表第1の系列欄に掲げる6系列のうち「総合演習」を除く5系列については、それぞれ最低1人とすることが望ましいこと。</p> <p>また、入学定員が50人増すごとに、教科担当専任教員を2人以上加えることが望ましいこと。</p> <p>なお、併せて夜間部を置く指定保育士養成施設にあつては、教育に支障がない限度において、これらの数を減じることができること。</p> <p>(イ) 通信教育部<br/>通信教育部を置く場合は、昼間部等の教科担当専任教員の数に通信教育部に係る入学定員1,000人につき2人の教科担当専任教員を加えるものとする。</p> <p>ただし、当該加える教科担当専任教員の数が上記(ア)の規程による昼間部等の教科担当専任教員の数の2割に満たない場合には、昼間部等の教科担当専任教員の数の2割の数を加えたものとする。</p> <p>イ 資格<br/>教科担当専任教員は、次のいずれかに該当する者であつて、教育の能力があると認められた者であること。</p> <p>(ア) 博士又は修士の学位を有し、研究上の業績のある者</p> <p>(イ) 研究上の業績が(ア)に掲げる者に準ずると認められる者</p> <p>(ウ) 教育上、学問上の業績ある教育経験者</p> <p>(エ) 学術技能に秀でた者</p> <p>(オ) 児童福祉事業に関し特に業績のある者</p> <p>ウ 非常勤教員を置く場合には、教科担当専任教員に準ずる者又は専門科目に関する実務に深い経験を有する者であること。</p> |
| 5 教育課程              | <p>(1) 基本的事項</p> <p>① 指定保育士養成施設は、教育課程の編成に当たっては、保育に関する専門的知識及び技術を習得させるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮すること。</p> <p>② 告示別表第1の教科目の欄に掲げる教科目(以下「必修科目」という。)は、必ず履修させなければならないこと。</p> <p>また、「保育内容総論」及び「保育内容演習」については、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)における保育の内容を考慮して、保育所保育の特性である養護と教育が一体となった保育の内容が習得できるよう、科目の開設に配慮すること。</p>  |



「保育の表現技術」については、身体表現、音楽表現、造形表現、言語表現等保育を行う上で必要な技術が総合的に習得できるよう、科目の開設に配慮すること。

なお、「保育内容演習」及び「保育の表現技術」については、設置すべき単位をまとめて1科目として開設する必要はなく、必要な単位数に分割して科目を開設しても差し支えないこと。

③ 告示別表第2の選択必修科目(以下「選択必修科目」という。)については、別表①に掲げる系列及び教科目の中から18単位以上を設け、9単位以上を必ず履修させなければならないこと。ただし、設置及び履修ともに、「保育実習Ⅱ」と「保育実習指導Ⅱ」又は「保育実習Ⅲ」と「保育実習指導Ⅲ」の3単位以上を含むこと。

なお、選択必修科目について、保育実習以外の系列の教科目及び単位数を各指定保育士養成施設で自主的に設定できるようにしたことの趣旨に鑑み、指定保育士養成施設毎に特色ある教科目及び単位数の編成を行うよう努めること。

④ 教養科目については、必修科目との関連に留意して科目を設定する等学生の学習意欲を高めるための創意、工夫に努めること。

⑤ 必修科目又は選択必修科目以外の科目を各指定保育士養成施設で設け、入所者に選択させて差し支えないこと。

⑥ 告示第1条各号及び第4条各号に定める教科目の名称については、各指定保育士養成施設において変更することもやむを得ないが、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)第5条第2項に規定する指定に関する申請書の提出に当たっては、当該科目の相当科目及びその教授内容の概要を添付させること。なお、令第5条第3項及び規則に規定する学則変更の承認に当たっても同様とする。

⑦ 告示に定める教科目のうち、2科目以上を合わせて1科目とすることは、併合された科目の関連性が深いと考えられる場合は差し支えないが、教養科目と、必修科目又は選択必修科目とを併合することは不適当であること。

⑧ 指定保育士養成施設は、教育上有益と認めるときは、学生が入所中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入所前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができること。

また、指定保育士養成施設以外の学校等(学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第56条第1項に規定する者を入学資格とする各種学校)で履修した教科目について修得した単位については、指定保育士養成施設で設定する教養科目に相当する教科目について、30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。

⑨ 指定保育士養成施設は、その定めるところにより、当該指定保育士養成施設の学生以外の者に1又は複数の教科目を履修させ、単位を授与することができること。

## (2) 通信教育部の教育課程

① 通信教育部における授業は、教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業(以下「通信授業」という。)及び指定保育士養成施設の校舎等における講義・演習・実験・実習又は実技による授業(以下「面接授業」という。)並びに保育実習により行う。

② 指定保育士養成施設においては、通信授業、添削指導及び面接授業について全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行う。

### ③ 通信授業

ア 通信授業の実施に当たっては、添削指導を併せ行う。

イ 通信授業における印刷教材は、次によるものであること。

(ア) 正確、公正であって、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

(イ) 統計その他の資料が、新しく、かつ、信頼性のある適切なものであること。

(ウ) 自学自習についての便宜が適切に与えられていること。

ウ 生徒からの質問は随時適切な方法で受け付け、十分に指導を行うこと。

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>④ 面接授業</p> <p>面接授業の内容は、別表②の科目について行うものであること。</p> <p>また、面接授業は、指定保育士養成施設の施設及び設備を使用することを原則とする。これ以外の場合には、地方厚生局長に対して、他の施設等で実施する理由、実施場所、担当教官数、その他必要と考えられる事項を届け出ること。</p>  |
| 6 施設整備 | <p>(1) 校地は、教育環境として適切な場所に所在し、校舎、敷地のほかに学生が休息、運動等に利用するための適当な空地を有すること。</p> <p>(2) 校舎、諸施設について</p> <p>ア 校舎には少なくとも次に掲げる各室を設けること。</p> <p>(ア) 教室(講義室、演習室、実験室、実習室等とする。)</p> <p>(イ) 所長室、会議室、事務室、研究室</p> <p>(ウ) 図書室、保健室</p> <p>イ 教室は科目の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えること。</p> <p>ウ 研究室は、専任教員に対しては、必ず備えること。</p> <p>エ 図書室には、学生が図書を閲覧するために必要な閲覧席及び図書を格納するために必要な設備を設けること。</p> <p>オ 保健室には、医務及び静養に必要な設備を設けること。</p> <p>カ 指定保育士養成施設はアに掲げる施設のほか、学生自習室、クラブ室、更衣室を設けることが望ましいこと。</p> <p>(3) 指定保育士養成施設には、教員数及び学生数に応じて、教育上、研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本その他の設備並びに図書及び学術雑誌を備えること。</p> <p>(4) その他通信教育に係る校地の面積、諸設備等については、通信教育に支障のないものとする。</p> |
| 7 その他  | <p>(1) 昼夜開講制について</p> <p>ア 指定保育士養成施設は、保育士の養成上必要と認められる場合には、昼夜開講制により授業を行うことができること。</p> <p>イ 昼夜開講制を設ける場合には、昼間部の中に募集定員を別にする「夜間主コース」を設けること。この場合においては、学則で昼間コースと夜間主コースごとに学生定員を定めること。</p> <p>ウ 昼夜開講制を実施する場合には、これに係る学生定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障がない限度において4-(2)-ア-(ア)に定める教員数を減ずることができるものとする。</p> <p>(2) 通信教育部に係る規定については、施行日以前に指定を受けている指定保育士養成施設にあつては平成19年4月1日から適用する。</p>   |

(別表①)

| 系列             | 教科目              | 授業形態 | 単位数 |
|----------------|------------------|------|-----|
| 保育の本質・目的に関する科目 | 指定保育士養成施設において設定  |      |     |
| 保育の対象の理解に関する科目 |                  |      |     |
| 保育の内容・方法に関する科目 |                  |      |     |
| 保育の表現技術        |                  |      |     |
| 保育実習           | 保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ     | 実習   | 2   |
|                | 保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ | 演習   | 1   |

(別表②) 指定保育士養成施設通信教育部における面接授業等実施基準

|        | 系列                 | 教科目(授業形態)          | 告示による<br>単位数 | うち面接授<br>業の単位数 | うち実習の<br>単位数 |
|--------|--------------------|--------------------|--------------|----------------|--------------|
| 教養科目   |                    | 体育(実技)             | 1単位          | 1単位            | —            |
| 必修科目   | 保育の本質・目的<br>に関する科目 | 相談援助(演習)           | 1単位          | 1単位            | —            |
|        |                    | 保育の対象の理<br>解に関する科目 | 保育の心理学Ⅱ(演習)  | 1単位            | 1単位          |
|        |                    | 子どもの保健Ⅱ(演習)        | 1単位          | 1単位            | —            |
|        |                    | 子どもの食と栄養(演習)       | 2単位          | 1単位以上          | —            |
|        | 保育の内容・方法<br>に関する科目 | 保育内容総論(演習)         | 1単位          | 3単位以上          | —            |
|        |                    | 保育内容演習(演習)         | 5単位          |                | —            |
|        |                    | 乳児保育(演習)           | 2単位          | 1単位以上          | —            |
|        |                    | 障害児保育(演習)          | 2単位          | 1単位以上          | —            |
|        |                    | 社会的養護内容(演習)        | 1単位          | 1単位            | —            |
|        |                    | 保育相談支援(演習)         | 1単位          | 1単位            | —            |
|        | 保育の表現技術            | 保育の表現技術(演習)        | 4単位          | 2単位以上          | —            |
|        | 保育実習Ⅰ              | 保育実習Ⅰ(実習)          | 4単位          | —              | 4単位          |
|        | 総合演習               | 保育実践演習(演習)         | 2単位          | 1単位以上          | —            |
| 選択必修科目 | 保育実習               | 保育実習Ⅱ又はⅢ(実習)       | 2単位以上        | —              | 2単位以上        |
| 単位数計   |                    |                    | 30単位以上       | 15単位以上         | 6単位以上        |

## 8. 平成22年厚生労働省告示278号による改正に関連して

### (1) 平成18年度～20年度 政策科学推進研究事業「保育サービスの質に関する調査研究」

保育需要の多様化や被虐待児、発達障害児への対応など、保育士には、児童福祉施設において直接子どもの保育、養護にあたるとともに、保護者への支援、地域の子育て家庭への支援など、その専門性に大きな期待が寄せられるようになった。そのような社会背景を踏まえ、保育士の質及び専門性の向上を図る観点から保育士の資格及び養成のあり方について幅広く研究することを目的として、「保育サービスの質に関する調査研究」が行われた。

調査期間は平成18年度から20年度の3年間であり、平成18年度は、児童福祉施設現場に対するアンケート調査及び有識者や学識経験者に対するインタビュー調査が実施された。平成19年度には、指定保育士養成施設に対して前年度の児童福祉施設調査と同様内容でのアンケート調査と、保育士養成校の教員に対してインタビュー調査が行われた。

平成20年度には、それらの調査を総括して「保育サービスの質に関する調査研究 平成18年度～20年度総合研究報告書」に、保育士及び保育士養成の今後の方向性が示されている。保育士資格を年齢別・領域別に分けるよりも総合的な資格とすること、4年制養成資格の創設や大学院による養成による保育士資格の階層化、国家試験の導入や、資格の更新制による専門性の水準の確保、などについて積極的な評価があった。ただし、国家試験の導入に関しては、肯定的、否定的両方の意見が見られたことが記されている。

### (2) 保育所保育指針の告示化—平成20年厚生労働省告示第141号—

平成12年の保育所保育指針の改定から8年が経過し、子どもたちが家庭内や地域において人と関わる経験が少なくなったり、生活リズムが乱れたりするなど、子どもの生活環境が変化した。また、保護者についても、子育ての不安や悩みを抱える保護者が増加し、養育力の低下が指摘されるなど、子育て環境の変化がみられた。このような子どもを取り巻く環境の変化に応じて、保育所に期待される役割が深化・拡大していることを踏まえ、保育の内容の質を高める観点から、保育所保育指針の内容の改善・充実が図られることになった。

これまでの保育所保育指針は、厚生省児童家庭局長(当時)による通知として定めていたところ、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に基づき厚生労働大臣が定める告示とし、保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定めた最低基準としての性格を明確化した。また、告示化により、すべての保育所が遵守すべき最低基準として位置付けられることになった。保育の質を向上させるための各保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化が図られた。

保育所保育指針が告示として公布され、保育の内容の質を高める観点から、保育所における取組の充実・強化がより一層求められている背景を踏まえ、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」が策定された。アクションプログラムの中には、保育士等の資質や保育の専門性を高め、保育所において質の高い人材を確保することを目的に、保育士等の資質・専門性の向上について、国は、保育士が保育現場で求められる多様な課題に対応できるようにするため、保育士の専門性を高めるための資格や養成の在り方の見直しについて検討すると記されている。

(3) 平成22年7月22日雇児発0722第5号「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正について  
改正内容の内容は以下の通りである。

- |   |
|---|
| ①児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件(平成22年厚生労働省告示第278号)が公布されたことに伴い、保育士養成課程の系列、教科目及び単位数が変更となることから、所要の措置を講じたこと。 |
| ②必修科目である保育実習のうち保育所以外の実習施設について、居住型に限っていたものを通所施設等も認めるようにしたこと。   |
| ③指定保育士養成施設の所長の専任規定について見直しを行ったこと。  |
| ④通信教育部の面接授業の実施場所について、届出事項としたこと。   |
| ⑤家庭的保育事業において補助者として従事した場合、一部保育実習を履修したものとすることができるが、これを家庭的保育者にも認めることとしたこと。   |

#### 平成25年一部改正内容

平成24年8月22日付で公布された子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等の関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のためには、新たな「幼保連携型認定こども園」において位置づけられる「保育教諭」の人材確保を図る必要があることから、指定保育士養成施設において幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例を実施するための所要の措置を講じたこと。

## II. 保育士養成施設の履修教科目の変遷

昭和23年「児童福祉法」第24条により、保育に欠ける乳幼児の公的責任が規定され、同法律第39条にて保育所の目的が明確にされた。昭和23年「児童福祉法施行令」第13条により、はじめて法的根拠をもつ資格として制度化された。

保母養成課程における履修教科目は、昭和23年児発105号児童家庭局長通知「保母養成施設の設置及び運営に関する件」に示された内容に始まり、平成22年厚生労働省告示278号による改正まで、その間計6回の改定がなされた。本項では、各々の改正における履修教科目の内容について記す。

### 1. 戦前における保母養成の履修教科目

昭和23年制度化される以前における保母養成の履修科目の変遷について参考までに記す。

#### (1) 明治11年 東京女子師範学校保母練習科における履修教科目

明治9年、東京女子師範学校附属幼稚園が、明治新政府が誕生し、近代的な教育制度が創設され、小学校や中学が誕生したことを背景に、幼稚園設置の必要性を感じた文部大輔、田中不二麿や東京女子師範学校長中村正直等によって設立された。附属幼稚園は、明治11年に保育見習生を置き、同年6月には女子師範学校に修業年限1年の保母練習科が設置された。

表Ⅱ-1-7 明治11年 東京女子師範学校保母練習科における履修教科目課程 ( )は週当たりの時間数

|    |  |
|----|--|
| 前期 | 教育論(2) 物理学並動物植物学(2) 幾何学(1) 図面・初歩(1) 園制大意(1) 大意(1)<br>二十恩物音楽(2) 恩物用法(6) 体操(1) 実地保育(6) |
| 後期 | 修身論(2) 人体学(2) 幾何学(1) 古今小説(1) 布列別伝(1) 二十恩物大意(1)<br>音楽(1) 恩物用法(6) 体操(1) 実地保育(6)        |

(2) 明治22年 頌栄保母伝習所における履修教科目

頌栄保母伝習所は、L.ハウによって明治22年10月神戸に設立された。キリスト教関係の教育機関で本格的に保母養成を行った。

表Ⅱ-1-8 明治22年 頌栄保母伝習所における履修教科目

普通科

|    |   |
|----|---|
| 1年 | 修身(6) 心理学-普通心理学及嬰兒心理学-(2) 理科-動物・植物・生理-(4)<br>保育学-理論(2)・応用(2)・実習(10) 唱歌(4) 音楽(7) 作文-書牘文及近代文(1)   |
| 2年 | 修身(6) 教育学-原理・応用・幼稚園原則管理法等(2) 理科-鉱物・生理・衛生(4)<br>保育学-理論(2)・応用(2)・実習(10) 唱歌(4) 音楽(7) 作文-書牘文及近代文(1) |

高等科

|    |   |
|----|---|
| 1年 | 修身(6) 教育学(2) 応用理科-動物・植物・生理(4) 保育学-理論(2)・応用(2)・実習(10)<br>唱歌(4) 音楽(7) 作文-書牘文及近代文(1)   |
| 2年 | 修身(6) 応用心理学(2) 応用理科-鉱物・生理・衛生(4) 保育学-理論(2)・応用(2)・実習(10)<br>唱歌(4) 音楽(7) 作文-書牘文及近代文(1) |

(3) 明治41年上田保母伝習所における履修教科目

明治30年代は、幼稚園の定着期であり保育所の草創期であった。この時期の保母養成は、私学の方がより充実していた。上田保母伝習所は、明治38年、カナダ婦人伝導会の婦人宣教師ミス・デウォルフによって無認可で保母養成を始め、明治41年に認可された。修業年限は2年で、入学資格を「満18歳以上、高等女学校又はこれと同等以上の学力を有する者」とした。

表Ⅱ-1-9 明治41年上田保母伝習所における履修教科目

|    |   |
|----|---|
| 1年 | 倫理(2) 心理(1) 教育(1,5) 歴史(1) 理科(2) 図面(2) 音楽(1,5) 体操(2)<br>恩物手芸(8) 実地教授(10) |
| 2年 | 倫理(2) 心理(1) 教育(3) 歴史(1) 理科(1) 図面(2) 音楽(1,5) 体操(2)<br>実地教授(12)           |

(4) 昭和21年「名古屋市保母養成所」による履修教科目

明治20年代に、貧民幼稚園や託児所として誕生した保育所は、昭和12年頃からの太平洋戦争の激化に伴い、急速に増加し、戦後も保育所を求める声は大きかった。こうした社会背景の中で、名古屋市保母養成所は、保育所保母の養成を開始した。入学資格を「高等女学校卒業者、専門学校入学検定合格者」とした。修業年限は1年。( )は講義時間数。

表Ⅱ-1-10 昭和21年「名古屋市保母養成所」による履修教科目

|  |
|--|
| 教育(80) 心理(80) 音楽(140) 図面工作(120) 公民(60) 物象生物(80) 育児保健(80)<br>衛生学(30) 性格学(30) 栄養学(20) 政治経済(10) 音楽遊戯(80) 話方研究(50)<br>社会事業講話(10) 保育実習(400) |
|--|

## 2. 昭和 23 年児発第 105 号通知「保母養成施設の設置及び運営に関する件」における履修教科目

この時期は大学（短期大学）の設置基準も未整備（翌年に制度化の第一歩）で、教育職員免許の法制化も翌年というように考慮すべき関連諸制度のない中での具体化であった。

学科目の配列は整理されておらず、配当時間数で当該学科目の授業時間数を示すという方法がとられており、全 21 科目 1350 時間のカリキュラムであった。21 科目の内容は、一般教育的な科目に「英語」「倫理学」、基礎的な専門科目に「教育学及び教育心理学」「児童心理学及び精神衛生」「生理学及び保健衛生学」「看護学」「小児病学」「栄養学」「保育理論」「育児法」「音楽」「リズム」、福祉に関する専門科目に「社会福祉事業一般」「ケースワーク」「グループワーク」「児童の福祉に関する法令」、保育内容的な科目に「自然研究及び社会研究」「遊戯」「お話」「絵画」「製作」と定められていた。その他、保育、育児、看護、教護、栄養、音楽、遊戯、お話、絵画、製作等に関する研究及び実習の科目があった。

表Ⅱ-1-11 昭和 23 年児発第 105 号通知「保母養成施設の設置及び運営に関する件」における履修教科目

| 学科目         | 配当時間数 | 学科目         | 配当時間数 |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 倫理          | 40    | グループワーク     | 40    |
| 教育学及び教育心理学  | 40    | 自然研究及び社会研究  | 80    |
| 保育理論        | 160   | 音楽          | 200   |
| 児童心理学及び精神衛生 | 150   | リズム         | 80    |
| 生理学及び保健衛生学  | 80    | 遊戯          | 80    |
| 栄養学         | 40    | お話          | 40    |
| 育児法         | 40    | 絵画          | 40    |
| 小児病学        | 40    | 製作          | 40    |
| 看護学         | 40    | 英語          | 40    |
| 社会事業一般      | 40    | 児童の福祉に関する法令 | 特別講義  |
| ケースワーク      | 40    | 計           | 1,350 |

(注)他に、保育、育児、看護、教護、栄養、音楽、遊戯、お話、絵画、製作等の実習がある

## 3. 昭和 27 年厚生省告示第 33 号の改正による履修教科目の内容

保育制度が一応整い、養成機関も整備拡充がなされつつあるなかで、次には保母の専門性や教育の内容のあり方などについての検討が始まった時期であった。

基礎的な学力、児童の指導能力の養成、社会福祉事業の法的側面の理解、将来指導的地位を占める場合に要請される児童福祉施設の経営方法、経理及び設備の維持、改善等に関する知識ならびに地域社会に対する働きかけに必要な知識の習得を図る内容になっている。

### (1) 総合履修単位

単位制を導入し、総設定単位 100 単位、総履修単位 93 単位以上であった。授業時数が定められ、学科目及び授業時数の単位の算定等については、科目の内容に応じて現行の講義、演習、実習と同じ時間数で構成された。

### (2) 必修科目

必修 26 科目（甲類）、選択 7 科目（乙類）の区分を設けた。「リズム」「お話」「絵画」「製作」「英語」の科目が生活指導科目として設置された。「生物学」「社会学」「生活指導（被服、住居）」が新設された。

### (3) 選択必修科目

選択の履修については、4 科目以上履修し、合計 30 科目 93 単位以上を履修させると共に「総合実習」20 単位の履修方法等を明確にした。「社会福祉法制」「施設管理」「コミュニティー・オーガニゼーション」が新設された。

表Ⅱ-1-12 昭和 27 年厚生省告示第 33 号の改正による履修教科目の内容

|    |             | 配当<br>単位 |                  | 配当<br>単位 |            | 配当<br>単位 |
|----|-------------|----------|------------------|----------|------------|----------|
| 甲類 | 倫理学         | 2        | 社会福祉事業一般         | 2        | 社会研究       | 1        |
|    | 教育学及び教育心理学  | 4        | ケース・ワーク          | 2        | 音楽         | 6        |
|    | 保育理論        | 6        | グループ・ワーク         | 2        | 体育         | 2        |
|    | 児童心理学及び精神衛生 | 8        | 社会福祉法制           | 2        | 看護学実習      | 1        |
|    | 生理学及び保健衛生学  | 4        | 生活指導（絵画製作）       | 3        | 栄養学実習      | 1        |
|    | 看護学及び小児病学   | 4        | 生活指導（言語演劇）       | 2        | 育児実習       | 1        |
|    | 栄養学         | 4        | 生活指導（リズム集団遊戯）    | 3        | ケース・ワーク実習  | 1        |
|    | 生物学         | 2        | 生活指導（被服住居）       | 1        | 総合実習       | 20       |
|    | 社会学         | 2        | 自然研究             | 1        |            |          |
| 乙類 | 保育理論        | 2        | 施設管理             | 2        | グループ・ワーク実習 | 1        |
|    | 社会福祉事業一般    | 2        | コミュニティーオーガニゼーション | 2        |            |          |
|    | 社会福祉法制      | 1        | 英語               | 3        |            |          |

（備考）1. 「単位」は、保母を養成する学校又は施設の長において、入所者が、科目について、その種類に応じ、以下に掲げる基準により定める課程を履修した場合に与えるものとする。

- イ) 1 時間の授業につき、2 時間の予習又は復習を必要とする講義によるものについては、15 時間の授業の課程
- ロ) 2 時間の授業につき、1 時間の予習又は復習を必要とする演習によるものについては、30 時間の授業の課程
- ハ) 前 2 号に掲げるものを除くほか、予習又は復習を必要としない実験又は実習によるものについては、45 時間の授業の課程

2. 甲類の学科目については、すべての学科目につき、少くとも配当せられた単位を履修せしめること。

3. 乙類の学科目については、7 学科目のうち少くとも 4 学科目を選択せしめ、その学科目につき少くとも配当せられた単位を履修せしめること。

改正 昭和 29 年一部改正

「教科に関する専門科目」-小学校の教科に関する専門科目を修得すること。

「保育内容の研究」新設

保育内容「社会・自然・健康・言語・音楽リズム・絵画・制作」

および保育に関する総合的な授業科目「幼稚園教育総論」新設。

#### 4. 昭和 37 年厚生省告示第 328 号の改正による履修教科目の内容

昭和 37 年 9 月 26 日の厚生省令 第 42 号をもって児童福祉法施行規則の一部改正と、厚生省告示第 328 号をもって児童福祉法施行規則第 39 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による保母を養成する学校又は施設の必修科目及び授業時数（昭和 27 年 3 月厚生省告示 第 33 号）が全面改正され、新たな修業教科目、単位数、履修方法が制定された。急激な社会変動にともなう家族機能の変化への対処、保育所増設による保母需要の増大、幼稚園教諭に近づけるための保母養成カリキュラムの改訂および短期大学での同時取得など。大学の教育課程との調整を図るため、教育課程の全面改正であった。

##### (1) 総合履修単位

短大においても保母養成を容易にするため、保母資格取得単位数を削減した。一般教育科目 14 単位（体育科目 2 単位を含む）、専門科目甲類（設定 52 単位、履修 52 単位）、専門科目乙類・外国語（設定 28 単位、履修 4 科目以上選択・7 単位以上）、総履修単位 73 単位以上となった。

##### (2) 必修科目

専門科目については、6つの系列に分類整理され、「保育理論」を系統的に見て内容を整理し、「保育原理」と「養護原理」に分割した。保育内容に関する教科目を整理し、「健康」を新設した。保母試験科目との調整のため「児童福祉」を新設した。

(3) 選択必修科目

保育所向きと収容施設向きに保育内容を分化した。収容施設における保母の業務に鑑み、「青年心理学」及び「家庭経営」を新設した。保母に必要な基礎技能として図画工作を設けた。

(4) 実習

昭和37年12月22日(児発第1376号)通知にて、別表第二の保育実習単位の履修方法等については、別紙の基準によりその適正なる実施を図ることとなった。(表 保育実習実施基準)

(5) 教養科目

一般教養科目として、人文科学関係科目、社会科学関係科目及び自然科学関係科目の3系列からそれぞれ2科目それぞれ4単位以上合計12単位以上と、体育に関する講義、実技をそれぞれ1単位以上履修させることになった。

表Ⅱ-1-13 昭和37年厚生省告示第328号の改正による履修教科目の内容

別表第一

| 一般教育科目 | 系列       | 教科目  |
|--------|----------|--|
|        | 人文関係科目   | 倫理学・哲学・文学・歴史・宗教・その他一般教育科目として適当と認められる教科目（講義）            |
|        | 社会科学関係科目 | 社会学・法学（日本国憲法）・心理学・経済学・人文地理・その他一般教育科目として適当と認められる教科目（講義） |
|        | 自然科学関係科目 | 生物学・生活科学・統計学・数学・化学・その他一般教育科目として適当と認められる教科目（講義）         |



別表第二

| 専門科目 | 教科目     |    | 単位数 | 専門科目 | 教科目   |    | 単位数 |  |
|------|---------|----|-----|------|-------|----|-----|--|
| 甲類   | 保育原理    | 講義 | 4   | 乙類   | 教育原理  | 講義 | 2   |  |
|      | 養護原理    | 講義 | 2   |      | 言語    | 演習 | 1   |  |
|      | 健康      | 演習 | 1   |      | 音楽リズム | 演習 | 1   |  |
|      | 社会      | 演習 | 1   |      | 絵画製作  | 演習 | 1   |  |
|      | 自然      | 演習 | 1   |      | 被服住居  | 演習 | 1   |  |
|      | 言語      | 演習 | 1   |      | 社会福祉  | 講義 | 2   |  |
|      | 音楽リズム   | 演習 | 1   |      | 家庭経営  | 講義 | 2   |  |
|      | 絵画製作    | 演習 | 1   |      | 施設管理  | 講義 | 2   |  |
|      | 保育実習    | 実習 | 10  |      | 精神衛生  | 講義 | 2   |  |
|      | 社会福祉    | 講義 | 2   |      | 教育心理学 | 講義 | 2   |  |
|      | 児童福祉    | 講義 | 2   |      | 青年心理学 | 講義 | 2   |  |
|      | ケースワーク  | 演習 | 2   |      | 音楽    | 演習 | 2   |  |
|      | グループワーク | 演習 | 2   |      | 図画工作  | 演習 | 2   |  |
|      | 児童心理学   | 講義 | 4   |      | 体育    | 演習 | 2   |  |
|      | 精神衛生学   | 講義 | 2   |      |       |    |     |  |
|      | 生理学     | 講義 | 2   |      |       |    |     |  |
|      | 小児病学    | 講義 | 2   |      |       |    |     |  |
|      | 保健衛生    | 講義 | 2   |      |       |    |     |  |
|      | 看護学     | 講義 | 2   |      |       |    |     |  |
|      |         | 実習 | 1   |      |       |    |     |  |
| 栄養学  | 講義      | 2  |     |      |       |    |     |  |
|      | 実習      | 1  |     |      |       |    |     |  |
| 音楽   | 演習      | 4  |     |      |       |    |     |  |

## 保育実習実施基準

保育実習は、次表の第3欄に掲げる施設につき、同表の第2欄に掲げる履修方法により行うものとする。

| 実習種別（第1欄）     | 履修方法（第2欄） |       |           | 実習施設<br>（第3欄） |
|---------------|-----------|-------|-----------|---------------|
|               | 単位数       | 所要時間数 | おおむねの実習日数 |               |
| 保育実習Ⅰ（専門科目甲類） | 4         | 180   | 20        | (A)           |
| 保育実習Ⅱ（専門科目乙類） | 2         | 90    | 10        | (B)           |
| 保育実習Ⅲ（専門科目乙類） | 2         | 90    | 10        | (C)           |

備考1 第三欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。

(A)……乳児院、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、教護院、精神薄弱者更生施設(収容)、精神薄弱者授産施設(収容)、心身障害者福祉協会法第一七条第一項第一号に規定する福祉施設及び保育所

(B)……保育所

(C)……(A)に掲げる保育所以外の児童福祉施設(以下「収容施設」という。)のほか精神薄弱児通園施設、児童厚生施設、精神薄弱者更生施設(通所)、精神薄弱者授産施設(通所)及び児童手当法第二九条の二に規定する福祉施設のうち「こどもの城」

2 履修方法は、次により行なうものとする。

(1) 保育実習Ⅰ四単位の履修方法は、保育所における実習二単位、及び収容施設における実習二単位とする。

- (2) 収容施設における実習は、養護施設を含め、三以上の施設種別にわたり履修させなければならない。
- (3) 「所要時間数」の履修については、一日九時間(一時間には少なくとも四五分以上の実時間をあてるものとする。)を目標として行なうものとする。

## 5. 昭和45年厚生省告示第352号(厚生省告示第328号第1改正)の改正による履修教科目の内容

児童福祉法施行から20年あまりが経過し、児童福祉施設も社会の要請に応じ年々拡大整備されつつあった。幼児の保育に対する社会的要望も、人間形成の関心と重大さの増大とあいまって一層の高まりをみせていた。こうした時代背景のなかで、保母養成とカリキュラムの問題は重要な課題としてクローズアップされてきた。

### (1) 総合履修単位

一般教育科目・体育(設定14単位、履修14単位)、専門科目甲類(設定46単位、履修46単位)専門科目乙類・外国語(設定30単位、履修5科目以上選択・8単位以上)とされ、総設定単位90単位、総履修単位68単位以上であった。幼稚園教諭の養成課程との調整を図り、保母と幼稚園教諭の同時養成を容易にするため、保母資格取得単位数を73単位以上から68単位以上に削減した。

### (2) 必修科目

専門科目を、福祉、保育教育、心理、保健、保育内容、基礎技能の6つの系列に分類整理した。「教育原理」「教育心理学」が選択科目から必修科目へ変更された。教育原理、教育心理学等を必修とする教育課程に改訂したことによって、幼児教育にも充分対応できる保母の養成に着手した。「従来小児学をはじめ6科目14単位が必修とされてきたが、これを小児保健など3科目10単位を最低必修とするよう配慮すべきである」(中央児童福祉審議会意見具申「児童福祉に関する当面の推進策について」(45,1,12))を受けて、保健系科目の6科目14単位最低必修から3科目10単位最低必修への変更がなされた。保健系科目を「小児保健Ⅰ及びⅡ(施設における保健、心身障害児における保健)」に統合整理した。福祉系科目—方法論に関するものを、「社会福祉Ⅱ(ケース・ワーク、グループワーク、コミュニティー・オーガニゼーション等)」に総括し、保育所における乳児保育の充実に対応するため、「乳児保育Ⅰ」を新設した。

### (3) 選択必修科目

専門科目を、保育教育、心理、保健、家政、保育内容、基礎技能の6つの系列に分類整理した。保育所、収容施設の就職希望に応じて選択履修が可能にした。「乳児保育Ⅱ」「保育原理Ⅱ(保育計画論等)」「臨床心理学」「養護内容」「養護原理Ⅱ(各種児童施設における養護の詳論)」「乳幼児心理学」「臨床心理学」を新設した。

### (4) 実習

実習については、幼稚園教諭の養成も併せて行っている養成所における「教育実習4単位の履修をもつて保育所における保育実習4単位を履修したものとみなす措置」を廃止し、「保育実習Ⅰ」4単位(保育所実習2単位、収容施設実習2単位)「保育実習Ⅱ」2単位(収容施設等実習)とし、収容施設実習の対象施設を養護施設を含めて3以上の種別に拡大した。

表Ⅱ-1-14 昭和45年厚生省告示第352号（厚生省告示第328号第1改正）の改正による履修教科目の内容

別表第2

| 専門科目 | 系列    | 教科目   | 単位数 | 専門科目 | 系列 | 教科目    | 単位数   |       |     |    |
|------|-------|-------|-----|------|----|--------|-------|-------|-----|----|
| 甲類   | 福祉    | 社会福祉Ⅰ | 講義  | 2    | 乙類 | 保育・教育  | 保育原理Ⅱ | 講義    | 2   |    |
|      |       | 社会福祉Ⅱ | 演習  | 2    |    |        | 養護原理Ⅱ | 講義    | 2   |    |
|      |       | 児童福祉  | 講義  | 2    |    |        | 保育実習Ⅱ | 実習    | 2   |    |
|      | 保育・教育 | 教育原理  | 講義  | 2    |    |        | 保育実習Ⅲ | 実習    | 2   |    |
|      |       | 保育原理Ⅰ | 講義  | 4    |    |        | 心理    | 青年心理学 | 講義  | 2  |
|      |       | 養護原理  | 講義  | 2    |    | 乳幼児心理学 |       | 演習    | 2   |    |
|      |       | 保育実習Ⅰ | 実習  | 4    |    | 臨床心理学  |       | 演習    | 2   |    |
|      | 心理    | 児童心理学 | 講義  | 2    |    | 保健     | 小児保健Ⅱ | 講義    | 2   |    |
|      |       | 教育心理学 | 講義  | 2    |    |        | 家政    | 家庭管理  | 講義  | 2  |
|      | 保健    | 小児保健Ⅰ | 講義  | 4    |    | 保育内容   |       | 健康    | 演習  | 1  |
|      |       | 小児保健  | 実習  | 1    |    |        |       | 言語    | 演習  | 1  |
|      |       | 精神衛生  | 講義  | 2    |    |        |       | 音楽リズム | 演習  | 1  |
|      |       | 小児栄養  | 講義  | 1    |    |        |       | 絵画製作  | 演習  | 1  |
|      |       |       | 実習  | 2    |    |        |       | 養護内容  | 演習  | 2  |
|      | 保育内容  | 健康    | 演習  | 1    |    |        |       | 乳児保育Ⅱ | 演習  | 2  |
|      |       | 社会    | 演習  | 1    |    |        |       | 基礎技能  | 音楽Ⅱ | 演習 |
|      |       | 自然    | 演習  | 1    |    |        |       |       |     |    |
|      |       | 言語    | 演習  | 1    |    |        |       |       |     |    |
|      |       | 音楽リズム | 演習  | 1    |    |        |       |       |     |    |
|      |       | 絵画製作  | 演習  | 1    |    |        |       |       |     |    |
|      |       | 乳児保育Ⅰ | 講義  | 2    |    |        |       |       |     |    |
|      |       | 基礎技能  | 音楽Ⅰ | 演習   |    | 2      |       |       |     |    |
|      | 図画工作  |       | 演習  | 2    |    |        |       |       |     |    |
|      | 体育    |       | 演習  | 2    |    |        |       |       |     |    |

## 6. 平成3年厚生省告示121号の改正による履修教科目の内容

児童をめぐる環境の変化、児童福祉施策の進展及び平成12年に改定された保育所保育指針の趣旨を踏まえ、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第1項第一号に規定する保母を養成する学校その他の施設の保母養成教育課程の改正を行った。

### (1) 総合履修単位

総履修単位数は、保母資格取得に必要な総履修単位数について、現行どおり68単位とした。単位の計算方法は、短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の例によることとし、弾力的な単位計算が可能となるようにした。

### (2) 必修科目

専門科目甲類については、告示別表第一において5つの系列に分類整理した。併せて「児童心理学」を「発達心理学」に、「精神衛生」を「精神保健」に名称を変更した。保育内容及び基礎技能に関する演習については、改定された保育所保育指針の趣旨を踏まえ、それぞれ従来の細分化された科目の区分を廃止した。

### (3) 選択必修科目

専門科目乙類については、「選択必修科目」とし、保母養成所において柔軟な科目の設定が可能となるよう、告示においては、5つの系列名並びに保母養成所において設置すべき科目数及び単位数並びに入所者に履修させるべき科目

数及び単位数を示すに止め、具体的な科目名及び単位数については、別途通知により示すこととした。「障害児保育」が「児童文化」とともに選択必修となった。

(4) 実習

保育実習については、実習効果の一層の向上を図るため、保育実習に際しての事前及び事後の指導のための単位を設定した。

(5) 基礎科目

一般教育科目、外国語に関する演習並びに体育に関する講義及び実技については「基礎科目」とし、このうち外国語に関する演習並びに体育に関する講義及び実技以外の科目については、具体的な科目名及びその単位数を示さず、保母養成所の主体性、独自性が発揮できるようにし、設置すべき単位数及び入所者に履修させるべき単位数(8単位)のみを示すこととした。

このため、従来は、人文関係科目、社会科学関係科目及び自然科学関係科目の系列ごとにそれぞれ2科目以上4単位以上、合計6科目12単位以上を設置しなければならなかったが、今後は、外国語及び体育に関する科目を含め基礎科目全体で12単位以上を設置すれば足りることになった。

なお、外国語に関する演習2単位以上並びに体育に関する講義及び実技それぞれ1単位は必ず設置しなければならないが、外国語に関する演習については、必ずしも入所者に履修させる必要はなく、入所者が自主的に履修した場合には基礎科目の履修単位とすることができることとした。

表Ⅱ-1-15 平成3 年厚生省告示121号の改正による履修教科目の内容

別表 1

| 系列                | 教科目         | 単位数 |
|-------------------|-------------|-----|
| 保育の本質・目的の理解に関する科目 | 社会福祉Ⅰ（講義）   | 2   |
|                   | 社会福祉Ⅱ（演習）   | 2   |
|                   | 児童福祉（講義）    | 2   |
|                   | 保育原理（講義）    | 4   |
|                   | 養護原理（講義）    | 2   |
|                   | 教育原理（講義）    | 2   |
| 保育の対象の理解に関する科目    | 発達心理学（講義）   | 2   |
|                   | 教育心理学（講義）   | 2   |
|                   | 小児保健（講義・実習） | 5   |
|                   | 小児栄養（講義・実習） | 3   |
|                   | 精神保健（講義）    | 2   |
| 保育の内容・方法の理解に関する科目 | 保育内容（演習）    | 6   |
|                   | 乳児保育（講義）    | 2   |
| 基礎技能              | 基礎技能（演習）    | 6   |
| 保育実習              | 保育実習（実習）    | 5   |

別表第2を次のように改める。

別表第2

1. 保育の本質・目的の理解に関する科目
2. 保育の対象の理解に関する科目
3. 保育の内容・方法の理解に関する科目
4. 基礎技能

## 5. 保育実習

### 7. 平成13年厚生労働省告示第198号の改正による履修教科目の内容

「児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」が平成13年厚生労働省告示第198号(以下「新告示」という)をもって公布され、平成14年4月1日から適用されることとなった。児童をとりまく家庭や環境の変化に対応し、保育士の専門性の確保、資質の向上を図る観点から、指定保育士養成施設の保育士養成課程の改正を行ったものである。

#### (1) 総履修単位数

現行どおり68単位とした。

#### (2) 必修科目

家族を取り巻く環境の変化等を踏まえ、保育士に求められる家族援助や保護者支援のスキルを修得し、保育士の役割の拡大に対応するため、「家族援助論(講義)」を新設した。「障害児保育」を選択必修科目から必修科目へ変更し、授業形態も講義から演習へ、単位数は2から1に変更した。「養護内容」を選択必修科目から必修科目へ変更、単位数は2から1に変更した。幼稚園教諭免許取得のための教育課程との整合性を確保するため「総合演習(演習)」を新設した。

「社会福祉Ⅰ(講義)」を「社会福祉(講義)」に、ソーシャルワーク的機能を学ぶため「社会福祉Ⅱ(演習)」を「社会福祉援助技術(演習)」に、「小児栄養(講義・実習)」を「小児栄養(演習)」に、より実践力を高めるために「乳児保育(講義)」を「乳児保育(演習)」に変更したこと。所要の単位数の設定を47単位から50単位としたこと。

#### (3) 選択必修科目

各指定保育士養成施設が設置すべき修業教科目及び単位数を別表第2に掲げる系列のうちから19単位以上(うち保育実習を2単位以上)とした。入所者に履修させるべき単位数は、「11単位以上」から「10単位以上(うち保育実習2単位以上)」とした。別表第2に掲げる系列に対応する教科目は、「指定保育士養成施設の指定基準について」(平成13年6月29日雇児発第438号)の別表のとおり、保育実習の系列を除き指定保育士養成施設において自主的に設定できることとした。

#### (4) 実習

保育実習を増設した。「保育実習Ⅱ」または「保育実習Ⅲ」を選択必修とし、実習の機会を増やすこととした。

#### (5) 教養科目

「基礎科目」を「教養科目」とした。教養科目の設置単位数を「12単位以上」から「10単位以上」に、履修単位数を「10単位以上」から「8単位以上」に変更した。

表Ⅱ-1-16 平成13年厚生労働省告示第198号の改正による履修教科目の内容

| 系列                | 教科目          | 単位数 |
|-------------------|--------------|-----|
| 保育の本質・目的の理解に関する科目 | 社会福祉（講義）     | 2   |
|                   | 社会福祉援助技術（演習） | 2   |
|                   | 児童福祉（講義）     | 2   |
|                   | 保育原理（講義）     | 4   |
|                   | 養護原理（講義）     | 2   |
|                   | 教育原理（講義）     | 2   |
| 保育の対象の理解に関する科目    | 発達心理学（講義）    | 2   |
|                   | 教育心理学（講義）    | 2   |
|                   | 小児保健（講義・実習）  | 5   |
|                   | 小児栄養（演習）     | 2   |
|                   | 精神保健（講義）     | 2   |
|                   | 家族援助論（講義）    | 2   |
| 保育の内容・方法の理解に関する科目 | 保育内容（演習）     | 6   |
|                   | 乳児保育（演習）     | 2   |
|                   | 障害児保育（演習）    | 1   |
|                   | 養護内容（演習）     | 1   |
| 基礎技能              | 基礎技能（演習）     | 4   |
| 保育実習              | 保育実習（実習）     | 5   |
| 総合演習              | 総合演習（演習）     | 2   |

別表第2

1. 保育の本質・目的の理解に関する科目
2. 保育の対象の理解に関する科目
3. 保育の内容・方法の理解に関する科目
4. 基礎技能
5. 保育実習

保育実習実施基準

保育実習は、次表の第3欄に掲げる施設につき、同表第2欄に掲げる履修方法により行うものとする。

| 実習種別（第1欄）     | 履修方法（第2欄） |           | 実習施設（第3欄） |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
|               | 単位数       | おおむねの実習日数 |           |
| 保育実習Ⅰ（必修科目）   | 5         | 20        | (A)       |
| 保育実習Ⅱ（選択必修科目） | 2         | 10        | (B)       |
| 保育実習Ⅲ（選択必修科目） | 2         | 10        | (C)       |

備考1 第3欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。

(A)...保育所及び乳児院、母子生活支援施設、児童 養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、 肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒 障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的 障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入 所)又は心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号に規定する福祉施設

(B)...保育所

(C)...児童厚生施設又は知的障害児通園施設その他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの(保育所は除く)

備考2 保育実習(必修科目)5単位の履修方法は、 実習に関する事前及び事後指導1単位のほか、保育所における実習2単位及び、その他(A)に掲げる 保育所以外の施設における実習2単位とする。

## 8. 平成 22 年厚生労働省告示 278 号の改正による履修教科目の内容

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成 22 年厚生労働省令第 90 号)及び児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件(平成 22 年厚生労働省告示第 278 号。)が公布され、改正省令については平成 25 年 4 月 1 日より施行され、改正告示については平成 23 年 4 月 1 日より適用されることとなった。

保育所保育指針(平成 20 年厚生労働省令告示第 141 号)の改定を受け、保育士養成課程の見直しを行うために、保育士試験の筆記試験科目及び指定保育士養成施設の修業教科目等の新設・変更を行うものであった。

### (1) 必修科目

教科目の新設については、「保育原理(講義)」から保育士の役割と責務、制度的位置づけなどを分割し、「保育者論(講義)」を新設した。「発達心理学(講義)」と「教育心理学(講義)」を統合し、「保育の心理学Ⅰ(講義)」「保育の心理学Ⅱ(演習)」を新設した。保育所保育指針において、保育課程の編成が義務づけられたことを踏まえ、「保育課程論(講義)」を新設した。現行の「社会福祉援助技術(演習)」を分割し、保護者に対する保育指導を学ぶ「保育相談支援(演習)」を新設した。

系列の名称「保育の本質・目的の理解に関する科目」を「保育の本質・目的に関する科目」に、「保育の内容・方法の理解に関する科目」を「保育の内容・方法に関する科目」に、「基礎技能」を「保育の表現技術」に変更した。

教科目の名称変更等は、「社会福祉援助技術(演習)」を「相談援助(演習)」に、「児童福祉(講義)」を「児童家庭福祉(講義)」に、「養護原理(講義)」を「社会的養護(講義)」に、「小児保健(講義・実習)」及び「精神保健(講義)」を「子どもの保健Ⅰ(講義)」及び「子どもの保健Ⅱ(演習)」に、「小児栄養(演習)」を「子どもの食と栄養(演習)」に、「家族援助論(講義)」を「家庭支援論(講義)」に、「保育内容(演習)」を「保育内容総論(演習)」及び「保育内容演習(演習)」に、「養護内容(演習)」を「社会的養護内容(演習)」に、「基礎技能(演習)」を「保育の表現技術(演習)」に、「総合演習(演習)」を「保育実践演習(演習)」に変更するとともに、教科目の規定順についても、再整理を行ったこと。

単位数の変更については、「保育原理(講義)」の単位数を 4 単位から 2 単位に、「障害児保育(演習)」の単位数を 1 単位から 2 単位に、「保育実習(実習)」の単位数を 5 単位から「保育実習Ⅰ(実習)」4 単位、「保育実習指導Ⅰ(演習)」2 単位の計 6 単位に変更した。

### (2) 選択必修科目

各指定保育士養成施設が設置すべき修業教科目及び単位数を、19 単位以上(うち保育実習 2 単位以上)としているが、改正告示では 18 単位以上(うち保育実習 3 単位以上)とした。

入所者に履修させるべき単位数は、別表第 2 に掲げる系列のうちから 10 単位以上(うち保育実習 2 単位以上)としているが、9 単位以上(うち保育実習 3 単位以上)と改正したこと。設置及び履修ともに、「保育実習Ⅱ」と「保育実習指導Ⅱ」又は「保育実習Ⅲ」と「保育実習Ⅲ」の 3 単位以上を含むこと。

なお、第 3 の 1 により、必修科目の単位数が 60 単位から 61 単位に変更になっているため、総設置単位数及び総履修単位数については、それぞれ 79 単位以上及び 68 単位以上の従来どおりとした。

表Ⅱ-1-17 平成22年厚生労働省告示278号の改正による履修教科目の内容

| 系列                | 教科目          | 単位数 |
|-------------------|--------------|-----|
| 保育の本質・目的の理解に関する科目 | 保育原理（講義）     | 2   |
|                   | 教育原理（講義）     | 2   |
|                   | 児童家庭福祉（講義）   | 2   |
|                   | 社会福祉（講義）     | 2   |
|                   | 相談援助（演習）     | 1   |
|                   | 社会的養護（講義）    | 2   |
|                   | 保育者論（講義）     | 2   |
| 保育の対象の理解に関する科目    | 保育の心理学Ⅰ（講義）  | 2   |
|                   | 保育の心理学Ⅱ（演習）  | 1   |
|                   | 子どもの保健Ⅰ（講義）  | 4   |
|                   | 子どもの保健Ⅱ（演習）  | 1   |
|                   | 子どもの食と栄養（演習） | 2   |
|                   | 家庭支援論（講義）    | 2   |
| 保育の内容・方法の理解に関する科目 | 保育課程論（講義）    | 2   |
|                   | 保育内容総論（演習）   | 1   |
|                   | 保育内容演習（演習）   | 5   |
|                   | 乳児保育（演習）     | 2   |
|                   | 障害児保育（演習）    | 2   |
|                   | 社会的養護内容（演習）  | 1   |
|                   | 保育相談支援（演習）   | 1   |
| 基礎技能              | 保育の表現技術（演習）  | 4   |
| 保育実習              | 保育実習Ⅰ（実習）    | 4   |
|                   | 保育実習指導Ⅰ（演習）  | 2   |
| 総合演習              | 保育実践演習（演習）   | 2   |

別表第2第

1. 保育の本質・目的に関する科目
2. 保育の対象の理解に関する科目
3. 保育の内容・方法に関する科目
4. 保育の表現技術
5. 保育実習



保育実習実施基準

保育実習は、次表の第3欄に掲げる施設につき、同表第2欄に掲げる履修方法により行うものとする。

| 実習種別（第1欄）     | 履修方法（第2欄） |           | 実習施設<br>（第3欄） |
|---------------|-----------|-----------|---------------|
|               | 単位数       | おおむねの実習日数 |               |
| 保育実習Ⅰ（必修科目）   | 4         | 20        | (A)           |
| 保育実習Ⅱ（選択必修科目） | 2         | 10        | (B)           |
| 保育実習Ⅲ（選択必修科目） | 2         | 10        | (C)           |

(A)...保育所及び乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立知的障害者総合施設のぞみの園

(B)...保育所

(C)...児童厚生施設又は知的障害児通園施設その他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの(保育所は除く)

備考2 保育実習Ⅰ(必修科目)4単位の履修方法は、保育所における実習2単位及び(A)に掲げる保育所以外の施設における実習2単位とする。

備考3 「保育対策等促進事業の実施について(20年6月9日雇児第0609001号)に規定する家庭的保育事業において、家庭的保育者及び補助者として、20日以上従事している又は過去に従事していたことのある場合にあつては、当該事業に従事している又は過去に従事していたことをもって、保育実習Ⅰ(必修科目)のうち保育所における実習2単位、保育実習Ⅱ(選択必修科目)及び保育実習指導Ⅱ(選択必修科目)を履修したものとすることができる。

なお、保育実習実施基準については、実習を行う施設について、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う所要の法改正に基づいて、平成27(2015)年3月31日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により(雇児発0331第29号)で以下のように改正されている。

(A) …保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業(ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同基準同章第3節に規定する小規模保育B型に限る)若しくは同条第12項の事業所内保育事業であつて同法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの(以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」という。)及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター(児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る)、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る)、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(B) …保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業

(C) …児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であつて保育実習を行う施設として適当と認められるもの(保育所及び幼保連携型認定こども園並びに小規模保育A・B型及び事業所内保育事業は除く。)

備考2 保育実習(必修科目)4単位の履修方法は、保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業における実習2単位及び(A)に掲げる保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業以外の施設における実習2単位とする。

備考3 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業又は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第3章第4節に規定する小規模保育事業C型において、家庭的保育者又は補助者として、20日以上従事している又は過去に従事していたことのある場合にあつては、当該事業に従事している又は過去に従事していたことをもって、保育実習Ⅰ(必修科目)のうち保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業における実習2単位、保育実習Ⅱ(選択必修科目)及び保育実習指導Ⅱ(選択必修科目)を履修したものとすることができる。

## 第2節 保育士（保母）試験による保育士養成

### I. 保育士（保母）試験の成り立ちと変遷

（以下、原則として、保母から保育士へと名称が変更された平成11年以前は保母、それ以降は保育士と記述する。全体を通して一般的に述べる場合には「保育士」を用いる）。

保育士資格に関して明確な制度が誕生したのは昭和23年であり、保母資格の制度化に伴って保育所の設置基準に定められた保母の数に対して保母養成所（現保育士養成施設）の数が足りておらず、実際、当時（昭和24年）厚生大臣の指定を受けた保母養成施設は12カ所であり、卒業生は厚生省児童家庭局保育課の調査によると50名のみであった。したがって、保母資格が法的に認められた一方で保母資格を持った者が少なかったため、保母試験制度が導入されたといえる。

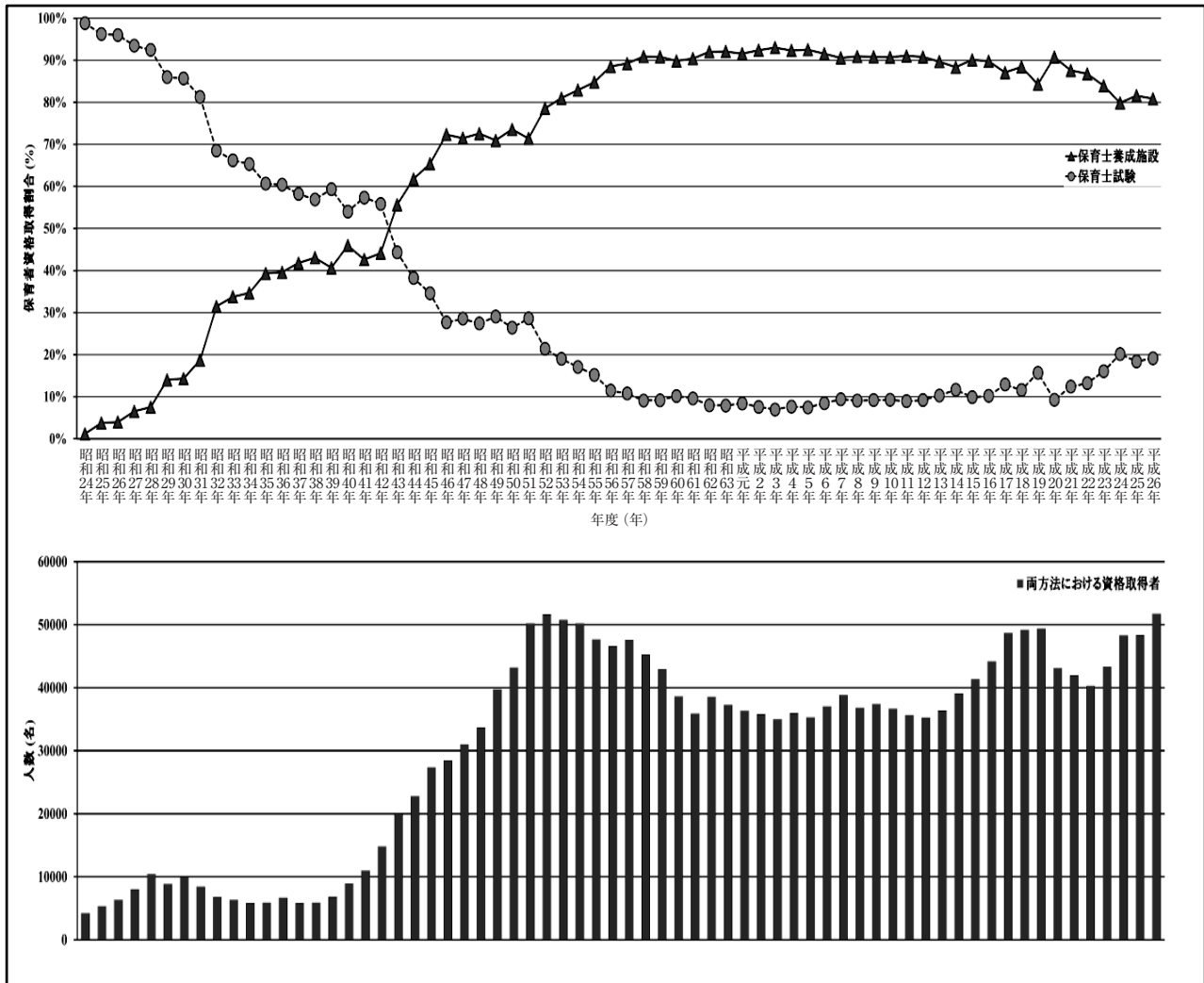
上記で示した通り、保母資格の取得方法は当初2つ存在し、児童福祉法施行令第13条において、「1. 保母を養成する学校その他の施設を卒業した者」、「2. 都道府県が実施する保母試験に合格した者」とされていた。しかしながら、実際には、昭和23年頃から昭和25年にかけては2つの取得方法の他に保母資格認定のための講習会が実施されていた（表Ⅱ-1-18参照）。これは、昭和23年から保母資格の制度化が始まったため、それまで無資格者で勤務していた者のための猶予期間をおき、その期間内に現職者の再教育という形で講習会が実施され資格が授与されていた。

表Ⅱ-1-18 保母資格認定講習会受講資格

|       | 受講資格  |
|-------|---|
| 受講資格1 | 旧幼稚園保母免許状を有している者                                    |
| 受講資格2 | 修業年限一年以上の幼稚園保母養成校の卒業生                               |
| 受講資格3 | 旧中等学校令による中学校卒業生で保育事業に満3年以上の経験を有する者                  |
| 受講資格4 | 旧中等学校令による中学校卒業生で保育事業に満3年以上の経験を有する者で現に保育施設保母として在職中の者 |

さらに、それ以降も保母の不足を補うための昭和28年「児童福祉施設最低基準に定める保育所の保母の特例に関する省令」によって定められている通り、一定の要件を該当する無資格者を「代理保母」として有資格者と同等に扱うものとされ、この制度は昭和54年5月に廃止されるまで実施されてきた。このように専門職として勤務する上で必要な資格であると法的に認められたものの多面性をもった制度が存在したことで、量的拡充は満たされてきたが、専門職としての資格としては不透明な点が多く存在し、疑問が残るものである。

ところで、保育士養成施設を卒業した保育士資格取得者と保育士試験による保育士資格取得者の取得割合の変化はどのようになってきたのだろうか。まず、保育士養成施設を卒業して資格を取得した者の年次的変化を見ると、高度経済成長に応じて昭和40年頃から児童福祉施設の整備や保育士養成施設の急速な増加に伴い保育士資格取得者は増え、その後は一時的な減少はあるものの毎年およそ40,000人以上保育士資格取得者が存在している。一方で、保育士試験による資格取得者は年々減少し、昭和43年頃逆転した(図Ⅱ-1-1参照)。



図Ⅱ-1-1 保育士となる資格取得者の年度別推移

(特例制度開始により、平成 26 年度全部免除者 3,880 人を含む全科目合格者数は 13,774 人)

このような社会的変化や女性の社会進出、児童福祉施設の整備等が影響する中で、社会的に求められる保母の資質の変化の対応するために保母養成に関する制度が改正されていった。昭和 52 年 3 月には「児童福祉法施行令の一部を改正する政令 (政令第 27 号)」が公布され、これにより定められている第 13 条第 1 項の「児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子を保母といい、左の各号に該当する者を以てこれに充てる」の条文に第 22 条「第 13 条第 1 項の規定は、児童福祉施設において児童の保育に従事する男子について準用する」が加わったことにより、男性にも保母試験の受験が認められるようになった。昭和 63 年には、中央児童審議会保育対策部会において、保母養成と保母試験との資質の整合性を図るため、保育士養成施設在学者以外にも資格取得の入り口を保つことを前提に互いの均衡を図ることとした。特に両者の間で整合性をもたせた点は、保育士養成施設への入学資格と保母試験の受験資格の整合性および科目の整合性である。例えば、保母試験の受験資格については昭和 23 年 3 月からの児童福祉法施行規則によって定められている (表Ⅱ-1-19 参照)。昭和 23 年 3 月に児童福祉法施行規則第 40 条によると「1. 学校教育法による高等学校を卒業した者・・・」か「2. 児童福祉施設において、3 年以上児童の保護に従事した者」、「3. 前各号に掲げる者の外、厚生大臣において適当な資格を有するものと認定した者」となっている。しかしながら、昭和 63 年「児童福祉法施行規則第 40 条の一部を改正する省令 (厚生省令第 36 号)」では、「1. 学校教育法による大学に 2 年以上在学して 62 単位以上習得した者又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生大臣の定める者」、「2. 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を終了した者 (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)。又は文部大臣においてこれと同等以

上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設において、2年以上児童の保護に従事した者」、「3. 児童福祉施設において、5年以上児童の保護に従事した者」、「4. 前各号に掲げる者の外、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事において適当な資格を有すると認定した者」となっており、受験資格の整合性が図られてきていることがわかる(表Ⅱ-1-19参照)。次に、科目においては、同年に厚生省に次のように意見を具申している。「(1) 保母試験受験資格については、現行の高等学校卒業程度から・・・」と「(2) 保母試験の出題範囲に教育学関係の知識領域を加えること。なお、受験資格及び出題範囲の改訂に際しては、受験希望者等を配慮し十分な移行期間を設ける等の措置を講ずることが望ましい。」としている。科目の変遷は、ほかにもその時代に応じる形をとっているが、その点に関しては、次項で詳しく述べる。

なお、平成10年2月には「児童福祉施行令の一部を改正する政令(政令第24号)」が公布され(平成11年4月1日施行)、それまで用いられていた名称である「保母」、「保父」(通称)から「保育士」に改められ保母試験から保育士試験に名称変更された。

表Ⅱ-1-19 保母試験受験資格(児童福祉法施行規則 第40条関連)

昭和23年3月 児童福祉施行規則第40条 公布

1. 学校教育法による高等学校を卒業した者は若しくは通常の課程による12年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)。又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
2. 児童福祉施設において、3年以上児童の保護に従事した者
3. 前各号に掲げる者の外、厚生大臣において適当な資格を有すると認定した者

昭和45年9月 児童福祉施行規則第40条の一部を改正する省令 厚生省令第50号

1. 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)。又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
2. 児童福祉施設において、3年以上児童の保護に従事した者
3. 前各号に掲げる者の外、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事において適当な資格を有すると認定した者

昭和45年10月 「児童福祉施行規則第40条第3号に規定する厚生大臣の定める保母試験受験資格認定基準について」

要約

1. 高等学校を2年以上履修し、児童福祉施設で1年以上保母の経験のある者
2. 高等学校を1年以上履修し、児童福祉施設で2年以上保母の経験のある者
3. へき地保育所で3年以上保母の経験のある者等

昭和52年3月 「児童福祉施行令の一部を改正する政令 政令第27号公布即日施行」

第22条 第13条の第1項の規定は、児童福祉施設において児童の保育に従事する男子について準用する。

昭和63年5月 児童福祉法施行規則第40条の一部を改正する省令 厚生省令第36号公布

平成3年4月1日施行

1. 学校教育法による大学に2年以上在学して62単位以上習得した者又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生大臣の定める者
2. 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)。又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設において、2年以上児童の保護に従事した者
3. 児童福祉施設において、5年以上児童の保護に従事した者
4. 前各号に掲げる者の外、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事において適当な資格を有すると認定した者

昭和63年5月 「児童福祉法施行規則第40条第1号の規定に基づく厚生大臣の定める者」厚生省告示第163号

---

要約

1. 高等学校の専攻科（修業年限 2 年以上）を卒業した者等
2. 専修学校・各種学校（修業年限 2 年以上）を卒業した者
3. 外国において 14 年以上の学校教育の課程を修了した者

---

平成 3 年 5 月 30 日 「児童福祉施行規則第 40 号 1 号の規定に基づく厚生大臣の定める者」

厚生省告示第 122 号

---

要約

1. 短大卒業見込み者等についての保育試験受験資格を認める
- 

また、近年、新たな動きとして「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号 以下「改正認定こども園法」）」により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設された。「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、配置される職員としては「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」が位置づけられている。そのため、改正認定こども園法の施行後 5 年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けており、その期間内にもう一方の免許・資格を取得する必要がある。このような流れから、平成 24 年度に保育士養成課程等検討会における議論を踏まえ、経過措置期間中に幼稚園教諭免許状を有し幼稚園等において一定の実務経験を有する者（以下「特例対象者」）を対象として保育士資格の取得に必要な単位数等の特例を設け、免許・資格の併有を促進することとしている（表Ⅱ-1-20 参照）。

表Ⅱ-1-20 特例制度の対象者について

---

特例対象者は、幼稚園教諭免許を有し、次の施設において「3 年以上かつ 4,320 時間以上」の実務経験を有する者

---

※ 実務経験は複数施設における合算でも可能

※ 施設が廃園されている場合、当該施設の設置者（自治体などの法人）が存続していれば証明が可能。また、統合等によって事務を引き継いだ施設・団体等が証明できる場合は、引き継いだ施設・団体の長による証明も可能。いずれも難しく証明ができない場合は、その実務を加算することはできない。

---

(1)幼稚園（特別支援学校幼稚部含む）

(2)認定こども園

(3)保育所

(4)小規模保育事業（法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型及び小規模保育事業 B 型に限る。）を実施する施設

(5)事業所内保育事業（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業（利用定員が 6 人以上の施設）を実施する施設）

(6)公立の認可外保育施設

(7)へき地保育所

(8)幼稚園併設型認可外保育施設

(9)認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設

・ただし、(9) は次の施設を除くことに注意してください。

・当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設

・当該施設を利用する児童の半数以上が 22 時から翌日 7 時までの全部又は一部の利用による施設

・利用定員が 5 人以下の施設

---

(特例制度は、現在幼稚園等において勤務されている方だけではなく、現在、就労されていない方、幼稚園や保育関係のお仕事をしていない方も活用することができる)

このように、保育士試験は保育士養成施設との兼ね合いや男子の参入、新制度の立ち上げなど時代のニーズに応じる形で改正されてきたといえる。しかしながら、時代のニーズに応じて保育士資格を取得するための方略や保育士養成施設の変遷に応じた形をとっているにすぎないため、今の社会に求められる保育士試験のあり方について再度見直す時期なのかもしれない。

## II. 保育士試験科目の変遷

昭和 23 年以降の保育士試験科目の変遷について本項では述べる。この点に関して表 2-2-4 にまとめた。保育士試験がスタートした当時の試験科目は、「社会事業一般」、「児童心理学」、「保健衛生学及び生理学」、「看護学及び実習」、「栄養学及び実習」、「保育理論」、「保育実習」の計 7 科目であり、都道府県において少なくとも 1 年に 1 回は保育士試験を実施していた。その後、上記の 7 科目(科目名の変更有)に加え、新たに「児童福祉事業概論」が科目として位置づけられた。このような保育士試験は、前述でも記載した通り、都道府県によって実施されていたが、試験実施方法や合格基準などの不透明さが存在したため、昭和 38 年 4 月「保育士試験の実施について(児発 443 年)」において詳細に規定され、都道府県の中の差異が生じないよう一定の基準を設けた。科目に関しては、40 年間変わらないまま時が流れることとなるが、(1) 保育士試験の成り立ちと変遷の中でも記載した通り、厚生省から次のように意見を「(1) 保育士試験受験資格については、……」と「(2) 保育士試験の出題範囲に教育学関係の知識領域を加えること。なお、受験資格及び出題範囲の改訂に際しては、……」述べている。この点に関して、保育士養成施設との整合性の問題が挙げられる。つまり、当時の保育士養成施設では、必須科目となっていた教育学に関する知識領域が含まれているにも関わらず、保育士試験には存在しなかったということである。これは科目のみならず、保育士養成施設への受験資格なども同様である。

こうした保育士養成施設との整合性を図るため、同年には「保育理論」から「保育理論及び教育原理」とし、受験資格も「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(厚生省令第 36 号)」の第 40 条において、「学校教育法による大学に 2 年以上在学して 62 単位以上習得した者又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生大臣の定める者」としている。その後、平成 4 年 3 月の「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(厚生省令第 12 号)」において、「社会福祉事業一般」から「社会福祉」、「児童福祉事業概論」から「児童福祉」、「児童心理学及び精神衛生」から「児童心理学及び精神保健」、「保育理論及び教育原理」から「保育原理及び教育原理」に改められた。その後も、保育士養成施設の教育課程の変遷や社会の変化等の影響を受けながら、「児童心理学及び精神保健」は「発達心理学及び精神保健」から現在「保育の心理学」に改められ、「保育実習」は「保育実習理論」、「保育実習実技」といったその時代の保育士に求められている資質と保育士養成施設の教育課程の変遷の中で科目は変更されていったことがわかる。

表 II-1-21 保育士試験科目の変遷(児童福祉法施行規則 第 41 条関連)

| 昭和 23 年  |
|--|
| 社会事業一般、児童心理学、保健衛生学及び生理学、看護学及び実習、栄養学及び実習、保育理論、保育実習                        |
| 昭和 26 年  |
| 社会福祉事業一般、児童福祉事業概論、児童心理学及び精神衛生、保健衛生学及び生理学、看護学及び実習、栄養学及び実習、保育理論、保育実習       |
| 昭和 63 年  |
| 社会福祉事業一般、児童福祉事業概論、児童心理学及び精神衛生、保健衛生学及び生理学、看護学及び実習、栄養学及び実習、保育理論及び教育原理、保育実習 |

---

平成 4 年

社会福祉、児童福祉、児童心理学及び精神保健、保健衛生学及び生理学、看護学及び実習、栄養学及び実習、保育原理及び教育原理、保育実習

---

平成 14 年

社会福祉、児童福祉、発達心理学及び精神保健、小児保健、小児栄養、保育原理、教育原理及び養護原理、保育実習理論、保育実習実技

---

平成 25 年

社会福祉、児童家庭福祉、保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育原理、教育原理及び社会的養護、保育実習理論

---

ところで、近年、平成 24 年度に保育士養成課程等検討会における議論を踏まえ、経過措置期間中に幼稚園教諭免許状を有し幼稚園等において一定の実務経験を有する者（以下「特例対象者」）を対象として保育士資格の取得に必要な単位数等の特例を設け、免許・資格の併有を促進することとしている。条件としては、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを持っていること、施設で幼稚園教諭又は保育士として「3 年以上 4320 時間以上勤務経験」がある人である。また、大学等における単位取得や手続きに関して、保育士が幼稚園教諭免許状を取得する場合は、大学等で所定の単位（教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（2 単位）、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（2 単位）、教育課程の意義及び編成の方法（1 単位）、保育内容の指導法、教育の方法及び技術（2 単位）、幼児理解の理論及び方法（1 単位））を習得し、各都道府県教育委員会における教職職員検定を経て、幼稚園教諭免許状が授与される。一方、幼稚園教諭が保育士資格を取得する場合は、大学等で所定の単位（福祉と養護（2 単位）、相談援助（2 単位）、保健と食と栄養（2 単位）、乳児保育（2 単位）を修得していると保育試験は全科目免除なり、保育資格が取得できる。

この中で、特に注目すべき点は、上記のアンダーラインで示した大学等における単位取得や手続きに関して、幼稚園教諭免許取得者が保育士資格を取得する特例に関する規定である。確かに、養成校において幼稚園教諭免許状を取得した場合、所定の単位（教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（2 単位）、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（2 単位）、教育課程の意義及び編成の方法（1 単位）、保育内容の指導法、教育の方法及び技術（2 単位）、幼児理解の理論及び方法（1 単位））を習得しているとみなすことができるが、保育の心理学や保育原理、保育実習理論等の本来保育士試験の中で実施されている科目に関して、触れられておらず不一致が生じている。したがって保育者養成校にいながら、保育実習等に行かずとも、卒業後、申請すれば次年度には保育士資格の取得が可能になるという問題点も生じた。

以上のことから、保育士試験科目の変遷をたどると、科目の変遷を辿ると保育士養成施設の後追いのような形となっており、保育士養成施設と保育士試験の間には、未だ、クローズドシステムが構築されているものと思われる。さらに、新制度の点から保育士資格取得に関する特例処置のあり方を推進していく上で、質の保証を担う方策がより必要であると思われる。

### Ⅲ. 先行研究等から見た保育士養成制度に関する現状と課題

#### 1. 各プロセスの相違レビュー

第 1 節および第 2 節では、保育士養成制度の歴史的動向について述べてきた。本節では、保育士養成制度の変遷を踏まえた上で、保育士養成施設と保育士試験の相違について述べる。

まず、前述でも記載した通り、保育資格に関して明確な制度が誕生したのは昭和 23 年であり、保育資格の制度化に伴って保育所の設置基準に定められた保育士の数に対して保育養成所（現保育士養成施設）の数が足りておらず、保育所に勤務しているほとんどの者が無資格で働いていた。このような現状の改善のために、早急な対応として全国的に保育養成所の立ち上げおよび保育士試験がスタートしたといえる。

しかしながら、資格取得者の年次的変化（図Ⅱ-1-1 参照）でも明らかなように昭和 43 年頃から保育士養成施設の養成や確保体制、整備の充実が図られ、逆転現象が生じている。そのような保育士養成施設を卒業し保育士資格を取得している者と保育士試験によって資格を取得している者の違いは多々存在する。例えば、現状において保育士養成施設の卒業必修単位は 68 単位以上であるのに対して、保育士試験は 9 科目である。また、保育士養成施設では「保育実習」が課せられているが、保育士試験では、実地での実習は課せられていない（表Ⅱ-1-22 参照）。

表Ⅱ-1-22 現行の保育士養成課程教科目と保育士試験科目の差異

| 保育士養成課程教科目          |                     |                            |           |           | 保育士試験科目                  |
|---------------------|---------------------|----------------------------|-----------|-----------|--------------------------|
|                     | 系列                  | 教科目                        | 設置<br>単位数 | 履修<br>単位数 |                          |
| 教<br>養<br>科<br>目    |                     | 外国語（演習）                    | 2 以上      |           |                          |
|                     |                     | 体育（講義）                     | 1         | 1         |                          |
|                     |                     | 体育（実技）                     | 1         | 1         |                          |
|                     |                     | その他                        | 6 以上      |           |                          |
|                     | 教養科目 計              |                            | 10 以上     | 8 以上      |                          |
| 必<br>修<br>科<br>目    | ①保育の本質・目的<br>に関する科目 | 保育原理（講義） <sup>a)</sup>     | 2         | 2         | 保育原理 <sup>a)</sup>       |
|                     |                     | 教育原理（講義） <sup>b)</sup>     | 2         | 2         | 教育原理 <sup>b)</sup>       |
|                     |                     | 児童家庭福祉（講義） <sup>c)</sup>   | 2         | 2         | 児童家庭福祉 <sup>c)</sup>     |
|                     |                     | 社会福祉（講義） <sup>d)</sup>     | 2         | 2         | 社会福祉 <sup>d)</sup>       |
|                     |                     | 相談援助（演習） <sup>d)</sup>     | 1         | 1         |                          |
|                     |                     | 社会的養護（講義） <sup>e)</sup>    | 2         | 2         | 社会的養護 <sup>e)</sup>      |
|                     |                     | 保育者論（講義）                   | 2         | 2         |                          |
|                     |                     | 計 13                       | 計 13      |           |                          |
| ②保育の対象の理<br>解に関する科目 |                     | 保育の心理学Ⅰ（講義） <sup>d)</sup>  | 2         | 2         | 保育の心理学 <sup>d)</sup>     |
|                     |                     | 保育の心理学Ⅱ（演習） <sup>d)</sup>  | 1         | 1         |                          |
|                     |                     | 子どもの保健Ⅰ（講義） <sup>e)</sup>  | 4         | 4         | 子どもの保健 <sup>e)</sup>     |
|                     |                     | 子どもの保健Ⅱ（演習） <sup>e)</sup>  | 1         | 1         |                          |
|                     |                     | 子どもの食と栄養（演習） <sup>h)</sup> | 2         | 2         | 子どもの食と栄養 <sup>h)</sup>   |
|                     |                     | 家庭支援論（講義） <sup>e)</sup>    | 2         | 2         |                          |
|                     |                     | 計 12                       | 計 12      |           |                          |
| ③保育の内容・方法<br>に関する科目 |                     | 保育過程論（講義）                  | 2         | 2         |                          |
|                     |                     | 保育内容総論（演習） <sup>i)</sup>   | 1         | 1         | 保育実習理論 <sup>i)</sup>     |
|                     |                     | 保育内容総論（演習） <sup>i)</sup>   | 5         | 5         |                          |
|                     |                     | 乳児保育（演習） <sup>a)</sup>     | 2         | 2         |                          |
|                     |                     | 障害児保育（演習） <sup>a)</sup>    | 2         | 2         |                          |
|                     |                     | 社会的養護内容（演習） <sup>e)</sup>  | 1         | 1         |                          |
|                     |                     | 保育相談支援（演習） <sup>a)</sup>   | 1         | 1         |                          |
|                     |                     | 計 14                       | 計 14      |           |                          |
| ④保育の表現技術            |                     | 保育の表現技術（演習） <sup>j)</sup>  | 4         | 4         | 保育実習実技 <sup>i), j)</sup> |



|                            |                              |             |      |      |  |
|----------------------------|------------------------------|-------------|------|------|--|
|                            | ⑤保育実習                        | 保育実習Ⅰ（実習）   | 4    | 4    |  |
|                            |                              | 保育実習指導Ⅰ（演習） | 2    | 2    |  |
|                            | 総合演習                         | 保育実践演習（演習）  | 2    | 2    |  |
|                            | 必修科目 計                       |             | 51   | 51   |  |
| 選<br>択<br>必<br>修<br>科<br>目 | 保育に関する科目<br>（上記①-⑤の系列より科目設定） |             | 15以上 | 6以上  |  |
|                            | 保育実習Ⅱ又はⅢ（実習）                 |             | 2    | 2    |  |
|                            | 保育実習指導Ⅱ又はⅢ（実習）               |             | 1    | 1    |  |
|                            | 選択必修科目 計                     |             | 18以上 | 9以上  |  |
|                            | 合計                           |             | 79以上 | 68以上 |  |

次に、年限においても大きな差異が生じる。当然なことであるが、保育士養成施設は短くとも2年間という修学期間を経て保育士資格に必要な単位を修得し資格を得ている。一方で、保育士試験は、数日間の試験期間の中で9科目の合格点に達せば保育士資格を得ることができる。このような差異に関して、昭和63年5月「保母試験制度の改正について（意見具申）」では、「保母試験制度の役割はかつてに比べて限定的なものになってきており、保母の養成・確保については、今後、保母養成校が主要な役割を担っていく必要があると考える。」としている。このように、保育士の量的拡充に対し、両システムは貢献し、かつ、歩み寄ろうという思いを持ちながらもオープンとクローズドシステムのゆらぎの中でこれまで変遷を繰り返してきたといえる。さらに、修学期間という点では、短期大学および専修学校をベースに考えると2年間であるが、3年制課程や4年制も存在するため、養成校施設内でも期間に差異が生じる。このように資格取得までの課程において様々な要因が影響しているため、今後、より質の高い保育士養成を考える際、質的拡充も焦点においた対応が求められる。

ところで、「保育士等確保対策検討会：第3回（平成27年12月4日）」において、「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ（案）」が提示され、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、これまでも、①保育士資格の新規取得者の確保（地域限定保育士試験など保育士試験の年2回実施、保育士修学資金貸付等）、②保育士の就業継続支援（処遇改善（公定価格上3%相当の処遇改善等加算の実施）、キャリアアップのための研修体制の構築、保育所の勤務環境改善、保育士宿舍借り上げ支援等）、③離職者（潜在保育士）の再就職支援（ハローワークや保育士・保育所支援センターによるマッチング支援等）など様々な手を打ってきており、今後も引き続き取り組んでいくこととしている。

しかしながら、保育の担い手の確保は予想以上に困難であったことや平成27年11月26日に一億総活躍国民会議でとりまとめた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、待機児童解消を確実なものとするため保育の担い手の裾野を拡げるとともに、保育士の勤務環境の改善（就業継続支援）を踏まえ次なる案が3つ示された。①朝夕の保育士配置の要件弾力化、②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用、③研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化を保育所等における保育士等の採用に間に合うよう、平成27年度中に必要な省令改正等を行い、平成28年度から事業者の選択により実施できることである。具体的には、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定する保育士最低2人配置要件について、本年度に限り特例的に緩和し、朝夕の児童が少数である時間帯において、保育士1名に代え、保育士資格を有しない一定の者を配置することを許容している（地方分権の提案を受けて実施）。

また、保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内で保育士に代えて活用できることとする（幼稚園教諭：主に3-5歳児、小学校教諭：主に5歳児、養護教諭：現行の看護師等の取扱いと同様に年齢要件を設けない）。なお、各教諭及び保健師・看護師・准看護師あわせて、配置する保育士の3分の1を超えない範囲内に限ることとしている（表Ⅱ-1-23：質確保のための措置参照）。

特に小学校教諭が保育を行う場合には、保育士養成課程における「保育課程論」・「保育の表現技術」(6単位)を履修することが望ましいが、少なくとも子育て支援員研修を受けるなど、保育を行う上で必要な研修等の受講を求めることとする。また、幼稚園教諭や養護教諭についても、保育を行う上で必要な研修等の受講を促すこととする。

さらに、11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数(例えば15名)を上回って必要となる保育士数(例えば15名に追加する3名)について、保育士資格を有しない一定の者を活用可能とする。公定価格上は、研修代替要員をはじめとする以下の保育所における加配人員要件について、現場で柔軟に配置可能とする(想定される対象範囲 研修代替要員、年休代替要員、休憩保育士、保育標準時間認定の場合に配置される保育士、主任保育士専任加算による代替保育士)としている。

これらのことから考えると、確かに量的拡充は可能となるが、本当に質的保証は可能となるのだろうか。もちろん保育を行う上で必要な研修等の受講を促すこととされており、質保障のための手立てをとろうとはしている。しかしながら、例えば、小学校教諭免許状取得者が保育所で働く場合、これまで学んできたことのどこまでが活かされるのだろうか。事実、取得までの課程及び実習等も異なることから専門職として勤務する上では不合理性を感じる。このような矛盾をどう捉え、今後、保育士の養成という観点からも当面の保育士の充足と子どもの最善の利益を保障するための保育の質の向上を検討する必要がある。

### 第3節 保育士養成課程制度の現状と課題に関するインタビュー調査

#### I. 調査の概要

##### 1. インタビュー調査の目的

本調査の目的は、保育士養成課程制度に関する歴史、現状及び課題を明らかにすることを通して、保育士養成の現代的あり方を提言し、子ども・子育て支援や児童福祉事業の拡充、さらには保育の質的な維持・向上に貢献する方策を策定することである。そこで、保育士養成に携わる教員および保育に関わる専門職者を対象にインタビュー調査を実施し、養成課程および保育の現場の現状およびそこから立ち上がる様々課題を「保育士養成」という視座から検討していく。そうすることで、今後の保育士養成課程及び保育士試験のあり方を望ましい姿に変容させる議論の素地を提供することができるだろう。この目的を達成するために、下記の通りインタビュー調査を実施した。

##### 2. インタビュー調査の概要

###### (1) 調査期間

平成28(2016)年1月14日～平成28年2月12日の期間に実施した。

###### (2) 調査方法

本報告では、2016年1月から2016年2月までにインタビュー調査を実施した13名を対象に分析・考察を行う。インタビュー調査の対象は、表Ⅱ-1-24、Ⅱ-1-25に示した通りである。対象者の選定にあたり、保育士養成課程の形態(専門学校・短期大学・四年制大学)や保育士との関わり(地方自治体・保育所・施設等)を考慮し、保育士養成への幅広い視座を得ることに十分な配慮をおこなった。なお、調査対象者の所在地のばらつきも同様に考慮した結果である。

インタビューは、この13名に対して、調査者1名と調査補助者1名が対象者の示した場所に直接訪問し実施した。所要時間は、1人あたり2時間程度の半構造化面接の方法を採用した。インタビューは、保育士養成課程の履修科目や養成年限、資格要件、国家試験の導入、他資格との関連など基本的な質問項目を事前に準備した上で、実際のインタビューにおいては質問の順番等にはとらわれず、各項目についてできるだけ自由に語ってもらうという手順を踏んだ。

また、インタビューに際し、ICレコーダーでのインタビュー録音および個人情報保護に関する確認および承諾を得ることで研究倫理に対する配慮を十分におこなった。聞き取りの際に調査者が作成したインタビュー記録とICレコーダーの記録をあわせたものを調査データとした。

表Ⅱ-1-24 調査協力者の所在地(勤務先等)

|       | 北海道 | 関東 | 中部 |
|-------|-----|----|----|
| 人数(人) | 1   | 1  | 11 |

表Ⅱ-1-25 調査協力者の勤務先種別

|       | 養成校 | 保育行政・現場 | 施設 |
|-------|-----|---------|----|
| 人数(人) | 5   | 4       | 4  |

###### (3) 調査の内容

本調査の目的を達成するために、インタビュー質問項目は、保育士養成に関わる調査のレビューを元に次の通りとした。

表Ⅱ-1-26 インタビュー調査項目一覧

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 1. 養成課程の教科目等について                      |  |
| 1-1.                                  | 現行の教育課程(カリキュラム)について、どのようにお考えですか。   |
| 1-2.                                  | これまでの保育士養成課程の変遷を振り返って、どのようにお考えになりますか。  |
| 2. 養成校教員の資格要件について                     |  |
| 2-1.                                  | 養成校教員に資格審査や研修受講など、質を担保する方策としてどのような方法が望ましいとお考えですか。  |
| 3. 国家試験導入について                         |  |
| 3-1.                                  | 保育士資格取得に際して、養成校卒業に加えて国家試験を課すことについてどのようにお考えですか。   |
| 4. 保育士資格のあり方について                      |  |
| 4-1.                                  | 保育士が対象とする児童の年齢の範囲についてあなたのお考えをお聞かせください。   |
| 4-2.                                  | 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別（例えば保育・障がい・医療・虐待・家庭支援など）に分けているかについて、あなたのお考えをお聞かせください。                      |
| 5. 保育士養成年限等について                       |  |
| 5-1.                                  | 保育士養成課程の修業年限について、どのようにお考えですか。  |
| 6. 保育士資格と他資格との関連について                  |  |
| 6-1.                                  | 保育士と幼稚園教諭免許との関係についてどのようにお考えですか。  |
| 6-2.                                  | 新制度における幼保連携型認定こども園で、子どもの教育・保育に従事するには、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ「保育教諭」であることが必要となりますが、このことについてあなたのお考えをお聞かせください。 |
| 6-3.                                  | 保育士資格+1年間の介護福祉課程における単位取得により、介護福祉士の国家試験受験資格を取得することができますが、今後はどのようにしていくのがよいとお考えですか。                       |
| 6-4.                                  | 保育士と社会福祉士との関係について、どのようにお考えですか。   |
| 7. 保育士試験について                          |  |
| 7-1.                                  | 保育士試験について、どのようにお考えですか。   |
| 7-2.                                  | これまでの保育士試験の変遷を振り返って、どのようにお考えになりますか。  |
| 8. その他、保育士養成課程について全般についてご意見をお聞かせください。 |  |

## Ⅱ. 調査の結果と分析

ここでは、本調査から得たデータを質問項目ごとに整理し、検討を加えていく。

### 1. 養成課程の教科目等について

#### 1-1 現行の教育課程（カリキュラム）について

本質問に対する回答から、主に次の二点が指摘された。まず一つ目は、「学び続ける保育士像」（養成校 A）を理想の職業人像とした、養成課程における教育内容の精査、専門の積み上げもしくは階層化である。すなわち、保育士自身が学生の間から、将来を見通したキャリアパスを描くことができるカリキュラムの構築を望むとの指摘である。2 つ目は、保育士として必要な「人間性」の醸成である。そのためには、現行のカリキュラムでは十分ではなく、教養科目の充実が重要であるという指摘である。特に 2 年制課程においては、教養科目の不足は深刻であり、専門科目や実習の詰め込みの回避が課題としてあげられた。教養科目の具体例としては、「文章を読む・理解する力」に関わる国語、保育をめぐる社会変化を理解する社会学また、自然科学の知識や経験の充実が指摘されている。

・子ども・子育て支援新制度に基づく「幼保連携型認定こども園」が発足したにもかかわらず、科目の交換性がなされ

ていない（養成校 D）。

- ・ 0 歳から小学校就学前に関する科目構成をベースとして実施し、その後、障がい児等の専門領域を学べるカリキュラムにするべきだ（養成校 B）。
- ・ 修業年限と資格の階層化を合わせて考えていく必要がある。保育士資格の幅を広げるという意味で捉えると良い。それに合わせたカリキュラム構成が必要（保育所 A）。
- ・ 現行の教育課程は詰め込みすぎの感じがする。科目の縮小が望まれる。現職での学ぶ内容と学生の上に身につけておくべき内容をわける（行政 A）。
- ・ 学び続ける保育士像を踏まえて、養成校では最低限の科目、就職後に徐々に深く学び続けてキャリアアップ（養成校 A）
- ・ 施設全般に関しての知識や理解にかける、保育所保育と施設保育の区別を理解した上で、さらに保育の常識にとらわれず社会のルールを知る必要がある（施設 A）
- ・ 実習を増やし、保護者支援の実習を大学院で行う。例えば、実習や専門性科目の階層化を通して保育士資格や業内容務の階層化を図る（養成校 E）

### 1-2 保育士養成課程の変遷の振り返り

保育士養成課程の変遷の振り返りから、これまでの養成では「現場で即求められる実技が重視されてきた」（養成校 B）傾向があるという指摘が散見された。またそれに関わり、「基礎的な教養と論理的思考」（養成校 C）の獲得や施設保育や障がいを含めた専門知識の積み上げの重要性が指摘された。また、下記のような意見も挙げられた。

- ・ 専門的知識よりも現場で即求められる実技が重視された傾向があったが、実践力とそれに繋がる理論のバランスが重要である（養成校 B）
- ・ リベラルアーツが求められている。基礎的な教養と論理的思考を有する保育士養成は 4 年制であるべき、特に人間力の育成のためにも自分で考えるといった授業構成が必要（養成校 C）

## 2. 養成校教員の資格要件について

### 2-1 養成校教員に資格審査や研修受講など、質を担保する方策としてどのような方法が望ましいか

「大学教員に求められる資質と養成校教員として求められる資質に関しては厳密に整理されていない」（養成校 D）ことから、その資質が一定ではないとの指摘が多くを占めた。換言すれば、「現場経験があるからといって講師に相応しいとは言えない」（行政 A）一方で、「保育に関わる業績があるか否か」（養成校 E）を採用段階で精査する必要がある。こうした、一定ではない養成校教員としての資質をいかにして担保していくかに関する回答の多くは、全国保育士養成協議会等が展開する研修会や意見交換会、交流会などの充実とそれらへの積極的な参加が指摘された。具体的な回答は、下記のとおりである。

- ・ 自己の専門性だけでなく保育に関する理解を持つことが必要。全国保育士養成協議会等で保育の他分野との情報共有が必要（養成校 C）
- ・ 教員養成には研究業績のチェックがあるが、保育士養成にはない。保育経験があるかないかではなく、それについて勉強している人かどうかをチェックする。単に現場経験があればいいとは思わない。あった方がいいとは思うが必要条件ではない。保養教セミナーのような研修の機会があるのは良い（養成校 A）。

## 3. 国家試験の導入について

### 3-1 保育士資格取得に際して、養成校卒業に加えて国家試験を課すことに関して

国家試験の導入に関しては、概ね必要と感じているという回答であった。しかしながら、導入の必要性を指摘する背景には、様々な理由が存在することを見逃してはならないだろう。具体的な理由としては、「学生の学びの浅さや知識の薄さは極めて問題であり、保育に関する基本的な専門知識や技術の確認が必要」（養成校 B）、「養成校を卒業してなんとなく資格を持っているのではなく、真剣に学び働きたい人のためには試験を導入し差別化を図る」（行政 A）、「国家試験の導入で保育士の社会的地位の向上が期待できる」（行政 B）等である。すなわち、国家試験の導入は、養成校のカリキュラムの充実や保育職への動機付けなど、試験とは異なる手段での担保が可能か否かという議論が必要

であろう。一方で、国家試験導入に反対する意見としては、そもそも「筆記試験では測りきれないことが保育には大切」（養成校 A）や試験導入によって保育の担い手が益々減少するのではないかと等があげられた。

#### 4. 保育士資格のあり方について

##### 4-1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について

本質問への回答は、現行通り 0 歳から 18 歳までを年齢範囲とする現行を支持する意見が多くみられた、その理由は、生涯発達の視点と児童養護施設への就職を見通したものであった。その一方で、先に検討した（質問 1）観点から年齢の区分を就学前と 18 歳までの 2 つに分ける必要があるとした回答もみられた。すなわち、現行のカリキュラムでは 2 年制のなかで 0 歳から 18 歳までの子どもの理解を詰め込むのは限界であり、2 年制を就学前そして 18 歳までを 4 年制で学ぶというカリキュラムとの関わりが指摘された。

- ・現行通り 0 歳から 18 歳までの年齢区分のままでよい。生涯発達という枠組みのなかで幅広い専門性と教養を身につけることは重要、児童養護施設への就職もある。（養成校 D）
- ・障害児には長いスパンでの対応が必要となるため、0 歳から 18 歳までの現行通りが良い。（施設 A）

##### 4-2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別（例えば保育・障がい・医療・虐待・家庭支援など）に分けるか。

本質問に関しては、現行のまま総合的な資格とするという回答が散見された。そもそも保育職は「総合的に理解しないと成り立たない職種」（養成校 A）という指摘通り、多様な知識や技能が必要不可欠であり「それぞれの領域を点ではなく線として繋げられる保育士が必要」（養成校 D）である。ただし、資格の内実を就学前の基礎ベースと個人の興味や関心に沿った専門領域の選択の「2 階層」（養成校 B）とするという提案や 2 年制を就学前資格、4 年制で障がいや社会的養護、現場経験者（特に主任や長期勤務者）に管理保育士の上位資格を設けるなどより踏み込んだ指摘もなされた。

- ・2 階層とする、すなわち就学前基礎ベースと専門性や興味に特化した科目に分ける。ただし明確な専門性の構築は就職選択範囲との絡みで学生が困惑するという懸念もある。（養成校 B）
- ・総合的な初級資格と専門資格を設けることでキャリアアップの実感がわき、意欲にもつながる。上位資格を国家資格にしていく。（保育所 A）

#### 5. 保育士養成年限等について

##### 5-1 保育士養成課程の修業年限について

修業年限については、4 年制へのシフトが多く回答としてあげられた。その背景には、保育士として必要な学びを 2 年間で展開することがますます困難になっていることが主な要因として指摘された。また、学生生活を通じた様々な経験や葛藤が人間性の醸成につながることや就職への意識付けなどには、ゆとりのある時間が学生時代に確保できる必要があることが 4 年制へのシフトをあげる理由としてあげられた。

#### 6. 保育士資格と他の資格との関連について

##### 6-1 保育士と幼稚園教諭免許の関係

「認定こども園が出来た時に、本来、資格・免許が一本化されるべきであった」（養成校 C）との指摘から読み取れるように、本質問への回答はいまだに共通化（一本化）されていないことへの焦燥感を感じる。しかしながら、今後の一本化に向けて、保育士と幼稚園教諭の専門性の整理やそれぞれ現場で積み上げてきた知識や経験をいかに統合していくのかという方策の検討が不可欠であるとの指摘も重要であろう。

##### 6-2 新制度における幼保連携型認定こども園で、子どもの教育・保育に従事するには、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ「保育教諭」であることが必要となるが、いかに考えるか。

先述した通り、保育士資格と幼稚園教諭免許は一本化されるべきだという回答を前提としたうえで、本質問に対する具体的な提案が意見としてあげられた。そもそも、養成校の多くは、すでに保育士資格と合わせて幼稚園教諭免許を取得するカリキュラム及び教員配置を実施しているため、一本化に際し大きな混乱はないだろうとの指摘がある一

方で、現場での混乱への懸念が示された。また、一本化するうえで「施設との絡み」(養成校 A) や社会的養護を含むカリキュラムの置き方への指摘があった。

6-3 保育士資格+1年間の介護福祉課程における単位取得により、介護福祉士の国家試験受験資格を取得することができるが、今後どのようにしていくのか。

本質問への回答としては、現行のままでいいとの回答が散見された。その背景は、保育士としての学びを深化させるためというよりはむしろ、特に男性保育士の就職選択の幅を広げる、両領域における人材不足の解消、学生確保など学校経営の観点からの資格への付加価値付与など、社会状況に合わせた目的的な選択として「現行維持」への支持があげられた。しかし、それぞれの「専門性の確立や学びの充実を考えると(現行は)難しい」(養成校 B) や「介護に必要なものと保育に必要なものとの共通部分は限られている」(養成校 E) という意見が存在するを見逃してはならない。

#### 6-4 保育士と社会福祉士との関係

設問 6-3 (保育士と介護福祉士との関わり) とは異なり、保育士と社会福祉士は「別物」(養成校 D)、「別の専門性」(養成校 B) との位置付けが行われていることが、本質問の回答から読み取れる。特に、両資格の業務内容が子どもとの直接的な関わりを主とする保育と相談業務を中心とした専門性を持つ社会福祉士とは、「各々が独立した資格」であり、「職場で共同体とした位置付けとして共に働くことが重要だ」(養成校 C) という指摘が挙げられた。また、資格の位置付けとは別に、虐待や貧困等保育現場において抱える課題の対応に社会福祉の知識や経験が多分に必要であるため、保育士養成の中で、特に4年制ではその内容をカバーする必要があるとの意見も散見された。

### 7. 保育士試験について

#### 7-1 保育士試験について

保育士試験への門を開いておくべきだという意見が多く見られた。保育士養成校を卒業なしに保育士になるというルートは、家庭の事情等で養成校に在籍できない人々にも保育士になる道を残し、その結果として意識の高い人材の確保が期待出来るという考えが提示された。その一方で、保育士試験に実習を課すことや合格ラインの担保をいかに行うかはこれからの課題であることも併せて指摘された。

### 8. その他保育士養成課程についての意見

最後に、自由回答から得たい調査内容を検討する。

- ・新制度に則り、保育教諭に一元化し、保育士資格と幼稚園教諭をいち早く統合すること。また、国家試験を導入することによって、資格・免許取得のための養成教育になってしまうため、これまで通り、現行の養成校システムを現行しつつ、免許・資格を統合した上で、2年制・4年制・大学院等を1つの系列の中で継続していくことが望ましい。(養成校 D)
- ・保育士養成校教員は様々な専門家の集合体である。それぞれの専門分野を活かし、保育者養成を担う者としての意識を持って勤務すべきと思う。保育士の社会的地位を向上させるためにも保育者養成に関わる教員の意識変革も必要になるだろう。(養成校 C)
- ・保育士のキャリアパスには資格の階層化が必須だな、と改めて感じました。例えば短大の二年での詰め込みを緩和して、その分「子どもと人間として向き合う姿勢」等の基礎をしっかり学び、その後就職して現場に入ってから、実践を通して自分の資質を確認して、自分に向けた上級資格を目指せる環境を用意する。(保育所 A)
- ・公務員の保育士は事務職と同じ給料であり、資格を持っているのにおかしい。小学校教員と同じでもいいはず。時給も保障しなければ、優れた人材を育てきれない。臨床心理士などの時給と比べて保育士は大事にされていないと思える。取りにくい資格にしてそれに伴って給与も保障することで価値ある資格に。(養成校 A)
- ・専門性を高めるため、4年制にシフトしていくべき。短大・専門学校残るだろうから、階層化よりも大学は別の資格としてはどうか。短大は乳幼児、大学は専門特化するなど。(養成校 E)

## 第4節 研究結果のまとめと保育士養成のあり方の提案

### I. 研究結果のまとめ

以下に研究結果を踏まえて、まとめとして考察を行う。なお、旧「保母」はすべて現在の資格名称である「保育士」に統一し、旧「厚生省」は現在の「厚生労働省」に統一して表記する。

第一に、制度上、資格の高度化は制度の成立当初よりほとんど進んでいない。

先に述べたように昭和 23 (1948) 年に保育所保育士が制度に位置付けられ、保育士養成が始まり、指定保育士養成施設（以下、養成校）での 2 年制での養成という原則が定められた。つまり、保育士の専門性の議論が学術的にも積み重ねられその重要性が認められるようになった現在まで、実に 68 年間にわたって資格の高度化が進められていないことになる。一方で保育士試験の受験資格は当初の高卒程度または中卒プラス実務経験を中心としたものから、現在のように短大卒業程度を中心とするものになってきている。ただしこれは高度化というより、進学率の上昇に応じた措置という側面が強い。

第二に、養成校による養成と保育士試験による養成は、高等教育の普及とともに養成校中心になってきた。

昭和 30 年代に保育所の増設が働く母親に求められるようになり、保育士の増員が企図され、養成校の増加を促した。当初は、保育士試験による資格取得が主流であり、女子の高等教育進学率が大きく増加し始めるのに合わせて養成校での資格取得が広がり、昭和 40 年代前半には養成校における保育士資格取得が保育士試験による資格取得を上回るようになった。その後は養成校中心の養成に転じたが、幼稚園教員養成課程のみの大学等からの受験者や大学等を卒業した後に家庭の事情等で保育士を目指す者などからの保育士試験の需要も根強く、また近年の保育士不足によりむしろ保育士試験による資格取得者は若干増加しており、さらに 1 年に 1 回の実施を 1 年に 2 回へと増やすなど、保育士確保の観点から保育士試験の見直しが図られており、科目受験免除要件等の緩和に加えて、実地での実習を課すなどの充実も目指されている。

第三に、養成校の学校種の構成が徐々に変化してきて私立 4 年制大学の増加が著しい。

養成校は当初、全国各地に保育士を配するための県立等の公立学校が中心であり、学校教育法上の学校でない厚生労働省管轄の養成施設（県立の保育大学校など）から始まり、徐々に学校教育法上の学校である短期大学、専修学校等を中心として、また私立学校を中心に増加してきた。さらに 4 年制大学への進学率の増加に伴い、一方で幼保の資格免許同時取得が主流となり、国立大学の幼稚園教員養成課程において保育士養成課程を併設するケースも増えた。4 年制大学の養成校は平成 10 年代に急速に増加し、近年では、4 年制大学：短期大学：専修学校等の校数の比率は 2：2：1 程度になっている。高等教育への進学率が、大学：短期大学：専修学校等で概ね 50%：5%：25%であるのに比べて、養成校の短大への依存は著しく高い。看護師の養成課程が 4 年制中心にシフトするなど、保育士養成課程は資格取得を中心とする短大の最後の砦ともいえる状況になってきている。また 4 年制大学の増加は、進学率という要因だけでなく、保育士に求められる業務や専門性が拡大していることにもよっている。乳児保育や長時間の保育が一般化していくことと並行する、保育士の業務を子どもの保育と保護者の子育て支援と規定した児童福祉法の平成 13 年の改正（施行は平成 15 年）に伴い、子育て支援に係る教科目が設置され、発達障害への対応が現場での重要な課題となり、加えて実習の重要性が見直されその事前事後の指導の充実が図られるなど、養成校における学習内容が多岐にわたりまたより高い専門性を要求するようになってきている。しかし、保育士養成課程の単位数は、短大の課程を修了するのに必要な 62 単位に照らして昭和 45 (1970) 年に 68 単位を基準として以来変更されていない。そのため、平成 13 (2001) 年及び平成 22 (2010) 年の養成課程改定においては、増えた科目や学習内容を 68 単位にいわば強引に収めるという工夫をせざるを得ない状況といえる。保育士試験についても、科目数の増加を行わず、その内容の編成に工夫をすることで内容の増加をカバーしている状況である。

第四に、保育士養成課程は幼稚園教員養成課程との整合性に配慮されたものとなってきた。昭和 39 (1964) 年の幼稚園教育要領改正と昭和 40 (1965) 年の保育所保育指針制定において、保育の内容部分については共通化が図られており、また保育士養成校の 8 割以上が幼稚園教員養成課程を併設することから、例えば保育士養成課程の「教育原理」が幼稚園教員養成課程の「教育の基礎理論に関する科目」のうちの一部と、また「保育実践演習」が「教職実



実践演習」と相互に読み替えられるなど、各校の教育課程において教科目の相互の読み替えが利くよう教科目の設定に配慮されている。大半の養成校は、単一の資格の専門職養成に専念するのではなく、2つの法律に基づく別の資格免許の取得のための課程を並行させているのである。そしてこの教育課程のあり方は保育現場には十分に理解されていないと思われ、全国保育士養成協議会が主催する全国保育士養成セミナーの分科会記録等のレビューから、また筆者の養成校教員としての経験から、多様な専門家が集まる養成校では教務や実習に携わる教員や保育を専門とする教員以外に十分に理解されているとはいえない養成校も珍しくないと考えられる。この点については、養成校及びその教員の質保証が不可欠であろう。

第五に、社会的養護を中心とした保育所以外の児童福祉施設に対応する専門性について、保育士資格取得のための養成課程や試験に十分に反映されているかどうかについて課題が残されたままの状態が続いている。就学前の子どもを対象とする保育所保育士と、保育士が児童福祉施設における専門職の資格として0～18歳未満の児童を対象としていることとの兼ね合いをどう考え、より大きな課題を抱えるようになってきている社会的養護に固有の専門性をどう考えるかについての議論に一定の結論を出す必要があるのではないだろうか。社会的養護に固有の専門性を抽出した場合、就学前の子どもとその保護者への援助は一体的な専門性として統合することも議論の重要なテーマとなる。

## II. 今後の保育士養成のあり方の提案

こうした様々な状況やそれに伴う課題に照らして、また有識者へのインタビューから今後の保育士養成について検討する。

その際、第1節で述べた昭和33(1958)年に日本保育学会から厚生省(当時)に提出された陳情書(「保母養成制度改善に関する陳情書」)の以下の提案に照らしながら検討していく。

- ①保母養成所は各都道府県に少なくとも1カ所設置されるよう講ずること。
- ②保母養成所の最低基準を設けること。
- ③保母養成所における学科および授業時数を改善すること。
- ④保育所の保母とその他の施設の保母とは別個の資格により養成課程を異にすること。
- ⑤保母の資格に等級別をもうけること。
- ⑥保母の現職研修方法を考慮すること。
- ⑦保母試験を高度のものに改善すること。

①は、数については十分に達成されてきた。今後は養成校の質を問うことを進める必要があるだろう。養成校ごとの情報公開や養成校としての認証評価等を進めていくことが、養成校の質向上を促すエンジンになり得る。

②は、制度上の規定はあるが、養成校の教員審査において、教員養成課程が担当科目に適合する業績審査を厳格に行うのに比べてきわめて緩い。

③は、改善を重ねているとはいえ、インタビュー調査で短大では保育士に必要な学修が十分でないという意見が一樣に述べられ、それが先行研究や過去の厚生労働省保育士養成課程等検討会でも言及され続けていることにかんがみると、長く議論だけがなされてきた修業年限の抜本的な改革に着手する時期に来ているといえる。

④は、前項第五の点と同様であり、社会的養護の充実の観点からも速やかな検討を要する課題である。

⑤は、修業年限とも関わるが、保育士資格の階層化が提起されて以来58年放置されているということである。保育の質を維持・向上させる際に、個々の保育士すべての質を高めるという方策と、資格を階層化し、一部に優れた資質力量を備えた保育士として配置し、そうしたリーダー的な保育士の指導・助言のもとで他の保育士が職務に当たる、つまり組織として保育の質を維持・向上するという方策があり得る。欧米等の大半の国での保育者の配置は後者である。すべての保育士が同じ資格と専門性をとというのはある種の理想であるが、養成校ごとの基礎学力レベルや規範意識等の幅広さという現実を踏まえると、現実的には資格の階層化とそれに職責及び処遇を対応させることにより、優れた保育士の就業継続とキャリアアップを促し、組織レベルでの保育の質の担保につながりやすいと思われる。また、無資格者の導入を規制緩和の文脈で進めることには保育の質の観点から危惧を感じざるを得ないが、例えば保育室や

その周辺の環境整備など、有資格者の指示により無資格者でも行うことができる業務を一部無資格者に委ねるなども、その配置の数と比率に十分に留意しながらという条件付きで、検討の余地が大いにあると思われる。保育士資格の高度化は保育士養成課程等検討会でも特に近年指摘され続けている課題であり、放置を避けることができないイシューである。他の専門資格が修業年限の長期化によりその専門性を示して社会的な評価につなげるよう努めていることに比べて保育士の状況は極めて厳しく、高度な専門性を必要としないチープレイバーとして位置付けられるリスクを抱えている。中央教育審議会により小学校以上の学校教員が修士課程を標準とする専門職へとかじを切っている状況にあって、大卒が増加しているとはいえいまだ短大卒が多数であることから幼稚園教員は排除されている。子どもの保育・教育の専門性が就学前と後とで大きくギャップがあるような状況は、子どもの発達の連続性やそれに伴う保幼小の連携の観点から正当化され得ないであろう。

⑥は、現状でもさまざまな取り組みが自治体レベル、保育団体レベル、あるいは施設レベルで行われているが、保育士のキャリアアップに直結した統合されたシステムになっておらず、また公式の制度化もなされていないため、処遇にもほとんど反映されない。単なる研鑽でなく、専門性の向上とその認定による処遇の向上を制度化することが、保育士がキャリアの見通しを持って就業を継続することにもつながり、優秀な人材を保育現場につなぎとめることをより可能にするだろう。これは資格の階層化とセットでなければ意味を成しにくい。現職研修によって資格取得や上位資格取得への道を開いておくことが、専門性向上の動機付けにもなる。

⑦は、保育士試験が保育士不足を解消するための規制緩和の場として活用されている状況が子どもの保育の保障の観点から当面の緊急避難的な措置として受け入れざるを得ないとしても、乳幼児の保育の重要性がインタビューでも指摘され学術的な知見としても明らかとなってきたなか、量への要請と質への要請がトレードオフになりかねない制度運用となっている現状について、これを是正する工夫—実習経験や実務経験、採用前後の研修などの充実—によって、子どもの安全が確実に守られ、その利益が損なわれない、そしてより質の高い保育が進められるような制度設計が不可欠である。

また、以上の方策を工夫して組み合わせていくとしても、個々の施設の組織レベルの保育の質とそれをマネジメントする施設長の資質能力が最も直接保育実践に影響することを考慮すると、施設長の資格要件の検討は喫緊の課題である。平成 20（2008）年 3 月 28 日の改定保育所保育指針の告示に合わせて発出された「保育所における質向上のためのアクションプログラム」（「保育所保育指針の施行について」雇児発第 0328001 号）において平成 20～24 年度において取り組むこととされ、事実上ほとんど進展のなかった「施設長の役割強化」について、いまいちど具体的に取り組むことが必要であろう。

保育士の養成について、58 年前に日本保育学会で共有されていた課題について、これまでほとんど応えてきていないという事実を直視して、現在直面している課題の解決と恒常的に機能する制度への具体的な見通しに向けて、子ども子育て支援新制度の動向、社会的養護のこれから、学校教育制度の改革等を踏まえながら、保育の質と量の両面から子どもの最善の利益を保障できるシステムづくりを急ぐことが求められる。

## 参考文献

- 1) 大嶋恭二（主任研究者）ほか（2009）「保育サービスの質に関する調査研究」厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）平成 18～20 年度総合研究報告書
- 2) 矢藤誠慈郎（主任研究者）ほか（2010）「保育所長の資格要件及び責務に関する調査研究」平成 21 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書、財団法人こども未来財団

## 第2章 他の国家資格の養成課程制度に関する歴史、現状および課題に関する考察

### 第1節 各国家資格における養成の経緯、特色、動向、現状および課題について

我が国の社会福祉に関する資格には、国家資格では社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士、行政機関の任用資格として社会福祉主事、特定の制度下における専門資格として介護支援専門員等が挙げられ、養成校（大学・短大、専修学校等）において養成される主なものは、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、社会福祉主事である。

#### I. 介護福祉士養成の現状と課題

近年、介護分野における有効求人倍率は1倍を超えて推移しており、介護人材の確保は喫緊の課題となっている。介護保険制度下における2010（平成22）年度の介護職員の数は133.4万人、国の推計では、いわゆる団塊の世代の全員が75才以上となる2025（平成37）年には250万人程度の介護職員が必要になると試算しており、今後10年強の間に100万人の介護職員を増員しなければならない計算となる。

介護福祉士の専門性については、2007（平成19）年の法改正により「入浴、排せつ、食事その他の介護等を行うことを業とする者」から「心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと業とする者」と定義の見直しと誠実義務と資質向上の責務が新たに規定され、2011（平成23）年の法改正では、医師の指示の下で喀痰吸引や経管栄養の医療行為も定義に追加（2015（平成27）年4月から）された。

さらに、これまでは厚生労働省が指定する介護福祉士養成施設ルートを修了した者は国家試験を経ずに介護福祉士登録が可能であったが、2017（平成29）年度から2022（平成34）年度の試験までの間に、養成施設卒業者にも漸次的に国家試験を義務付けるよう検討が進められている。

このように、定義規定だけを見ても、資格制度創設期の身体介護から要介護者の心理的・社会的状況に応じた専門性、さらには高度な手技が求められる医療行為が加わるなど、より高度な専門性が求められ、それに対応したカリキュラムに基づく専門職養成教育が行われることになる。

また、2013（平成24）年度より、従来のホームヘルパー研修が見直され、介護福祉士の実務経験者が受験する実務者研修（2012（平成23）年度から導入）と連続的な体系となった。また、多様な生活障害を持つ利用者に質の高い介護を実践し、介護技術の指導、職種間連携のキーパーソンとなることを想定したキャリアパスの仕組みである認定介護福祉士制度が2015（平成26）年度に開始され、今後認定介護福祉士の養成が開始される。これら一連の改善策が実効性を伴うものにしていくためには、専門職として介護福祉士が国民に理解されるよう、介護関係職種へ負のイメージを払拭することに加え、介護保険制度という枠組みの中で、安定的に担い手が確保できるような財源措置などの方策が求められる。

介護福祉士養成施設の現状を見てみると、2013（平成24）年時点で定員充足率が約7割<sup>i</sup>となっており、介護人材の量的確保の必要性と相反する状況が続いているが、介護福祉士が専門職としての魅力ややりがいをもって職に就き働き続けるには、養成教育段階において介護福祉士をめざす者に対し、専門職業人かつ労働者としてのキャリア形成も含めた明るい将来像を示せなければ入口で忌避されることとなる。

従って、介護関係職種の離職率が全産業に比して高いことや<sup>ii</sup>、平均賃金水準が全産業計に比して低い傾向などから、人材確保の困難性がさらに高まることが懸念される状況が課題となる中、専門職養成教育を担う養成校は、より専門性の高い介護福祉士を輩出すべく教育に取り組むべきである一方、介護職員の労働条件や待遇面の改善、キャリアパス・スキルアップを促す制度面での継続的な強化など、入口から出口までの総合的な対策が図られる必要がある。

#### II. 社会福祉主事養成の現状と課題

社会福祉主事制度は社会福祉法をはじめ福祉関連法に規定される行政機関職員の任用要件として1950（昭和25）年

に創設され、社会福祉施設等の職員も、概ねこの主事制度が準用されて現在に至っている。主事任用ルートは主として、①大学等において社会福祉に関する科目を三科目以上履修して卒業する、②指定を受けた養成機関または講習会の課程を修了する、③社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有することとなっている。

社会福祉主事はあくまでも行政職員の任用要件であり、②に関しては一定の福祉に関する科目の履修を要件とする教育課程を経て任用要件を満たすこととなるが、①については厚生労働大臣が定める34指定科目のうち、いわゆる三科目を修了して大学等を卒業すればその要件が満たされる（いわゆる「三科目主事」と称されてきた）こととなっている。

1951（昭和26）年に施行された社会福祉事業法における社会福祉主事に関する法律上の定義は、『社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、且つ、左の各号の一に該当するものうちから任用しなければならない。』（下線部筆者）と規定されている。大学進学率の推移<sup>iii</sup>を見ると、1955年では約8%であったのに対し、2015（平成27）年度では約50%であり、大学で高度な知識と教養を習得した者が求められていた当時と、大学進学率が約5割で社会福祉士や精神保健福祉士といった国家資格が創設された現在においては、社会福祉主事制度の意義を今日的状況に合わせて捉え直し、社会福祉主事を専門職として位置付けるかどうかも含めて資格制度のあり方を整理するための検討が求められる。

### Ⅲ. 社会福祉士・精神保健福祉士養成の現状と課題

社会福祉士及び精神保健福祉士の養成形態は福祉系大学ルート、短大・専門学校＋実務経験ルート、養成施設ルートに整理できる。近年の国家試験合格者を養成ルート別で見ると、社会福祉士については福祉系大学ルートが概ね5割から6割、養成施設ルートが4割程度で推移しており、一方、精神保健福祉士では福祉系大学ルートが概ね4割、養成施設ルートが6割で推移している。

厚生労働省が指定する養成施設は、四年制大学の既卒者が入学対象として想定されており、厚生労働省が定める基準（教育内容、時間、体制、設備等）に基づいて養成が行われ、専修学校及び養成施設は資格取得に特化した教育が行われる。一方、大学では、国家資格養成にかかる実習・演習科目については養成施設と同様の基準であるが、それ以外の科目については、指定科目名称の読替の範囲内であれば教育内容、時間、体制、設備等に関する基準が課されることはなく、大学に一定の裁量が与えられている。

大学における社会福祉士及び精神保健福祉士養成の在り方については、現在においてもさまざまな議論・見解がある。大学は、国家資格取得のみを目的に設立されたものではなく、社会福祉士・精神保健福祉士の受験資格を得るための指定科目に加え、より高度な知識や技術、教養を得るために必要な科目を別途設置し、幅広い教育を展開することができる。社会福祉士の受験資格に固執することなく、各大学のアドミッション・ポリシーやエデュケーショナル・ポリシーに基づき独自性や特色のある教育を行うことができるのが大学教育の特徴である<sup>iv</sup>が、福祉系の単科大学等では社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得に主眼をおいたエデュケーショナル・ポリシーに基づいて教育を行う大学もあり、いずれにしても、社会福祉士をはじめとする国家資格・専門職養成教育を軸に考えた場合、資格を取得しようとする者に対する一定の水準が担保された教育機会を提供することが不可欠であり、大学教育に期待される学士力（福祉に限定せず汎用性の高い知識・技術や教養）養成と専門職（社会福祉士・精神保健福祉士に求められる専門的知識・技術）養成の両立が大学教育には求められることになる<sup>v</sup>。

また、現在の国家試験では筆記試験による知識の確認に重点がおかれているが、専門職に必要な技術面や価値・倫理等については国家試験ではチェックしづらく、実習科目あるいは演習科目を中心に教育の段階で一定の水準で習得されることが求められる。その意味では、2007（平成19）年の法改正による社会福祉士養成教育内容に見直しにおいて、養成施設以外の大学等にも実習科目と演習科目の基準が新たに設定されたことは、資格付与型の教育から専門職養成型の教育への転換が図られた<sup>vi</sup>といえる。ただし、専門職養成型教育を行う際の重要な要素となる実習については、法改正時に時間数が据え置かれたため、今後、実習時間数の増加と、それに伴う他科目への影響など、養成課程カリキュラムの再編も継続して検討していく必要がある。

#### IV. 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の国家試験の現状

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の国家試験は年1回行われるが、その合格率をみると、他の医療関連の国家試験に比べて見ても、極めて低い状況となっている。医療関連の国家試験では概ね合格率が8割～9割、介護福祉士と精神保健福祉士については5割以上であるが、社会福祉士については突出して合格率が低い（概ね3割を下回る）状況が続いており、2013（平成25）年の第25回試験にあつては2割を下回る極めて低い水準となった。

表Ⅱ-2-1 国家試験の合格率推移（厚生労働省資料を参考に作成）

| 国家資格名   | 試験実施年 |       |       |       |        |          | ＜参考＞<br>実習時間 <sup>注1)</sup> |
|---------|-------|-------|-------|-------|--------|----------|-----------------------------|
|         | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年  | 平成27年    |                             |
| 看護師     | 89.5% | 91.8% | 90.1% | 88.8% | 89.8%  | 90%      | 1,035時間                     |
| 理学療法士   | 92.6% | 74.3% | 82.4% | 88.7% | 83.7%  | 82.7%    | 810時間                       |
| 作業療法士   | 82.2% | 71.0% | 79.7% | 77.3% | 86.6%  | 77.5%    | 810時間                       |
| 介護福祉士   | 50.2% | 48.3% | 63.9% | 64.4% | 64.6%  | 61%      | 450時間                       |
| 保育士     | 11.4% | 14.1% | 18.6% | 17.4% | *1 25% | *2 34.3% | 240時間                       |
| 精神保健福祉士 | 63.3% | 58.3% | 62.6% | 56.9% | 58.3%  | 61.3%    | 210時間                       |
| 社会福祉士   | 27.5% | 28.1% | 26.3% | 18.8% | 27.5%  | 27%      | 180時間                       |

\*1 特例制度開始により、全部免除者を含む

\*2 特例制度による全部免除者、地域限定保育士試験合格者を含む

社会福祉士国家試験の合格率が低位で推移する理由については、「試験範囲が広範なため難易度が高い」「受験者の学力低下」「養成校における教育力低下」「試験問題の適格性」「全ての試験科目（18科目群）での得点が必須」などの指摘もあるが、社会福祉士・精神保健福祉士の役割や専門職像が明確となり、それに基づいてカリキュラムを再編する過程で、教育段階における学生に習得させるべき事項と国家試験においてチェックすべき事項とその在り方に關する再確認・再検討が必要である。

#### V. 社会福祉専門職養成の今後の展望

社会福祉専門職といっても、各資格制度において一様の課題を有しているわけではない。めまぐるしく変わる福祉・介護を取りまく状況を臨機応変に専門職養成に反映させ、国家試験においても「実践家」として必要となる知識や技術の点検を旨とする試験に転換すべきものと思われる。

また、国家試験受験科目に限らず、国家試験では確認できない科目（実習・演習科目）について、特に実習時間数では介護福祉士では例に挙げた医療関連資格の半分程度、社会福祉士、精神保健福祉士については1/4から1/5に充たない状況となっている。実習時間数については、制度上、一般養成施設の1年課程を基準に教育時間数が設定されているために時間的な制約があるが、専門職＝実践家＝社会的要請に応えられる福祉・介護人材を養成する観点からは、この実習時間数等の増加の是非も含め、実践のエビデンスから必要とされる専門職像を導き、帰納的に教育内容に反映し、その時代が抱える課題に即応できる専門職養成に向け、養成教育内容を組み立てていく必要がある。

2011（平成23）年度より認定社会福祉士制度、2015（平成27）年度より認定介護福祉士制度が開始され、社会福祉専門職を養成する養成校にあつては、これら資格取得後のキャリアパス、スキルアップを目指した仕組みはもとより、それぞれの資格養成修了段階における専門職像（卒業時段階の像）をどのように設定し、いかに卒業教育につなげていくかが喫緊の課題であり、専門職養成教育段階から就労、キャリア形成までの一連のプロセスを総合的に俯瞰して、将来の社会福祉専門職養成を展望することが肝要である。

## 第2節 ヒアリング調査の概要

### I. 調査の方法

社会福祉士養成校教員・有識者3名、介護福祉士養成校教員1名、児童養護研究者・有識者2名、社会福祉団体有識者として1名に対して、面接方式にてヒアリング調査を実施した。なお、社会福祉士養成校教員・有識者のうち1名については、本報告全体に対して、助言いただいた。

### II. 調査の結果

#### 1. ヒアリング1（社会福祉士養成校教員・有識者①／2015（平成27）年11月13日（金）14:00～16:00実施）

##### (1) 社会福祉士養成における実習・演習科目について

2009（平成19）年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、社会福祉士養成において「相談援助実習」「相談援助実習指導」「相談援助演習」科目の担当教員と、実習受入施設の実習指導者に一定の要件が付された。これにより実習教育では「社会福祉士が社会福祉士を育てる」仕組みが一定程度確立された。本改正においては、実習教育の「質（教員・指導者の要件）」改善は図られたものの、「量（実習時間数）」については、依然課題が残されている。

「量（実習時間数）」については、様々な専門職との連携の必要性が高まる中、自身の専門職としてのアイデンティティを獲得するだけでなく、連携の具体的な方法や他の専門職の特性や専門性等を理解しておくことが求められる。これらは、実習で実際にクライアントや地域住民、他の専門職と関わることでより学びが深まることとなる。現行の実習時間は180時間であるが、これらの観点から実習時間をさらに増加させることが必要であると考えている。

また、実習の時間数については、養成校側、教員側の都合だけで検討するのではなく、「社会のニーズに応えられる専門職を養成するために必要な時間数」を中心に置いて検討する必要がある。

さらに、実践力のある専門職養成教育のあり方と国家試験のあり方は分けて考えるべきである。実践力の獲得には実習やボランティア体験等も含めた教育段階における「経験」の量が強く影響してくると考えている。

##### (2) 専門職のあるべき姿について

社会の変化に伴い、社会のニーズも変化していくため、既に専門職が配置されている施設・機関においても、ニーズを再度整理する必要があるだろう。また、制度外にも潜在的なニーズが多くあるため、常に視野を広げながらニーズを明らかにしていく作業も求められる。把握したニーズをひとつひとつ実行に移し、解決をしていくことで、専門職は育つはずである。

##### (3) 福祉系国家資格の今後のあり方について

保育士や介護福祉士が行う直接援助と社会福祉士が行う間接的な相談援助が連続性を持って行うことは可能性としてあり得ることである。しかし、社会福祉士はジェネラリストであるが、保育士、介護福祉士はスペシャリストであるため、各国家資格の共通部分と相違部分の整理をする必要がある。

#### 2. ヒアリング2（社会福祉士養成校教員・有識者②／2015（平成27）年12月1日（火）13:30～15:30実施）

##### (1) 保育士国家試験科目について

保育士養成課程においても、基礎的なソーシャルワークの知識や技術等を修得する必要がある。保育士には、子どもと保育士の2者関係だけでなく、子どもと家庭、子どもと地域のつながりにまで視野を広げ、子どもを地域で育てるという視点も必要であると考えている。

虐待などの問題が起こる背景には、社会や家族のゆがみなど、身体的、心理的、社会的な側面が連動していることが多くあることから、問題を解決するためには、子どもだけを見て支援を行うのではなく、親や家族も含めて支援を行う必要がある。そのため、子どもに最も近い立場である保育士がソーシャルワークに関する理解を深めることは、子育て支援や虐待予防に向け非常に重要なことであると考えている。

##### (2) 社会福祉士養成における実習・演習科目について

2009（平成19）年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う社会福祉士養成課程のカリキュラム改正において、効果があったと感じているのは、老人福祉施設における実習である。新カリキュラム施行後、実習プログラムを作成す

ることになったことから、実習先と養成校との間に共通言語ができ、ソーシャルワークとケアワークの連動が生まれるなど、実習そのものへの良い変化があったと感じている。

それに比べ、児童福祉分野においては、ソーシャルワークの理論や実践はまだ浸透していない。虐待を受けた子どもへの対応方法や自分の支援が正しかったのか、子どもの権利は守られているのか、を考えるためには、ソーシャルワークの知識や技術が必須であると考えている。

### 3. ヒアリング 3 (介護福祉士養成校教員・有識者) / 2016 (平成 28) 年 2 月 18 日 (木) 15:00~17:00 実施)

#### (1) 介護福祉士養成における実習・演習科目について

社会福祉士と同様に、2009 (平成 19) の社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、介護福祉士養成においても、養成校教員の配置基準や要件、「介護実習」科目の実習受入施設の実習指導者に一定の要件が付された。

現行の「介護実習」は、二段階で構成されている。一段階目の実習における実習指導者は「介護福祉士有資格者が介護職員として 3 年以上の実務経験を有する者」と、二段階目は「介護福祉士有資格者であって、実習指導者講習会を修了した者」と規定している。

介護福祉士実習指導者講習会の実施は、実習教育の向上に効果があったと評価している。理由としては、実習指導者としての自覚や責任を持つようになったこと、介護福祉士養成校での教育内容について学ぶことができたこと、そして、実習生への教育方法について学ぶことができること等が挙げられる。

また、本講習会は、実習教育に関する基本的内容をはじめ、介護の基本等について教授されていることから、更新制を導入し、数年に一度の受講を義務化する必要性があると考えている。そうすることで、より充実した実習教育が展開され、なおかつ施設内での職員教育にも活用できるのではないかと考えている。

#### (2) 福祉系国家資格の今後のあり方について

保育士、介護福祉士、社会福祉士の福祉系国家資格間の連動性について検討する必要性は、大いにあると考えている。

まずは、各資格間の共通基盤になり得る知識や技術や関連職種等について学び、その上でどの資格の養成課程に進むかを決定できるなどの柔軟なカリキュラムの確立が理想である。また、養成課程で共通基盤を教授する際に、様々な専門職の基本的な部分に触れることができると、就職後、現場で働く際に、より効率よく連携できるのではないかと考えている。

現在の各資格については、国家試験取得後の研修制度の整備が不十分であると認識している。社会福祉士や介護福祉士は、認定社会福祉士及び認定介護福祉士制度があり、国家資格取得後も、継続的に多職種連携や職場内でのリーダーシップ、コーディネート等について学ぶ機会が設けられている。保育士にもそのような研修やスキルアップの機会が必要である。

福祉人材不足の問題については、新たな人材を入职させることよりは、現在勤務している職員をスーパービジョンや職場内のマネジメントができる人材に育てる方が効率であると考えている。また、職員一人ひとりの専門性を向上させることにより、離職者の最も多い原因である「人間関係」の改善も期待できることから、離職者を減らすことにもつながっていくのではないだろうか。

### 4. ヒアリング 4 (児童養護研究者・有識者①) / 2015 (平成 27) 年 11 月 13 日 (金) 14:00~16:00 実施)

#### (1) 保育士国家試験科目について

保育士養成の課題として、①現場ニーズとのズレがあること、②幼保連携型認定こども園法定化による課題、の 2 点あると考えている。

①については、児童養護施設、障害児施設、里親制度等の社会的養護というニーズが増している中、社会的養護に関わる保育士は、保育所勤務保育士 2 万人に対し、4 千人弱という状況である。養成課程は、保育所保育士のカリキュラムが中心であり、社会的養護のニーズに対応したカリキュラム構成にはなっていない印象がある。

次に、②については、子育て支援 (家庭支援) への対応と言い換えることができる。具体的にいえば、その子育て支援 (家族支援) において必要となるソーシャル機能を誰が担うのか明確になっていない。福祉系国家資格や幼稚園

教諭資格とて整理がなされていないため、まずは共通言語を作成し、それぞれが理解し合える状況を醸成すべきであると考えている。

#### (2) 保育士養成課程における実習科目について

(1)であがった第一の課題である社会的養護というニーズへの対応は、保育士養成における児童養護施設や障害児施設での実習は、見学レベルに終始していることが多い印象がある。保育士にとっても児童養護施設や障害児、乳児院に関する知識は必要であると考えているが、養成校では保育所あるいは幼稚園勤務経験のある教員が多数であり、児童養護施設等社会的養護施設での勤務経験のある教員が少ないことから、重要性を感じているものの、教育が不十分であるというのが現状であると認識している。

#### (3) 講義科目と実習・演習科目について

保育士、社会福祉士、介護福祉士については、資格間の流動性を高めるためにはそれぞれの養成課程における共通部分を精査し、共通の軸足を定めることが肝要だと考えている。それは、公平性の問題でもあるが、その軸足をベースにそれぞれの養成課程における追加研修等を検討することが望ましいのではないだろうか。

### 5. ヒアリング5（児童養護研究者・有識者②／2015（平成27）年12月15日（火）17:00～19:00実施）

#### (1) 保育士養成の課題と児童養護施設職員のあり方

現在の保育士養成課程において児童養護施設職員を養成することの課題について、①保育士を志す学生の職業イメージと、施設職員の仕事にミスマッチがあること、②児童養護の背景にある社会問題への視点や、社会福祉、ソーシャルワークの視点が培われにくいことの2点があると考えている。

社会的養護については、「生活」が支援の基盤であるため、保育所保育士とは、視点が異なる。保育士養成において、社会的養護の科目はあるが、その学習だけでは不十分であると考えている。保育士コースの中に、社会的養護コースを設置するなどして、社会的養護施設での保育士の役割や視点、援助方法等について、教授する必要があるのではないだろうか。

#### (2) 社会福祉士養成における実習科目について

児童養護施設において社会福祉士の相談援助実習を行うことに困難を感じている。2009（平成19）の社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、相談援助実習において、実習施設と養成校教員、学生で作成する実習プログラムに基づき、相談援助業務やカンファレンスへの参加、支援計画の策定などを行うことになったが、個人情報保護の観点から、学校や親、児童相談所との面談は断られることが多くある。実習受け入れ先としては、実習生に体験して欲しいと考えているが、実現が難しい。

そのため、職能団体や養成校団体等の全国組織が厚生労働省や文部科学省などに働きかけを行って、実習生がより良い実習が出来る環境を整えて欲しいと考えている。

また、実習受け入れに関しては、新たな人材の確保や職員の意識の向上にも繋がることから、今後とも積極的に協力していきたいと考えている。

### 6. ヒアリング6（社会福祉団体有識者／2016（平成28）年1月8日（金）17:00～19:00実施）

#### (1) 専門職の連携について

ニーズの多様化・複雑化により、一つの制度では対応することができないケースが増加している中、様々な専門職が「連携」して、支援すること重要である。しかし、現場では「連携」の重要性については理解しているものの、実際に「連携」できているのかどうか疑問に感じている。

「連携」ができていない理由として、これまでは縦割りの制度に沿って支援が行われていたため、他の組織・団体・専門職と連携する必要性がなかったことや、養成校で関連する専門職の役割や特徴などの教育が行われていなかったことがある。

中には、「連携」が行われている施設もある。高齢者施設を例にとると、看護職員は医行為だけでなく介護も行う、調理師は調理だけでなく食事介助も行うというように、自身の専門分野だけではなく、「入居者の生活の支援」を行う職員であると意識して支援が行えている施設もある。



効果的な「連携」を行うためには、どの専門職にも共通する「ソーシャルワーク機能」や「ニーズを発見する力」を整理し、養成校において教育する必要があるのではないだろうか。

また、複合的なニーズを抱えているクライアントを支援するためには、「制度の中だけで支援を行っても解決しない」、「国や自治体が制度を作ること待っているだけでは解決しない」、と気付いている専門職もいる。常に社会やニーズの変化に敏感になり、幅広い見識を持ち、支援を行うことが重要であると考えている。

## (2) 福祉人材の確保について

福祉人材の確保については、国をはじめ、各団体、各種別協議会等でも議論が交わされているが、様々な視点から同時に解決に向けて働きかける必要があると感じている。

例えば介護報酬引き上げを要望することと同時に、経営者は、施設の給与の引き上げやキャリアアップの体制づくりを行ったり、養成校は、教育の質の向上や福祉のイメージアップの呼び掛けを行ったりするなど、各団体の役割を最大限に発揮し行動に移すと解決に向け前進するのではないかと考えている。

### 第3節 現状分析と提言

ヒアリング調査及び部会で検討を行った結果を基に下記の提言を行いたい。

- ・社会福祉士及び介護福祉士有資格者等が保育士国家試験を受験する際、各資格養成課程で同等もしくはそれ以上の内容を学習している科目については、試験科目を免除すべきである
- ・保育士国家試験科目である「教育原理及び社会的養護」について、社会的養護の必要性が高まってきていることから、「社会的養護」を独立した1科目にし、試験時間や配点を他の科目と同様に60分100点満点にすることを提案する。
- ・保育士は、地域の子育て支援に対応する役割も担うべきであるため、地域実習について検討が必要である
- ・保育実習受け入れ先の実習指導者に実務経験や講習会受講等の要件を課すことについて検討が必要である
- ・保育士養成校の実習担当教員に対する講習会の義務化の可能性について検討が必要である
- ・「社会的養護」や「家庭支援論」等について、演習形態を取り入れた教育の実施について検討が必要である

#### I. 国家試験について

福祉系国家資格を有する者が他の国家試験を受験する際に、試験科目の免除が行われているのは、社会福祉士と精神保健福祉士<sup>注2)</sup>のみであり、保育士や介護福祉士については、資格間で免除が行われていないのが現状である。

また、養成段階においては、保育士有資格者及び社会福祉士養成施設卒業者が介護福祉士資格を取得する場合は、一部科目や時間数の免除が行われているが、介護福祉士有資格者が保育士資格や社会福祉士資格を取得する場合には、免除が行われていない。

各国家試験科目及び養成カリキュラムでは、類似した福祉系の科目が複数設置されている。2015（平成27）年1月14日に厚生労働省が公表した「保育士確保プラン」においても、新たな取り組みの一つとして「福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除」が掲げられていることから、国家試験科目の一部免除及び養成カリキュラムにおける科目の履修免除について、具体的な提案を行いたい。

#### 1. 福祉系国家資格を有する者等に対する保育士試験科目の一部免除について

待機児童の解消という社会のニーズに対して、保育所で働く保育士の確保が困難を極めている中、厚生労働省保育士等確保対策検討会「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」（2015（平成27）年）では、保育士配置の要件弾力化、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用等により保育の担い手の裾野を拡げることで緊急的・時限的に対応をするとの報告がなされた。

保育士は、児童福祉法上、「専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」と規定されており、児童の保育とともに、児童の保護者に対する保育に関する指導を行う役割も求められている。

厚生労働省が2013（平成25）年に行った調査によると、保育士としての就業を希望しない理由として、「責任の重さ・事故への不安」、「終業時間が希望と合わない」などの割合が多いが、「保護者との関係」<sup>vii)</sup>に困難さを感じ、それが離職のきっかけになっている保育士もいる。保育士と保護者が良い関係性を築き、コミュニケーションが円滑になることにより、保育士は子どもや親の様子、子どもと親の関係性、親の子育ての悩みなどを身近で把握できることから、児童虐待をはじめとする様々なリスクに気付くことができるため、保育士と保護者との関係性は非常に重要である。

社会福祉士は、ソーシャルワークを基盤とする専門職であり、指定科目に相談援助に関する知識や技術をはじめ、「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」「低所得者に対する支援と生活保護制度」「就労支援サービス」（表II-2-4参照）が必須科目として位置づけられ、幅広い知識や技術の修得が求められている。

社会福祉士養成校の中には、社会福祉士受験資格と保育士資格を同時に取得できるコースを設置しているところもあり、社会福祉士資格取得と同時に保育士資格を取得する者もいる。しかし、所属する養成校が保育士養成を行って

いない場合もしくは同時に取得できない場合は、自ら保育士試験を申込み、筆記試験・実技試験を受験しなくてはならないのが現状である。

上記のことから、社会福祉士養成カリキュラムには、保育士養成カリキュラムの内容と類似している科目も多くあることから、保育士試験科目の一部免除を検討すべきである。

免除科目としては、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」と「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の教育内容を基に考えると、「児童家庭福祉」「社会福祉」「保育の心理学」「子どもの保健」が該当する。「児童家庭福祉」については、社会福祉士国家試験科目の「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」が、「社会福祉」については、「現代社会と福祉」「相談援助の理論と方法」「相談援助の基盤と専門職」において、それ以上の内容を含んで教育を行っているため、十分に対応することが可能である。また、「保育の心理学」については、「心理学理論と心理的支援」が、「子どもの保健」については、「人体の構造と機能及び疾病」「保健医療サービス」が該当する。

社会福祉士有資格者・社会福祉士養成施設修了者・社会福祉士指定科目履修者が保育士国家試験を受験する際に上記科目が免除されるようになると、保育士と社会福祉士の両方を取得した者が増え、保育所においても、保育士と社会福祉士の両資格を取得した者が勤務することになる。そうすると、現在、保育士が困難であると感じている保護者への対応についても、社会福祉士の専門性を活用することで、多様な視点からアプローチできるようになることが考えられる。

また、ヒアリングで、児童養護研究者・有識者から「保育士養成課程において、児童養護施設などの社会的養護に関する教育が十分にできていない」との指摘があった。厚生労働省社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」（2016（平成28）年）において、「施設ケアの充実強化」「ケア職員の確保と専門性の向上」が必要であり、「質の高い施設ケアの実現に向けた制度に早急に転換すべきである」としている。児童虐待や家庭の貧困等、個々のニーズを抱えた子どもを支援するためには、子どもとの関係性の構築やアセスメント、プランニング等の相談援助の専門性が必要とされる。保育所だけでなく、児童養護施設等の社会的養護においても、保育士資格と社会福祉士資格の双方を保有していることにより、支援を必要としている子どもや親、家庭に対して、より良い支援を行うことができるということが出来る。

さらに、保育士の保育に関する専門性と社会福祉士が養成課程で学ぶ資源開発等の知識や技術を併せることで、地域住民に対する子育て支援プログラムの開発や展開についても、担うことができると考えられる。

なお、介護福祉士についても、介護福祉士有資格者・介護福祉士養成施設修了者等が保育士養成施設へ入学したり、保育士国家試験を受験したりする際に、1年制の養成施設ルートの新設や、試験科目の一部免除についても、同様に検討する必要性がある。

## 2. 保育士国家試験科目について

保育士国家試験科目について、「教育原理及び社会的養護」のみ2科目で1科目扱いとなっており、1科目に対する試験時間や配点が他の科目に比べ、半分になっている。特に社会的養護については、児童虐待や家庭の貧困等を理由に児童養護施設に入所する子どもが増加している現状を踏まえると、児童虐待やそのリスクを発見しやすい立場にある保育士が社会的養護の制度の仕組みや支援の方法に関する知識を修得することは重要である。

以上のことから、「社会的養護」を独立した1科目にし、試験時間や配点を他の科目と同様に60分の100点満点にすることを提案する。また、「社会的養護」については、社会福祉士国家試験科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」で十分に対応することができることから、社会福祉士有資格者・社会福祉士養成施設修了者・社会福祉士指定科目履修者が保育士試験を受験する際の受験免除することを提案する。

表Ⅱ-2-2 各国家試験科目の比較

| 保育士国家試験科目（筆記） | 社会福祉士国家試験科目              | 介護福祉士国家試験科目                  |
|---------------|--------------------------|------------------------------|
| 1 保育原理        | 1 人体の構造と機能及び疾病           | 1 人間の尊厳と自立、介護の基本             |
| 2 教育原理及び社会的養護 | 2 心理学理論と心理的支援            | 2 人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術 |
| 3 児童家庭福祉      | 3 社会理論と社会システム            | 3 社会の理解                      |
| 4 社会福祉        | 4 現代社会と福祉                | 4 生活支援技術                     |
| 5 保育の心理学      | 5 地域福祉の理論と方法             | 5 介護過程                       |
| 6 子どもの保健      | 6 福祉行財政と福祉計画             | 6 発達と老化の理解                   |
| 7 子どもの食と栄養    | 7 社会保障                   | 7 認知症の理解                     |
| 8 保育実習理論      | 8 障害者に対する支援と障害者自立支援制度    | 8 障害の理解                      |
|               | 9 低所得者に対する支援と生活保護制度      | 9 こころとからだのしくみ                |
|               | 10 保健医療サービス              | 10 総合問題                      |
|               | 11 権利擁護と成年後見制度           |                              |
|               | 12 社会調査の基礎               |                              |
|               | 13 相談援助の基盤と専門職           |                              |
|               | 14 相談援助の理論と方法            |                              |
|               | 15 福祉サービスの組織と経営          |                              |
|               | 16 高齢者に対する支援と介護保険制度      |                              |
|               | 17 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 |                              |
|               | 18 就労支援サービス              |                              |
|               | 19 更生保護制度                |                              |

表Ⅱ-2-3 保育士養成カリキュラム

| 〈必修科目〉           |    |    |    |                  |    |    |     |
|------------------|----|----|----|------------------|----|----|-----|
| 【保育の本質・目的に関する科目】 |    | 単位 | 時間 | 【保育の表現技術】        |    | 単位 | 時間  |
| 1 保育原理           | 講義 | 2  | 30 | 1 保育の表現技術        | 演習 | 4  | 60  |
| 2 教育原理           | 講義 | 2  | 30 | 【保育実習】           |    | 単位 | 時間  |
| 3 児童家庭福祉         | 講義 | 2  | 30 | 1 保育実習Ⅰ          | 実習 | 4  | 60  |
| 4 社会福祉           | 講義 | 2  | 30 | 2 保育実習指導Ⅰ        | 演習 | 2  | 30  |
| 5 相談援助           | 演習 | 1  | 15 | 【総合演習】           |    | 単位 | 時間  |
| 6 社会的養護          | 講義 | 2  | 30 | 1 保育実践演習         | 演習 | 2  | 30  |
| 7 保育者論           | 講義 | 2  | 30 | 〈選択必修科目〉         |    |    |     |
| 【保育の対象の理解に関する科目】 |    | 単位 | 時間 | 1 保育の本質・目的に関する科目 |    |    |     |
| 1 保育の心理学Ⅰ        | 講義 | 2  | 30 | 2 保育の対象の理解に関する科目 |    |    |     |
| 2 保育の心理学Ⅱ        | 演習 | 1  | 15 | 3 保育の内容・方法に関する科目 |    |    |     |
| 3 子どもの保健Ⅰ        | 講義 | 4  | 60 | 4 保育の表現技術        |    |    |     |
| 4 子どもの保健Ⅱ        | 演習 | 1  | 15 | 5 保育実習Ⅱ          | 実習 | 2  | 30  |
| 5 子どもの食と栄養       | 講義 | 2  | 30 | 6 保育実習指導Ⅱ        | 演習 | 1  | 15  |
| 6 家庭支援論          | 講義 | 2  | 30 | 7 保育実習Ⅲ          | 実習 | 2  | 30  |
| 【保育の内容・方法に関する科目】 |    | 単位 | 時間 | 8 保育実習指導Ⅲ        | 演習 | 1  | 15  |
| 1 保育過程論          | 講義 | 2  | 30 | 合計               |    | 57 | 855 |
| 2 保育内容総論         | 演習 | 1  | 15 |                  |    |    |     |
| 3 保育内容演習         | 演習 | 5  | 75 |                  |    |    |     |
| 4 乳児保育           | 演習 | 2  | 30 |                  |    |    |     |
| 5 障害児保育          | 演習 | 2  | 30 |                  |    |    |     |
| 6 社会的養護内容        | 演習 | 1  | 15 |                  |    |    |     |
| 7 保育相談支援         | 演習 | 1  | 15 |                  |    |    |     |

表Ⅱ-2-4 社会福祉士養成カリキュラム

| 科目名                            | 時間数<br>(短期) | 時間数<br>(一般) | 科目名                      | 時間数<br>(短期) | 時間数<br>(一般) |
|--------------------------------|-------------|-------------|--------------------------|-------------|-------------|
| 【人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法】       |             |             | 【サービスに関する知識】             |             |             |
| 1 人体の構造と機能及び疾病                 | —           | 30          | 11 社会保障                  | —           | 60          |
| 2 心理学理論と心理的支援                  | —           | 30          | 12 高齢者に対する支援と介護保険制度      | —           | 60          |
| 3 社会理論と社会システム                  | —           | 30          | 13 障害者に対する支援と障害者自立支援制度   | —           | 30          |
| 4 現代社会と福祉                      | 60          | 60          | 14 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 | —           | 30          |
| 5 社会調査の基礎                      | —           | 60          | 15 低所得者に対する支援と生活保護制度     | —           | 30          |
| 【総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術】 |             |             | 16 保健医療サービス              | —           | 30          |
| 6 相談援助の基盤と専門職                  | —           | 30          | 17 就労支援サービス              | —           | 15          |
| 7 相談援助の理論と方法                   | 120         | 120         | 18 権利擁護と成年後見制度           | —           | 30          |
| 【地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術】        |             |             | 19 更生保護制度                | —           | 15          |
| 8 地域福祉の理論と方法                   | 60          | 60          | 【実習・演習】                  |             |             |
| 9 福祉行財政と福祉計画                   | —           | 30          | 20 相談援助演習                | 150         | 150         |
| 10 福祉サービスの組織と経営                | —           | 30          | 21 相談援助実習指導              | 90          | 90          |
|                                |             |             | 22 相談援助実習                | 180         | 180         |
|                                |             |             | 合計                       | 660         | 1,200       |

表Ⅱ-2-5 介護福祉士養成カリキュラム

| 領域          | 教育内容             | 時間数               |                    |                    |
|-------------|------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
|             |                  | 第1号<br>(養成施設2年以上) | 第2号<br>(養成施設1年以上社) | 第3号<br>(養成施設1年以上保) |
| 人間と社会       | 1 人間の尊厳と自立       | 30以上              | —                  | 15                 |
|             | 2 人間関係とコミュニケーション | 30以上              | —                  |                    |
|             | 3 社会の理解          | 60以上              | —                  |                    |
|             | 4 人間と社会に関する選択科目  | —                 | —                  |                    |
|             | 小計               | 240               | —                  |                    |
| 介護          | 1 介護の基本          | 180               | 180                | 180                |
|             | 2 コミュニケーション技術    | 60                | 60                 | 60                 |
|             | 3 生活支援技術         | 300               | 300                | 300                |
|             | 4 介護過程           | 150               | 150                | 150                |
|             | 5 介護総合演習         | 120               | 60                 | 60                 |
|             | 6 介護実習           | 450               | 270                | 210                |
| こころとからだのしくみ | 1 発達と老化の理解       | 60                | 30                 | 30                 |
|             | 2 認知症の理解         | 60                | 30                 | 60                 |
|             | 3 障害の理解          | 60                | 30                 | 30                 |
|             | 4 こころとからだのしくみ    | 120               | 60                 | 60                 |
| 医療的ケア       | 5 医療的ケア          | 50                | 50                 | 50                 |
|             | 合計               | 1,850             | 1,220              | 1,205              |

## Ⅱ. 実習・演習科目について

社会福祉士、介護福祉士、保育士の実習・演習関連科目を比較すると、実習指導者及び実習・演習担当教員の要件等に差異があった（表Ⅱ-2-6 参照）。社会福祉士、介護福祉士の実習指導者及び実習・演習担当教員については、2009（平成19）年に改正により要件が付された。一般社団法人日本社会福祉士養成校協会が実施した施行後6年目の調査において、一定の教育効果及び課題が確認できたことから、これらの教員要件を保育士養成に適用させることを前提に提案を行いたい。

表Ⅱ-2-6 各資格間の実習・演習関連科目の比較

|           | 保育士   | 社会福祉士  | 介護福祉士   |
|-----------|---|--|---|
| 実習時間      | 30 日間<br>※実習Ⅰ20 日（必修）と実習Ⅱ・<br>実習Ⅲ10 日間（選択必修）に分類 | 180 時間<br>（1ヶ所で120 時間以上を基本）                          | 450 時間<br>※実習Ⅰと実習Ⅱ（1/3 以上）に分類                                   |
| 実習生の数     | 規定なし<br>（実習先の規模、人的組織等の指導能力を考慮して定める）             | 実習指導者の員数×5   | 実習指導者の員数×5  |
| 実習指導者     | 実習先の長及び保育士のうちから選定                               | 資格取得後、3 年以上相談援助業務に従事した経験があり、講習会を修了した者                | 実習Ⅰ…有資格者又は3年以上の介護業務従事者<br>実習Ⅱ…有資格者で3年以上実務に従事した経験があり、指導者研修を修了した者 |
| 実習・演習担当教員 | 規定なし  | ・5 年以上の教授歴<br>・資格取得後、5 年以上相談援助業務に従事<br>・講習会受講者 のいずれか | ・専任教員課程修了者<br>・うち1 人は資格取得後、5 年以上の実務経験を有する者                      |
| 巡回指導      | 期間中に1 回以上訪問し指導（同等の体制での指導も可）                     | 週1 回以上の指導（隔校日指導も可）                                   | 週1 回以上の指導（隔校日指導も可）  |

### 1. 実習指導者の要件について

社会福祉士及び介護福祉士養成においては、2009（平成19）年の法改正により、実習指定施設が社会福祉士の実習生を受け入れる場合、「社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、講習会の課程を修了した者であること」と規定されている。また、介護福祉士の実習生を受け入れる場合は、実習Ⅰでは「介護福祉士の資格を有する者又は介護職員として3年以上の実務経験を有する者」、実習Ⅱでは「介護福祉士の資格を取得した後3年以上の実務経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会を修了した者」とされた。つまり、社会福祉士、介護福祉士共に、有資格者である者、一定の講習会を修了した者でなければ実習指導者になることができない。

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会が2015（平成26）年に実施した「社会福祉士養成新カリキュラムの教育実態の把握と、社会福祉士に必要な教育内容のあり方に関する調査事業（実施報告）」の調査結果によると、実習指導者の要件が定められていなかったカリキュラム改正前と、要件が定められた改正後と比較すると、実習指導者の実習に対する意識及び実習指導内容が向上しており、教育効果が上がったことが明らかになっている。具体的には、実習指導者講習会後は「専門職の後継者を養成しているという意識が高まった」「社会福祉士の専門職としての態度を伝えることができるようになった」「社会福祉士の専門性を伝えることができるようになった」という回答が高い割合を占めていた。

また、実習を行った学生の学びの変化について、カリキュラム改正前と改正後の実習報告書の記載内容の比較を行ったところ、カリキュラム改正後の実習は、改正前の実習に比べ、「アセスメント」「連携」「支援計画」「ニーズ」「地域」「アプローチ」など、ソーシャルワークに関連する特徴的な言葉が多く見られた。つまり、実習指導者に要件が課されたことによって、社会福祉士の業務としてのソーシャルワークがより意識化された実習指導がなされており、実習指導者に講習会受講等を義務づけたことは一定の効果があったと言える。

また、介護福祉士養成については、介護福祉士養成校教員・有識者へのヒアリング調査で、実習指導者講習会の受講により、「実習指導者という自覚を持って指導にあたることができるようになった」「養成校での教育内容を共有することができた」等の意見があった。

以上のことから、保育士養成の場合においても、実習教育をより効果的に行うために、現行では実習指導者を「実習先の長及び保育士のうちから選定」としているものを、要件（例えば、保育士資格＋実務経験＋講習会受講）を課すことについて検討が必要である。

## 2. 実習・演習担当教員の要件について

実習指導者と同様に2009（平成19）年の法改正により、社会福祉士養成校で実習・演習科目を担当する教員は、「①大学等において実習または演習科目を5年以上担当した経験を有する者、②社会福祉士資格取得後、相談援助業務に5年以上従事した経験を有する者、③実習・演習担当教員講習会を受講した者」と規定されている。また、介護福祉士については、「専任教員課程修了者であるとともに、そのうち1人は介護福祉士資格取得後、5年以上の実務経験を有する者」とされている。つまり、実習指導者同様に養成校で実習・演習科目を担当する教員に対しても、教授経験、実務経験や講習会の受講が義務づけられている。

社会福祉士実習・演習担当教員については、上記①～③のいずれかに該当すれば教授できるため、効果を図りにくいところではあるが、前掲の調査結果によると、現に実習・演習科目を担当している教員の7割近くが、教員に要件を付したことは、実践力の高い社会福祉士養成に効果があったと回答している。

課題としては、担当教員要件の一つである「5年以上の教育歴」によって教授している教員が全体の5割弱となっており、「講習会受講」が4割であることである。法改正により現場の実習指導者には講習会の受講が全員に義務づけられたため、実習の意義や実習受入先の役割等、実習の一連の流れについて、統一のテキストで学習されている。しかし、社会福祉士養成校の実習担当教員は、4割しか実習・演習担当教員講習会を受講しておらず、養成に携わっている教員全てに実習教育に対する共通認識がなされていないことが課題となっている。

これを踏まえ、保育士養成課程において実習担当教員に関する見直しを行うのであれば、講習会の義務化の可能性についても検討する必要がある。

## 3. 今後の保育士実習について

児童虐待、ひとり親支援、子どもの貧困等、子どもや家庭を取り巻く問題が山積している中、保育所外の地域においても保育に関するニーズが高まっている。

現行の保育実習は、既に保育士が配置されている施設・機関（表Ⅱ-2-7参照）において行われているが、今後は地域にある社会資源とその役割（例えば、子育て支援サロン、児童・民生委員）について、習得できるプログラムを含める必要がある。また、地域で実習を行う際は、社会福祉士の実習指導者の要件を満たした者を活用することも考えられる。

以上のことから、保育士が保育所や児童養護施設等の既存の施設内だけでなく、地域で子どもや家族の支援を行っている施設・機関等における実習の実施について検討が必要である。

表Ⅱ-2-7 保育実習

| 実習種別              | 履修方法 |                 | 実習施設 |
|-------------------|------|-----------------|------|
|                   | 単位数  | 施設におけるおおむねの実習日数 |      |
| 保育実習Ⅰ<br>(必修科目)   | 4単位  | 20日間            | (A)  |
| 保育実習Ⅱ<br>(選択必修科目) | 2単位  | 10日間            | (B)  |
| 保育実習Ⅲ<br>(選択必修科目) | 2単位  | 10日間            | (C)  |

(A) …保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業（ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同基準同章第3節に規定する小規模保育B型に限る）若しくは同条第12項の事業所内保育事業であって同法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの（以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」という。）及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター（児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る）、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(B) …保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業

(C)…児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの(保育所及び幼保連携型認定こども園並びに小規模保育A・B型及び事業所内保育事業は除く。)

### Ⅲ. 講義科目と実習・演習科目について

保育士養成と社会福祉士及び介護福祉士養成を比較した際、講義科目と実習・演習科目の位置づけに相違があることが分かる(表Ⅱ-2-3、表Ⅱ-2-4、表Ⅱ-2-5参照)。

保育士養成カリキュラムでは、「保育実習Ⅰ」「保育実習指導Ⅰ」「保育実践演習」だけでなく、「保育の心理学Ⅰ」などの講義科目においても演習形式で教育を行っているのに比べ、社会福祉士及び介護福祉士については、講義科目と実習・演習科目を区別している。

社会福祉士においては、実習・演習科目のみ「学生20人につき教員は1名以上」と規定し、先に述べたとおり、教授する教員に要件を課している。

教育内容については、「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について(通知)」において、演習を実施する際は、相談援助の知識と技術に係わる科目、主に「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」「地域福祉の理論と方法」「福祉行財政と福祉計画」「福祉サービスの組織と経営」の講義科目及び「相談援助実習」「相談援助実習指導」の科目との関連性も視野に入れて教育を行うことを求めている。

さらに、社会福祉士の養成団体である日本社会福祉士養成校協会が実習・演習担当教員及び学生向けに、職能団体である日本社会福祉士会が実習指導者向けのテキスト<sup>注3)</sup>viiiを連携して作成しており、各講習会の実施や本テキストにおいて、一定の質を担保している。

介護福祉士においては、介護総合演習や介護実習を含む「介護」領域を教授する専任教員に専任教員課程修了者であることや、介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有すること等の要件を定めている。

教育内容については、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(通知)」において、「介護過程」の科目で、「他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする」とされ、「介護実習」の科目で、介護計画の作成及び介護過程の展開を実際に体験することを教育のねらいとしている。そして、実習の教育効果を上げるために、「介護総合演習」の科目において、実習前に介護技術の確認を行ったり、実習後に事例報告会を行ったりし、実習と組み合わせで展開していくことが求められている。

以上のことから、保育士養成において、講義科目と演習科目を区別した実施を検討する場合は、講義科目と演習科目との関連性も視野に入れることを教育内容等に明記することも考えられる。

また、子どもや家庭に対する様々な問題が深刻化していることから、社会的養護や家庭支援に関する知識は、保育士にとって欠かすことができないものである。とりわけ「社会的養護」や「家庭支援論」「児童家庭福祉」等の科目については、講義科目だけでなく、演習形態を取り入れた教育の実施について検討が必要である。

### 注

注1) 大学設置基準第21条第2項で、「一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準」と規定されていることから、作業療法士、理学療法士、看護師については、1単位45時間として計算した。なお、保育士については、1日8時間として計算した。

注2) 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験は、「共通科目」と「専門科目」で構成されており、社会福祉士有資格者が精神保健福祉士国家試験を受験する際、「共通科目」が免除され、「精神保健福祉士専門科目」のみ受験することとなっている。

注3) 実習・演習担当教員については、「相談援助実習指導・現場実習教員テキスト」、「相談援助演習教員テキスト」、学生については、「社会福祉士相談援助実習」、「社会福祉士相談援助演習」(以上、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会編集/中央法規出版株式会社)実習指導者については、「社会福祉実習指導者テキスト」(公益社団法人日本社会福祉士会編集/中央法規出版株式会社)である。



## 参考文献

- 1) 日本社会福祉士養成校協会 日本社会福祉教育学校連盟合同検討委員会 (2006), 『社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて』
- 2) 日本社会福祉士養成校協会 (2006), 『今後の社会福祉士養成教育のあり方について (提案)』
- 3) 厚生労働省社会保障審議会福祉部会意見書 (2006), 『介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見』
- 4) 厚生労働省社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会 (2008), 『社会福祉士及び介護福祉士国家試験の今後の在り方について～20 回の実績を踏まえた検証と新カリキュラムへの対応』
- 5) IASSW アデレード大会決議 (2004 年), 『Global Standards for the Education and Training of the Social Work Profession』
- 6) 日本学術会議第 18 期社会福祉・社会保障研究連絡委員会 (2003), 『ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案』
- 7) 日本社会福祉教育学校連盟 (2013), 『社会福祉士の質の向上に資するコアカリキュラムに関する研究報告書』
- 8) 岩間伸之 (2009), 「ソーシャルワーク研究 35-1」, 『「総合的かつ包括的な相談援助」の本質』
- 9) 中谷陽明 (2011), 「社会福祉士養成教育の現状と今後の展望～ライセンス付与型教育からプロフェッション養成型教育へ」, 三原博光編著, 『日本の社会福祉の現状と展望』, 岩崎学術出版社
- 10) 上野谷加代子 (2010), 「新しい福祉サービスの展開と人材育成」, 埋橋孝文編, 『新しい福祉サービスの展開』, 法律文化社
- 11) 空閑浩人、尾崎慶太、黒田将史、黒田由衣 (2010), 「新しい福祉サービスの展開と人材育成」, 埋橋孝文編, 『新しい福祉サービスの展開』, 法律文化社
- 12) 岡崎仁史 (2012), 「社会福祉専門職制度の再構築に向けて」, 一般社団法人日本社会福祉学会編, 『対論社会福祉学』, 中央法規出版
- 13) 潮谷有二 (2012), 「社会福祉士制度の見直しに関する実証研究～社会保障審議会福祉部会における議事録の基礎的分析を通して」, 一般社団法人日本社会福祉学会編, 『対論社会福祉学』, 中央法規出版
- 14) 白澤政和 (2013), 「社会福祉士養成課程改正の経緯と課題」, 『日本社会福祉教育学会誌第 8 号』
- 15) 白澤政和 (2012), 「社会福祉士養成教育での残された課題～実習教育について思う」, 『日本社会福祉教育学会誌第 6 号』
- 16) 栃本一三郎 (2013), 「認定社会福祉士制度設計の経過と意図」, 『地域ケアリング Vol. 15No. 5』
- 17) 栃本一三郎 (2013), 「認定社会福祉士制度設計の経過と意図 (続き)」, 『地域ケアリング Vol. 15No. 6』
- 18) 栃本一三郎 (2010), 「社会福祉法成立の思想的背景～10 年を経ての遠近法～」, 『社会福祉研究第 108 号』
- 19) 芝野松次郎 (2011), 「社会福祉系大学における人材養成の意義と課題～いかに研究と実践の成果をソーシャルワーク教育課程に反映させるか～」, 『社会福祉研究第 115 号』
- 20) 渡辺律子 (2011), 『アウトリーチ実践ができるソーシャルワーカー養成に影響を与える要因』, 『社会福祉研究第 115 号』
- 21) 岸川洋治 (2011), 『社会福祉における専門職としての実践力～現場が求める人材とは～』, 『社会福祉研究第 115 号』
- 22) 畑智恵美 (2008), 「本学における社会福祉士養成・社会福祉援助技術現場実習の現状と課題～2 段階ステップアップ現場実習の効果と課題」, 『四天王寺国際仏教大学紀要第 45 号』
- 23) 北爪克洋、山本博之、関口恵美 (2010), 「教育効果を高めるソーシャルワーク実習モデルの実践」, 『日本社会福祉教育学会誌第 4 号』
- 24) 広井良典、内田千恵子 (2012), 「これからの介護福祉士の役割を考える」, 『月刊福祉 2012 年 7 月号』
- 25) 厚生労働省 (2015), 「保育士確保プラン」  
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Hoikuka/0000070942.pdf>
- 26) 厚生労働省保育士等確保対策検討会 (2015), 「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000106584.html>
- 27) 厚生労働省 (2014), 「保育人材確保のための『魅力ある職場づくり』に向けて」  
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11601000-Shokugyouanteikyoku-Soumuka/0000057898.pdf>
- 28) 日本社会福祉士養成校協会 (2015), 「社会福祉士養成新カリキュラムの教育実態の把握と、社会福祉士に必要な教育内容のあり方に関する調査事業」  
<http://www.jascs.w.jp/researchpaper/20151002shikennsennta.pdf>
- 29) 厚生労働省社会保障審議会児童部会 (2016), 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 報告 (提言)」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000116162.html>

## 引用文献

- 
- <sup>i</sup> 厚生労働省第 3 回福祉人材確保対策検討会 (2014), 「介護福祉士資格の取得方法について」  
[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/siryoul\\_6.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/siryoul_6.pdf)
- <sup>ii</sup> 厚生労働省 (2014), 「平成 26 年雇用動向調査結果の概況」

- 
- <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/15-2/index.html/> (公財)介護労働安定センター (2014), 「平成 26 年度介護労働実態調査」[http://www.kaigo-center.or.jp/report/pdf/h26\\_chousa\\_kekka.pdf](http://www.kaigo-center.or.jp/report/pdf/h26_chousa_kekka.pdf)
- <sup>iii</sup> 文部科学省 (2015), 『学校基本調査－平成 27 年度 (確定値) 結果の概要－』  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k\\_detail/1365622.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1365622.htm)
- <sup>iv</sup> 日本社会福祉士養成校協会 (2006), 『提案「今後の社会福祉士養成教育の在り方について」』
- <sup>v</sup> 芝野松次郎 (2012), 「社会福祉系大学における人材養成の意義と課題」, 『社会福祉研究第 115 号』, pp. 21-29.
- <sup>vi</sup> 中谷陽明 (2011), 「社会福祉士養成教育の現状と今後の展望～ライセンス付与型教育からプロフェッション養成型教育へ」, 三原博光編著, 『日本の社会福祉の現状と展望』, 岩崎学術出版社
- <sup>vii</sup> 厚生労働省 (2013), 「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査」

## 第3部

### 総合的考察



## 第3部 総合的考察

### I. 総括

本研究をまとめるにあたり、まず記すべきことは、約70年にわたって継続してすすめられてきた保育士養成における養成校方式と試験方式の併用というシステムは、その時々々の保育界、行政や政策の動向や、諸課題と密接に絡みつつ、今日に至るまでその存在意義を継続させつつ営まれてきたという、実績の重みである。

本研究においては、非常に似通った性格を持つ他の国家資格との比較検討も行ったが、保育士資格におけるこのような両方式の併用という仕組みは、他の仕組みにはみられない特徴であり、あらためてその課題や今後の方向について示唆を得ることができた。

今後両方式の課題やあり方を展望するとともに、両方式を一つの制度に統合することの適否、つまり他の国家資格と同様に養成課程を経た後、国家試験を経て資格を取得する方向についても種々検討が加えられた。

第1部第1章及び第2章、第2部第1章及び第2章の4章構成ですすめられた本研究の内容を踏まえ、まとめと提言を記したい。

### II. まとめと提言

#### 1. 保育士養成の量的側面

##### (1) 保育士養成施設及び保育士試験の動向

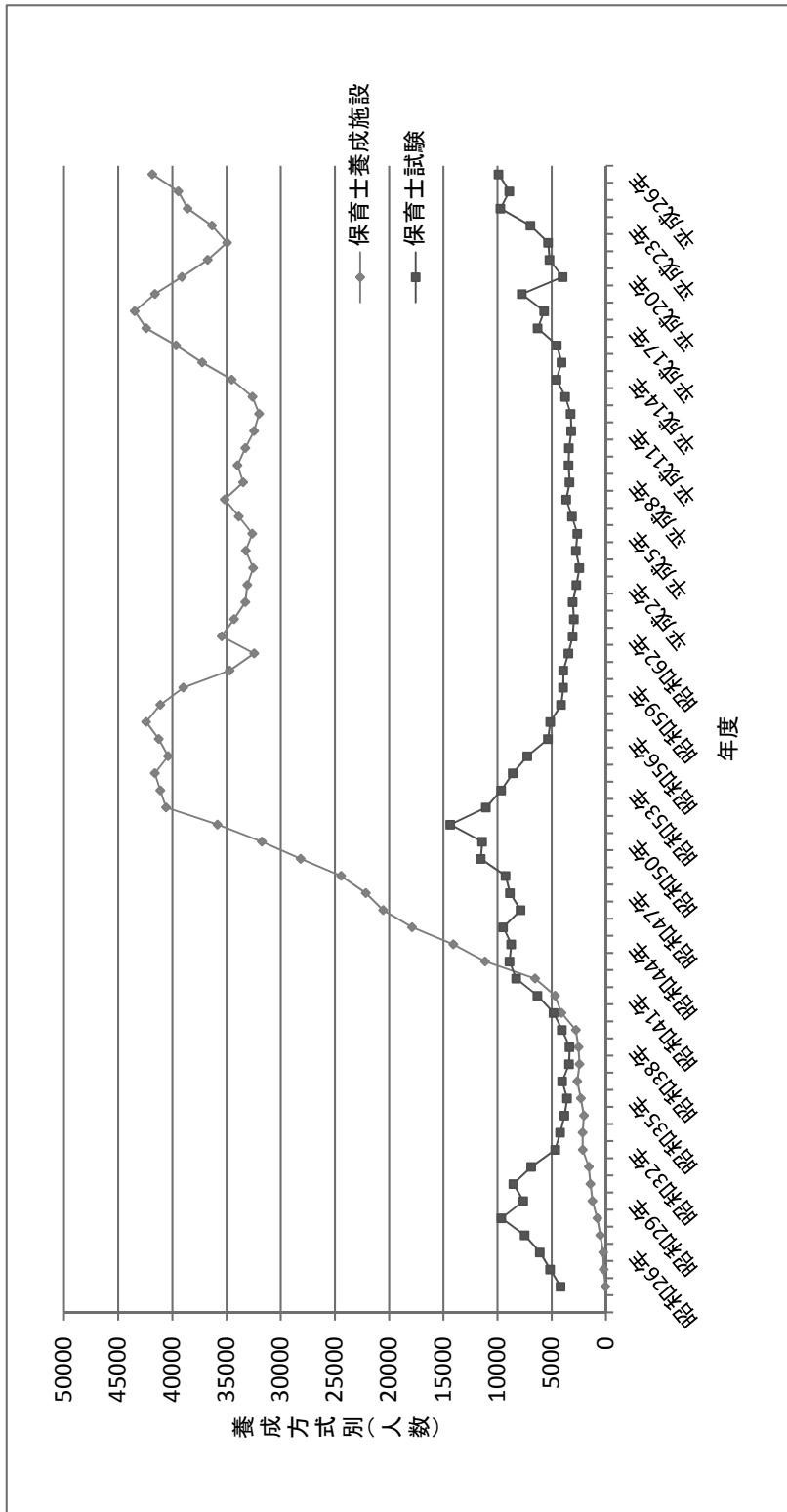
1948(昭和23)年から施行された児童福祉法に基づき、保母養成施設は、「児童の保育に従事しようとする女子に対し、この事業に必要な理論及び実習を授けること」を目的として設置運営されることとなった。しかし、1949(昭和24)年当初の指定施設数は12か所、卒業生は50名ときわめて少なく、増加する保母を量的に確保する方策として、当初から試験方式が重視され、制度に組み込まれていた。

その後1950年代までは、試験方式による保母資格取得者の数は、高い割合を占めていたが、徐々に養成校方式による取得割合が高まっていった。両方式の間に量的側面で重要な変化がみられるようになったのは、厚生省が1962(昭和37)年に保母養成所における履修科目及び保育実習の基準を大幅にあらためた時期である。養成校方式による取得割合が一層高くなり、それ以降、幼稚園と保育所の目的・役割が明確に区分され、幼保二元性が定着し、また保育所数が増加し、保育所保育指針が制定され、養成施設の役割は急速に高まっていく。

図Ⅲ-1-1にみるとおり、1968(昭和43)年以降、養成校方式による資格取得者が試験方式による資格取得者を上回り、一時は9:1の割合となり、近年は8:2の状況となっている。

他の似通った性格を持つ国家資格と比較しても、かなり古くから両方式をとることにより、その後増え続ける保母・保育士の需要に応じるシステムを継続し、試験方式による資格取得者が減少してもなお、その意義が重視されてきた。

一方、養成施設についてみると、その動向にも時代による大きな変化がみられた。養成校における資格取得に必要な年数は、当初から最低2年履修制を採ってきた。したがって、専修学校並びに短期大学、とくに短期大学が主流を占めた。図Ⅲ-1-2にみるとおり、設置数で3分の2以上、学生数で4分の3を占めてきた短期大学は、2000年前後から徐々にその割合が低下し、専修学校は割合に大きな変化なく推移し、代わって4年制大学の増加が顕著になってきた。現在では、大学:短期大学:専修学校の比は、2:2:1に変化してきている。設置数では、近時4年制大学が短期大学を上回りつつあるが、学生数では短期大学の割合は高く、全体の半数を維持している。



図Ⅲ-1-1 養成校識別保母・保育士資格取得者数の推移



## (2) 保育士確保に関する課題

これらの推移や、近年の動向を踏まえ、保育士確保の量的側面からみた大きな課題を三点上げたい。

第一に、養成校方式における履修年数の検討である。養成施設の種類にかかわらず、2年間で履修できる内容を原則としており、養成課程における総履修単位数は、きわめて長い期間にわたって68単位のまま継続している。このことは、とくに学校における履修年数の相違による資格取得の範囲や種類、時には質に関する検討がかなり重要となっていることを示唆している。第2部の報告にみられるように、制度上保育士資格の高度化が殆ど進められてこなかったことから生じている課題を克服していく必要がある。

全国保育士養成協議会がこれまでにすすめてきた専門委員会における研究の中で、2・3年制及び4年制における養成課程の特色、また専門性の質に関する課題と方向性について、かなり検討が深まっている。養成施設の種類による特色を活かした保育士養成のあり方について、さらに具体的に研究を深めていく必要がある。

第二に、試験方式における保育士数確保に関する課題と展望である。試験方式の継続の意義が、本研究を通して確認されたことは重要である。保育実践者や保育士養成校への調査からは、資格取得方式の相違にかかわらず、試験方式を継続すべきという割合がきわめて高いことが明らかになり、また試験体験を経た学生にとっても、試験方式の意義について学んでいる側面が種々みられた。しかし、その場合も、実習など何らかの実践的課題の必要性が高いことも共通であった。

一方、保育士の量的確保として、試験方式をその調整に用いられる課題については、検討すべきことが多い。近年の試験方式による保育士資格取得者の割合が養成校との比では8:2と、以前の9:1の比率から変化している。とくに乳児、低年齢幼児の保育所入所定員の少なさから生じている待機児童対策の重要な方策として保育士の確保については保育士増加のニーズが高い関心を呼んでいる。養成校方式によるよりも試験方式による調整に関心が向けられ、これまでの年1回の試験が平成27年度からは国家戦略特区試験が1回加えられ、28年度からは通常試験2回実施がすすむ。

しかし、保育需要という量的側面は様々な環境要因が絡んでおり、また資格取得と実際の就労との開差に関する課題も深く関連している。さらに、保育士以外の様々な保育者の種類を広げる政策も関係してくる。以上を踏まえると、試験方式による量的確保の課題については、質的側面も含めて慎重な見直しをもった検討が必要であると考えられる。

第三に、両方式の量的側面に関する検討の一つとして、両方式の統合などによる国家試験制度化と関連させた検討が求められる。試験方式の採用が、そもそも保母不足の状況から生じていた歴史的推移をあらためて再確認し、試験方式の意義を再検討する必要がある。このことは、国家試験に関する検討のところであらためてふれたい。

## 2. 保育士養成の質的側面

第1部、第2部において様々な進められた調査研究を通して最も多く得られた知見は、保育士養成の質的側面に關するものであった。両方式の共通点とともに、とくに相違点や対比に関する意見や見解に、今後の検討課題として示唆される内容が多かった。保育実践者等への調査に加え、試験体験学生(以下、学生と略)への質的インタビューや養成校教員、社会福祉等関連領域の専門職者への調査結果の中で、とくに関連性の高い重要な視点、課題、展望についてふれる。

### (1) 保育士養成における二つの方式の併存

制度発足当初から継続している養成校方式と試験方式が併存していることに焦点を当てた本研究においては、試験体験という方法による新たな研究アプローチも加えて、分析、考察を行った。

養成校における履修課程を修了した学生に対する試験体験から得られた結果からは、養成校方式及び試験方式における保育の専門性、保育士の専門性の形成と獲得について、養成校方式における座学(知識)と実学(実習、実践)を伴う学びと、試験方式における知識優先の独学による学びという相違がもたらす重要な点として、次の点が指摘される。

まず、養成校方式が持つ特色として最も重視される保育の実践力、つまり知識と実践との往還を通して専門性を身につけ高めることが、試験方式においては専門性としてほぼ欠落しがちなことの再確認である。学生は、とくに養成校としてのメリットとして実学(実習・実践)の意義を強くあげているが、有識者や養成校教員の回答でも、試験方式においては受験段階で何らかの実習的側面が必要であるとする割合はきわめて高かった。



一方、保育実践者に対する調査では、試験方式と養成校方式による専門性や資質の相違については、それほど明瞭に認識されていない結果もみられ、むしろ就労後の初期あるいは3年までの保育実践や研修等が重視されていた。

次に、両方式における資格取得の確実性と資格取得内容・資格取得水準の確実性というとらえ方と、それに対する今後の対応の課題をあげたい。学生への質的インタビューを通して明示化された内容は、養成校方式における資格取得の確実性対試験方式における資格取得の不確実性、そして養成校方式における資格取得内容・資格水準の不確実性と試験方式における資格取得内容・資格水準の確実性という二つの点である。

資格取得の確実性という点では、養成校は所定の学事歴を踏み、科目履修を終え、必要な単位を修得すれば、資格取得の可能性は極めて高い。一方、試験方式では、暗記能力を含めて総合的にかなり詳細な専門的知識を習得していなければ一定の合格水準を超えることはできない。資格取得内容・資格水準の確実性という点では、試験方式は他の国家試験と類似する要素を多く含んでおり、知識力を保証する専門性、つまり知識の幅広さを通して獲得される専門性は、合格することによって担保される。これに対し、養成校方式は、保育士養成施設に関する運営の基準に基づきつつも、学校の体制、教員の要件、そして実践力を身につけるための演習や実習の要件等々、厳密性に欠ける点もまだ多く、試験方式にみるような一定の資格内容や水準を担保する厳格性という面では不確実なところがみられる。

今後さらに検討すべきことは、試験方式における資格内容や水準をどこにおくか、(現行は、各科目について6割以上の正答率に達している場合を合格とする。)、また科目による相違点が強くみられる場合の対応をどのように図るかなどの課題であり、養成校方式における資格内容や水準に関する確実性を高めることについては、その運営基準をより精査して改善する課題である。

## (2) 他の国家資格との対比

保育士養成の歴史的推移をみると、保育士という専門性のレベルを確保する様々な努力がみられたにもかかわらず、保育士に対する社会的な理解や認識としては、未だ十分で高度な専門性を有しているところまで至っていない職とされていることは否定できない。また、保育士が制度上明らかに国家資格の性格を持つようになって以来、約20年を経た。その後も今日に至るまで、養成校方式と試験方式の併用により、また国家試験を課することなくすすめられた保育士養成の仕組みは、専門職養成課程を経て国家試験を課することを原則とする他の国家資格とは、養成課程において異なる面がみられる。とくにその内容は、第2部第2章に詳しい。このことを再確認し、国家資格としてのレベルをどこに置くかを検討する必要がある。

第一に、養成校方式では、保育士養成課程は4年制あるいは4年制大学卒業者を基本としてはおらず、2年制を基本としていること、実践教育にきわめて重要な演習、実習のカリキュラムや単位数の編成、及び実習担当教員や実習指導者の体制等々に、まだ不十分な面が多くみられることを見直す必要がある。一方で、小学校教員においても修士課程レベルが検討されている状況も踏まえ、保育士資格を高度化すること、あるいは細分化、階層化することを検討していく必要がある。それは、養成校方式における資格取得内容・資格水準の不確実性の克服とも深く結びついている。

次に、試験方式では、科目の構成と重要度の見直しである。第2部第1章の中で、これまでの試験科目の推移が詳しく記されている。また、本研究における全体を通して様々な調査やインタビュー結果からも、保育士養成科目や保育士試験科目の全体的整合性と科目毎の出題傾向、難易度について、検討すべきことが指摘された。試験科目は養成校に準拠した試験科目で構成されてはいるが、不十分であることの指摘もなされており、国家試験を伴う他の国家資格と同様に、養成課程と試験科目との一体性を図ることが必要である。

本研究を通じて、科目に関し、とくに不十分さが指摘されたものとして、保育士の専門性と深くかかわる社会的養護及び相談援助等の保育ソーシャルワーク科目がある。たとえば、社会的養護の試験時間を60分とすること、保護者支援・子育て支援を正式の試験科目とすることなどである。とくに、保育士が深く関わる社会的養護や相談援助などを典型とする社会福祉専門職としての性格をもつ科目に関しては、試験方式における出題傾向についてのみならず、養成校方式における授業の意義、内容についても検討が求められている。

### 3. 国家試験としての保育士試験

#### (1) 国家試験導入への賛否と導入の意義

保育士養成に関する最大の特徴である両方式が併用されていることに関する論議を深めていくと、必然的にたどり着く一つの方向性が、両方式を加味させた国家試験を導入させることである。つまり、保育士試験を養成校卒業後の国家試験に替え、あるいは移行させる方向である。

これまでも議論として俎上に上げられることは度々あっても、様々な諸事情を背景に保育行政としても、また学会や保養協などにおいても、導入に関する本格的検討は未だ十分になされてこなかった。

本研究の結果をみると、国家試験の導入に関して、学生では、やや賛成意見が多いものの積極的意見と消極的意見が拮抗し、保育実践者や養成校教員への調査では、半数以上が消極的意見であったが、必要最低限のレベルを確認する趣旨の国家試験の導入については4年制大学、短期大学では4割弱、専修学校では3割弱の割合で肯定されている。また、学生を含め、全体的に保育の質の確保、社会的認識や地位の向上という面で、評価されていることも確認できた。

養成校方式の後に試験方式を国家試験として位置づけて実施する制度に移行させる場合、保育の質を確実に確保するための方策として、養成校において理論と実践、座学と実学の十分な学びの機会を経て、さらに専門職者として常に踏まえておくべき重要な知識を集大成的に確認する国家試験を受験することの意義は高い。

さらに、本研究においては養成課程を経た後に国家試験を課することを基本とする他の国家資格の視点からも種々意見や見解を得ることができた。たとえば、第2部第2章の提言にみられる「福祉系国家資格を有する者が保育士国家資格を受験する際に一部の試験科目を免除すること」をすすめる際には、他の資格職の国家試験の科目との整合性、つまり保育士試験と国家試験を意味している他の試験との整合性の議論が出てくるであろう。近時、医療・福祉分野における資格取得にあたって、共通な知識・技能に関しては養成段階における重複を排除することなどについての検討が始まろうとしている。保育士資格もこれらの検討の対象となる。

また、国家試験とされていない現行の保育士試験の資格の質が問われつつある。資格の階層性が検討される場合、最低2年制で修了する現資格は、他の国家資格に多くみられる4年制修了後に国家試験を受験する仕組みと同レベルのものかと判断するかどうかについても、議論が生じるであろう。現行の仕組みから移行させる場合は、すべて保育士に必要なベーシックな資格として位置づけるのか、あるいは4年制以上の課程修了者はさらに階層別の国家試験を課するのか、という議論等も生じてくるであろう。とくに階層性を伴う資格については、養成段階に限らず保育の場における実践段階を通じて、検討が必要な事柄である。

#### (2) 試験体験を経た学生の意見、見解を通して

今回試験体験を経験した学生の国家試験導入に関する意見をみると、養成校における深い学びの体験と結びついた国家試験の意義を検討する上で、参考になる点が多かった。それを踏まえて考察するならば、次の二点が重要であることが示唆された。

第一に、両方式に関する確実性・不確実性の対比で国家試験を考えた場合、試験方式のみによる知識と実践との往還の不十分さをクリアし、また養成校方式における専門知識等に関する資格取得内容・水準の不確実性をクリアする上で、非常に有効な方法である。

第二に、養成校において、座学(理論等の知識)と実学(実技、演習、実習)を十分に経験し、また養成校教員や学生同士との協同性を伴った深い学びを経て、広く深い知識を必要とする国家試験を受験し、専門性を担保された資格を取得する仕組みは、国家資格として必須の要件である。

### 4. 資格取得後の保育専門職者の継続的な質の維持・向上

#### (1) 保育士の成長プロセスを重視した質の維持向上

保育の専門性、保育士の専門性の基本にある保育の質は、養成段階に限らず保育の実践段階と深く結びついている。したがって、保育の場においても、初任者・新任者から相当の経験を積んだ保育者に至るまで、そして主任や施設長等の管理者をも視野に置いた現任研修の体制を実施することが、きわめて重要となる。

本研究においては、保育実践者の中では、保育者として採用された後の試験方式による資格取得者と養成校方式による資格取得者の間の専門性や資質の相違はそれほど明瞭に示されなかった。むしろ、保育士の成長のプロセスを重

視し、就労後3年以内に保育実践を主とした様々な力量を身につける研修の意義について、共通に確認されたといえよう。

キャリアステージに応じた研修の充実や専門職大学院の設置など、保育士のキャリアアップの仕組みの整備とそれに伴う処遇改善・向上などが提言されている。認証制度の仕組みや処遇改善・向上の仕組みは、制度化を求めるだけでなく、保育界における自主的、積極的な展開も必要である。

さらに、このような階層や高度の専門性などを考慮した質の高い保育士を確保する上で、資格の階層性や階層的な保育士養成カリキュラムの開発も提案されている。このことは、保育士試験を国家試験に移行させる可能性を検討する際にも、初級、一級、上級等々の保育士などの階層性に関する可否の議論と深く関連してくるであろう

なお、本研究では、施設長の資格要件を検討する課題が示されている。このことは、保育士養成上の課題とも深く結びついており、早急の検討課題の一つである。

## (2) 保育実習施設における保育実習担当専門職者の必要性

本研究では、保育士養成の中に、保育の実践の段階とのかかわりを通した専門性の形成、獲得のプロセスが密接に結びついていることがあらためて示唆された。

重要な課題は、実学の中核となる実習体制の充実強化である。福祉系国家資格との比較研究を通して再確認されたことは、養成課程段階における養成校と施設現場との連携、実習指導の専門性の確保の重要性である。養成校においては、最低限専任の実習担当教員を確保することが不可欠であるとともに、実習を担当する施設の保育者や管理職者を含め最低限実習担当専門職者が配置されていること、そして実習担当者に対する講習や研修が義務づけられるなどの要件を課することが必要である。この点では様々な試みや仕組みづくりへの努力がすすんでいるが、他の国家試験を伴う国家資格と同様に、これを普及しその質を維持向上させるための制度化が求められる。

さらに今後は、養成校における教員体制の中に実習担当専門職者が職制としてより明確に位置づけられる方向について検討すべきである。

なお、地域における保育ニーズが拡大する中で、保育士や保育者が地域において果たす役割もまた拡大している。従来型の保育所等限られた施設におけるケアにかかわる実習に加えて、地域において子どもや家族の支援を行っている多様な施設や機関等における実習を行うことについても提案されている。今後、多様な保育サービス、子育て支援サービスにもかかわる実習の仕組みが一層求められてくる。その場合の実習の質を確保するためにも、実習担当専門職者の確保が重要な課題となってくるであろう。

## (3) その他検討すべきこと

本研究においては、専ら保育士の専門性に焦点をあてて研究をすすめたが、保育の専門性という点では、保育教諭、幼稚園教諭、そして子ども・子育て支援制度に基づく家庭的保育者、居宅訪問型保育者との関係性や関連性の検討課題、並びに養成にかかわる検討課題が多い。なかでも、保育士と非常に重なる専門職である幼保連携型認定こども園の保育教諭との関連性に関しては、今後一層その専門性や職域さらには保育者養成上の課題として検討が必要となることが予想される。

この点については、本研究を踏まえ、今後さらなる研究の課題として重視する必要がある。



## 研究者一覧

(所属・職名は平成27年3月31日現在)

### I 「保育士資格取得段階における保育士の専門性（知識、技術、判断、倫理）の相違に関する比較考察

#### I-1 部会 「養成校方式と試験方式に関する調査」

部会長 増田まゆみ（全国保育士養成協議会現代保育研究所副所長・東京家政大学教授）  
検討委員 石井章仁（千葉明德短期大学准教授） 石川昭義（仁愛大学教授）  
神長美津子（國學院大學教授） 倉掛秀人（せいがの森保育園園長）  
千葉茂明（社会福祉法人東京育成園理事長） 那須信樹（東京家政大学教授）  
西浦和樹（宮城学院女子大学教授） 橋本真紀（関西学院大学教授）  
松永静子（白梅学園大学准教授）  
研究協力者 爾 寛明（桜美林大学准教授）

#### I-2 部会 「保育士試験の実施方式及び内容に関する検証」

部会長 網野武博（全国保育士養成協議会常務理事・東京家政大学特任教授）  
検討委員 阿部和子（大妻女子大学教授）  
江藤久良良（上智社会福祉専門学校保育士科科长）  
金城 悟（東京家政大学教授）  
高橋貴志（全国保育士養成協議会現代保育研究所副所長・白百合女子大学教授）  
瀧口 優（白梅学園短期大学教授）  
研究協力者 樋口成樹（上智社会福祉専門学校専任教員） 戸田雅美（東京家政大学教授）  
五十嵐淳子（白鷗大学講師） 池田りな（大妻女子大学准教授）  
久富陽子（東京家政大学教授） 目良秋子（こども教育宝仙大学教授）  
飯牟礼悦子（大東文化大学講師） 堀 科（東京家政大学准教授）  
石川昌紀（東京家政大学講師） 高橋優子（東京家政大学助教）  
伊藤路香（東京家政大学大学院修士課程） 藤澤麻里（東京家政大学大学院修士課程）

### II 「保育士養成課程と他の国家資格の養成課程に関する比較研究」

#### II-1 部会 「保育士養成課程制度に関する歴史、現状及び課題に関する考察」

部会長 矢藤誠慈郎（岡崎女子大学教授）  
検討委員 城真衣子（愛知文教女子短期大学講師） 松山有美（至学館大学准教授）  
水落洋志（名古屋柳城短期大学准教授）

#### II-2 部会 「他の国家資格の養成課程制度に関する歴史、現状及び課題に関する考察」

部会長 上野谷加代子（同志社大学教授）  
検討委員 川井太加子（桃山学院大学教授）  
木下めぐみ（日本社会福祉士養成校協会事務局企画係長）  
小森 敦（日本社会福祉士養成校協会事務局次長）  
潮谷有二（長崎純心大学教授） 諏訪 徹（日本大学教授）

研究協力者 中谷陽明 (松山大学教授)  
 梅谷聡子 (社会福祉法人盛和福祉会京都大和の家)  
 南友二郎 (同志社大学大学院博士課程後期)

インタビュー協力者 (敬称略)

|           |                                  |                       |
|-----------|----------------------------------|-----------------------|
| I - 1 部会  | 天野珠路 (日本女子体育大学)                  | 上村初美 (砂山保育園)          |
|           | 尾木まり (子どもの領域研究所)                 | 柏女霊峰 (淑徳大学)           |
|           | 北野幸子 (神戸大学大学院)                   | 坂崎隆浩 (社会福祉法人清隆厚生会)    |
|           | 佐藤秀樹 (こどものくに保育園)                 | 島本一男 (社会福祉法人相友会諏訪保育園) |
|           | 千葉茂明 (東京育成園)                     | 千葉武夫 (聖和短期大学)         |
|           | 都留和光 (二葉乳児院)                     | 中澤 潤 (千葉大学教育学部)       |
|           | 普光院亜紀 (保育園を考える親の会)               | 藤野興一 (鳥取こども学園)        |
|           | 無藤 隆 (白梅学園大学)                    | 若盛正城 (認定こども園こどものもり)   |
| II - 1 部会 | 新井美保子 (愛知教育大学)                   | 伊東世光 (天使保育園)          |
|           | 後藤正教 (豊橋あゆみ学園)                   | 近藤正春 (桜花学園大学)         |
|           | 鳶田弘子 (愛知県蒲郡市役所子育て支援課)            |                       |
|           | 高橋裕朗 (豊橋ゆたか学園)                   | 高柳久子 (豊橋若草育成園)        |
|           | 武内孝子 (豊橋ひかり乳児院)                  | 成田朋子 (名古屋柳城短期大学)      |
|           | 西村重稀 (仁愛大学)                      | 久野裕美子 (愛知県豊川市役所子ども課)  |
|           | 水落敏博 (元函館医療保育専門学校)               |                       |
|           | 森永紗希子 (認定 NPO 法人フローレンスおうち保育園事業部) |                       |
| II - 2 部会 | 石塚かおる (児童養護施設つばさ園)               | 空閑浩人 (同志社大学)          |
|           | 渋谷篤男 (全国社会福祉協議会)                 | 白澤政和 (桜美林大学大学院)       |
|           | 栃本一三郎 (上智大学)                     | 本名 靖 (東洋大学)           |
|           | 山縣文治 (関西大学)                      |                       |

研究協力団体

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会  
 公益社団法人日本介護福祉士会

一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会  
 社会福祉法人全国社会福祉協議会